

平成 21 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知的財産の価値評価を踏まえた
特許等の活用の在り方に関する
調査研究報告書

～知的財産（資産）価値及び
ロイヤルティ料率に関する実態把握～

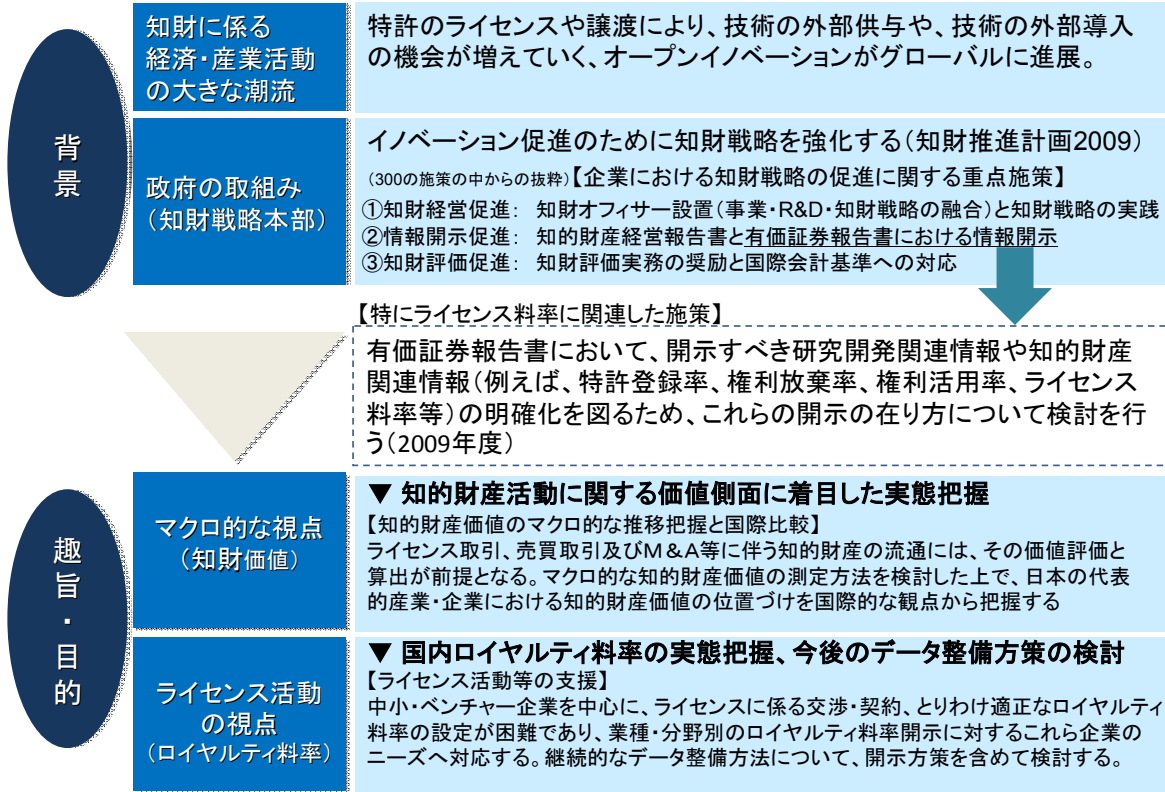
本編

平成 22 年 3 月

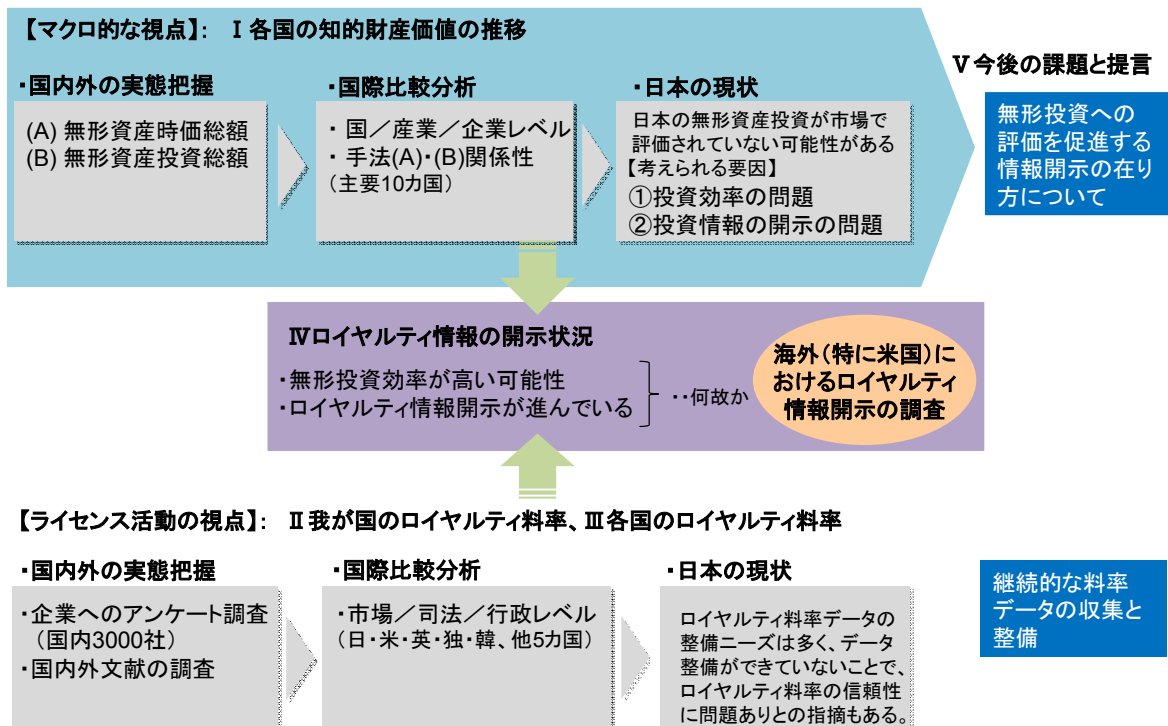
株式会社 帝国データバンク

要 約

本調査研究の背景



調査研究内容の全体像



調査報告書概要

I. 各国の知的財産価値の推移

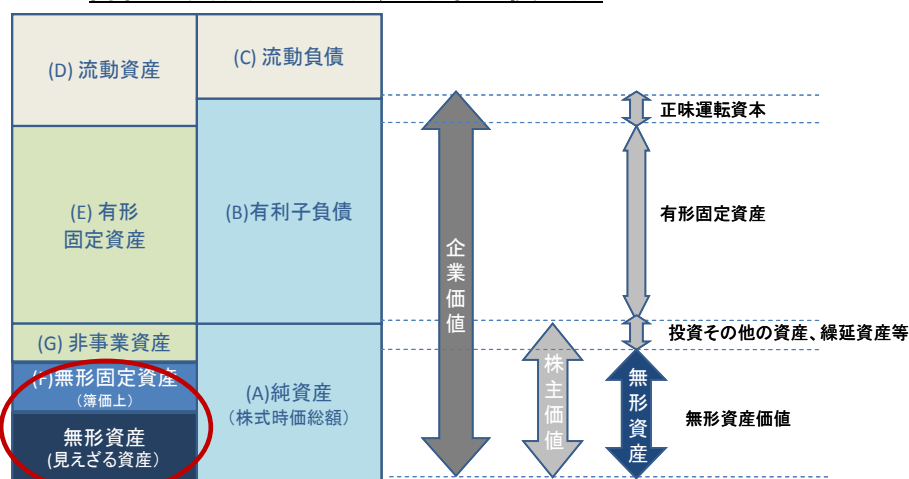
1. 無形資産価値の評価方法

我が国が形成する知的財産価値（または、無形資産価値）を次の手法で測定し、その推移をマクロレベル・主要企業レベルで調査を実施し、結果を考察した。無形資産価値の評価は、無形資産時価総額法（手法 A）、無形資産投資額法（手法 B）等を用いて実施した。

評価手法(A)による測定対象の模式図¹

【企業の貸借対照表】

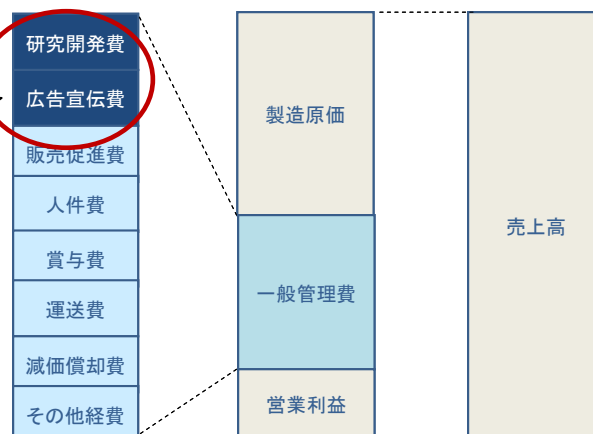
時価ベースのバランスシート（=ストック値）から、無形資産に相当する価値を算出する方法



評価手法(B)による測定対象の模式図

【企業の損益計算書】

企業の損益計算書（フロー値）の一般管理費項目中、知的財産の価値形成のために費用投入される研究開発費や広告宣伝費を集計する。



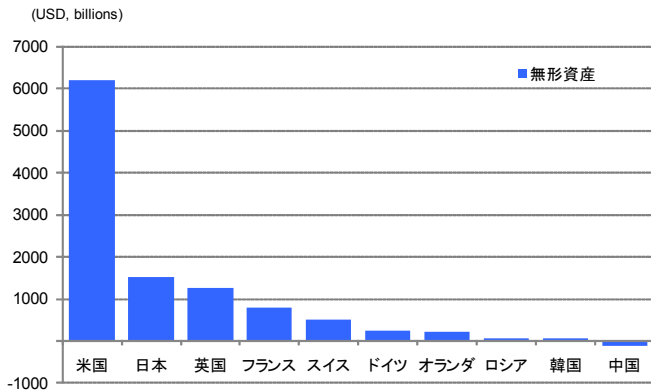
¹日本公認会計士協会「企業価値ガイドライン」経営研究調査会研究報告第32号23項（平成19年5月）を参考に作成。

2. 主要国における無形資産価値推移

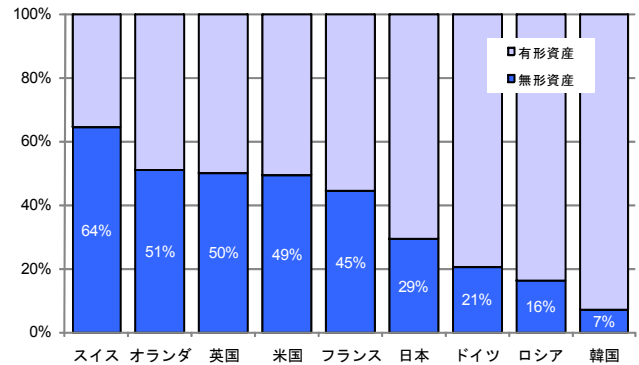
上記の方法（手法A、手法B）にて、無形資産価値を評価したうえで、さらに手法間の比較のうち無形投資/有形投資比率の手法間比較については、次の結果が得られた。

【手法A】

無形資産価値－2005年

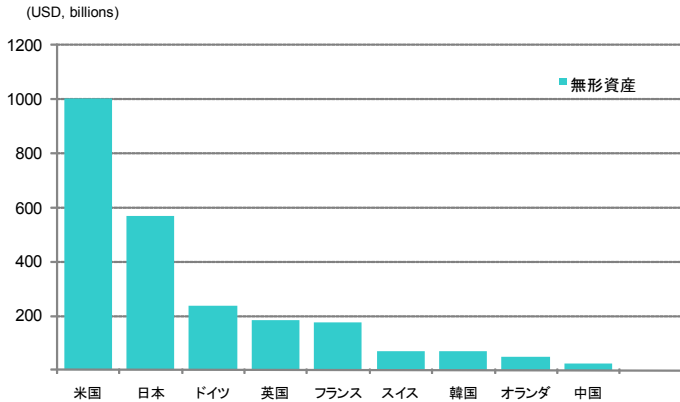


無形資産価値／有形資産価値比率-2005年時点

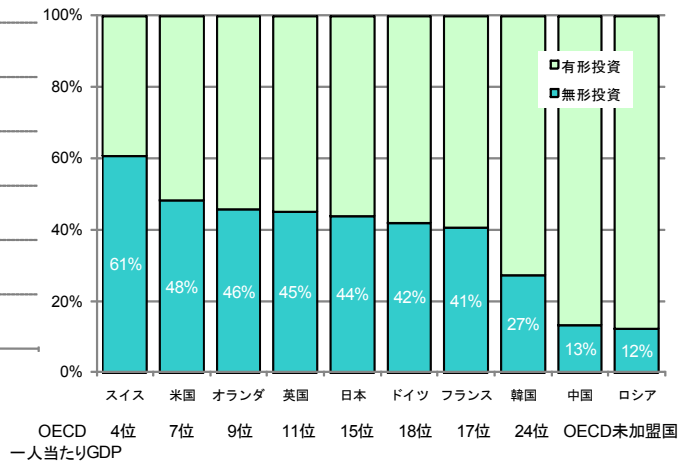


【手法B】

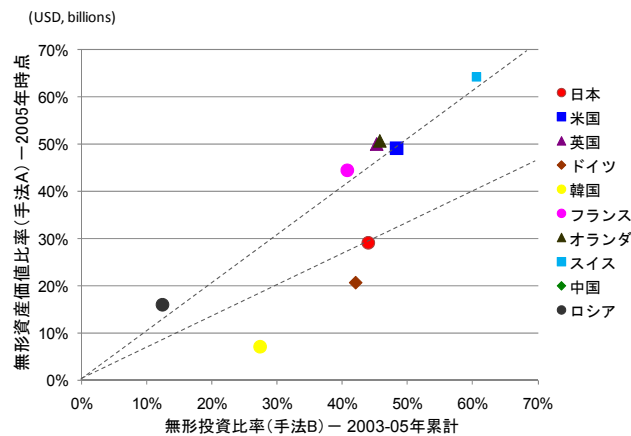
無形資産投資額－2005年



無形資産価値／有形資産価値比率
－2003～2005年累計



無形投資/有形投資比率の手法間比較－手法 A vs. 手法 B (2005 年時点)



手法Aにおいて、米国に続き、日本は第2位の位置にあり、株式市場で無形資産価値は認識されている。一方で、日本の価値水準は、英国やフランス等の欧州諸国と差がなく、市場で評価される無形資産価値が国際間比較で十分に高いレベルにあるとは言い難い。

手法Bにおいて、日本の無形投資の累積値でみた価値は、米国に続き単独の第2位であり、無形資産形成のための投資蓄積は十分に高いと言える。一方で、日本の全投資に対する無形投資比率(手法B) はスイス等より低く、国際比較では十分に高いとは言えない。

手法A/手法Bの手法間比較で分析すると、日本の手法A/手法B比率は米国や欧州諸国に比して低く、無形資産形成のための無形投資(手法B)が、株式市場における無形資産(手法A)に反映されていないことを示唆しているといえる。

3. 産業別(マクロ)の無形資産価値推移

手法A及び手法Bの評価手法により、産業別無形資産価値を各国間の比較により分析を行ったところ、下記の結果が得られた。

【手法A】中・小分類

大分類

| | 食品 | 一般機械 | 化学 | 電気 | 輸送機器 | 医薬 | 半導体・部品 | 自動車 | 全産業 | 製造業 | 小売業 | サービス業 |
|----|------|------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|-------|
| 1 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 日本 | 米国 | 米国 | 日本 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 |
| 2 | スイス | 日本 | 英国 | 日本 | 米国 | 英国 | 日本 | 韓国 | 日本 | 日本 | 日本 | 日本 |
| 3 | 英国 | フランス | スイス | 韓国 | 英国 | スイス | 韓国 | ロシア | 英国 | 英国 | 英国 | 英国 |
| 4 | オランダ | 英国 | 日本 | ドイツ | 韓国 | フランス | 英国 | フランス | フランス | フランス | フランス | フランス |
| 5 | フランス | ドイツ | フランス | 英国 | フランス | 日本 | フランス | 中国 | スイス | スイス | ドイツ | スイス |
| 6 | 日本 | 韓国 | ドイツ | フランス | オランダ | ドイツ | スイス | ドイツ | ドイツ | オランダ | オランダ | ドイツ |
| 7 | 中国 | スイス | オランダ | オランダ | 中国 | オランダ | ロシア | 米国 | オランダ | ドイツ | 韓国 | オランダ |
| 8 | 韓国 | ロシア | 中国 | スイス | ロシア | 韓国 | 中国 | — | ロシア | 韓国 | 中国 | 韓国 |
| 9 | ドイツ | 中国 | ロシア | 中国 | ドイツ | 中国 | ドイツ | — | 韓国 | 中国 | ロシア | 中国 |
| 10 | ロシア | オランダ | 韓国 | — | — | ロシア | — | — | 中国 | ロシア | スイス | — |

手法Aにおいて、中分類及び小分類では、各分野での順位にばらつきがあり、「輸送機器」及び「自動車」においては、日本が首位となっている。一方で、「食品」、「医薬」で日本の

位置が相対的に低い。米国は、「輸送機器」と「自動車」以外の各分野で首位であるが、「自動車」においては下位となっている。欧州諸国の中でフランスやドイツは、全産業の全般において概ね中位の位置にある。英国やスイスは「食品」、「化学」、「医薬」といった分野で上位に食い込んでおり、韓国は「電気（コンピュータ・電子機器）」、「半導体・電子部品」、「自動車」の分野で日本に次ぐ上位に位置している。

【手法B】中・小分類

大分類

| | 食品 | 一般機械 | 化学 | 電気 | 輸送機器 | 医薬 | 半導体・部品 | 自動車 | | 全産業 | 製造業 | 小売業 | サービス業 |
|----|------|------|------|------|------|------|--------|------|----|------|------|------|-------|
| 1 | 米国 | 日本 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 1 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 |
| 2 | 日本 | 米国 | 日本 | 日本 | 日本 | 英国 | 日本 | ドイツ | 2 | 日本 | 日本 | 日本 | 日本 |
| 3 | スイス | ドイツ | ドイツ | ドイツ | ドイツ | スイス | 韓国 | 日本 | 3 | ドイツ | ドイツ | 英国 | 英国 |
| 4 | 英国 | オランダ | 英国 | 韓国 | フランス | 日本 | ドイツ | フランス | 4 | 英国 | 英国 | フランス | フランス |
| 5 | オランダ | フランス | スイス | オランダ | 英国 | ドイツ | 英国 | 韓国 | 5 | フランス | フランス | ドイツ | ドイツ |
| 6 | フランス | 中国 | フランス | 英国 | 韓国 | フランス | スイス | 中国 | 6 | スイス | スイス | オランダ | 韓国 |
| 7 | 韓国 | スイス | 韓国 | フランス | オランダ | オランダ | 中国 | ロシア | 7 | 韓国 | 韓国 | 韓国 | スイス |
| 8 | ドイツ | 英国 | オランダ | 中国 | 中国 | 中国 | フランス | — | 8 | オランダ | オランダ | 中国 | オランダ |
| 9 | 中国 | 韓国 | 中国 | スイス | ロシア | 韓国 | — | — | 9 | 中国 | 中国 | スイス | 中国 |
| 10 | ロシア | ロシア | ロシア | — | — | ロシア | — | — | 10 | — | ロシア | ロシア | — |

手法Bでは、中分類及び小分類において、多くの分野で日本は第2位であり、「一般機械」では日本が首位となっている。米国は、「一般機械」を除く各分野で首位である。欧州諸国の中では、ドイツが各産業の第3位あるいは中位に位置している。英国やスイスは「食品」、「医薬」といった分野で上位に食い込んでおり、韓国は、「電気（コンピュータ・電子機器）」、「半導体・電子部品」の分野で上位に位置している。

さらに、中分類及び小分類別に、手法A/手法B比率をみたところ、日本の手法A/手法B比率が輸送機器や自動車で米国等より高く日本の優位性が見られる。一方で、食品や電気においては、日本の手法A/手法B比率が他国より低いという傾向が見られる。前述のように手法A/手法B比率は、無形資産形成のための無形投資（手法B）が、株式市場における無形資産価値（手法A）に反映される度合を示しているが、産業の特殊性や企業行動等、各産業において市場の無形資産価値に影響を及ぼす個別要因があると考えられる。

4. 企業別の無形資産価値推移

手法A及び手法Bの評価手法により、企業別無形資産価値を2005年時点のデータに基づき企業間で比較分析を行う。調査対象先としては、研究開発費及び広告宣伝費の世界上位100社の約85%が含まれる輸送機器・電気機器・化学・食品・小売の5業種を選定し、そ

の業種の 172 社を対象とし、重複を除いた 129 社を選出した。

上記方法で分析を行った結果、輸送機器（自動車・航空他）と電気機器（電子・半導体）、小売の3分野では、手法AとBの価値において、上位企業の順位の入れ替わりが顕著に見られた。

食品、化学（医薬・化粧品・化学）の手法 A/手法 B 比率でみると、多くの企業が価値の大小はあるものの、同様の比率に収斂する傾向にある。一方で、輸送機器、電気機器、小売では、各企業の手法 A/手法 B 比率は分散しており、全体で一定の方向性が見られない。しかしながら、輸送機器や電気機器においては、特定の分野に特化した企業において、手法 A/手法 B 比率が、同様の比率に集約される傾向も見られる。

II. 我が国のロイヤルティ料率

1. 技術分類別ロイヤルティ料率（国内アンケート調査）

（1）アンケート調査実施概要

（i）調査対象3,006件

下記の方法にて複合的に抽出、重複データ削除のうえ、合計を調査対象とした。

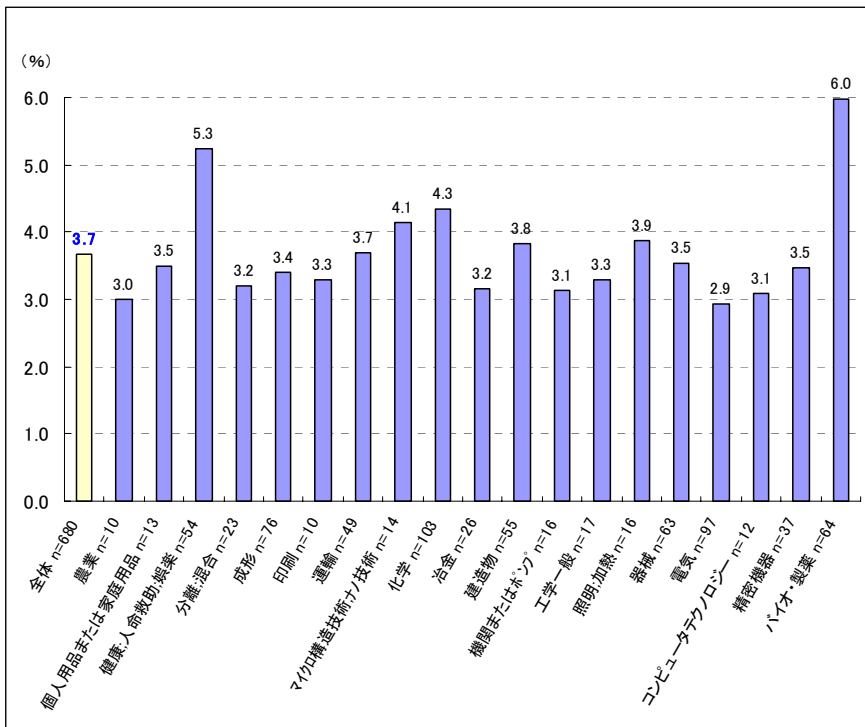
- ① 2007年（2007年1月1日～12月31日）において日本で特許出願を行った国内企業・団体のうち、合計出願件数の上位となっている企業・団体（対象2,031件）。
- ② 株式会社帝国データバンク保有データ信用調査報告書ファイル（約143万社収録）の中から、ライセンス契約を実施していると判断できる企業を抽出（対象975件）。

（ii）調査票の回収状況

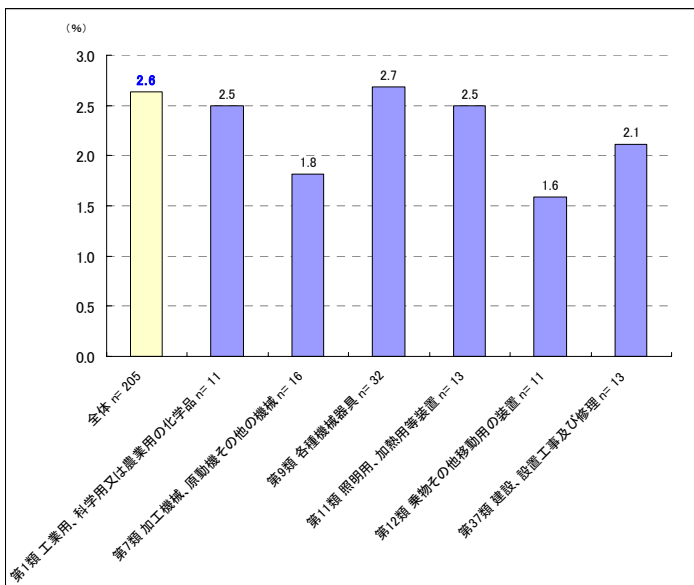
総回答数 920 件（回答率 30.6%）うち有効回答は 563 件（有効回答率 18.7%）

(2) アンケート調査結果²

特許権のロイヤルティ料率の平均値

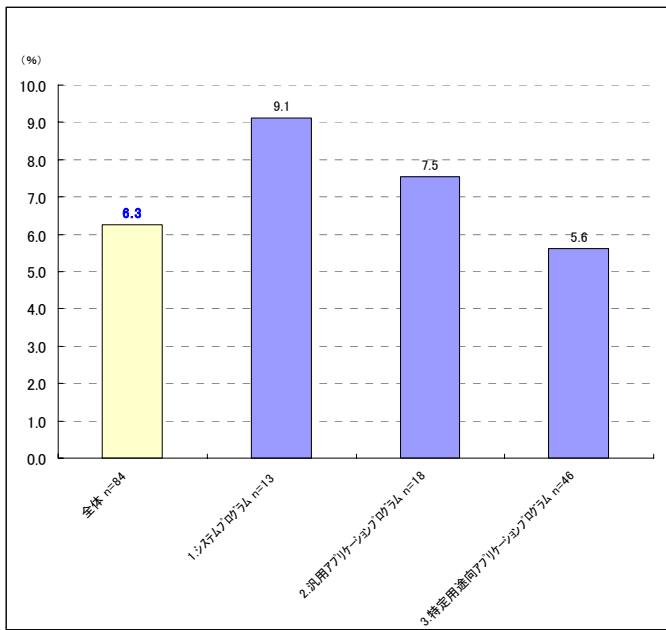


商標権のロイヤルティ料率の平均値

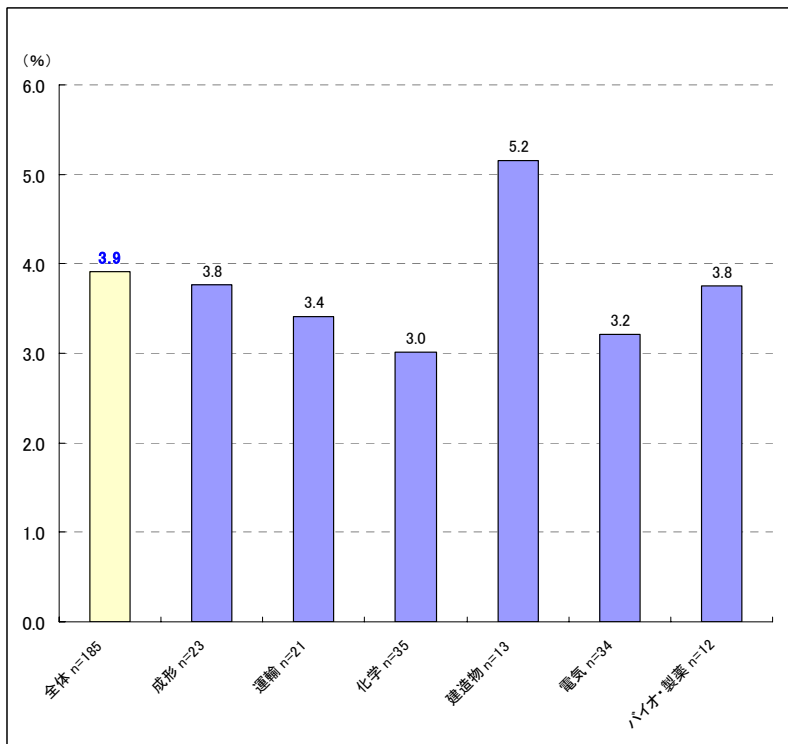


² (前提1) ライセンス・アウト (ライセンスを与える側) の立場での回答としている。
 (前提2) 国内同業他社へのライセンスを想定の上で回答している。
 (前提3) 通常実施権2によるライセンスを想定の上で回答している。
 (前提4) 正味販売高に対する料率を想定の上で回答している。
 (前提5) 特殊な事情 (エンタプライアマーケットバリュール2によるロイヤルティ算定、契約相手の事情など) を捨象したケースについて回答している。
 (前提6) ロイヤルティ料率相場はカテゴリ選択肢で回答であるが、集計時には各選択肢の中央値をロイヤルティ料率として集計を行った。

プログラム著作権のロイヤルティ料率の平均値



技術ノウハウのロイヤルティ料率の平均値



Ⅲ. 各国のロイヤルティ料率

1. ロイヤルティ料率の動向

国内企業・ロイヤルティ料率アンケート調査と文献調査におけるロイヤルティ料率の比較

| 産業分野 | 国内アンケート結果 | 各国市場料率データ(先行文献) | | | | | 「国内アンケート」-「先行文献」の差分 | |
|---------|-----------|-----------------|-------|------|------|----------|---------------------|-------|
| | | 日本 | 米国 | ドイツ | 韓国 | 4カ国単純平均値 | 日本 | 4カ国平均 |
| ソフトウェア | 6.3% | - | 11.6% | - | 5.9% | 8.8% | | |
| 医薬・バイオ | 6.0% | 7.1% | 7.7% | 5.9% | - | 6.9% | | |
| 精密機械 | 3.5% | 6.8% | 5.8% | 4.0% | 4.0% | 5.2% | | |
| 輸送機械 | 3.4% | 4.3% | 4.8% | 4.8% | 4.0% | 4.5% | -0.9% | -1.1% |
| 化学 | 5.3% | 5.3% | 4.8% | 2.7% | 3.4% | 4.1% | 0.0% | 1.3% |
| 石油・石炭 | 3.7% | 4.0% | - | 3.0% | 3.0% | 3.3% | -0.3% | 0.4% |
| 一般機械 | 3.4% | 4.2% | 5.3% | 3.0% | 2.8% | 3.8% | -0.8% | -0.4% |
| PC・OA機器 | - | - | 5.3% | 3.3% | 2.3% | 3.6% | | |
| 通信・通信装置 | 2.9% | 3.3% | 5.5% | - | 3.1% | 4.0% | -0.4% | -1.1% |
| 食品 | 5.5% | 3.7% | 3.9% | 2.0% | 3.3% | 3.2% | 1.8% | 2.3% |
| 半導体 | - | - | 5.1% | 3.4% | - | 4.3% | | |
| 金属 | 3.3% | 3.6% | - | 4.0% | 3.5% | 3.7% | -0.3% | 0.2% |
| プラスチック | 3.4% | 3.9% | - | 2.7% | 2.7% | 3.1% | -0.5% | 0.3% |

2. 司法決定によるロイヤルティ料率調査結果

(i) 日本

産業別司法決定ロイヤルティ料率 (2004~2008年)

| 産業 | 司法データ | | | | 市場データ | 司法-市場 |
|-----------|-------|-------|------|----|-------|-------|
| | 平均値 | 最大値 | 最小値 | 件数 | 平均値 | 差異 |
| 化学 | 6.1% | 20.0% | 0.3% | 5 | 5.4% | 0.7% |
| 金属 | 5.1% | 10.0% | 0.7% | 6 | 3.6% | 1.5% |
| 機械 | 3.9% | 10.0% | 1.0% | 12 | 4.2% | -0.3% |
| 輸送機械 | 5.0% | 5.0% | 5.0% | 1 | 4.3% | 0.7% |
| 電気 | 3.0% | 7.0% | 1.0% | 6 | 4.4% | -1.4% |
| 食品 | 3.5% | 5.0% | 2.0% | 2 | 3.9% | -0.4% |
| ゴム・プラスチック | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 1 | 4.6% | -1.6% |
| パルプ・紙 | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 2 | 5.3% | -4.6% |
| 木製品 | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 1 | 5.9% | -2.9% |
| 建設技術 | 2.8% | 3.0% | 2.0% | 4 | 3.5% | -0.8% |
| その他 | 7.3% | 12.0% | 3.0% | 4 | 8.6% | -1.4% |
| 非開示等 | | | | 2 | | |
| 合計 | 4.2% | 20.0% | 0.3% | 46 | 平均差異 | -0.9% |

(ii) 米国

産業別司法決定ロイヤルティ料率 (2004~2008年)

| 産業 | 司法決定料率 | | | | 市場データ | 司法-市場 |
|-----------|--------|-------|-------|----|-------|-------|
| | 平均値 | 最低値 | 最高値 | 件数 | 平均値 | 差異 |
| 化学 | 6.3% | 6.0% | 6.5% | 2 | 4.8% | 1.5% |
| 医薬・バイオ | 6.9% | 3.0% | 14.0% | 4 | 7.7% | -0.8% |
| 電気・電子 | 13.1% | 0.75% | 29.2% | 5 | 5.2% | 7.9% |
| 食品 | 11.0% | 11.0% | 11.0% | 2 | 3.9% | 7.1% |
| 繊維 | 6.9% | 5.0% | 8.0% | 3 | - | - |
| ゴム・プラスチック | 6.0% | 6.0% | 6.0% | 1 | - | - |
| 娯楽 | 9.8% | 4.0% | 15.5% | 2 | - | - |
| 出版 | 10.0% | 10.0% | 10.0% | 1 | - | - |
| ソフトウェア | 21.3% | 12.5% | 30.0% | 2 | 11.6% | 9.7% |
| 合計 | 10.3% | 0.75% | 30.0% | 22 | 平均値 | 5.1% |

3. 行政決定によるロイヤルティ料率調査結果

ドイツにおける職務発明に関するロイヤルティ料率³

| 技術分野 | 平均 | 最大値 | 最小値 | 件数 |
|--------------|-------|-------|-------|----|
| 無機化学 | 2.47% | 5.00% | 0.50% | 10 |
| 有機化学 | 1.65% | 5.00% | 0.10% | 43 |
| 他化学 | 1.35% | 2.00% | 0.50% | 13 |
| (化学小計) | 1.71% | 5.00% | 0.10% | 66 |
| 石油・石炭 | 1.27% | 1.50% | 0.10% | 6 |
| 医薬品・バイオ | 3.26% | 7.00% | 0.75% | 29 |
| 鉄・非鉄 | 2.91% | 5.00% | 0.50% | 23 |
| 金属製品 | 2.47% | 5.00% | 0.25% | 18 |
| (金属小計) | 2.72% | 5.00% | 0.25% | 41 |
| 原動機・ボイラ | 1.76% | 4.00% | 0.50% | 46 |
| 金属加工機械 | 2.79% | 8.00% | 0.25% | 72 |
| 一般産業機械 | 2.38% | 8.00% | 0.16% | 80 |
| 精密機械(電気計測含む) | 2.75% | 7.00% | 0.10% | 78 |
| 輸送(自動車等) | 1.84% | 6.00% | 0.30% | 32 |
| 輸送(鉄道) | 1.94% | 4.00% | 0.50% | 13 |
| 輸送(船舶・航空機) | 2.39% | 8.00% | 0.50% | 9 |
| 他機械(牽引・運搬) | 2.18% | 5.00% | 0.10% | 71 |
| 他機械(冷凍等) | 2.27% | 4.00% | 1.20% | 12 |

| 技術分野 | 平均 | 最大値 | 最小値 | 件数 |
|--------------|-------|-------|-------|-----|
| 電気素子(半導体・部品) | 1.77% | 5.00% | 0.25% | 66 |
| 発電・変換・配電 | 2.15% | 5.00% | 0.25% | 24 |
| 電子回路技術 | 1.19% | 4.00% | 0.30% | 8 |
| 電気通信技術 | 2.21% | 4.00% | 0.30% | 45 |
| 民生電気(照明) | 1.44% | 3.00% | 0.10% | 12 |
| 食料品 | 2.20% | 3.00% | 1.50% | 5 |
| ガラス・セメント | 2.65% | 5.00% | 0.80% | 14 |
| 繊維製品 | 2.25% | 8.00% | 0.10% | 25 |
| プラスチック | 2.55% | 5.00% | 0.50% | 38 |
| 紙製品 | 2.18% | 3.00% | 1.20% | 4 |
| 印刷 | 2.18% | 5.00% | 1.00% | 17 |
| 木製品・皮製品 | 2.86% | 7.00% | 1.00% | 7 |
| 建設技術 | 2.17% | 5.00% | 0.20% | 64 |
| (合計) | | | | 884 |

Lizenzsätze für Technische Erfindungen (2007年)

³ Ortwin Hellebrand, Gernpt Kaube, Dr. Roland von Falckensten, Lizenzsätze für Technische Erfindungen 3rd, Carl Heymanns Verlag, 2006, ISBN978-3-452-25690-4 より各 IPC コード別に集計。

IV. ロイヤルティ情報の開示状況

ロイヤルティ情報開示に関しての背景を米国の財務会計制度の観点から調査を実施し、日米欧の主要企業によるロイヤルティ情報の開示状況等について調査を行った結果、以下の事項が判明した。

米国財務会計基準 SFAS68 において、他社からの資金提供を含む研究開発成果のライセンスについては、重要なライセンス契約での購入条件について開示を要請している（ただし、料率、一時金といった具体的な規制項目はない）。また、米国証券取引所のガイドラインや米国財務会計基準における開示基準の中で、ロイヤルティ料率等のライセンス条件を開示する規制は見当たらない。企業の判断により、ライセンス契約が売上、利益等に与えるインパクトを考慮して開示がなされていると思われる。

日米欧の主要企業によるロイヤルティ情報の開示状況の比較をみると、日本企業は、個別ライセンス契約の存在自体について、有価証券報告書の「重要な契約」項目で開示しているが、契約先会社名、契約時期、ロイヤルティの種類（ランニングロイヤルティか一時金か）のみの記載にとどまっている。一方、欧米企業は主要な個別ライセンス契約については、一時金やロイヤルティ料率等、定量的な情報を加味してライセンス契約について解説的な記載がされている。

ロイヤルティ料率については、日本企業では開示がされていない一方で、欧米企業の一部（5社）では開示が進んでいる。一時金情報については、欧米企業は17社が開示しているのに対し、日本企業は1社と、日本－欧米企業間で開示企業数に大きな乖離がある。

V. 今後の課題と提言

1. 日本企業の無形資産評価向上に資する開示の在り方

本調査研究会では、国・産業レベルのマクロ的な知的財産価値を測定するいくつかの方法について検討した上で、日本の代表的産業および企業における知的財産価値の位置づけを国際的な観点から把握することを試みた。

各企業が保有する知的財産を個別に測定して、これら個別の知的財産価値を積み上げてマクロ的に集計する評価手法は、計測作業の面で相当な困難を伴い現実的には不可能であることから、代替的なマクロ的評価手法にて検討した。

その結果、日本の「無形資産時価総額法（手法 A）/無形資産投資額法（手法 B）」比率は

米国や欧州諸国に比して総じて低いことが見て取れた。すなわち、日本の企業は金額としては高いレベルの無形資産投資を実行しているにもかかわらず、株式市場において認識される無形資産価値が相対的に低いことを表している。当該国のマクロ的な経済環境や、企業による株式資金調達行動の選好度合など、各国の株式市場における価格形成は国によって多少なりとも差があることには注意しなければならないものの、先進国で国際比較を試みると、日本の主要産業の多くは、無形資産価値形成のための投資は高い金額レベルで継続的に実行しているにも関わらず、株式市場においては無形資産価値として認識されている度合いが低いことを示唆しているものと考えられる。

一方、特に米国を始めとして、英国やフランスなどの欧米諸国は、日本と反対に、手法Aと手法B比率は高く、多くの産業にて無形資産投資効率が高い可能性が示唆される結果となっている。

本研究会で議論をした結果、上記の観察結果に対する考えられる要因として以下の二つの指摘があった。

① 無形投資効率の問題

日本企業は積極的に無形資産に係る投資をしているにも関わらず、その無形資産投資が効率的に利用されず価値として認識されるに至っていない可能性があるとの見方である。

② 無形資産に係る情報開示の問題

もう1つの考えられる要因は、例えば研究開発投資を積極的に実施し、かつそれが事業活動に統合的で効率的に活用されているにもかかわらず、無形投資の行動に係る計画や戦略などがうまく開示されておらず、投資家はその企業の将来性を判断するのに資する無形資産情報が市場関係者にうまく伝達されていないのではないかとの考え方である。

無形資産情報の範囲は広範かつ多岐にわたるが、今回の調査報告のもう一つの主要目的であるロイヤルティに関する情報開示にまず焦点をあてて検討を行ってみた。

日米欧間でロイヤルティ情報の開示状況について調査を実施したところ、米国企業はForm 10-K等の法定開示書類で開示している例が多いことが分かった。

一方で、日本企業の場合、有価証券報告書等の法定開示書類では、重要な契約の開示義務があるため、主要なライセンス契約の存在や契約相手先について開示しているものの、そのライセンス契約が金額的にどのようなインパクトを持つ契約なのかの定量的な把握が難しい開示内容に現状とどまっている。なお、無形資産投資効率に関する情報開示上の指摘事項は、ロイヤルティ料率に限ったものではなく、より広範囲な無形資産情報開示の問

題でもある。

また、国際会計基準へのコンバージェンスの観点から、無形資産価値算定の際に採用したロイヤルティ料率等を自主的に開示する流れも考えられ、グローバル基準への対応の中で、日本企業も同様なロイヤルティ料率の自主開示を求められる可能性あるとの指摘もあった。

企業競争力の源泉が、知的資産能力に大きく依存する社会経済構造になる中で、国内の企業が研究開発や経営戦略の情報提供だけでなく、知的財産とその将来キャッシュフロー創出能力を積極的に開示することで、世界各国の投資家市場からより適正なる企業評価を受けることはますます重要になると思われる。我が国においても知的資産報告書にてロイヤルティ情報の任意開示が進められている中、例えば、国内の上場主要企業による知的財産のライセンス活動とその経済的価値への貢献（ロイヤルティ料率や一時報奨金等）に関して適切な情報開示が行われるよう、ロイヤルティ情報を含めたより広範な無形資産情報の開示について、本研究会以降も引き続き検討を進める必要があると考えられる。

2. 国内ロイヤルティ料率情報の整備に向けた提言

オープンイノベーションが進展していく中で、技術の外部供与や外部導入によるライセンス活動の機会が増えていくことが今後も予想される。この状況の中で、知的財産の流通や、知的財産価値を踏まえた中小企業融資等では、無形資産評価の要請が今後とも多くなると想定される。また、企業買収時の国際会計基準対応上の局面等でも同様に、買収先の無形資産についてはある一定の要件を満たす無形資産については個別の評価が必要とされていることから、ロイヤルティ料率整備へのニーズはより高まり、今後も継続的に対応していく必要がある。定期観測による、信頼性を可能な限り担保した組織的な手段による料率整備の検討を行う必要があり、一つの検討案として、特許庁「知的財産活動調査」にて、主要なライセンス活動におけるロイヤルティ料率の情報収集を実施する方法が挙げられる。





はじめに

産業財産権制度は、例えば特許法では「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」を目的（同法第1条）としているなど、知的財産の保護のみならず、その円滑な活用により産業を発達させることが極めて重要な課題となっている。特に、オープン・イノベーションが進展していく中で、今後我が国においても、技術等の外部供与や外部導入を行うケースが増えていくことが予想され、知的財産のライセンスや売買といった外部との関係において知的財産を活用することが、今以上に求められるものと考えられる。特許庁においても、知的財産の保護のみならず、活用の観点から、特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設、通常実施権の登録に係る登録事項の開示の制限といった措置（平成20年4月18日法律第16号）等を講じているところである。

このような状況を踏まえ、今後更なる知的財産の活用の在り方を検討するためには、その前提として、これまでの活動が国・産業というマクロレベルおよび主要企業レベルでどのように評価できるのかを把握する必要がある。

また、各企業においては、知的財産のライセンス、売買及びM&A等に伴う知的財産の活用の際し、その価値評価を行うことが求められるが、現状では幾つかの困難な点が見られる。特に、代表的な価値評価方法の一つであり、実務的な運用面を考慮したロイヤルティ免除法に関して、価値算出のために用いるロイヤルティ料率を速やかに設定することが困難であるとの指摘がある。加えて、中小・ベンチャー企業を中心に、ライセンスに係る交渉・契約、とりわけ適正なロイヤルティ料率の設定が困難であることから、業種・分野別のロイヤルティ料率情報に対する強いニーズがある。

さらに、各企業における知的財産の活用に伴って、企業収益に対する知的財産の影響が強くなると考えられるが、その場合、資本市場において、上場企業の知的財産又はこれを包含する知的資産や無形資産に関する情報の重要度とその開示に対するニーズが増すものと考えられる。そのため、知的財産・知的資産・無形資産に係る開示情報の一つとして、海外のロイヤルティ情報の開示状況を参考に今後の開示の在り方を検討することも重要と考えられる。

そこで、今回、知的財産の価値評価とロイヤルティ料率に焦点をあて、今後の特許等の活用促進に向けた制度整備・施策検討に資するための調査研究を行い、その成果を報告書として取りまとめることになった。

平成 22 年 3 月

株式会社帝国データバンク

「知的財産（資産）価値及びロイヤルティに関する調査委員会」
委員会名簿

委員長

石井 康之 東京理科大学専門職大学院 総合科学技術経営研究科
知的財産戦略専攻 教授

委員

植杉 威一郎 一橋大学経済研究所 准教授

川村 裕一郎 本田技研工業株式会社 知的財産部 企画室 室長

工藤 一郎 工藤一郎国際特許事務所 代表

鈴木 公明 東京理科大学専門職大学院 総合科学技術経営研究科
知的財産戦略専攻 准教授

寺岡 徹 富士通株式会社 知的財産権本部 渉外部
シニアディレクタ

日野 慎二 株式会社パテント・ファイナンス・コンサルティング
代表取締役

藤原 誉康 日本公認会計士協会 経営研究調査会
知的財産専門部会長

淵邊 善彦 TMI 総合法律事務所 弁護士

百瀬 隆 ダイセル化学工業株式会社 知的財産センター
センター長

森 收平 森特許事務所 所長・弁理士

守屋 文彦 ソニー株式会社 知的財産センター センター長

吉野 仁之 Japan IP Network 株式会社 代表取締役

龍神 嘉彦 龍神国際特許事務所 所長

オブザーバ

中原 裕彦 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 室長

石原 徹弥 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 課長補佐

佐藤 力哉 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 課長補佐

俣野 敏道 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 課長補佐

鹿児島 直人 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 総括係長

加藤 哲也 内閣官房 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐

| | |
|-------|--|
| 井上 直樹 | 金融庁 総務企画局 企業開示課 課長補佐 |
| 木崎 真人 | 金融庁 総務企画局 企業開示課 開示企画係長 |
| 梶本 直樹 | 特許庁 総務部 企画調査課 研究班長 |
| 前川 久治 | 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部 事業承継・知的資産経営支援室 室長 |
| 門脇 正孝 | 株式会社損害保険ジャパン 企画開発部 主任 |
| 松村 健一 | 株式会社パテント・ファイナンス・コンサルティング |
| 小林 泰子 | 工藤一郎国際特許事務所 弁理士 |
| 関 大地 | 公認会計士 |

事務局

| | |
|-------|--------------------------|
| 杉 知子 | 株式会社帝国データバンク 産業調査部 政策支援課 |
| 宮谷 昌宏 | 株式会社帝国データバンク 産業調査部 政策支援課 |

目次

要約

はじめに

委員会名簿

| | | |
|-----|-----------------------------|--------|
| I. | 各国の知的財産価値の推移 | - 1 - |
| 1. | 無形資産価値の評価方法 | - 1 - |
| (1) | 無形資産価値の評価手法 | - 1 - |
| (2) | 無形資産価値の調査対象範囲 | - 4 - |
| 2. | 主要国における無形資産価値推移 | - 6 - |
| (1) | 全産業（手法A：無形資産時価総額法） | - 6 - |
| (2) | 全産業（手法B：無形資産投資額法） | - 7 - |
| (3) | 全産業（手法C：知的資産ストック計測法） | - 9 - |
| (4) | 全産業（手法D：技術貿易額計測法） | - 10 - |
| (5) | 手法A, Bの手法間分析および有形/無形比較分析 | - 11 - |
| (6) | まとめ | - 14 - |
| 3. | 産業別（マクロ）の無形資産価値推移 | - 16 - |
| (1) | 産業別無形資産時価総額（手法A）による分析（大分類） | - 16 - |
| (2) | 産業別無形資産時価総額（手法A）による分析（中小分類） | - 18 - |
| (3) | 産業別無形資産投資総額（手法B）による分析（大分類） | - 23 - |
| (4) | 産業別無形資産投資総額（手法B）による分析（中小分類） | - 25 - |
| (5) | 産業別価値測定手法間の比較 | - 30 - |
| 4. | 企業別の無形資産価値推移 | - 36 - |
| (1) | 調査対象先 | - 36 - |
| (2) | 企業別無形資産調査結果 | - 37 - |
| (3) | まとめ | - 46 - |
| II. | 我が国のロイヤルティ料率 | - 47 - |
| 1. | ロイヤルティ料率情報整備に対するニーズと背景 | - 47 - |
| 2. | 技術分類別ロイヤルティ料率（国内アンケート調査） | - 48 - |
| 3. | 主要業種の料率決定要因の特徴（国内ヒアリング調査） | - 73 - |
| (1) | ライセンス交渉を実施する部門 | - 73 - |
| (2) | ライセンス交渉を実施するための情報収集 | - 73 - |

| | | |
|------|---|---------|
| (3) | 大企業におけるロイヤルティ料率決定手順..... | - 73 - |
| (4) | 中小企業におけるロイヤルティ料率決定手順..... | - 74 - |
| 4. | アンケート調査調査結果 実施料率と各業種利益率との比較..... | - 82 - |
| (1) | アンケート調査結果 ロイヤルティ料率と利益率の比較..... | - 82 - |
| III. | 各国のロイヤルティ料率..... | - 83 - |
| 1. | ロイヤルティ支払いの一般的な規定方法..... | - 83 - |
| (1) | ロイヤルティ設定方式..... | - 83 - |
| (2) | ロイヤルティ算定方式..... | - 86 - |
| (3) | ロイヤルティ算定に係る一般的な基本理論..... | - 87 - |
| 2. | 各国ロイヤルティ調査..... | - 89 - |
| (1) | 調査方法の概要..... | - 89 - |
| 3. | ロイヤルティ料率の動向..... | - 93 - |
| (1) | 一般データ調査結果..... | - 93 - |
| (2) | 各国間の一般ロイヤルティの分析..... | - 98 - |
| (3) | 一般データと無形資産時価総額の比較分析..... | - 99 - |
| (4) | 国内企業・ロイヤルティ料率アンケート調査と文献調査におけるロイヤルティ料率の比較..... | - 107 - |
| 4. | 司法決定によるロイヤルティ料率..... | - 107 - |
| (1) | 日米長期データ..... | - 108 - |
| (2) | 司法決定ロイヤルティ料率調査結果..... | - 109 - |
| (3) | 司法判例におけるロイヤルティ料率適用の考え方..... | - 117 - |
| 5. | 行政決定によるロイヤルティ料率..... | - 123 - |
| (1) | ドイツにおける職務発明に関するロイヤルティ料率..... | - 123 - |
| (2) | License of Right 制度に基づく行政決定ロイヤルティ料率..... | - 124 - |
| 6. | 米国の知財紛争における和解決定によるロイヤルティ..... | - 128 - |
| (1) | 調査概要..... | - 128 - |
| 7. | 移転価格税制に係るロイヤルティ..... | - 130 - |
| (1) | 移転価格税制の概要..... | - 130 - |
| (2) | 移転価格税制における独立企業間価格..... | - 131 - |
| (3) | 無形資産取引における独立企業間価格..... | - 131 - |
| (4) | 無形資産取引の移転価格税制に係るロイヤルティ事例..... | - 132 - |

| | | |
|-----|--------------------------|---------|
| IV. | ロイヤルティ情報の開示状況 | - 133 - |
| 1. | 米国の開示に関する基準及び制度 | - 133 - |
| (1) | ロイヤルティ開示情報に係る米国財務会計基準 | - 133 - |
| (2) | 米国証券取引所の開示ガイドライン | - 134 - |
| (3) | 財務諸表における無形資産の情報 | - 136 - |
| (4) | まとめ | - 136 - |
| 2. | 日米欧におけるロイヤルティ情報の開示状況 | - 137 - |
| (1) | 日米欧企業の開示状況の調査 | - 137 - |
| 3. | 国際会計基準に関する動向 | - 139 - |
| (1) | 無形資産に係る国際会計基準動向 | - 139 - |
| (2) | 各国会計基準における無形資産の定義 | - 140 - |
| (3) | 国際会計基準変更によるロイヤルティ情報等の必要性 | - 141 - |
| V. | 今後の課題と提言 | - 142 - |
| 1. | 日本企業の無形資産評価向上に資する開示の在り方 | - 142 - |
| 2. | 国内ロイヤルティ料率情報の整備に向けた提言 | - 146 - |





I. 各国の知的財産価値の推移

1. 無形資産価値の評価方法

知識集約型経済の急速な発展に伴い、企業活動において、特許、ブランド、営業秘密等の知的財産を、人的資産、組織力、顧客とのネットワークといった様々な知的資産・無形資産と組み合わせて活用し、これら企業が提供する製品・サービスの競争力を高めること（知的資産経営）が求められている。そこで、このような競争力の源泉となる知的財産を始めとする無形資産が、これまでどのように評価されてきたのかを把握するため、各企業が形成する無形資産価値を測定し、その推移を国・産業というマクロレベルおよび主要企業レベルで調査し、結果について考察する。

ここで、個別の知的財産価値を算定しようとした場合、ロイヤルティ免除法等の採用により、知的財産を活用した事業の将来収益を、ロイヤルティ料率により知的財産から得られる将来収益に変換し、知的財産の期待収益率で割り引くことで現在価値に引き直す方法が考えられる。しかしながら、マクロレベルでの価値を検討するに際しては、その国・産業に属する全企業の知的財産に関する情報を全て入手することが現実的に困難であるために、このような集計方法は採用できない。

以上を踏まえ、今回の調査研究会では、マクロレベルの把握という主目的に即すべく、以下に記載する代替的な価値調査手法を採用し検討を行った。

(1) 無形資産価値の評価手法

(i) 無形資産時価総額法（手法 A）

無形資産時価総額法は、「企業の市場価値総額（株式時価総額と長期借入（社債）との合計額）から有形資産総額（正味運転資本、有形固定資産、投資その他の資産、繰延資産等）を差し引いて算出した価値」を無形資産価値とする評価手法である（以下「手法 A」という）。

各企業が開示する財務データ等を基にマクロ的な計測が可能となる利点がある。また、各企業の株式時価が無形資産の価値決定のひとつの大きな要因となる特徴を持ち、いわば資本市場で認識されていると考えられる無形資産価値との側面を有する。なお、手法 A による無形資産価値算出の結果は、計算式の関係上、無形資産価値がマイナス値となる場合が生じる。この場合、時系列の連続性や企業間の比較等の関係上、マイナス値のままでグラフに表示することとする。

図 I - 1 にて、手法 A による無形資産価値の算出概要を貸借対照表（バランスシート）の財務項目を基に図解する。

手法 A による測定対象の模式図

【企業の貸借対照表】

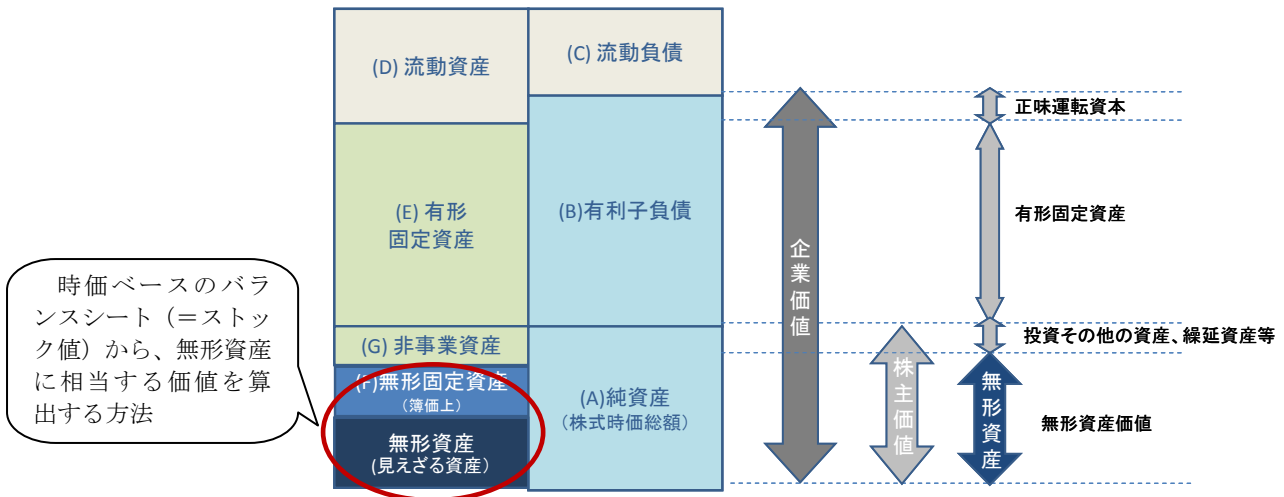


図 I - 1⁴

(ii) 無形資産投資額法（手法 B）

無形資産投資額法は、企業の一定期間の投資総額を有形資産関連の投資総額と無形資産関連（研究開発費及び広告宣伝費）の投資総額に分けて、無形資産関連の投資総額を無形資産の価値として算出する方法である（以下「手法 B」という）。今回の調査では、年単位の無形資産関連投資額のフロー値を過去 3 年分累積して無形資産のストック値とする簡易的な方法を採用している。手法 B も、手法 A と同様に企業が開示する財務数値にて算出が可能であり、マクロ的な算出が可能であるとの利点がある。ただし、手法 B は、企業の投資総額はあくまでも無形資産形成のための企業活動上のインプットであるため、コストアプローチ的な価値把握方法との性格を持つこととなる。

調査対象国の内、ロシア及び中国については、研究開発費等の開示が十分でない場合があり、価値が過小に評価される可能性があることに留意を要する。また、広告宣伝費の開示が十分になされていない国（韓国、中国、ロシア）があり、当該国の産業別広告宣伝費を推計するために、広告費の開示がなされている米国企業の産業別売上高広告費比率を適用して数値を計測する方法を採用している。図 I - 2 にて、手法 B による無形資産価値の

⁴日本公認会計士協会「企業価値ガイドライン」経営研究調査会研究報告第 32 号 23 項（平成 19 年 5 月）を参考に作成。

算出概要を損益計算書の財務項目を基に図解する。

手法 B による測定対象の模式図

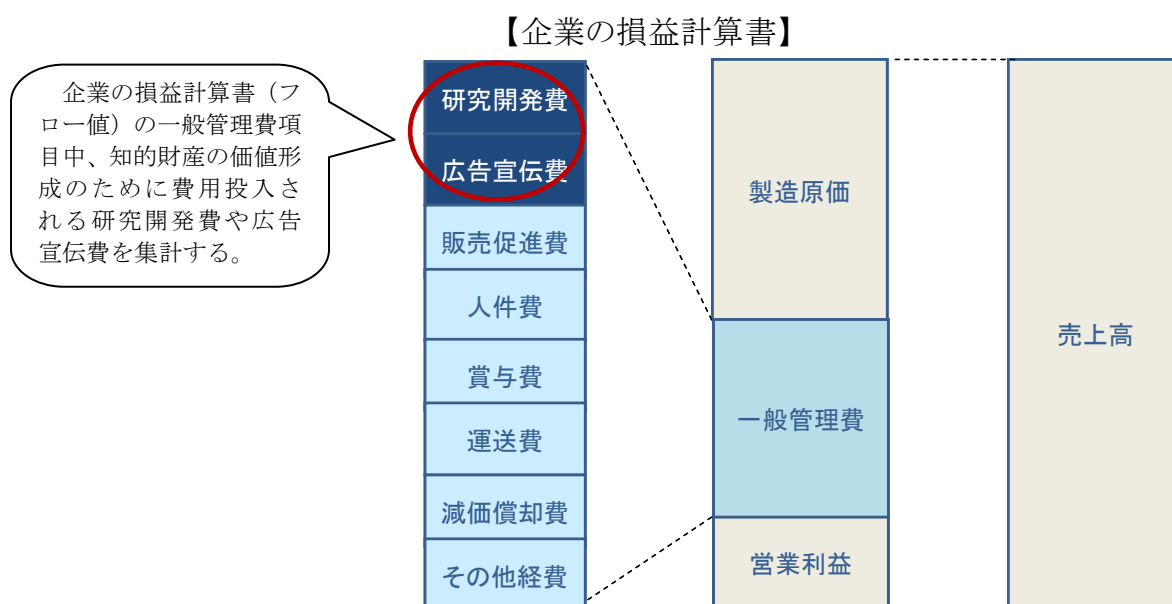


図 I - 2⁵

(iii) 知的資産ストック計測法（手法 C）

知的資産ストック計測法は、企業の過去における無形資産に関する投資（主に、研究開発費）がある一定の率でストック化（=資産化）され、資産価値として認識されるという仮定の下、無形資産ストック値を推計する方法である（以下「手法 C」という）。本手法 C では、OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development；経済開発協力機構) や IMF (International Monetary Fund；国際通貨基金) 等が生産性の国際比較を議論する際に世界標準として利用されている「EU KLEMS」⁶ プロジェクトによる研究開発資本ストックデータを採用した。EU KLEMS データは、生産性上昇や成長要因の国際比較分析を主な目的として、欧州連合が中心に、資本、労働、エネルギー、中間財の投入、サービスの各分野でのアウトプットとインプットに関する一連の経済活動情報を整備したものである。全要素生産性を測定するために各国共通のデータベースとなっており、研究開発資本ストックデータもその一つである。

手法 C の研究開発ストックは、以下の算出式・方法により推計されている。

⁵ 日本公認会計士協会「企業価値ガイドライン」経営研究調査会研究報告第 32 号 23 項（平成 19 年 5 月）を参考に作成。

⁶ EU KLEMS Project (<http://www.eukems.net/project_site.html>[最終アクセス日 2010 年 2 月 28 日])

研究開発ストック初期値：
$$K_{ic}^0 = \frac{R_{ic}^0}{g_{ic} + 0.12}$$

t 年末の研究開発ストック：
$$K_{ic}^t = K_{ic}^{t-1} \times (1 - 0.12) + R_{ic}^t$$

K：研究開発ストック

R：研究開発支出（2000年時点の現地通貨 GDP デフレーターによる実質値）

g：研究開発支出が入手可能な初期7年間の平均成長率

i：産業コード

c：国コード

当年度末時点の研究開発ストックは、前年度ストックが12%の率で減耗すると想定し、それに当年度の研究開発支出を加算して推計されている。なお、研究開発支出の計測初期値は1973年時点であり、研究開発ストック値は1980年からの推計値となっている（ただし、韓国の研究開発ストックは2002年からの推計値となっている）。無形資産ストックの推計値は先進国を中心に、各研究者による研究が進んでいるが、それぞれ推計方法やパラメータの設定が異なるため、今回は国際比較をする目的のために、EU KLEMSによる研究開発ストック推計値を調査対象とした。

(iv) 技術貿易額計測法（手法D）

企業が保有する知的財産のライセンス活動により獲得されたロイヤルティ収益を知的財産の価値としてみなす方法である。国レベルのロイヤルティ収益は、各国政府統計で整備されている国際収支統計におけるライセンス収益を集計している（以下「手法D」という）。年単位のロイヤルティ収益のフロー値を算定し、知財価値の国際間比較を行う。

(2) 無形資産価値の調査対象範囲

(i) 価値推移の調査範囲

全産業や産業別（マクロレベル）の価値推移調査に関しては、調査対象国の全産業における上場企業約20,000社の財務データから集計・分析を実施した。また、企業別（ミクロレベル）の価値推移調査に関しては、研究開発費用等のベンチマークから上場企業129社を抽出、対象企業の財務データから分析を行う。多国籍に展開している企業については、

本社所在地をベースに集計している。なお、評価額はすべて US ドル換算しているが、為替レートは各年の年末の為替レートを適用している。

(ii) 価値推移分析の基軸年度

基軸年度として2003年から2007年の5年間の時系列グラフの中間年である2005年を採用し、産業別・企業別の比較分析を行った（手法Cに関しては、データ入手可能期間の関係で基軸年度を2003年とした）。USドルを基軸通貨とし、2005年期末の為替レートの換算基準とした。

(iii) 手法 A

BVD(Bureau Van Dijk)社 OIRIS⁷のデータより、2001年から2007年の7年間（グラフは2003年から2007年の5年間）の測定期間で10カ国（日本、米国、英国、ドイツ、韓国、フランス、スイス、オランダ、ロシア、中国）別の産業別、企業別調査を行った。

(iv) 手法 B

BVD 社 OSIRIS のデータより、2003年から2007年の5年間（グラフも同期間）の測定期間で10カ国（日本、米国、英国、ドイツ、韓国、フランス、スイス、オランダ、ロシア、中国）別の産業別、企業別調査を行った。

(v) 手法 C

EU KELM Project より 1997年から2003年までの7年間（グラフは5年間）の測定期間で、OECD加盟国7カ国（日本、米国、英国、ドイツ、韓国、フランス、オランダ）別の産業別調査を行った。（ただし、韓国は2003年のみ）

(vi) 手法 D

Balance of Payment（国際収支会計）⁸のデータより2001年から2007年の7年間（グラフは2003年から2007年の5年間）の測定期間で10カ国（日本、米国、英国、ドイツ、韓

⁷ BVD(Bureau Van Dijk)社 OIRIS（〈http://www.bvdep.co.jp/service/db_osiris.html〉[最終アクセス2010年2月28日]）

⁸ Balance of Payment（国際収支会計）（〈<http://www.mof.go.jp/1c004.htm>〉[最終アクセス2010年2月28日]）

国、フランス、スイス、オランダ、ロシア、中国) 別の産業別調査を行った。

2. 主要国における無形資産価値推移

主要国の価値推移を調査するために全産業を対象に比較を行った。手法 A, B, C, D の 4 手法を使い、前述の期軸年度を時系列データの間年である 2005 年 (手法 C は 2003 年) として以下の分析を行った。なお、主要国の価値推移の詳細として、資料編資料 I. 1. (1) および (2) にデータ (7 年間、手法 B は 5 年間) およびグラフを (5 年間) 記載している。

(1) 全産業 (手法 A : 無形資産時価総額法)

(i) 定点比較 (2005 年)

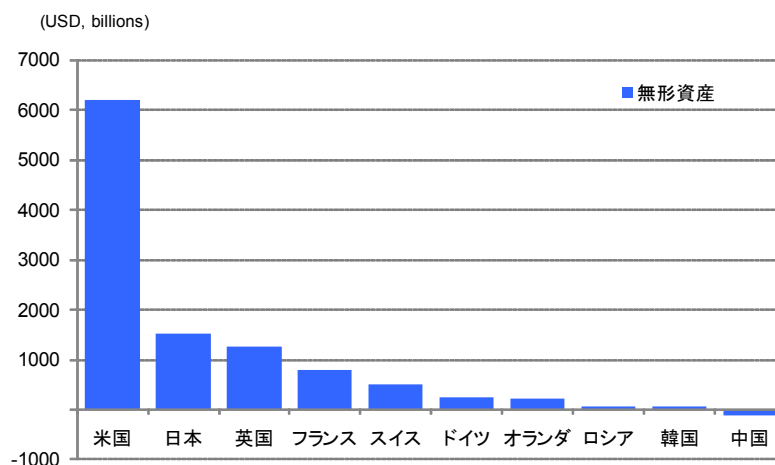


図 I - 3

全産業の無形資産価値額の比較において、日本は米国に続き第 2 位になっており、その無形資産価値の絶対額は、米国の約 25% の水準となっている。また、米国と日本の差に比べれば、日本と英国等の第 3 位以下の価値総額の差は僅かである。

(ii) 時系列推移比較 (2003-2007 年)

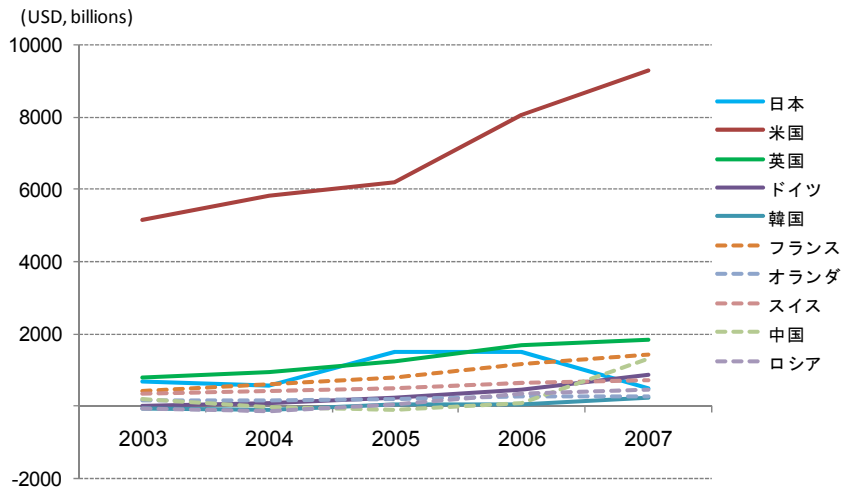


図 1 - 4

米国は過去 5 年間に於いて、圧倒的な首位を維持している。日本は、2005 年に英国を抜き第 2 位となるが、2006 年以降は日本の価値総額は減少し、第 3 位以下に再び下落している。2006 年以降の同時期に、米国、英国、フランス、ドイツ、中国の価値総額は上昇傾向にある。

(2) 全産業 (手法 B: 無形資産投資額法)

(i) 定点比較 (2005 年)

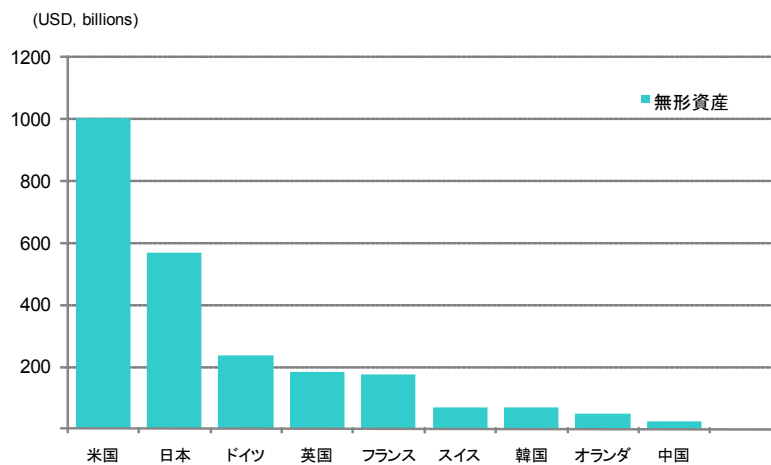


図 I - 5

全産業の無形投資額の比較において、手法 A と同様に、米国に続き、日本は第 2 位。無形投資額は、米国の約 55% の水準で、ドイツ等の第 3 位以下と比較して、日本の無形投資額は約 3 倍以上である。

(ii) 時系列推移比較 (2003 年 - 2007 年)

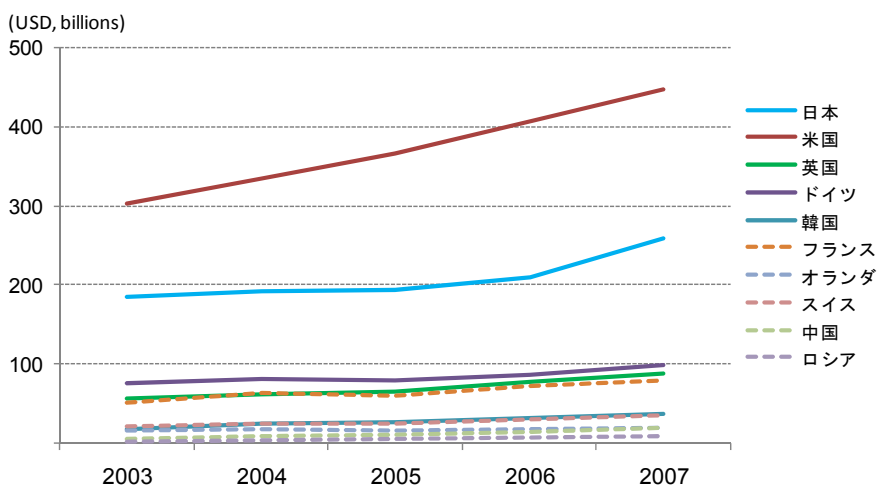


図 I - 6

米国は過去 5 年間に於いて、手法 A と同様に圧倒的な首位を維持している。日本は、常時第 2 位を維持しており、価値総額も一貫して上昇傾向にある。一方、ドイツや英国等の欧州諸国や韓国等は過去 5 年間で僅かな増加傾向に留まっている。

(3) 全産業（手法C：知的資産ストック計測法）

(i) 定点比較（2003年）

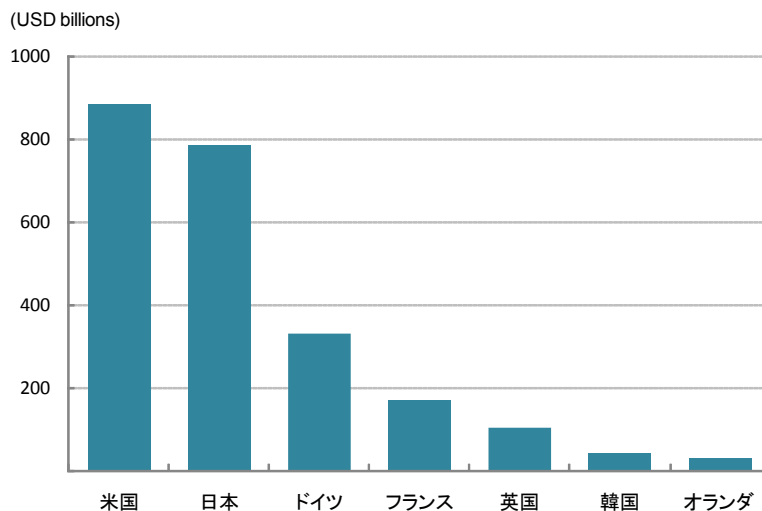


図 I - 7

全産業の無形資産価値の比較において、手法A、Bと同様に、首位は米国である。日本は第2位となっており、無形資産価値は、米国の約90%と米国にほぼ並ぶ水準で第3位のドイツ等の欧州諸国とは2倍以上の格差がある。

(ii) 時系列推移比較（1999年－2003年）

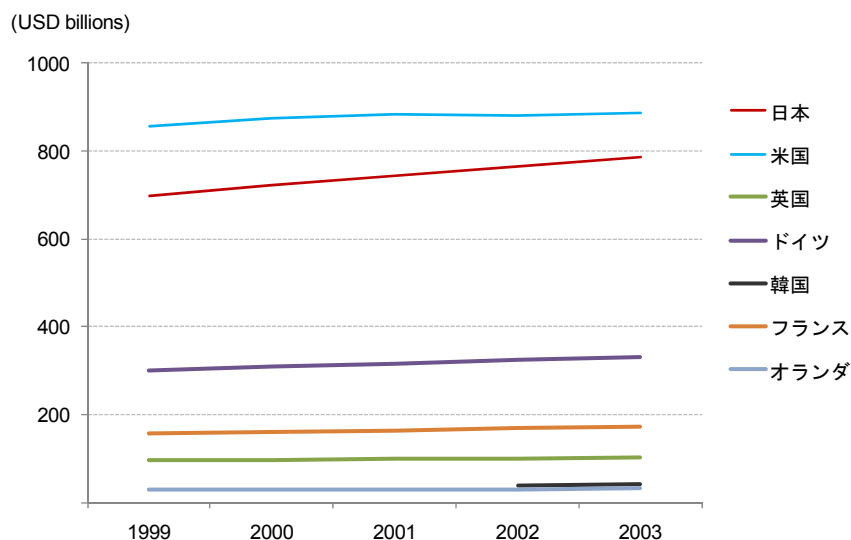


図 I - 8

米国は 1999 年からの 5 年間に於いて、手法 A、B と同様に首位を維持している。日本は第 2 位を維持しており、同時期の 5 年間で米国との差は縮まりつつある。その他、各国の無形資産価値は、同期間でほとんど変化がなく微増に留まっている。

(4) 全産業 (手法 D : 技術貿易額計測法)

(i) 定点比較 (2005 年)

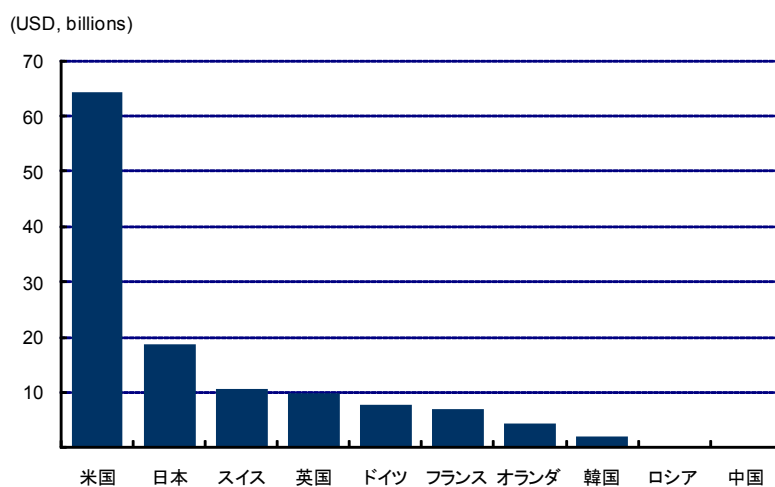


図 I - 9

全産業の無形資産価値の比較で、手法 A、B、C と同様に、首位は米国、日本は第 2 位である。無形資産価値は、米国の約 30% の水準で、首位米国とは大きな開きがあり、第 3 位のスイス以下と比較すると、日本は約 2 倍以上の無形資産価値がある。

(ii) 時系列推移比較 (2003-2007年)

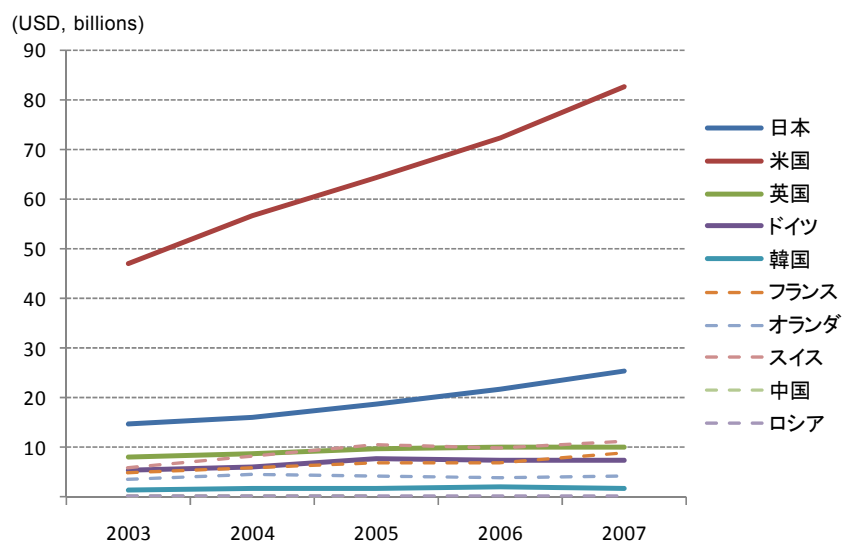


図 I - 10

米国は5年間に於いて、手法A、B、Cと同様に首位を維持し、価値が約2倍近くに上昇している。日本は第2位を維持し、増加傾向にあるが、米国に比して増加の逓増額は低い。その他各国は、同期間で微増傾向にあり、米国や日本との差は広がっている。

(5) 手法A、Bの手法間分析および有形/無形比較分析

以下では、手法Aと手法Bを対象に手法間の分析を行う。手法Cは2003年のデータで比較年度が異なり、手法Dはマクロの国際間比較データのみを採用しているため、手法Aと手法Bを比較の対象とした。一つは、前述の手法A及び手法Bの価値額を比較した手法間分析を行う。また、手法A及び手法Bの有形/無形資産比率を算出し、手法A及び手法Bの同比率を比較した分析を行う。

(i) 価値測定手法間比較－手法 A vs. 手法 B (2005 年時点)

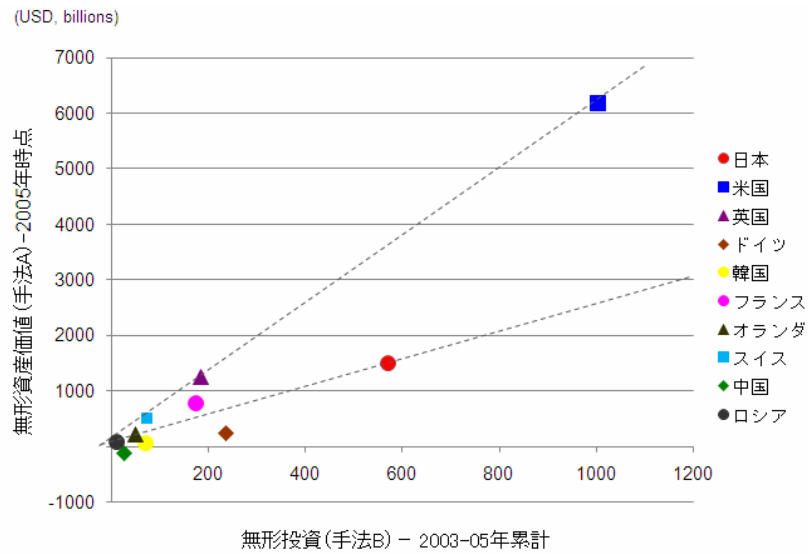


図 I - 1 1

手法 A と手法 B を比較し、分析を行った結果、日本の手法 A/手法 B 比率（縦軸÷横軸）は、米国の手法 A/手法 B 比率より低いともいえる。これは、米国に比して、日本の無形投資（手法 B）が、株式市場における無形資産（手法 A）に反映されていないことを示唆していると考えられる。また、英国、スイスの手法 A/手法 B 比率は、米国に近く、ドイツの比率は、日本に近い傾向にある。

(ii) 無形資産価値／有形資産価値比率（手法 A）-2005 年時点

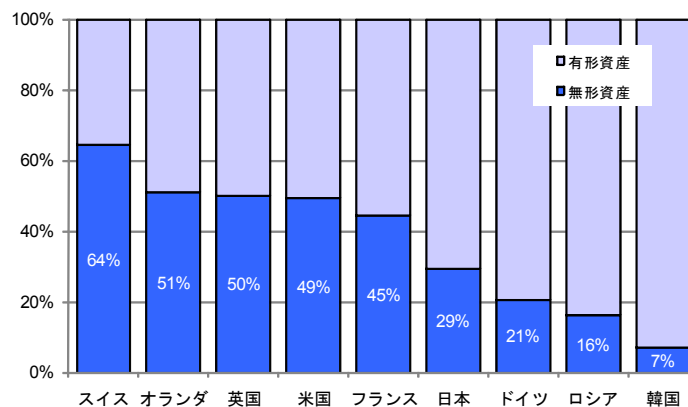


図 I - 1 2

手法 A における全資産に占める無形資産の比率を分析した結果、スイスの無形資産比率が 64% で首位にあり、米国や英国等の比率が約 50% 前後の割合にある。一方で、日本は、29% の比率で、21% のドイツ等と共に全資産における無形資産の割合は低いといえる。

(iii) 無形投資／有形投資比率（手法 B）-2003～2005 年累計

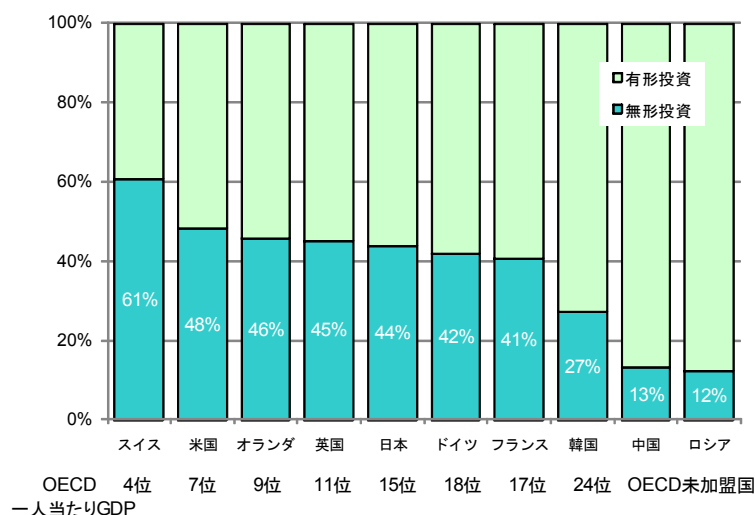


図 I - 1 3

手法 B において有形資産を形成する有形投資と無形資産を形成する無形投資の比率を分析した結果においては、手法 A と同様にスイスが 61% で首位にあり、日本は、米国や英国等欧州諸国と同様に 45% 前後の平均的な水準にある。韓国、中国、ロシアでは、無形投資が全投資の 30% 未満である。OECD 諸国の一人当たり国内総生産（2005 年）と比較した結果、その順位と無形資産投資比率が高い国の順位がほぼ一致していることが分かった。

(iv) 無形投資/有形投資比率の手法間比較－手法 A vs. 手法 B (2005 年時点)

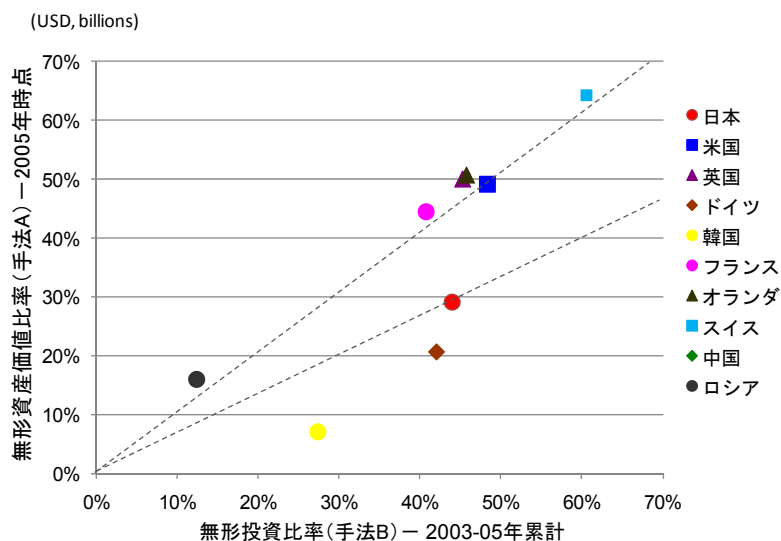


図 I - 1 4

手法 A と手法 B のそれぞれの無形投資/有形投資比率を比較した分析を行ったところ、日本の手法 A/手法 B 比率（縦軸÷横軸）は、スイスや米国の比率より低いことが分かった。これは、日本の無形資産への投資比率（手法 B）が高いにも関わらず、株式市場において、有形資産と比較した、無形資産（手法 A）の評価が低いことを示唆していると考えられる。英国、オランダ、フランスの手法 A/手法 B 比率は、米国に近く、ドイツの比率は、日本に近い傾向にある。また、日本より一人当たり GDP が高い国は、無形投資比率（手法 B）及び無形資産比率（手法 A）の双方において日本より高いといえる。

(6) まとめ

手法Aにおいて、米国に続き、日本は第2位の位置にあり、株式市場で無形資産価値は認識されている。一方で、日本の価値水準は、英国やフランス等の欧州諸国と差が少なく、市場で評価される無形資産価値が国際間比較で十分に高いレベルにあるとは言い難い。

手法Bにおいて、日本の無形投資の累積値でみた価値は、米国に続き単独の第2位であり、無形資産形成のための投資蓄積は十分に高いと言える。一方で、日本の全投資に対する無形投資比率(手法B) はスイス等より低く、国際比較では十分に高いとは言えない。

手法A/手法Bの手法間比較で分析すると、日本の手法A/手法B比率は米国や欧州諸国に比して低く、無形資産形成のための無形投資（手法B）が、株式市場における無形資産（手法A）に反映されていないことを示唆しているといえる。

本調査結果について委員からは、次のような見解があった。

■手法Aと手法Bの結果について、日本と米国を比較すると、日本は無形資産形成のために実行した投資の結果が株式市場にて価値として認識されていない可能性が高いと考えられるのではないかと考えられる。その理由としては、①無形投資効率の問題と②無形資産に関わる情報開示の問題が考えられる。

具体的には、まず前者については、日本企業は積極的に無形資産に係る投資しているにも関わらず、その無形投資が効率的に利用されず価値として認識されるに至っていない可能性があるとの見方である。例えば、研究開発投資金額のレベルが高いにも関わらず、研究開発自体が成功していない、あるいはその企業の事業戦略と整合的でないために研究開発の成果が事業価値の創出に至っていない等の状況が考えられる。結果として無駄な研究開発投資が多いことにより、研究開発が事業価値と企業価値の創出に結びついておらず、株式市場からの評価を得ていないのではないかと考えられる。

後者の問題、無形資産に係る情報開示の問題については、例えば研究開発投資を積極的に実施し、かつそれが事業活動に整合的で効率的に活用されているにもかかわらず、無形投資の行動に係る計画や戦略などがうまく開示されておらず、その結果、投資家はその企業の将来性を判断するための無形資産情報が市場関係者にうまく伝達されていないと考えられる。

■手法Aの場合、時価総額から有形資産を引いたら残りが無形資産という前提の下に算出をしているので、特に各国比較のときにファブレス化が進んでいる国の方において無形資産額が高い数値になる傾向が考えられる。例えば、米国は比較的ファブレスが進んでいる一方で、日本は、特に製造業において、自前の生産設備を所有している企業が多い。この点を踏まえると、手法Aでは、日本は米国比べ無形資産価値が低く算定される傾向にあると考えられる。手法Aによる無形資産価値を向上させるために、ファブレス化を進めればいいのかという点も必ずしもそうではない。従って、無形価値の算出方法としては、手法Bのように一定期間の無形投資がストック化される数値を採用した方が、価値の考察の際にはミスリードを回避する意味で妥当な算出方法とも考えられる。

■手法Aにも基づく時価総額をベースとする無形資産価値は、企業の将来性が評価された価値を含んでいるために、手法Bで見られる無形投資のタイミングとその価値が具現化するタイミングが異なることが考えられる。手法間比較の場合において、場合によっては投資実行とその価値として具現化するタイムラグを考慮する必要がある。

3. 産業別（マクロ）の無形資産価値推移

手法 A 及び手法 B の評価手法により、産業別無形資産価値を各国間の比較により分析を行った。2005 年時点の価値を比較対象として、大分類及び中小分類で無形資産価値推移の分析を行った。日本産業分類や米国標準分類表を参照に、製造業、小売業、サービス業及び全ての産業を含む全産業を大分類とした。また、中分類は、食品、一般機械、化学（医薬含む）、電気（コンピュータ・電子機器、半導体・電子部品を含む）、輸送機器（自動車を含む）を対象とし、小分類は、医薬、半導体・電子部品、自動車を対象とした。なお、産業別の価値推移の詳細として、資料編 I. 1. (1) および (2) にデータ（7 年間）とグラフ（5 年間）を記載している。

(1) 産業別無形資産時価総額（手法 A）による分析（大分類）

(i) 全産業

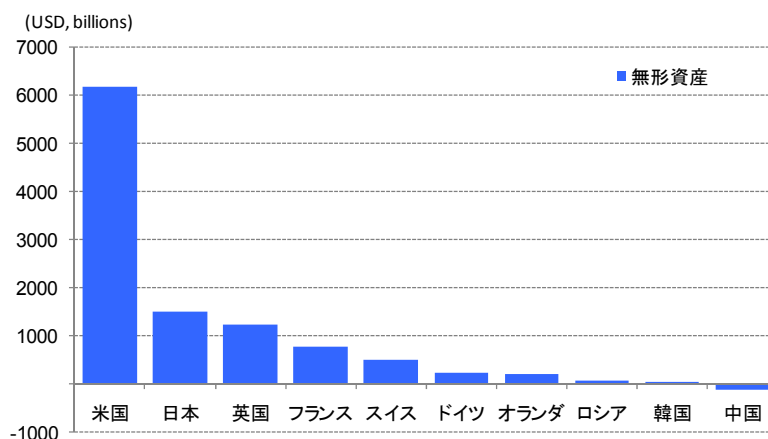


図 I - 1 5

米国が約 6,187 億ドルで首位にある。日本は約 1,502 億ドルで米国の約 1/4 の規模にあり、3 位英国が約 1,248 億ドル、4 位フランスが約 785 億ドルで続いている。

(ii) 製造業

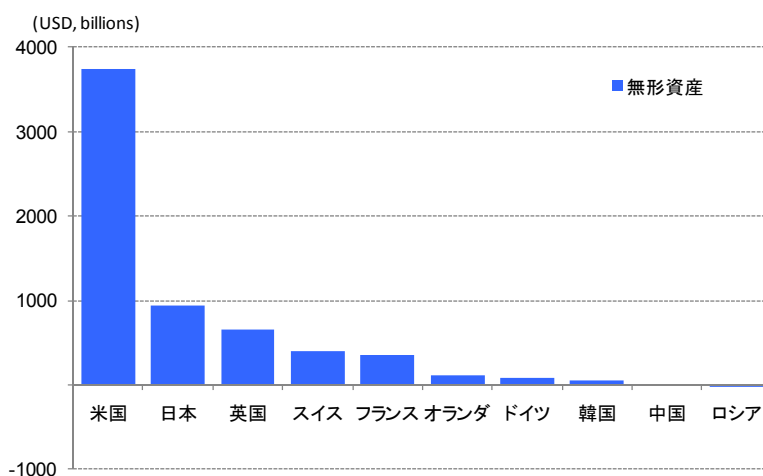


図 I - 1 6

米国が約 3,742 億ドルで首位にある。2 位日本は米国の約 1/4 の規模で約 934 億ドルであり、3 位英国が約 651 億ドル、4 位スイスが約 426 億ドルで続いている。

(iii) 小売業

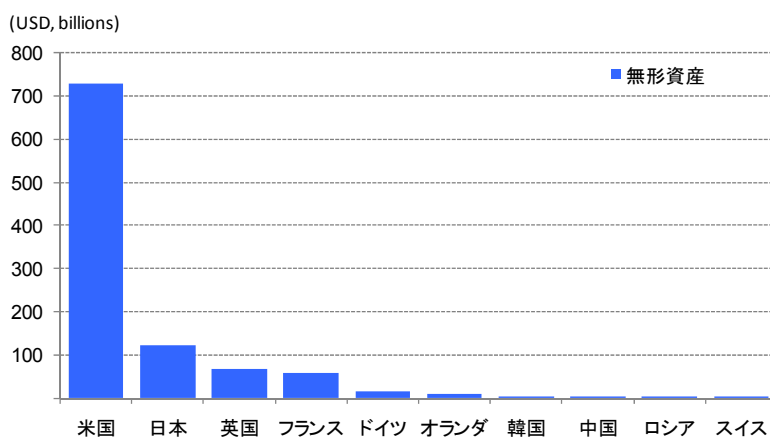


図 I - 1 7

首位の米国が約 728 億ドルで、2 位日本は米国の約 1/6 の規模で約 121 億ドルである。3 位英国と 4 位フランスはそれぞれ約 67 億ドルと約 60 億ドルでほぼ同水準となっている。

(iv) サービス業

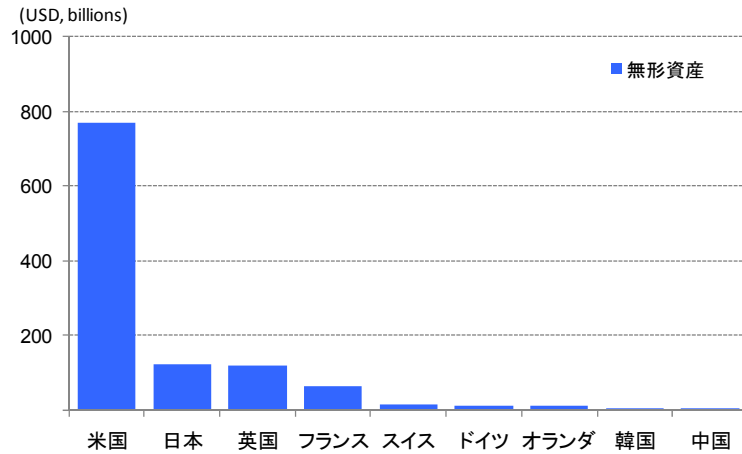


図 I - 1 8

首位の米国が約 769 億ドルで、2 位日本は米国の約 1/6 の規模で約 123 億ドルである。3 位英国は約 120 億ドルで日本とほぼ同水準にあり、4 位フランスは約 64 億ドルである。

(2) 産業別無形資産時価総額 (手法 A) による分析 (中小分類)

(i) 食品

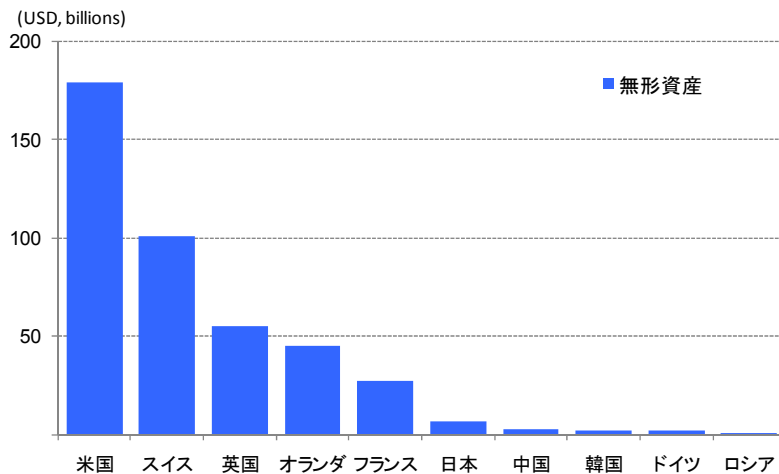


図 I - 1 9

首位の米国は約 178 億ドルで、2 位はスイスで約 100 億ドルである。その後 3 位英国の約 55 億ドル、4 位オランダの約 45 億ドルと欧州勢が上位に位置する。日本は 6 位で約 26

億ドルとなっている。

(ii) 一般機械

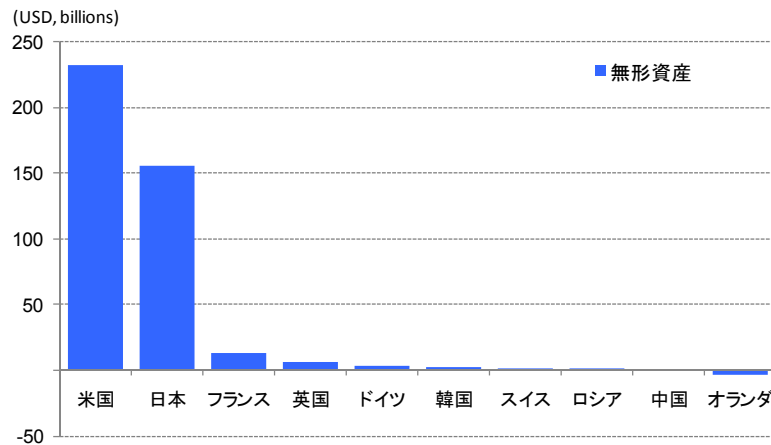


図 I - 2 0

首位は米国の約 232 億ドルで、2 位は日本で米国の約 2/3 の規模の約 156 億ドルである。3 位以降とは大差がついており、3 位フランスは約 13 億ドルの水準である。

(iii) 化学

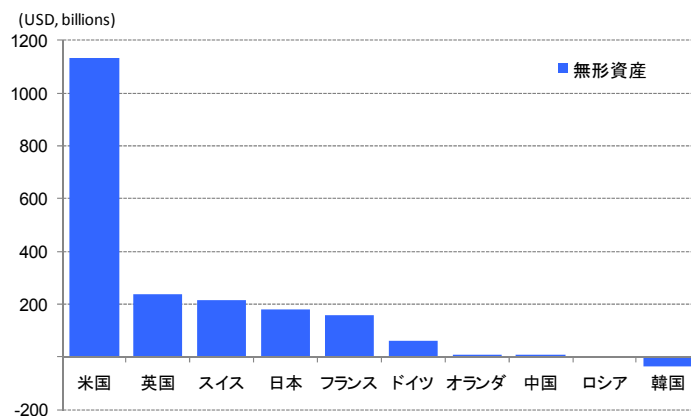


図 I - 2 1

首位は米国で約 1,133 億ドルである。2 位以降は欧州勢が並んでおり、2 位英国は約 236 億ドル、3 位スイスは約 217 億ドル。4 位に日本が入り約 182 億ドルである。5 位フランスは約 159 億ドルと 2 位から 5 位まではほぼ同水準という結果になっている。

(iv) 電気（コンピュータ・電子機器）

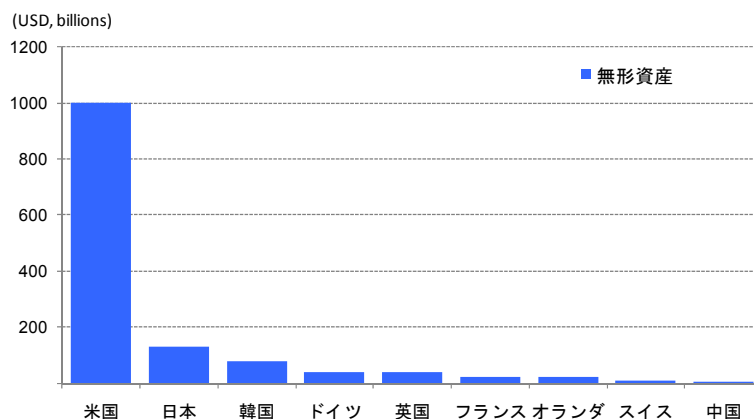


図 I - 2 2

首位は米国の約 1,002 億ドルで、以降は大差がついているものの日本、韓国のアジア勢が上位で、2位日本は米国の約 1/9 規模で約 129 億ドル、3位韓国は約 76 億ドルである。

(v) 輸送機器

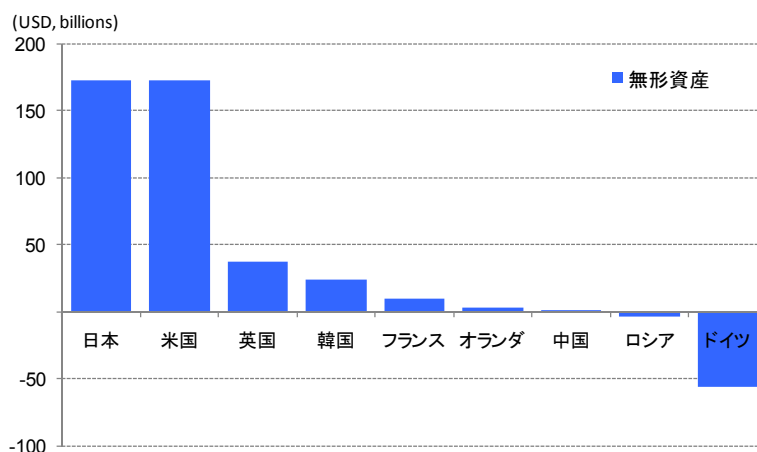


図 I - 2 3

首位の日本と 2 位米国はそれぞれ約 172 億ドルで拮抗している。3 位英国は首位の約 1/5 の規模で約 37 億ドル、4 位韓国は約 24 億ドルである。

(vi) 医薬

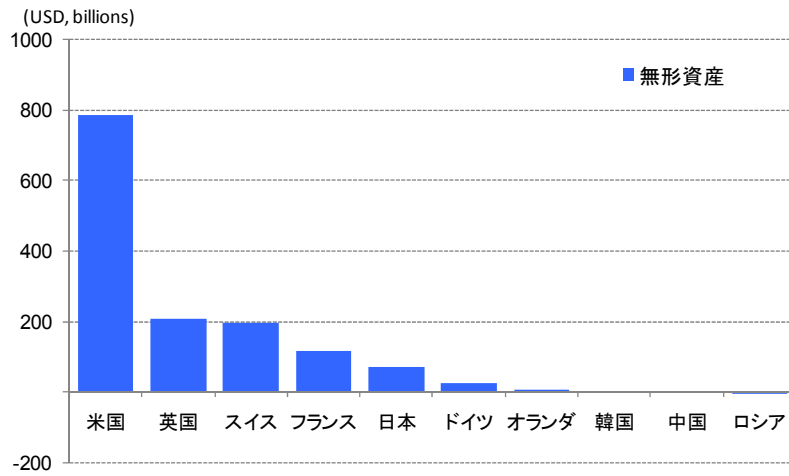


図 I - 2 4

首位は米国で約 784 億ドル、2 位英国は米国の約 1/3 の規模で、約 206 億ドルである。3 位スイスは約 196 億ドル、4 位フランスは約 117 億ドルと欧州各国が続き、日本はフランスに次いで 5 位で約 71 億ドルである。

(vii) 半導体・電子部品

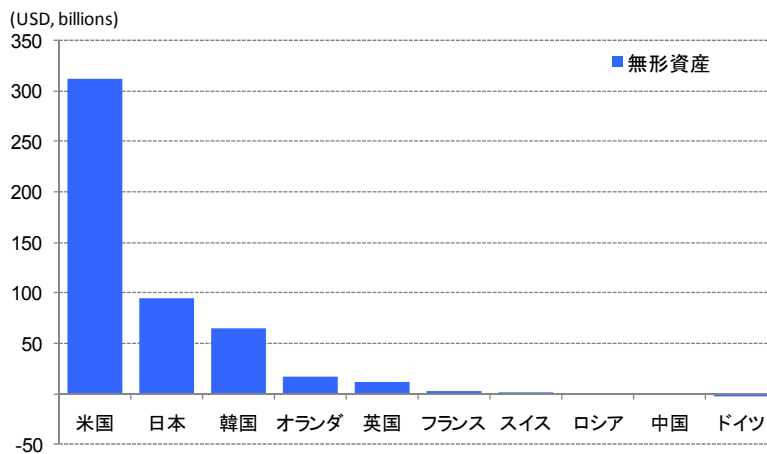


図 I - 2 5

首位の米国は約 312 億ドル、2 位日本は約 94 億ドルで米国の約 1/3 の規模である。3 位韓国は約 64 億ドルとアジア勢が続き、4 位オランダは約 12 億ドルで、3 位と大差がある。

(viii) 自動車

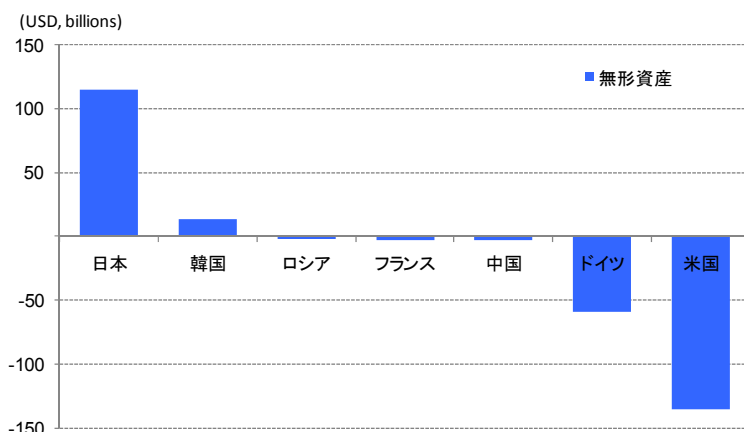


図 I - 26

日本が首位で約 114 億ドル、2 位韓国は約 13 億ドルで日本の約 1/9 の規模にある。ドイツ及び米国は、理論値上ではあるがマイナスとなっている。

(ix) まとめ

中分類及び小分類では、各分野での順位にばらつきがあり、「輸送機器」及び「自動車」においては、日本が首位となっている。一方で、「食品」、「医薬」で日本の位置が相対的に低い。米国は、「輸送機器」と「自動車」以外の各分野で首位であるが、「自動車」においては下位となっている。欧州諸国の中でフランスやドイツは、全産業の全般において概ね中位の位置にある。英国やスイスは「食品」、「化学」、「医薬」といった分野で上位に食い込んでおり、韓国は「電気（コンピュータ・電子機器）」、「半導体・電子部品」、「自動車」の分野で日本に次ぐ上位に位置している。

| 中・小分類 | | | | | | | | 大分類 | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|-------|
| | 食品 | 一般機械 | 化学 | 電気 | 輸送機器 | 医薬 | 半導体・部品 | 自動車 | 全産業 | 製造業 | 小売業 | サービス業 |
| 1 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 日本 | 米国 | 米国 | 日本 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 |
| 2 | スイス | 日本 | 英国 | 日本 | 米国 | 英国 | 日本 | 韓国 | 日本 | 日本 | 日本 | 日本 |
| 3 | 英国 | フランス | スイス | 韓国 | 英国 | スイス | 韓国 | ロシア | 英国 | 英国 | 英国 | 英国 |
| 4 | オランダ | 英国 | 日本 | ドイツ | 韓国 | フランス | 英国 | フランス | フランス | スイス | フランス | フランス |
| 5 | フランス | ドイツ | フランス | 英国 | フランス | 日本 | フランス | 中国 | スイス | フランス | ドイツ | スイス |
| 6 | 日本 | 韓国 | ドイツ | フランス | オランダ | ドイツ | スイス | ドイツ | ドイツ | オランダ | オランダ | ドイツ |
| 7 | 中国 | スイス | オランダ | オランダ | 中国 | オランダ | ロシア | 米国 | オランダ | ドイツ | 韓国 | オランダ |
| 8 | 韓国 | ロシア | 中国 | スイス | ロシア | 韓国 | 中国 | - | ロシア | 韓国 | 中国 | 韓国 |
| 9 | ドイツ | 中国 | ロシア | 中国 | ドイツ | 中国 | ドイツ | - | 韓国 | 中国 | ロシア | 中国 |
| 10 | ロシア | オランダ | 韓国 | - | - | ロシア | - | - | 中国 | ロシア | スイス | - |

表 I - 1

(3) 産業別無形資産投資総額（手法B）による分析（大分類）

(i) 全産業

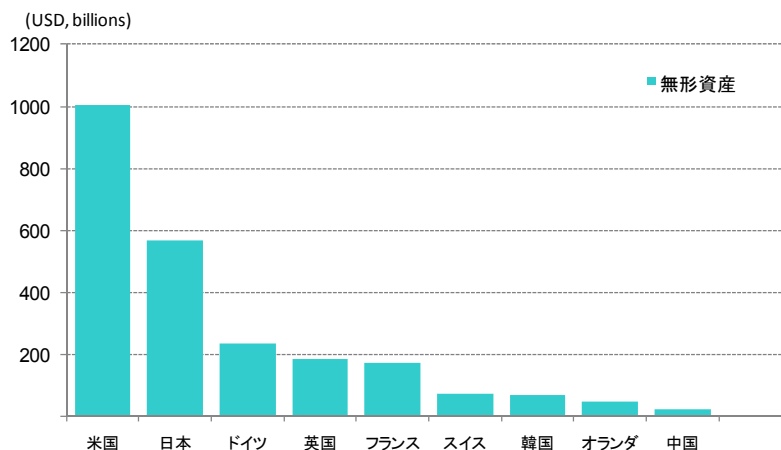


図 I - 27

米国が首位で約 1,004 億ドル、2 位日本は約 569 億ドルで米国の約 1/2 の規模である。3 位ドイツは約 236 億ドル、以下、英国の約 185 億ドル。フランスの約 174 億ドルと欧州各国が続いている。

(ii) 製造業

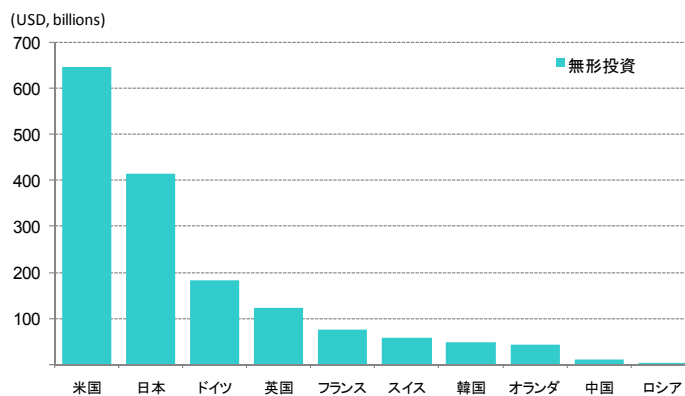


図 I - 28

首位は米国約 646 億ドルで、2 位日本は米国の約 2/3 の規模で約 415 億ドルである。3 位ドイツは約 182 億ドル、4 位英国は約 122 億ドルとなっている。

(iii) 小売業

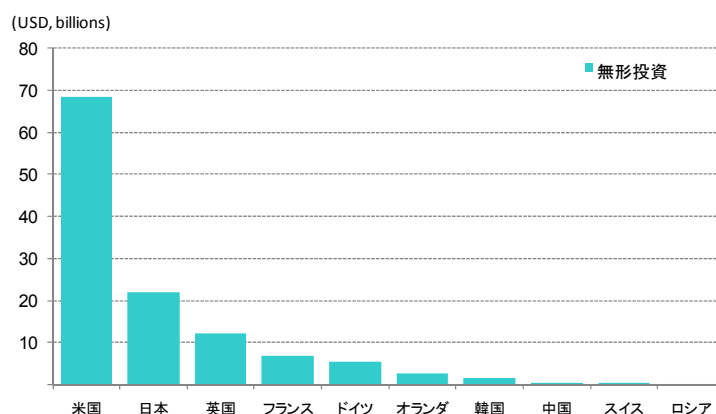


図 I - 29

首位は米国で約 68 億ドル、2 位は日本で米国の約 1/3 の規模の約 21 億ドルである。3 位英国は約 12 億ドル、4 位フランスは約 6 億ドル、5 位ドイツは約 5 億ドルと欧州各国が続いている。

(iv) サービス業

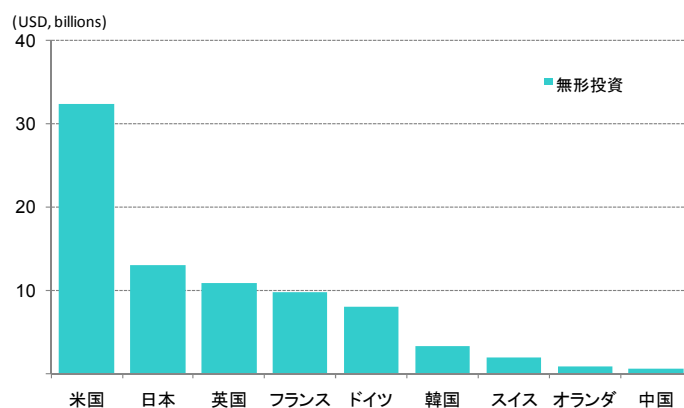


図 I - 30

首位は米国で約 32 億ドル、2 位日本は約 12 億ドルと米国の約 1/3 の規模である。3 位英国と 4 位フランスは拮抗しており、それぞれ約 10 億ドルと約 9 億ドルとなっている。

(4) 産業別無形資産投資総額（手法B）による分析（中小分類）

(i) 食品

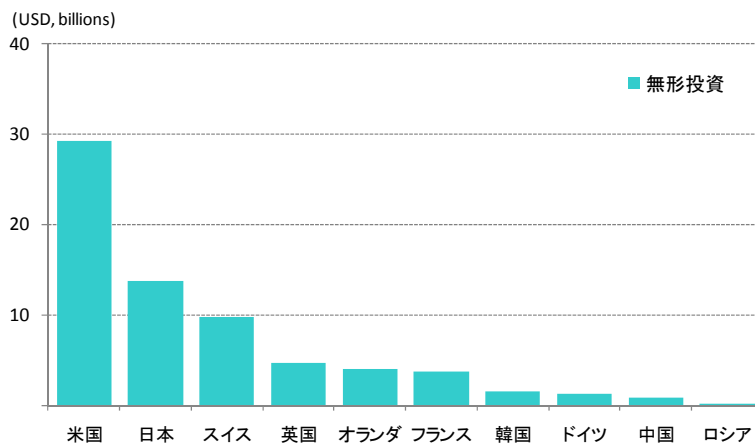


図 I - 3 1

首位は米国で約 29 億ドル、2 位日本は約 13 億ドルである。3 位スイスは約 9 億ドルで、4 位英国は約 4 億ドルとなっている。

(ii) 一般機械

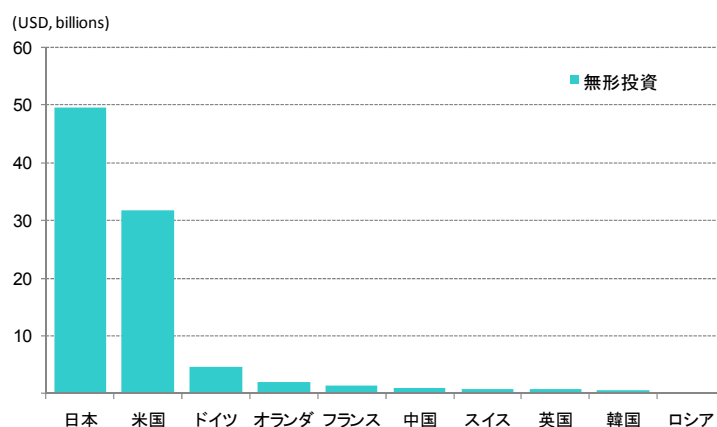


図 I - 3 2

日本が約 49 億ドルで首位にあり、米国は約 31 億ドルで 2 位となっている。3 位以降は大差がついており、ドイツは米国の 1/8 の規模の約 4 億ドルとなっている。

(iii) 化学

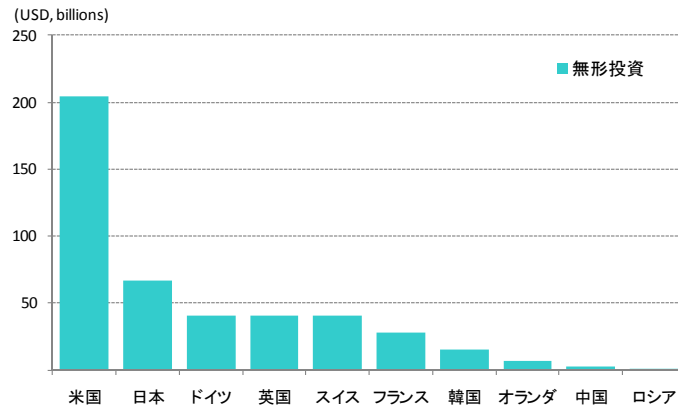


図 I - 3 3

首位は米国で約 204 億ドル、2 位日本は米国の約 1/3 の規模で約 66 ドルである。3 位ドイツから 4 位英国、5 位スイスまでは、それぞれ約 40 億台ドルと拮抗しており、欧州各国が続いている。

(iv) 電気 (コンピュータ・電子機器)

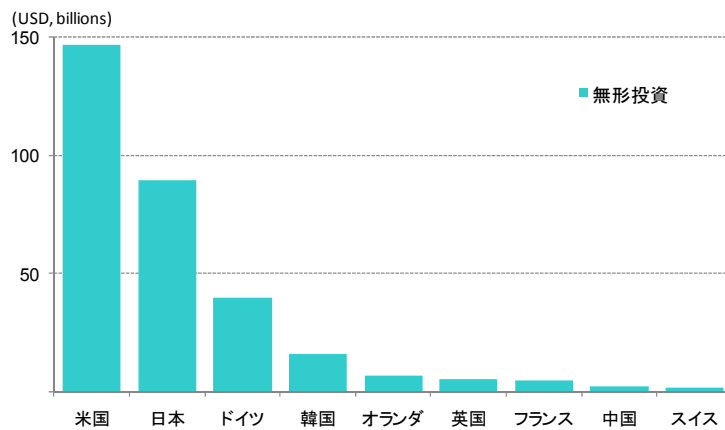


図 I - 3 4

首位は米国で約 147 億ドル、2 位日本は米国の約 6 割の規模で約 89 億ドルとなっている。3 位ドイツは約 39 億ドル、4 位韓国は 15 億ドルとなっている。

(v) 輸送機器

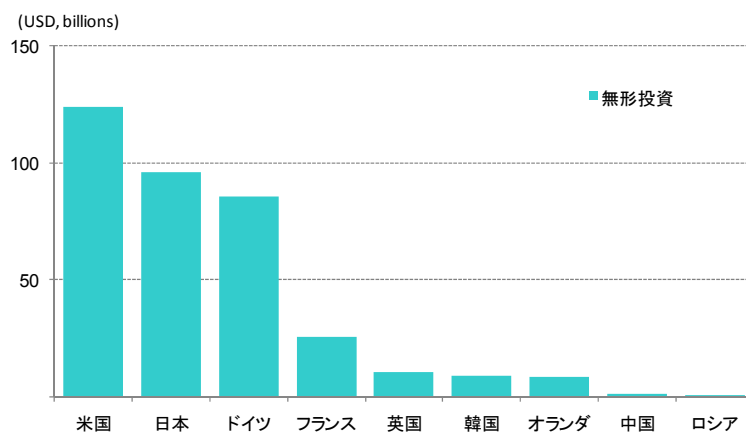


図 I - 3 5

首位は米国で約 124 億ドル、2 位日本は約 96 億ドルである。3 位ドイツは約 85 億ドル、4 位フランスは上位 3 国と差があり約 25 億ドルとなっている。

(vi) 医薬

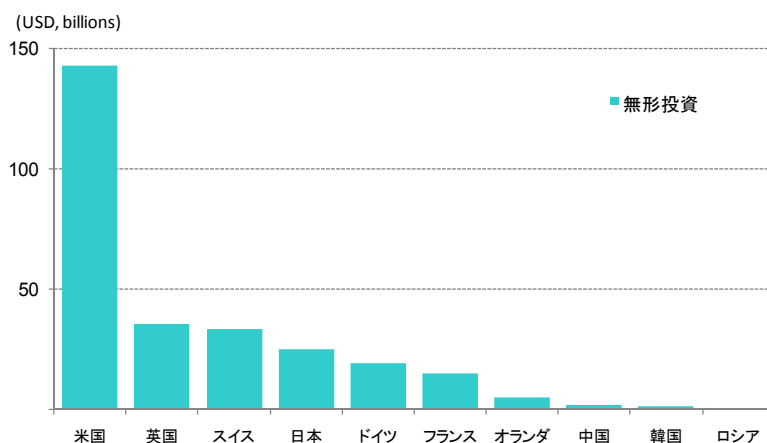


図 I - 3 6

首位は米国で約 142 億ドル、2 位英国は約 35 億ドル、3 位スイスは約 33 億ドルである。4 位日本は、米国の約 1/6 の規模の約 24 億ドルである。

(vii) 半導体・電子部品

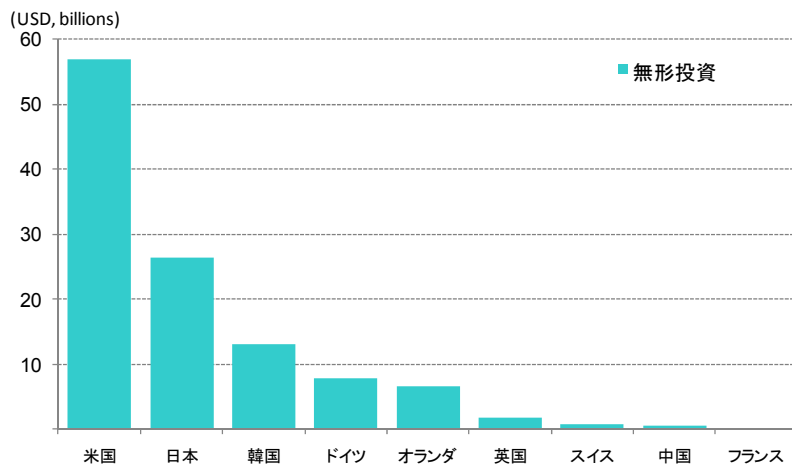


図 I - 3 7

首位は米国で約 56 億ドル。2 位日本は米国の約半分の規模で約 26 億ドル。3 位韓国は約 13 億ドル、4 位ドイツは約 7 億ドルで入っており、アジア勢が優勢。

(viii) 自動車

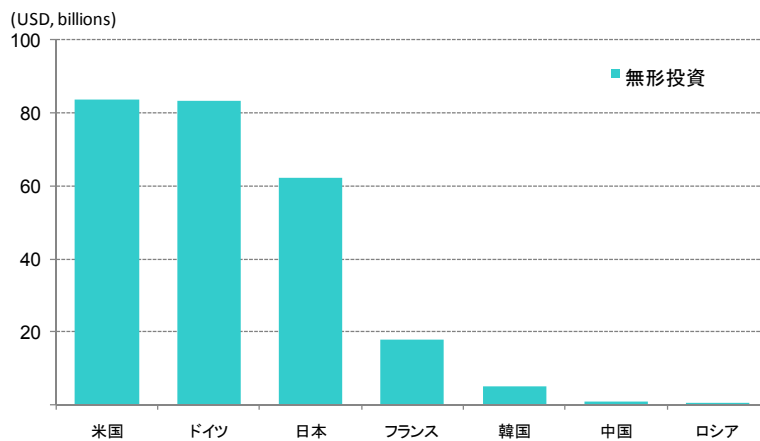


図 I - 3 8

1 位米国と 2 位ドイツがほぼ同額の約 83 億ドルで、3 位日本はこれらの国の約 3/4 の規模で約 62 億ドルである。4 位フランスは約 17 億ドルとなっている。

(ix) まとめ

中・小分類

大分類

| 中・小分類 | | | | | | | | 大分類 | | | |
|--------|------|------|------|------|------|--------|------|--------|------|------|-------|
| 食品 | 一般機械 | 化学 | 電気 | 輸送機器 | 医薬 | 半導体・部品 | 自動車 | 全産業 | 製造業 | 小売業 | サービス業 |
| 1 米国 | 日本 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 米国 | 1 米国 | 米国 | 米国 | 米国 |
| 2 日本 | 米国 | 日本 | 日本 | 日本 | 英国 | 日本 | ドイツ | 2 日本 | 日本 | 日本 | 日本 |
| 3 スイス | ドイツ | ドイツ | ドイツ | ドイツ | スイス | 韓国 | 日本 | 3 ドイツ | ドイツ | 英国 | 英国 |
| 4 英国 | オランダ | 英国 | 韓国 | フランス | 日本 | ドイツ | フランス | 4 英国 | 英国 | フランス | フランス |
| 5 オランダ | フランス | スイス | オランダ | 英国 | ドイツ | 英国 | 韓国 | 5 フランス | フランス | ドイツ | ドイツ |
| 6 フランス | 中国 | フランス | 英国 | 韓国 | フランス | スイス | 中国 | 6 スイス | スイス | オランダ | 韓国 |
| 7 韓国 | スイス | 韓国 | フランス | オランダ | オランダ | 中国 | ロシア | 7 韓国 | 韓国 | 韓国 | スイス |
| 8 ドイツ | 英国 | オランダ | 中国 | 中国 | 中国 | フランス | — | 8 オランダ | オランダ | 中国 | オランダ |
| 9 中国 | 韓国 | 中国 | スイス | ロシア | 韓国 | — | — | 9 中国 | 中国 | スイス | 中国 |
| 10 ロシア | ロシア | ロシア | — | — | ロシア | — | — | 10 — | ロシア | ロシア | — |

表 I - 2

中分類及び小分類において、多くの分野で日本は第2位であり、「一般機械」では日本が首位となっている。米国は、「一般機械」を除く各分野で首位である。欧州諸国の中では、ドイツが各産業の第3位あるいは中位に位置している。英国やスイスは「食品」、「医薬」といった分野で上位に食い込んでおり、韓国は、「電気（コンピュータ・電子機器）」、「半導体・電子部品」の分野で上位に位置している。

(5) 産業別価値測定手法間の比較

(i) 価値測定手法間比較－手法A vs. 手法B (2005年時点)

① 全産業

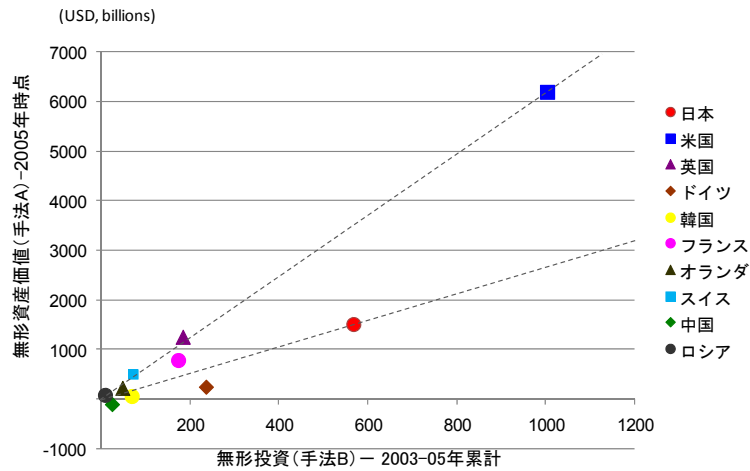


図 I - 3 9

米国、英国は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。反対に日本、ドイツはその傾向が低く、英国、フランスと比較しても低い傾向がみられる。

② 製造業

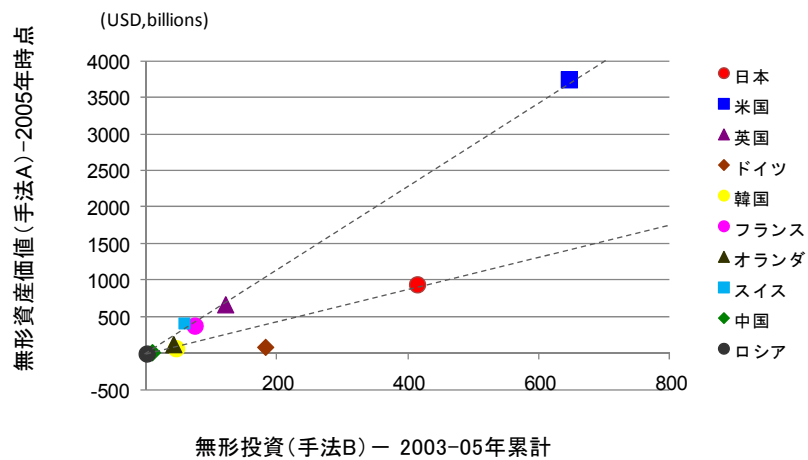


図 I - 4 0

米国、英国は、無形資産投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。反対に日本、ドイツは、無形投資額に対して無形資産価値が反映されていない傾向がみられる。

③ 小売業

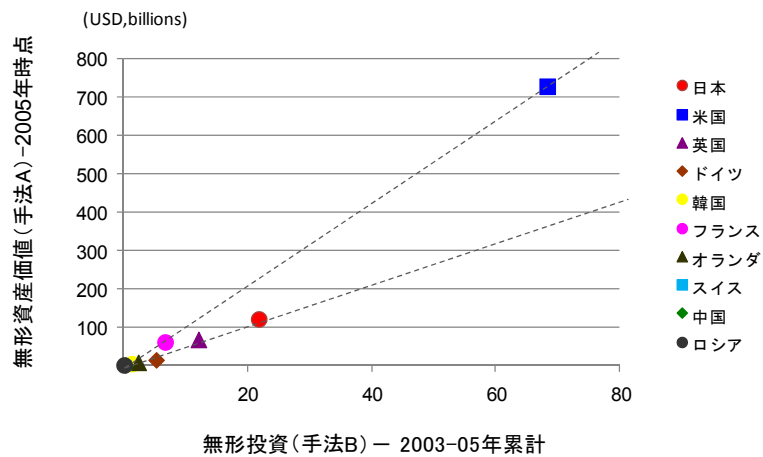


図 I - 4 1

米国は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。日本及び英国は米国と比較すると、その傾向は高くはない

④ サービス業

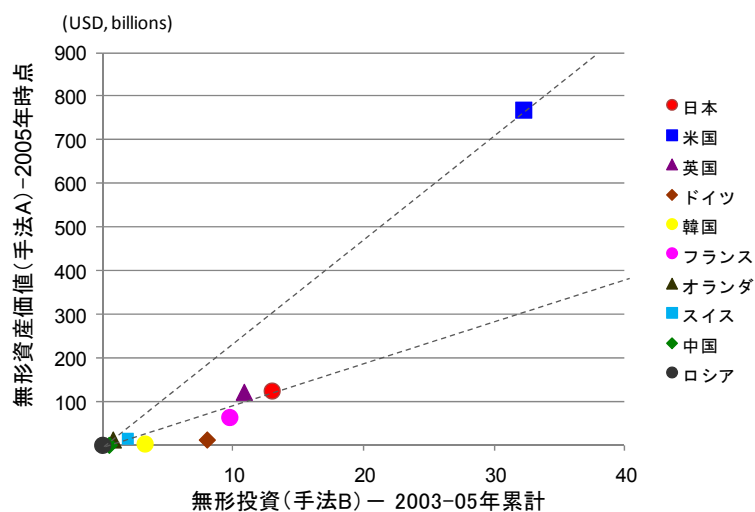


図 I - 4 2

米国は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。日本、英国、フランスは、その傾向も低く、米国との差は大きいといえる。

(ii) 価値測定手法間比較—手法A vs. 手法B (2005年時点)

① 食品

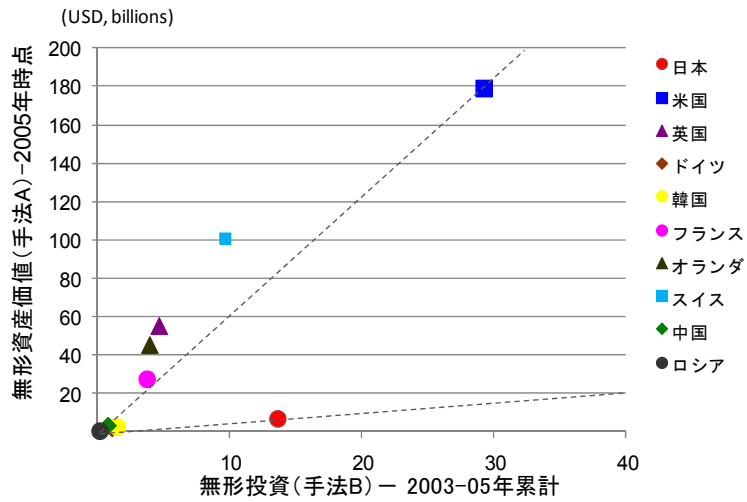


図 I - 4 3

米国、欧州諸国は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。逆に日本はその傾向がかなり低いといえる。

② 一般機械

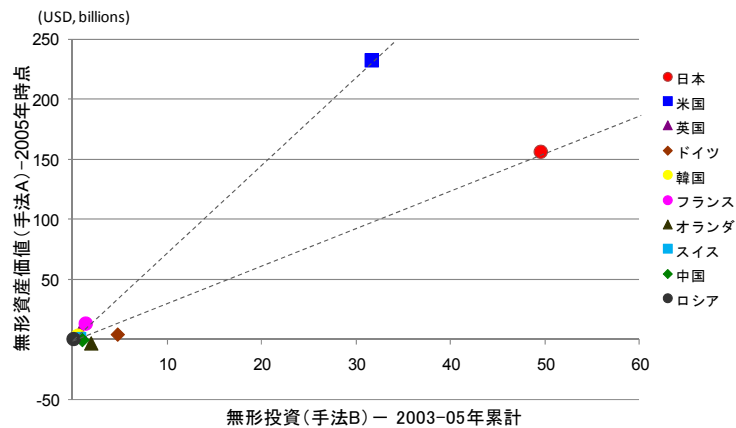


図 I - 4 4

米国は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。日本も米国との比較ではその傾向が低いものの、他の業種と比較すると、相対的にその傾向は高いといえる。

③ 化学

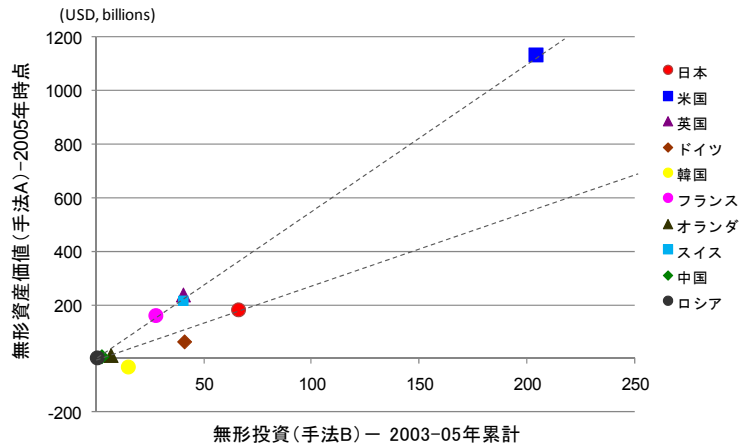


図 I - 4 5

米国、英国、スイス、フランスは、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。日本も米国、欧州勢との比較では傾向が低いものの、他の業種と比較すると、傾向は高いといえる。

④ 電気 (コンピュータ・電子機器)

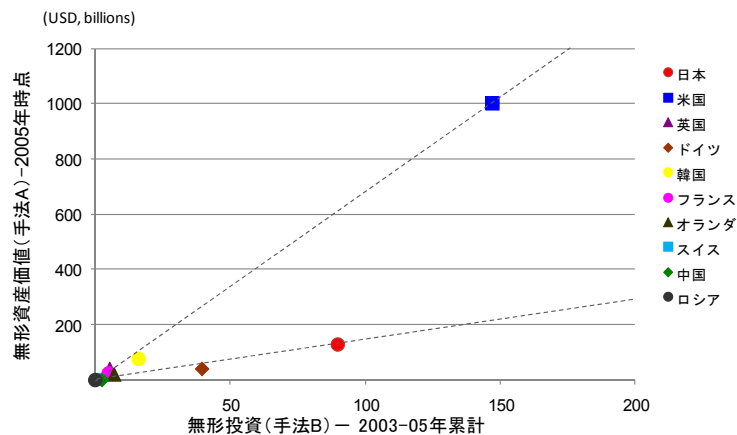


図 I - 4 6

米国、韓国は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。日本及びドイツはその傾向が低い傾向にある。

⑤ 輸送機器

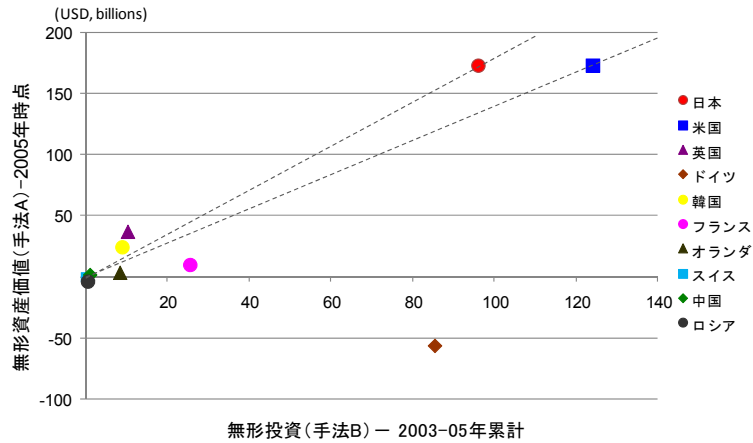


図 I - 4 7

日本は、米国よりも無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。また、英国及び韓国もその傾向は高く、一方でドイツ、フランスはかなり低い傾向にある。

⑥ 医薬

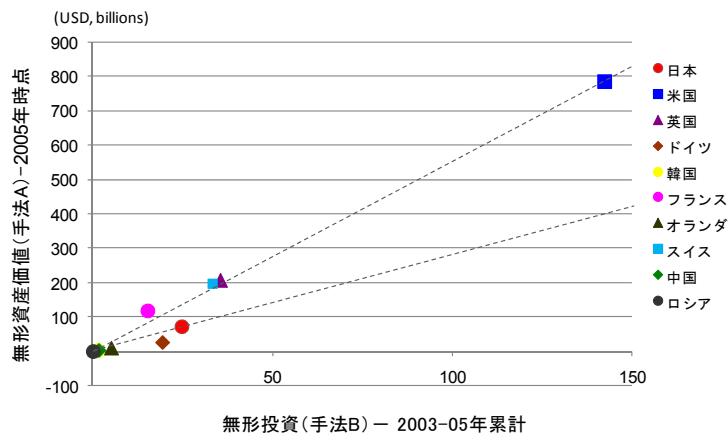


図 I - 4 8

米国及び英国、スイスは、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。一方、日本及びドイツは低い傾向にある。

⑦ 半導体・電子部品

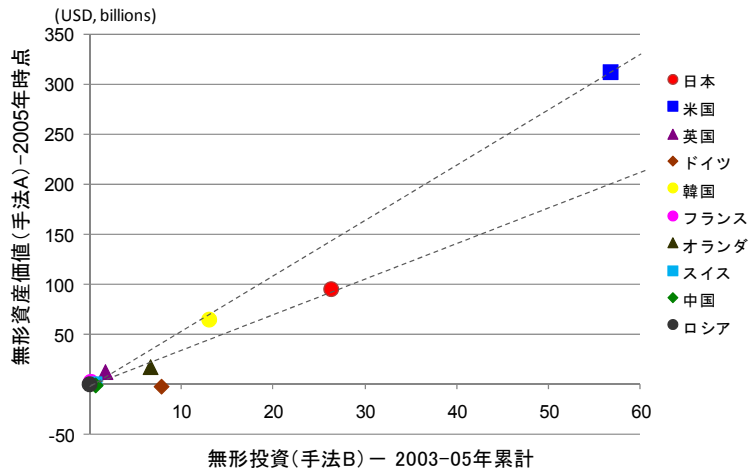


図 I - 4 9

米国、韓国は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。日本は米国や韓国に及ばないものの、比較的高く、この分野の優位性を反映していると考えられる。

⑧ 自動車

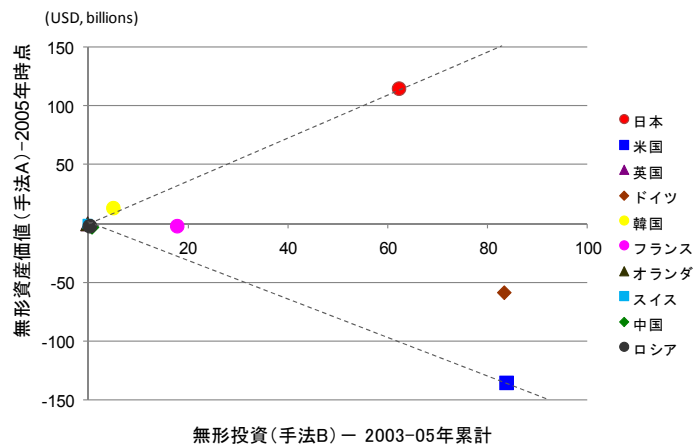


図 I - 5 0

日本、韓国のアジア勢は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。一方、米国やドイツは無形投資が大きいにも関わらず無形資産価値がマイナスであり、負の傾向を示している。

(ix) 考察

中分類及び小分類においては、日本の手法A/手法B比率が輸送機器や自動車で米国等より高く日本の優位性が見られる。一方で、食品や電気においては、日本の手法A/手法B比率が他国より低いという傾向が見られる。前述のように手法A/手法B比率は、無形資産形成のための無形投資（手法B）が、株式市場における無形資産価値（手法A）に反映される度合を示しているが、産業の特殊性や企業行動等、各産業において市場の無形資産価値に影響を及ぼす個別要因があると考えられる。

4. 企業別の無形資産価値推移

手法A及び手法Bの評価手法により、企業別無形資産価値を2005年時点のデータに基づき企業間で比較分析を行う。

(1) 調査対象先

研究開発費及び広告宣伝費それぞれの世界上位100社（合計200社）の約85%が含まれる輸送機器・電気機器・化学・食品・小売の5業種を選定し、その業種に該当する172社の内、重複を除いた129社を選出した。

| | | 日本 | 米国 | 欧州 | 韓国 | 合計 | | | |
|------|------------|---|--|---|---|--|--|------------------------------|----|
| 輸送機器 | 自動車 | Toyota Honda Nissan Mitsubishi | Mazda Denso Yamaha Aishin Seiki | Ford General Motors | Johnson Controls Honeywell | Volkswagen, Germany BMW, Germany Daimler, Germany Fiat, Italy | Peugeot, France Renault, France Valeo, France Volvo, Sweden | Hyundai Motors Kia Motors | 27 |
| | 航空他 | | | General Electric Boeing | Lockeed Martin | BAE Systems, UK EADS, Netherlands | | | |
| 電気機器 | 電気 | Panasonic Sony Hitachi Toshiba Seiko Epson NEC Electronics | NEC Fujitsu Sharp Sanyo Mitsubishi | Motorola Hewlett-Packard Cisco Systems Sun Microsystems Apple | EMC Dell Medtronic | Siemens, Germany Nokia, Finland | Ericsson, Sweden Philips, Netherlands | Samsung Electronics | 30 |
| | 半導体部品 | | | Intel Texas Instruments | Advanced Micro Device Qualcomm | Infinition, Germany | ST Micro, Netherlands | | |
| 化学 | 化学 | Sumitomo Chemical | | Proctor & Gamble du Pont Dow Chemical Estee Lauder | Clorox L'Oreal | BASF, Germany Henkel, Germany | Colgate Palmolive, France | | 31 |
| | 医薬 | Fakeda Astellas Pharma | Ezaki Kao | Pfizer J&J Wyeth Bristol-Myers Squibb Abbot Laboratories | Merck Amgen Eli Lilly Schering Plough | Bayer, Germany Merck KGAA, Germany AstraZeneca, UK | Sandoz, France Novartis, Swiss Roche, Swiss Akzo Nobel, Netherlands | | |
| 食品 | 食品 | Ajinomoto | | Kraft Kellogg General Mills Cadbury | Diageo Cambell Sara Lee | Nestle, Swiss Unilever, Netherlands | Danon, France | | 20 |
| | 飲料・たばこ | Japan Tobacco | Kirin | Coca Cola PepsiCo | Altria Molson Coors | Heineken, Netherlands Anheuser-Busch, Belgium SABMiller, UK | | | |
| 小売 | 量販店 百貨店 | | | Wal Mart Sears Target J.C.Penny Macy's Home Depo Best Buy Staples Office Depo Lowe's | E Bay Kroger GAP Limited Brands Safeway Walgreen Rite Aid Kohls CVS | Carrefour, France Metro, Germany | | 21 | |
| 合計 | | 27 | | 64 | | 35 | 3 | 129 | |

表 I - 3⁹

⁹ 出典: IEEE Spectrum Top R&D Spenders, 2008 (<<http://www.spectrum.ieee.org/images/dec07/images/12.RDchar>>[最終アクセス2010年2月28日])。

(2) 企業別無形資産調査結果

手法 A および手法 B の評価方法、手法 A/手法 B の手法間比較により企業別無形資産価値の分析を行った。2005 年時点の価値を比較対象として、各企業の無形資産価値推移の分析を行った。なお、企業別の価値推移の詳細として、資料編 I. 1. (3) にデータ (5 年間) およびグラフ (5 年間) を記載している。

(i) 食品

① 無形資産価値・企業間比較 (手法 A) - 2005 年時点

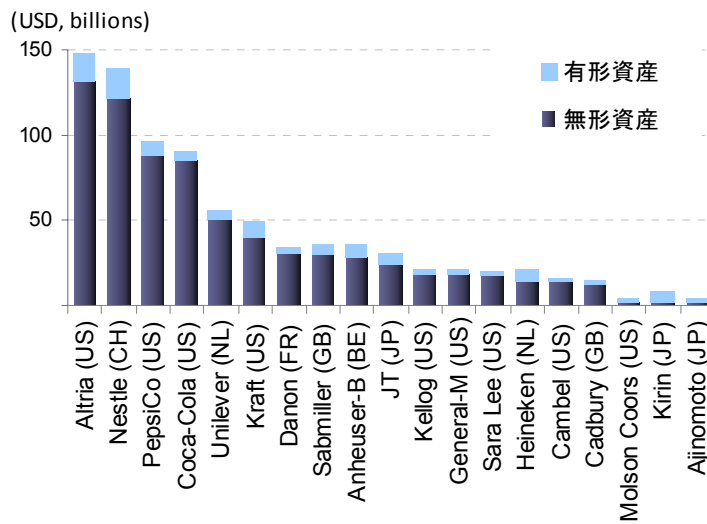


図 I - 5 1

② 無形投資額・企業間比較（手法 B）－2003～2005 年累計

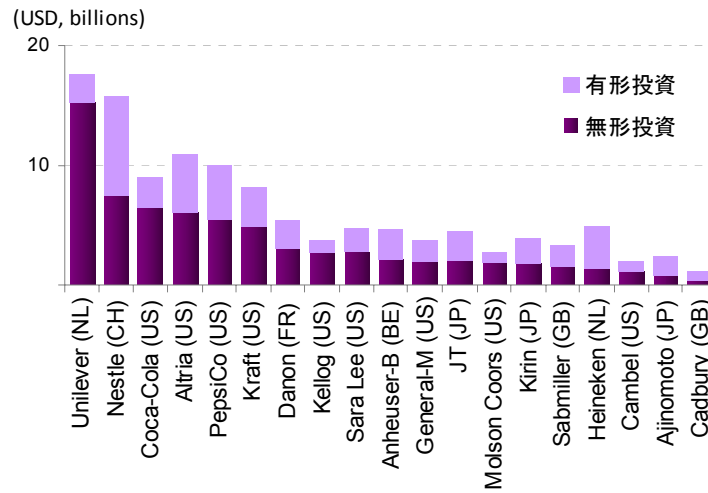


図 I - 5 2

手法 A・B 間の比較では上位 5 位までの企業は同一であり、手法間で大きな差異は見られない。食品業界では、無形資産価値（手法 A）と無形資産投資（手法 B）の規模に同様の傾向があると考えられる。

③ 手法 A/手法 B の手法間比較

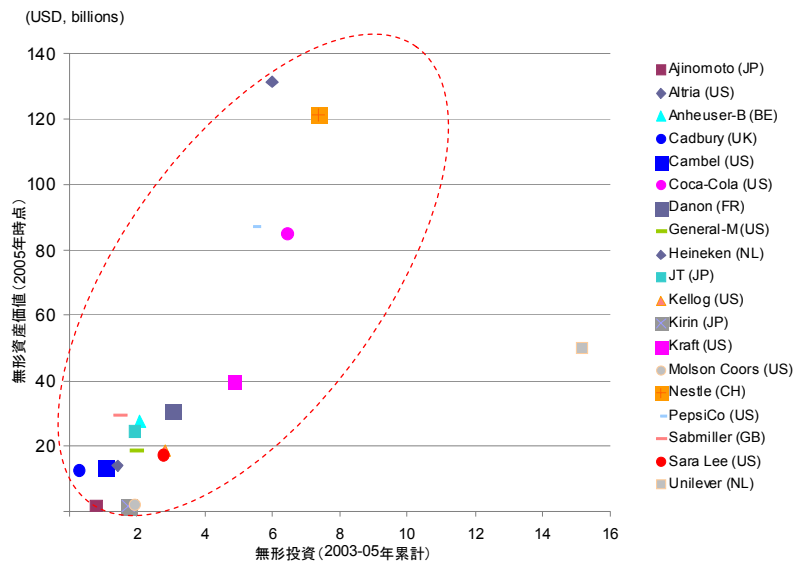


図 I - 5 3

食品業界における企業群を比較すると、無形投資額の多い企業が無形資産価値も高く、

相関する傾向が顕著に表れている。食品業界では無形投資額や無形資産額に反映されると考えられる。

(ii) 輸送機器（自動車・航空他）

① 無形資産価値・企業間比較（手法 A）－2005 年時点

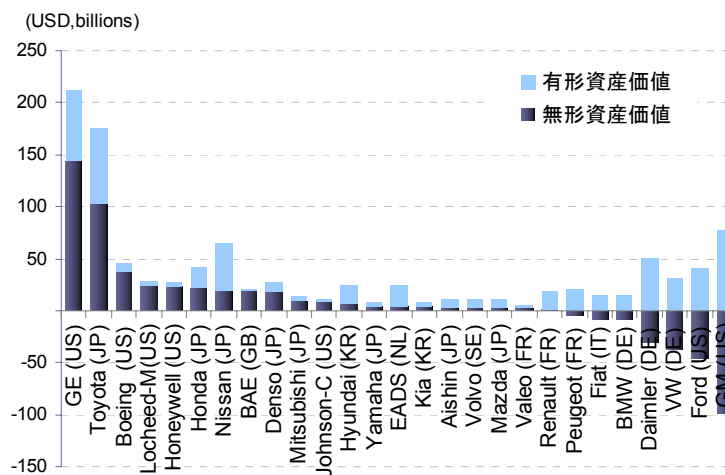


図 I - 5 4

② 無形投資額・企業間比較（手法 B）－2003～2005 年累計

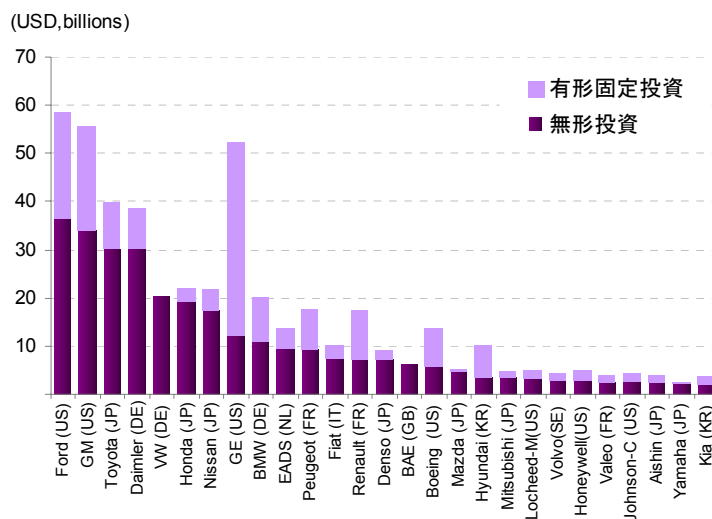


図 I - 5 5

手法 A・B 間の比較において、無形投資額（手法 B）が大きい上位 4 社は、無形資産額（手

法 A) では反対にいずれもマイナスで下位にある。輸送機器業界において、無形資産額と無形投資額は異なる傾向にあると考えられる。

③ 手法 A/手法 B の手法間比較

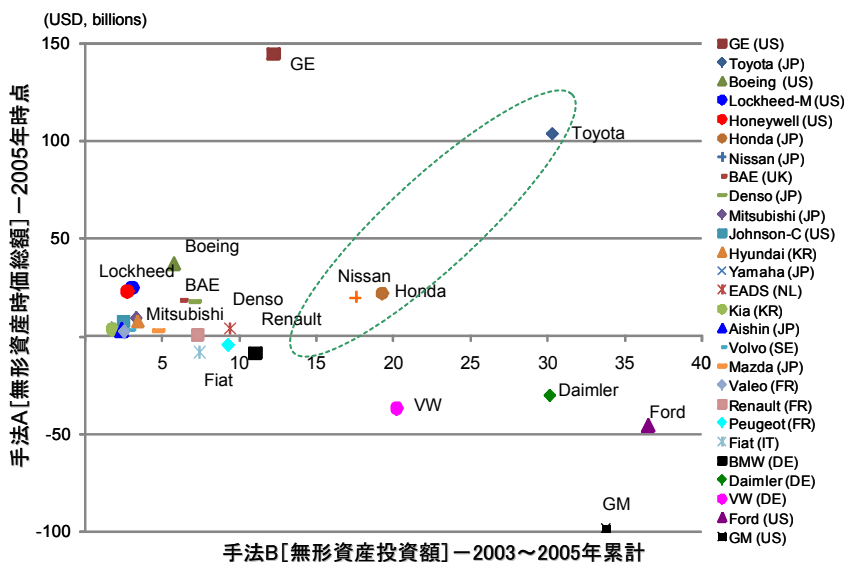


図 I - 5 6

一部の自動車関連企業を除き、ほとんどの企業は分散傾向にあり、相関傾向が明確には見えない。輸送機器業界の企業群全体では、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が低い事を示している。

(iii) 電気機器（電子・半導体）

① 無形資産価値・企業間比較（手法 A）－2005 年時点

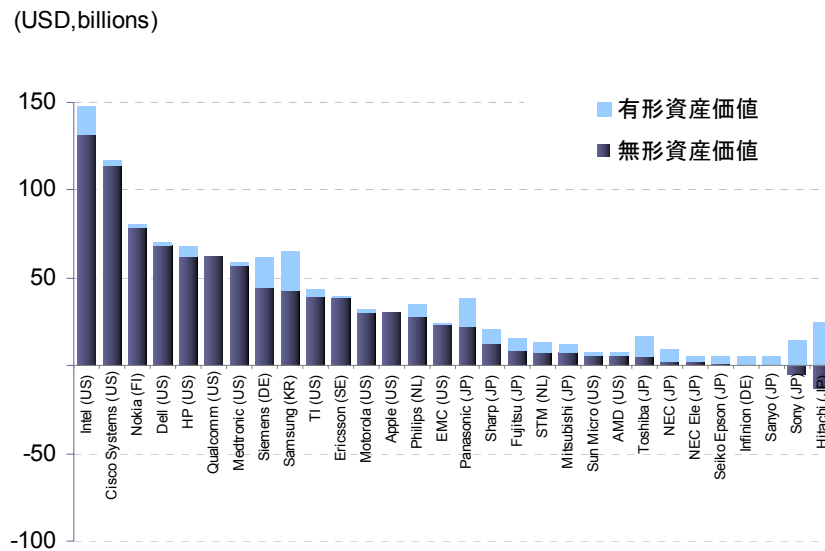


図 I - 5 7

② 無形投資額・企業間比較（手法 B）－2003～2005 年累計

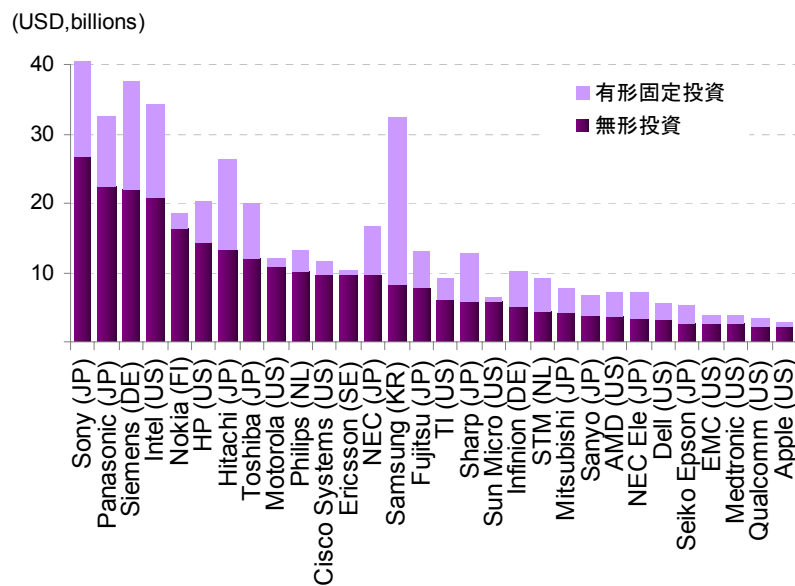


図 I - 5 8

手法 A・B 間の比較において、手法 B の上位 5 社のうち、3 社は手法 A の上位 15 社に含

まれている。一方で、残りの2社は、手法Aの下位15社に含まれる結果となり、企業によって大きな開きがあるといえる。電気機器業界において、無形投資額と無形資産額は異なる傾向にあると考える。

③ 手法A/手法Bの手法間比較

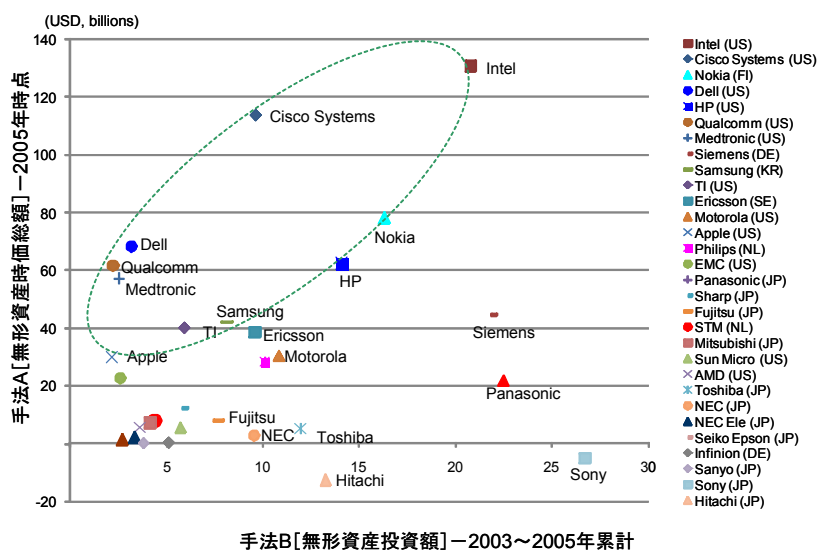


図 I - 5 9

電気機器業界において一部の分野に特化した企業は、無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い事を示している。一方で、総合的にあらゆる分野を扱う企業は低い傾向にある。

(iv) 化学（医薬・化粧品・化学）

① 無形資産価値・企業間比較（手法 A）－2005 年時点

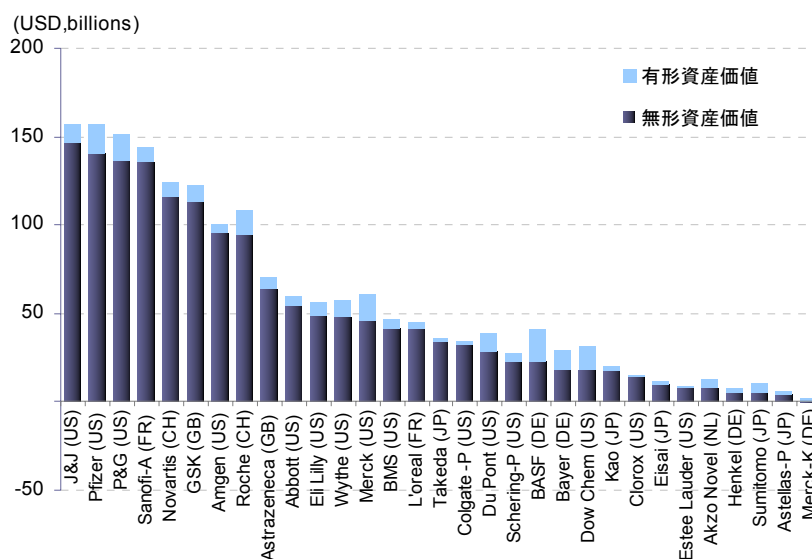


図 I - 6 0

手法 A・B 間の比較においては、上位 5 社の内 4 社は同じ会社が占めており、企業間の順位に大きな変動は見られない。化学業界では、無形資産価値と無形投資額の規模に同様の傾向があると考えられる。

② 無形投資額・企業間比較（手法 B）－2003～2005 年累計

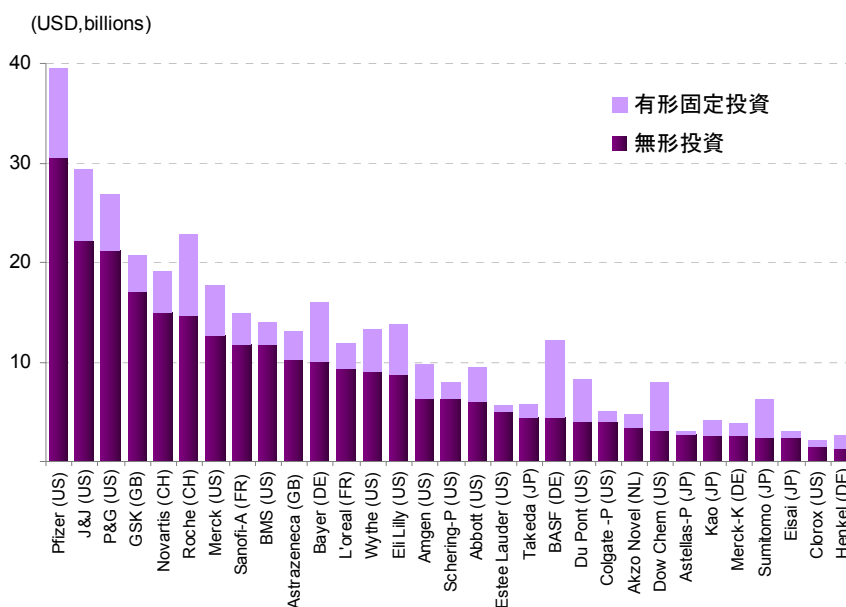


図 I - 6 1

③ 手法 A/手法 B の手法間比較

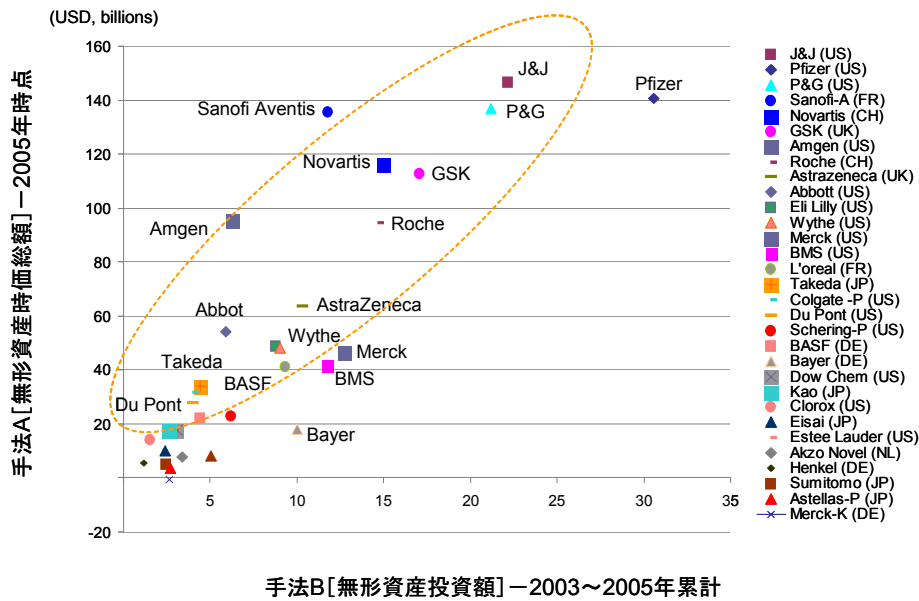


図 I - 6 2

化学業界における企業群全体では、総じて、無形資産投資が無形資産価値に反映される傾向が高くなっており、相関傾向が顕著に表れている。化学業界では、無形投資額が無形資産額に反映されていると考えられる。

(v) 小売

① 無形資産価値・企業間比較（手法 A）－2005 年時点

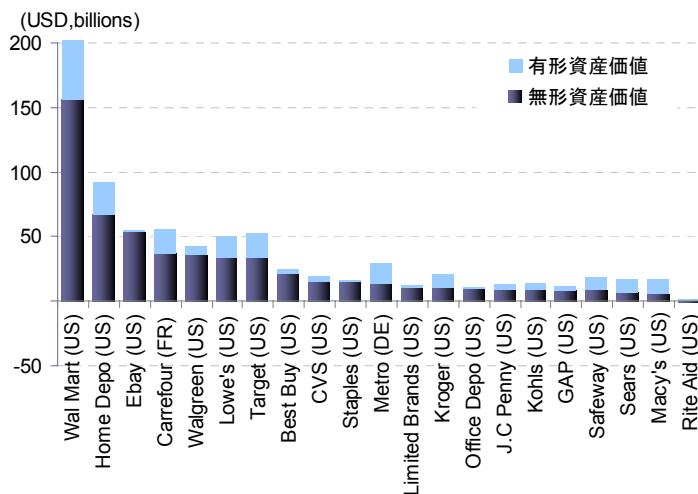


図 I - 6 3

② 無形投資額・企業間比較（手法 B）－2003～2005 年累計

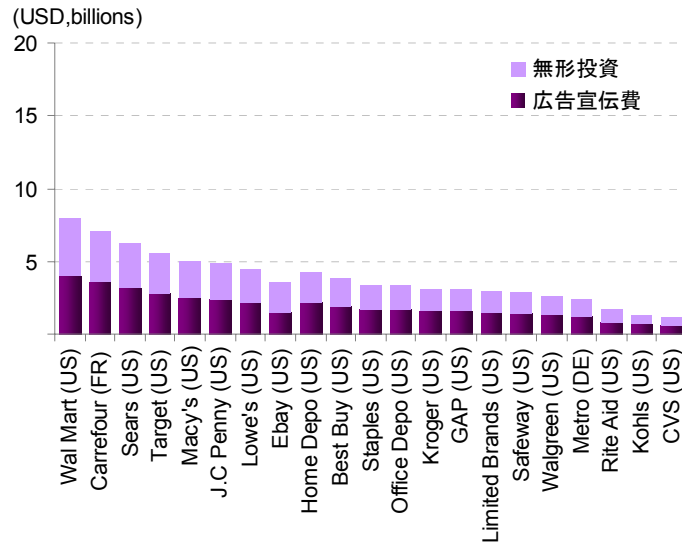


図 I - 6 4

手法 A・B 間の比較において、双方で首位の企業以外は上位の企業に手法間の入れ替わりが多く、順位のはらつきが大きい。小売業界において、無形資産額と無形投資額は異なる傾向にあると考えられる。

③ 手法 A/手法 B の手法間比較

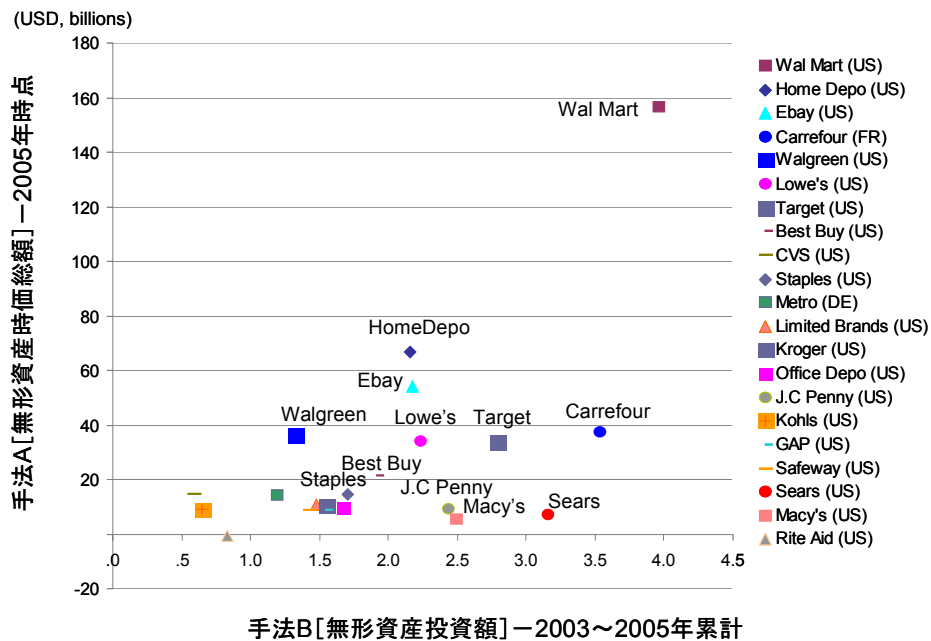


図 I - 6 5

個別企業で無形投資が無形資産価値に反映される傾向が高い企業もあるが、全体的には分散しており、相関傾向は見られない。小売業界の企業群全体では、無形投資が無形資産価値に反映されている傾向は低いと考えられる。

(3) まとめ

輸送機器（自動車・航空他）と電気機器（電子・半導体）、小売の3分野では、手法AとBの価値において、上位企業の順位の入れ替わりが顕著に見られる。

食品、化学（医薬・化粧品・化学）の手法A/手法B比率でみると、多くの企業が価値の大小はあるものの、同様の比率に収斂する傾向にある。一方で、輸送機器、電気機器、小売では、各企業の手法A/手法B比率は分散しており、全体で一定の方向性が見られない。しかしながら、輸送機器や電気機器においては、特定の分野に特化した企業において、手法A/手法B比率が、同様の比率に集約される傾向も見られる。

本調査結果に対して、委員からは以下のような見解が提示された。

■業界によって食品業界のように、手法間比較の相関傾向がみられるものと、電機業界のように、相関傾向がみられないものがある。これは、業界によって製造設備の保有についての事業・生産戦略が異なるため、手法間の相関関係のみで傾向を分析することには注意が必要である。

Ⅱ. 我が国のロイヤルティ料率

1. ロイヤルティ料率情報整備に対するニーズと背景

実務上のロイヤルティ料率情報の整備については、中小・ベンチャー企業を中心に、ライセンスに係る交渉・契約、とりわけ適正なロイヤルティ料率の設定が困難であることから、強い開示ニーズがあげられている。また、知的財産の活用・促進等の観点からもロイヤルティ料率情報整備に対する指摘がされている。

そのため、本調査研究では、下記のニーズや指摘を背景に、国内企業を対象としたアンケート調査を実施し、実務上のロイヤルティ料率等の情報を整理した。

【ライセンス交渉活動の円滑化にむけたニーズ】

- ・主に中小企業など知的財産に関する専門部署を有しない企業からのニーズ
- ・ライセンス交渉経験の少ない企業からのニーズ
- ・異業種間の交渉におけるニーズ

【知財流通 知財価値評価（ロイヤルティ免除法）におけるニーズ】

実務的な運用面を考慮した有用な簡易的方法であるロイヤルティ免除法による価値算出にあたっては、想定されるロイヤルティ料率を正確に算出することは困難であるとの指摘がされている。

【中小企業に対する知的財産評価融資におけるニーズ】

知的財産価値を踏まえた中小企業融資等では、知的財産価値をはじめとした無形資産評価の基礎データとして実務上のロイヤルティ料率を正確に把握したいとのニーズがある。

【司法・行政からのニーズ】

- ・(国税局) 移転価格税制に対する正確なロイヤルティ料率を把握するニーズ
- ・(裁判所) 侵害訴訟などにおいて参考となるようなロイヤルティ料率を把握するニーズ

【国際会計基準対応へのニーズ】

M&Aにおいて無形資産価値評価を行う際に、ロイヤルティ料率等算出パラメータの適切さについて説明を要求される可能性があり、根拠データとしてロイヤルティ料率情報

の整備へのニーズがある。

2. 技術分類別ロイヤルティ料率（国内アンケート調査）

（1） アンケート調査実施概要

（i） 調査対象

下記の方法にて複合的に抽出、重複データ削除のうえ、合計3,006件を調査対象とした。

- ③ 2007年（2007年1月1日～12月31日）において日本で特許出願を行った国内企業・団体のうち、合計出願件数の上位となっている企業・団体（対象2,031件）。
- ④ 株式会社帝国データバンク保有データ信用調査報告書ファイル（約143万社収録）の中から、ライセンス契約を実施していると判断できる企業を抽出（対象975件）。

（ii） 調査票（資料編Ⅲ（2）参照）

特許権、商標権、プログラム著作権、技術ノウハウを対象とし、調査を実施した。主な調査項目は以下の通り。

- ① 自社のロイヤルティ料率に対する相場
- ② ①の変動要因とその変動率（例：独占的なライセンスの場合、下請先の場合など）
- ③ ロイヤルティ料率決定の要因
- ④ 技術ライフサイクル（特許権、技術ノウハウのみ）

（iii） 調査方法

郵送調査にて実施し、必要に応じて回答結果について電話による疑義照会を実施した。

（iv） 調査実施期間

2009年11月5日～2010年2月15日

（v） 調査票の回収状況

総回答数 920 件（回答率 30.6%）うち有効回答は 563 件（有効回答率 18.7%）

(vi) 回答企業の属性

| | 従業員数 | | | | | 総計 |
|---------------|--------|------------------|-------------------|---------|----|-----|
| | 300名未満 | 300名以上 600名未満 | 600名以上 1000名未満 | 1000名以上 | 不明 | |
| 業種 | | | | | | |
| 鉱業 | | 1 | 1 | | | 2 |
| 建設業 | 9 | 2 | 5 | 12 | | 28 |
| 製造業 | 75 | 65 | 66 | 154 | 4 | 364 |
| 卸売・小売業、飲食店 | 32 | 9 | 1 | 4 | | 46 |
| 金融・保険業 | 5 | 1 | 1 | | | 7 |
| 運輸・通信業 | 1 | | 1 | 3 | | 5 |
| 電気・ガス・水道・熱供給業 | | | | 6 | | 6 |
| サービス業 | 36 | 11 | 14 | 31 | 1 | 93 |
| 不明 | | | | | 12 | 12 |
| 総計 | 158 | 89 | 89 | 210 | 17 | 563 |

表Ⅱ－1

(2) 注意事項

- ・ロイヤルティとは、例えば特許やノウハウなど特殊な技術を用いて製造を行う主体からその技術の使用許諾及び指導を受け、第三者が事業を展開する際に技術利用に対して支払う実施料や、ブランドビジネスを展開する主体から、ブランドの使用許諾を受け、ブランド使用に対して支払う使用料などを想定しているものである。
- ・ライセンス契約を行った経験や数々の実績に基づく相場観について調査を実施した。
- ・ロイヤルティの支払い形態には、一時金払いやイニシャルペイメント付きランニングロイヤルティなど様々な形態があるが、いずれもそれらがランニングロイヤルティのみの支払い方式であったと仮定して、その場合にどの程度のレートになるかを想定しているものである。
- ・フランチャイズ契約によるロイヤルティ料率については商標権としている。
- ・ソフトウェア・プログラムなどに関するロイヤルティ料率についてはプログラム著作権としている。

(3) アンケート調査結果

(i) 特許権

① 回答および集計にあたっての前提条件

(前提1) ライセンス・アウト(ライセンスを与える側)の立場での回答としている。

(前提2) 国内同業他社へのライセンスを想定の上で回答している。

(前提3) 通常実施権¹⁰によるライセンスを想定の上で回答している。

(前提4) 正味販売高に対する料率を想定の上で回答している。

(前提5) 特殊な事情(エンタメマーケットバリュールール¹¹によるロイヤルティ算定、契約相手の事情など)を捨象したケースについて回答している。

(前提6) ロイヤルティ料相場はカテゴリ選択肢で回答であるが、集計時には各選択肢の中央値をロイヤルティ料率として集計を行った。

② 技術分類別ロイヤルティ料率の平均値

特許権におけるロイヤルティ料率の平均値について、全体では3.7%との結果となった。技術分類別にみると、「バイオ・製薬」が6.0%と最も高く、次いで「健康;人命救助;娯楽」が5.3%と続いている。「バイオ・製薬」は標準偏差が4.6%となり、比較的ばらつきが大きいことが読みとれる。なお、グラフ表記はサンプル数が10以上の技術分類としている。

本調査における技術分類は、WIPO(世界知的所有権機関)が設定したIPC(国際特許分類)及び同機関が作成した「IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE」に基づいて、表Ⅱ-2のように定義した。

ここで、集計・分析の都合上、「コンピュータテクノロジー」は「器械」の一部と、「精密機器」は「器械」および「電気」の一部と、「バイオ・製薬」は「健康;人命救助;娯楽」および「化学」の一部と、それぞれ重複している部分があることに注意が必要である。

¹⁰ ライセンス提供先を独占的にする訳ではなく、複数の者とライセンスを行うことができる形態としている。

¹¹ 特許技術が製品の一部に使われているだけだとしても、その特許が侵害された場合に侵害された部品の単価ではなく、侵害された部品を含む製品全体の単価に基づいて損害額を計算するルールとしている。

| 技術分類 | IPC |
|---------------------|---|
| 農業 | A01 |
| 食料品、たばこ | A21, 22, 23, 24 |
| 個人用品または家庭用品 | A41, 42, 43, 44, 45, 46, 47 |
| 健康；人命救助；娯楽 | A61, 62, 63, 99 |
| 分離；混合 | B01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09 |
| 成型 | B21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32 |
| 印刷 | B41, 42, 43, 44 |
| 運輸 | B60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68 |
| マイクロ構造技術；ナノ技術 | B81, 82, 99 |
| 化学 | C01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 13, 14 |
| 冶金 | C21, 22, 23, 25, 30 |
| コンビナトリアル技術 | C40, 99 |
| 繊維または他に分類されない可とう性材料 | D01, 02, 03, 04, 05, 06, 07 |
| 紙 | D21, 99 |
| 建造物 | E01, 02, 03, 04, 05, 06 |
| 地中もしくは岩石の削孔；採掘 | E21, 99 |
| 機関またはポンプ | F01, 02, 03, 04 |
| 工学一般 | F15, 16, 17 |
| 証明；加熱 | F21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28 |
| 武器；爆破 | F41, 42, 99 |
| 器械 | G01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12 |
| 原子核工学 | G21, 99 |
| 電気 | H01, 02, 03, 04, 05, 99 |
| コンピュータテクノロジー | G06, G11, G10 |
| 精密機器 | G02, G03, H01 |
| バイオ・製薬 | C07, C12, A61 |

表Ⅱ－２

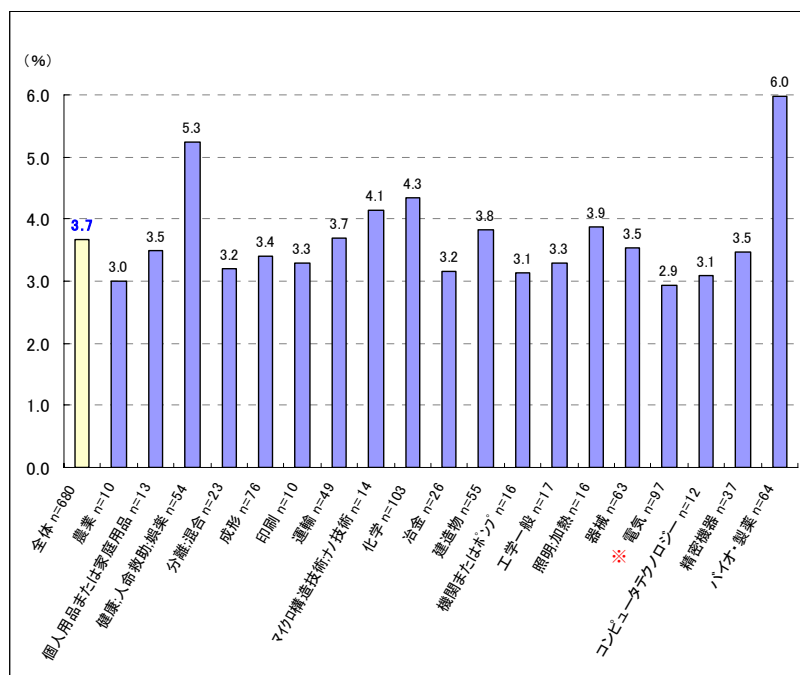


図 II - 1

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 最大値 | 最小値 |
|---------------------|-----|-----|------|------|-----|
| 全体 | 680 | 3.7 | 2.3 | 32.5 | 0.5 |
| 技術分類 | | | | | |
| 農業 | 10 | 3.0 | 1.4 | 4.5 | 0.5 |
| 食料品, たばこ | 4 | 3.8 | 1.7 | 5.5 | 1.5 |
| 個人用品または家庭用品 | 13 | 3.5 | 1.6 | 7.5 | 0.5 |
| 健康; 人命救助; 娯楽 | 54 | 5.3 | 3.2 | 14.5 | 0.5 |
| 分離; 混合 | 23 | 3.2 | 1.7 | 9.5 | 1.5 |
| 成形 | 76 | 3.4 | 1.7 | 9.5 | 0.5 |
| 印刷 | 10 | 3.3 | 1.0 | 4.5 | 1.5 |
| 運輸 | 49 | 3.7 | 1.2 | 6.5 | 0.5 |
| マイクロ構造技術; ナノ技術 | 14 | 4.1 | 2.4 | 9.5 | 1.5 |
| 化学 | 103 | 4.3 | 3.5 | 32.5 | 0.5 |
| 冶金 | 26 | 3.2 | 1.6 | 5.5 | 0.5 |
| コンピュータリアル技術 | 1 | 4.5 | - | 4.5 | 4.5 |
| 繊維または他に分類されない可とう性材料 | 5 | 3.3 | 1.9 | 5.5 | 0.5 |
| 紙 | 3 | 3.2 | 2.1 | 5.5 | 1.5 |
| 建造物 | 55 | 3.8 | 2.7 | 15.5 | 0.5 |
| 地中もしくは岩石の削孔; 採鉱 | 4 | 1.8 | 1.3 | 3.5 | 0.5 |
| 機関またはポンプ | 16 | 3.1 | 1.4 | 5.5 | 0.5 |
| 工学一般 | 17 | 3.3 | 2.0 | 9.5 | 0.5 |
| 照明; 加熱 | 16 | 3.9 | 2.2 | 9.5 | 1.5 |
| 武器; 爆破 | 0 | - | - | - | - |
| 器械 | 63 | 3.5 | 1.9 | 9.5 | 0.5 |
| 原子核工学 | 1 | 2.5 | - | 2.5 | 2.5 |
| 電気 * | 97 | 2.9 | 1.5 | 9.5 | 0.5 |
| コンピュータテクノロジー | 12 | 3.1 | 2.0 | 7.5 | 0.5 |
| 精密機器 | 37 | 3.5 | 1.9 | 9.5 | 0.5 |
| バイオ・製薬 | 64 | 6.0 | 4.6 | 32.5 | 0.5 |

表 II - 3

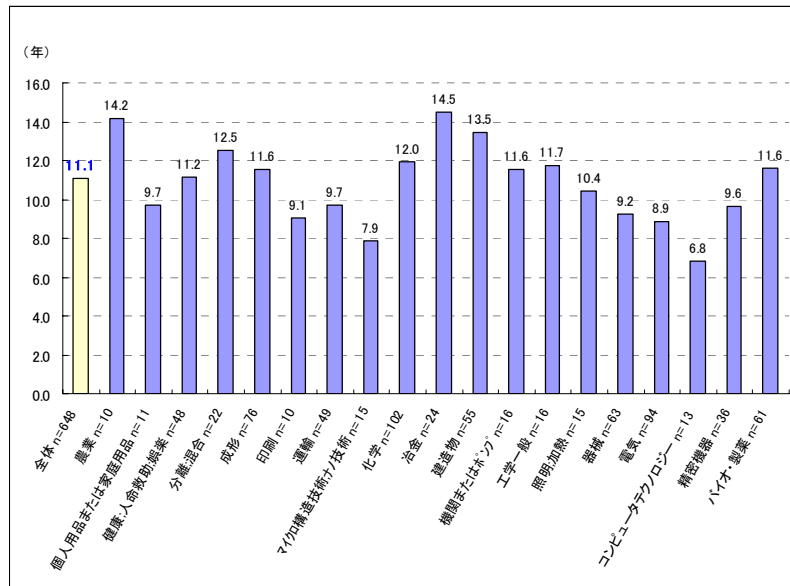
※電気分野：パテントプール、クロスライセンス、ノウハウを含めた交渉の場合については、P78～P80をご参照下さい。

③ 技術分類別の技術ライフサイクル期間 平均値

技術ライフサイクル平均年数について、全体では11.1年との結果となった。

技術分類別にみると、「冶金」が14.5年と最も長期間となり、「農業」14.2年が続いている。一方、短期間であったのは「コンピュータテクノロジー」で6.8年、「マイクロ構造技術;ナノ技術」で7.9年があげられる。

なお、グラフ表記はサンプル数が10以上の技術分類としている。



図Ⅱ－２

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 |
|---------------------|-----|------|------|
| 全体 | 648 | 11.1 | 7.1 |
| 農業 | 10 | 14.2 | 7.7 |
| 食料品, たばこ | 7 | 11.8 | 8.5 |
| 個人用品または家庭用品 | 11 | 9.7 | 5.9 |
| 健康;人命救助;娯楽 | 48 | 11.2 | 6.0 |
| 分離;混合 | 22 | 12.5 | 6.1 |
| 成形 | 76 | 11.6 | 7.4 |
| 印刷 | 10 | 9.1 | 6.5 |
| 運輸 | 49 | 9.7 | 5.3 |
| マイクロ構造技術;ナノ技術 | 15 | 7.9 | 3.3 |
| 化学 | 102 | 12.0 | 7.0 |
| 冶金 | 24 | 14.5 | 4.7 |
| 技術分類 | | | |
| コンピュータテクノロジー | 1 | 7.5 | - |
| 繊維または他に分類されない可とう性材料 | 4 | 7.5 | 5.0 |
| 紙 | 2 | 10.0 | 3.5 |
| 建造物 | 55 | 13.5 | 10.2 |
| 地中もしくは岩石の削孔;採鉱 | 4 | 35.6 | 29.0 |
| 機関またはポンプ | 16 | 11.6 | 5.2 |
| 工学一般 | 16 | 11.7 | 4.6 |
| 照明;加熱 | 15 | 10.4 | 5.0 |
| 武器;爆破 | 0 | | |
| 器械 | 63 | 9.2 | 4.6 |
| 原子核工学 | 1 | 10.0 | - |
| 電気 | 94 | 8.9 | 4.6 |
| コンピュータテクノロジー | 13 | 6.8 | 4.3 |
| 精密機器 | 36 | 9.6 | 4.5 |
| バイオ・製薬 | 61 | 11.6 | 5.5 |

図Ⅱ－４

④ 技術分類別の製品がライセンスされた特許を必要とする期間 平均値

製品がライセンスされた特許を必要とする期間（平均値）は、全体では10.2年との結果となった。

技術分類別にみると、「分離；混合」が11.5年と最も長期間である。11.0年以上には「健康；人命救助；娯楽」「冶金」「工学一般」「バイオ・製薬」も確認できる。

なお、グラフ表記はサンプル数が10以上の技術分類としている。

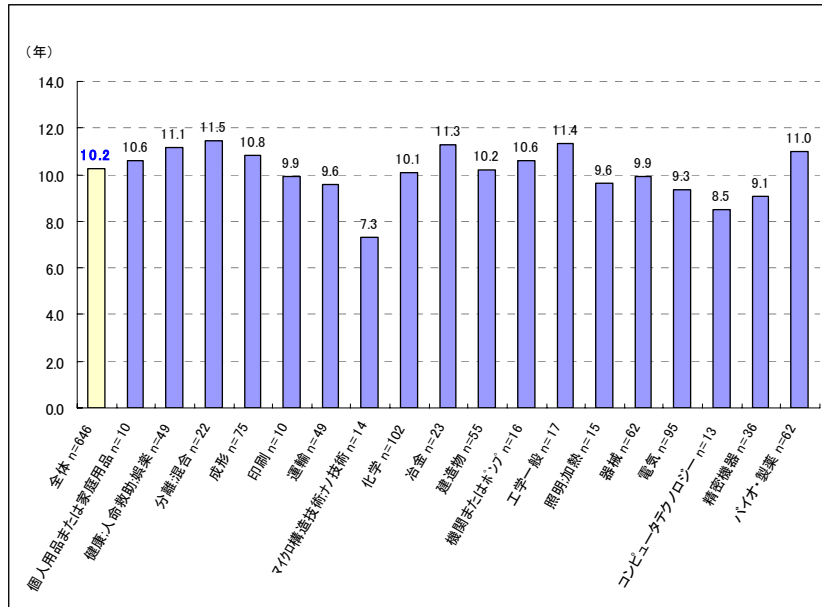


図 II - 3

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 |
|---------------------|-----|------|------|
| 全体 | 646 | 10.2 | 4.7 |
| 農業 | 9 | 12.2 | 5.0 |
| 食料品；たばこ | 7 | 10.5 | 5.4 |
| 個人用品または家庭用品 | 10 | 10.6 | 6.0 |
| 健康；人命救助；娯楽 | 49 | 11.1 | 5.1 |
| 分離；混合 | 22 | 11.5 | 4.6 |
| 成形 | 75 | 10.8 | 4.8 |
| 印刷 | 10 | 9.9 | 4.0 |
| 運輸 | 49 | 9.6 | 4.2 |
| マイクロ構造技術/ナノ技術 | 14 | 7.3 | 3.6 |
| 化学 | 102 | 10.1 | 4.8 |
| 冶金 | 23 | 11.3 | 4.4 |
| コンピュータ技術 | 1 | 7.5 | - |
| 繊維または他に分類されない可とう性材料 | 4 | 7.5 | 5.6 |
| 紙 | 2 | 10.0 | 3.5 |
| 建造物 | 55 | 10.2 | 5.2 |
| 地中もしくは岩石の削孔；採鉱 | 4 | 16.0 | 3.2 |
| 機関またはポンプ | 16 | 10.6 | 3.8 |
| 工学一般 | 17 | 11.4 | 5.7 |
| 照明；加熱 | 15 | 9.6 | 5.2 |
| 武器；爆破 | 0 | - | - |
| 器械 | 62 | 9.9 | 4.0 |
| 原子核工学 | 1 | 7.5 | - |
| 電気 | 95 | 9.3 | 3.9 |
| コンピュータテクノロジー | 13 | 8.5 | 3.0 |
| 精密機器 | 36 | 9.1 | 4.0 |
| バイオ・製薬 | 62 | 11.0 | 4.6 |

表 II - 5

⑤ 技術分類別のロイヤルティ料率決定要因の重要度

ロイヤルティ料率決定要因の重要度（5段階評価）について平均値を算出したところ、全体では「当事者におけるライセンスの必要性」が4.1、「ライセンス対象（特許権）の評価」が4.0と比較的高い傾向を示している。

平均値4.0以上についてマーキングしたところ、いずれの技術分類においても「当事者におけるライセンスの必要性」もしくは「ライセンス対象（特許権）の評価」の重要度が高い様子が見とれる。

なお、集計表はロイヤルティ料率決定要因の重要度のいずれの項目についてもサンプル数が10以上の技術分類の表示としている。

| | ①当事者におけるライセンスの必要性 | ②ライセンス対象(特許権)の評価 | ③特許権の存続期間、権利範囲の広さ | ④技術の商業的完成レベル、代替技術の有無 | ⑤技術の利用の容易性 | ⑥ライセンスの種類、範囲、先例の有無 | ⑦開発費、権利の取得・維持費 | ⑧需要の見込み、予想収益額 | ⑨ロイヤルティの回収見通し | ⑩ライセンスを受ける側の技術力、経済力の信頼性 | ⑪当事者の事業上、技術上の関係 | ⑫契約期間 | ⑬ライセンスを受ける企業の国籍 |
|-----------------------|-------------------|------------------|-------------------|----------------------|------------|--------------------|----------------|---------------|---------------|-------------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 全体 | 4.1 | 4.0 | 3.6 | 3.7 | 3.2 | 3.4 | 3.2 | 3.5 | 3.4 | 3.2 | 3.5 | 3.1 | 2.8 |
| 農業 | 4.6 | 3.9 | 4.1 | 3.5 | 3.7 | 3.9 | 3.1 | 3.5 | 3.7 | 3.4 | 4.0 | 3.5 | 2.6 |
| 個人用品または家庭用品 | 3.6 | 3.7 | 3.7 | 3.5 | 3.2 | 3.2 | 3.0 | 3.6 | 3.5 | 2.9 | 3.2 | 2.8 | 2.5 |
| 健康;人命救助;娯楽 | 4.0 | 4.2 | 3.7 | 3.7 | 3.3 | 3.3 | 3.4 | 3.7 | 3.6 | 3.2 | 3.3 | 3.1 | 2.7 |
| 分離;混合 | 4.2 | 4.2 | 3.7 | 4.1 | 3.3 | 3.4 | 3.4 | 3.7 | 3.6 | 3.5 | 3.8 | 3.3 | 2.9 |
| 成形 | 4.1 | 4.0 | 3.6 | 3.7 | 3.4 | 3.3 | 3.2 | 3.6 | 3.4 | 3.3 | 3.5 | 3.3 | 2.9 |
| 印刷 | 3.9 | 4.1 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.7 | 3.5 | 3.5 | 3.2 | 3.3 | 3.5 | 3.3 | 3.1 |
| 運輸 | 4.2 | 4.4 | 3.8 | 3.8 | 3.3 | 3.6 | 2.9 | 3.5 | 3.3 | 3.2 | 3.5 | 3.0 | 2.9 |
| 技術分類 マイクロ構造技術;ナノ技術 | 4.3 | 4.1 | 3.9 | 3.8 | 3.0 | 3.6 | 3.7 | 3.1 | 3.3 | 3.4 | 3.6 | 3.9 | 3.1 |
| 化学 | 4.1 | 4.0 | 3.6 | 3.7 | 3.1 | 3.3 | 3.3 | 3.5 | 3.3 | 3.1 | 3.5 | 3.1 | 2.6 |
| 冶金 | 4.3 | 4.0 | 3.7 | 4.0 | 3.2 | 3.2 | 3.2 | 3.9 | 3.7 | 3.4 | 3.8 | 3.2 | 3.2 |
| 建造物 | 4.1 | 3.9 | 3.6 | 3.7 | 3.2 | 3.5 | 3.3 | 3.2 | 3.1 | 3.4 | 3.6 | 3.0 | 2.6 |
| 機関またはポンプ | 3.9 | 3.7 | 3.7 | 3.5 | 3.4 | 3.5 | 3.4 | 3.7 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.3 | 2.9 |
| 工学一般 | 3.8 | 3.9 | 3.4 | 3.4 | 3.2 | 3.3 | 2.8 | 3.4 | 3.1 | 2.9 | 3.2 | 2.9 | 2.6 |
| 照明;加熱 | 4.1 | 4.1 | 3.3 | 3.8 | 3.6 | 3.4 | 3.1 | 3.7 | 3.7 | 3.4 | 3.6 | 2.7 | 2.9 |
| 器械 | 4.3 | 4.1 | 3.6 | 3.5 | 3.0 | 3.3 | 2.9 | 3.5 | 3.5 | 3.2 | 3.5 | 3.1 | 2.9 |
| 電気 | 4.0 | 3.9 | 3.5 | 3.5 | 3.1 | 3.5 | 3.3 | 3.5 | 3.4 | 3.2 | 3.7 | 3.1 | 2.8 |
| コンピュータテクノロジー | 4.1 | 4.1 | 3.5 | 3.5 | 2.7 | 3.2 | 2.9 | 3.3 | 3.2 | 3.1 | 3.6 | 3.3 | 3.0 |
| 精密機器 | 4.2 | 4.1 | 3.6 | 3.6 | 3.1 | 3.3 | 3.1 | 3.4 | 3.5 | 3.4 | 3.8 | 3.1 | 2.8 |
| バイオ・製薬 | 4.1 | 4.3 | 3.8 | 3.7 | 3.3 | 3.4 | 3.5 | 3.7 | 3.6 | 3.3 | 3.5 | 3.3 | 2.6 |

表Ⅱ－6

⑥ 技術分類別のロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因

ロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因について、変動料率（±）の平均値を変動要因別に算出したところ、全体では権利・技術に関する要因では「独占的なライセンスの場合」が1.9%、交渉相手による要因では「国内関連会社の場合」「海外関連会社の場合」「海外同業他社の場合」が1.4%となり最も変動料率が高い結果となった。

なお、集計表はロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因のいずれの項目についてもサンプル数が10以上の技術分類のうち変動料率（±）の平均値が2.0%以上のものに網掛けをしている（その他をのぞく）。

(%)

| | 権利・技術に関する要因 | | | | | | | | | 交渉相手による要因 | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|----------------------|------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-------------|-------------------|----------------|------|
| | ①独占的なライセンスの場合 | ②訴訟の和解交渉による場合 | ③代替技術が存在しない場合 | ④技術ノウハウと組み合わせられた場合 | ⑤技術以外のノウハウと組み合わせられた場合 | ⑥意匠権と組み合わせられた場合 | ⑦商標権と組み合わせられた場合 | ⑧プログラム著作権と組み合わせられた場合 | ⑨その他 | ⑩国内関連会社の場合 | ⑪国内異業者の場合 | ⑫海外関連会社の場合 | ⑬海外同業他社の場合 | ⑭海外異業者の場合 | ⑮得意先との契約の場合 | ⑯新規取引（将来的な得意先）の場合 | ⑰下請け発注先との契約の場合 | ⑱その他 |
| 全体 | 1.9 | 1.7 | 1.7 | 1.4 | 1.3 | 1.0 | 1.2 | 1.3 | 2.5 | 1.4 | 1.1 | 1.4 | 1.4 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | 0.8 |
| 農業 | 0.5 | 1.4 | 0.6 | 0.5 | 0.4 | 0.8 | 0.9 | 0.4 | 0.0 | 0.6 | 1.0 | 0.3 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.2 | 0.3 | 0.0 |
| 食料品、たばこ | 3.6 | 5.0 | 7.0 | 7.0 | 4.0 | - | - | - | - | 2.5 | 2.0 | 1.6 | 3.0 | 2.0 | 3.0 | 3.0 | 0.5 | - |
| 個人用品または家庭用品 | 2.2 | 3.3 | 3.0 | 2.5 | 3.3 | 1.7 | 2.9 | 1.0 | - | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 2.7 | 2.7 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | - |
| 健康・人命救助・娯楽 | 2.2 | 1.9 | 1.9 | 1.7 | 1.4 | 1.3 | 1.4 | 1.3 | 1.3 | 1.6 | 0.7 | 1.6 | 1.2 | 0.7 | 1.1 | 0.9 | 1.3 | 3.3 |
| 分離・混合 | 1.4 | 2.3 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.9 | 2.0 | 1.2 | 0.7 | 1.2 | 0.9 | 1.0 | 0.7 | 0.8 | 0.8 | - |
| 成形 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.9 | 1.7 | 1.5 | 1.6 | 1.7 | 0.9 | 2.0 | 1.8 | 2.0 | 2.3 | 1.9 | 1.6 | 2.1 | 1.9 | 1.3 |
| 印刷 | 1.1 | 1.4 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 1.5 | 1.1 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.5 | - |
| 運輸 | 2.0 | 1.5 | 2.1 | 1.5 | 1.4 | 0.9 | 1.4 | 1.6 | 1.3 | 1.7 | 1.4 | 2.4 | 2.4 | 1.8 | 1.1 | 1.2 | 2.3 | 0.5 |
| マイクロ構造技術;ナノ技術 | 1.9 | 1.2 | 1.5 | 1.5 | 2.2 | 0.9 | 0.9 | 1.6 | 0.5 | 3.6 | 3.1 | 2.4 | 2.5 | 2.3 | 0.9 | 1.6 | 0.8 | - |
| 化学 | 2.4 | 2.5 | 2.1 | 1.4 | 1.2 | 1.0 | 1.1 | 1.0 | 7.8 | 1.2 | 0.8 | 1.2 | 1.4 | 0.9 | 1.4 | 1.2 | 1.2 | 0.0 |
| 冶金 | 1.9 | 1.3 | 1.3 | 1.1 | 0.9 | 0.9 | 0.6 | 0.8 | 0.2 | 0.8 | 0.9 | 0.8 | 0.5 | 0.8 | 1.2 | 0.6 | 0.5 | 1.0 |
| コンピュータ技術 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 繊維または他に分類されない可とう性材料 | 1.0 | 2.5 | 1.7 | 2.0 | 2.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.8 | 2.4 | 0.7 | 2.2 | 0.8 | 0.7 | 2.2 | 1.5 | 1.3 | 0.0 |
| 紙 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 4.7 | 3.0 | 1.2 | 2.8 | 1.2 | 3.0 | 1.5 | 2.8 | 1.5 | 3.5 | 2.8 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 3.0 |
| 建造物 | 1.1 | 0.8 | 1.2 | 1.2 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 1.3 | 0.9 | 1.1 | 0.9 | 1.5 | 1.4 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.0 |
| 地中もしくは岩石の削孔;探鉱 | 1.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - | 1.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - |
| 機関またはポンプ | 1.0 | 1.6 | 0.9 | 0.8 | 0.6 | 0.8 | 0.8 | 0.5 | 9.0 | 0.9 | 0.9 | 1.1 | 0.9 | 0.8 | 1.2 | 0.9 | 0.6 | - |
| 工学一般 | 1.1 | 2.1 | 1.4 | 1.4 | 1.5 | 1.2 | 1.8 | 1.2 | 1.0 | 1.6 | 2.2 | 1.6 | 1.8 | 2.2 | 2.2 | 1.7 | 1.7 | 0.5 |
| 照明;加熱 | 1.3 | 1.5 | 1.1 | 0.8 | 0.8 | 0.7 | 0.8 | 1.5 | 1.0 | 0.9 | 0.3 | 1.0 | 1.0 | 1.6 | 0.8 | 0.4 | 0.3 | - |
| 武器;爆破 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 器械 | 2.1 | 1.5 | 1.3 | 1.5 | 1.4 | 1.1 | 1.1 | 1.6 | 0.6 | 1.2 | 0.8 | 1.1 | 0.9 | 0.9 | 1.0 | 0.9 | 0.7 | 0.4 |
| 原子核工学 | 1.0 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | - | - | - | - | 1.5 | 0.5 | 1.5 | 0.5 | 0.5 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 0.5 |
| 電気 | 2.0 | 1.2 | 1.6 | 1.3 | 1.3 | 1.0 | 1.2 | 2.0 | 1.3 | 1.1 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 0.9 | 0.0 |
| コンピュータテクノロジー | 1.3 | 0.4 | 0.9 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.9 | 1.0 | 0.0 | 1.8 | 1.1 | 1.6 | 0.7 | 0.6 | 1.2 | 1.1 | 0.6 | 0.0 |
| 精密機器 | 2.3 | 1.9 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.1 | 1.2 | 1.2 | 1.0 | 1.5 | 1.3 | 1.3 | 1.2 | 1.5 | 1.6 | 1.3 | 1.2 | 1.0 |
| バイオ・製菓 | 2.6 | 2.4 | 2.8 | 1.9 | 1.6 | 1.3 | 1.5 | 1.3 | 18.5 | 1.8 | 0.8 | 1.7 | 1.2 | 0.8 | 1.3 | 1.1 | 1.6 | 3.3 |

表Ⅱ-7

(ii) 商標権

① 回答および集計にあたっての前提条件

(前提1) ライセンス・アウト(ライセンスを与える側)の立場での回答としている。

(前提2) 国内同業他社へのライセンスを想定の上で回答している。

(前提3) 通常実施権¹²によるライセンスを想定の上で回答している。

(前提4) コーポレートブランド以外のブランドを想定の上で回答している。

(前提5) 正味販売高に対する料率を想定してご回答している。

(前提6) 特殊な事情(契約相手の事情など)を捨象したケースとして回答している。

(前提7) ロイヤルティ料相場はカテゴリ選択肢で回答であるが、集計時には各選択肢の中央値をロイヤルティ料率として集計を行った。

② 商標権に関する分類別ロイヤルティ料率の平均値

商標権におけるロイヤルティ料率の平均値について、全体では2.6%との結果となった。

商標分類別にみると、「第9類 各種機械器具」が2.7%と最も高く、次いで「第1類 工業用、科学用又は農業用の化学品」「第11類 照明用、加熱用等装置」が2.5%と続いている。一方、「第12類 乗物その他移動用の装置」および「第7類 加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械」はいずれも2%未満となり、比較的ロイヤルティ料率の平均値が低い傾向がみられた。

なお、グラフ表記はサンプル数が10以上の技術分類としている。

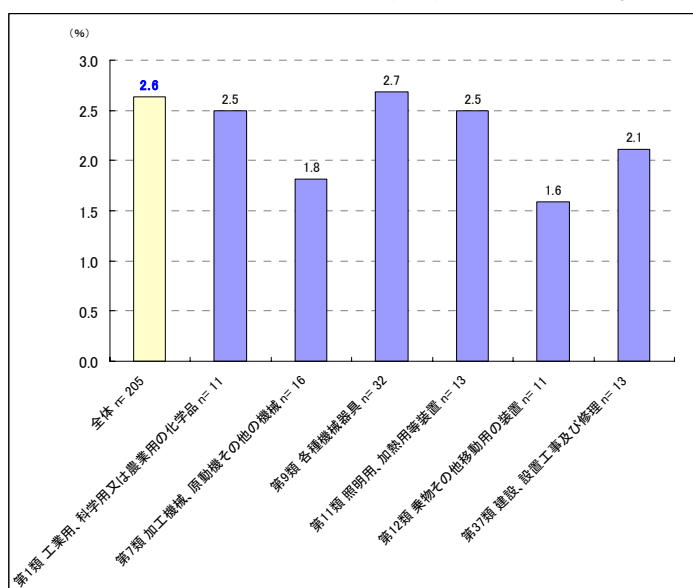


図 II - 4

¹² ライセンス提供先を独占的にする訳ではなく、複数の者とライセンスを行うことができる形態。

| | | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 最大値 | 最小値 | |
|------|------|---|-----|------|------|------|-----|
| 全体 | | 205 | 2.6 | 2.3 | 11.5 | 0.5 | |
| 商標分類 | 第1類 | 工業用、科学用又は農業用の化学品 | 11 | 2.5 | 1.7 | 4.5 | 0.5 |
| | 第2類 | 塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品 | 1 | 0.5 | - | 0.5 | 0.5 |
| | 第3類 | 洗浄剤及び化粧品 | 5 | 3.1 | 3.0 | 8.5 | 1.5 |
| | 第4類 | 工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤 | 0 | | | | |
| | 第5類 | 薬剤 | 8 | 3.3 | 3.0 | 10.5 | 1.5 |
| | 第6類 | 卑金属及びその製品 | 5 | 1.9 | 1.1 | 3.5 | 0.5 |
| | 第7類 | 加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械 | 16 | 1.8 | 2.3 | 9.5 | 0.5 |
| | 第8類 | 手動工具 | 0 | | | | |
| | 第9類 | 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具 | 32 | 2.7 | 1.9 | 9.5 | 0.5 |
| | 第10類 | 医療用機械器具及び医療用品 | 4 | 3.0 | 2.4 | 5.5 | 0.5 |
| | 第11類 | 照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置 | 13 | 2.5 | 2.1 | 6.5 | 0.5 |
| | 第12類 | 乗物その他移動用の装置 | 11 | 1.6 | 1.6 | 4.5 | 0.5 |
| | 第13類 | 火器及び火工品 | 0 | | | | |
| | 第14類 | 貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計 | 2 | 7.0 | 2.1 | 8.5 | 5.5 |
| | 第15類 | 楽器 | 0 | | | | |
| | 第16類 | 紙、紙製品及び事務用品 | 4 | 1.3 | 1.0 | 2.5 | 0.5 |
| | 第17類 | 電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック | 1 | 1.5 | - | 1.5 | 1.5 |
| | 第18類 | 革及びその模造品、旅行用品並びに馬具 | 0 | | | | |
| | 第19類 | 金属製でない建築材料 | 6 | 2.5 | 1.3 | 4.5 | 1.5 |
| | 第20類 | 家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの | 5 | 3.1 | 1.8 | 5.5 | 1.5 |
| | 第21類 | 家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品 | 2 | 4.0 | 0.7 | 4.5 | 3.5 |
| | 第22類 | ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維 | 0 | | | | |
| | 第23類 | 織物用の糸 | 0 | | | | |
| | 第24類 | 織物及び家庭用の織物製カバー | 3 | 6.2 | 3.5 | 9.5 | 2.5 |
| | 第25類 | 被服及び履物 | 7 | 4.9 | 2.5 | 7.5 | 0.5 |
| | 第26類 | 裁縫用品 | 2 | 6.0 | 2.1 | 7.5 | 4.5 |
| | 第27類 | 床敷物及び織物製でない壁掛け | 0 | | | | |
| | 第28類 | がん具、遊戯用具及び運動用具 | 5 | 3.3 | 2.2 | 5.5 | 0.5 |
| | 第29類 | 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物 | 0 | | | | |
| | 第30類 | 加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料 | 7 | 1.5 | 1.3 | 3.5 | 0.5 |
| | 第31類 | 加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料 | 0 | | | | |
| | 第32類 | アルコールを含有しない飲料及びビール | 2 | 0.5 | 0.0 | 0.5 | 0.5 |
| | 第33類 | ビールを除くアルコール飲料 | 2 | 2.0 | 2.1 | 3.5 | 0.5 |
| | 第34類 | たばこ、喫煙用具及びマッチ | 0 | | | | |
| | 第35類 | 広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 | 9 | 3.9 | 3.5 | 11.5 | 0.5 |
| | 第36類 | 金融、保険及び不動産の取引 | 0 | | | | |
| | 第37類 | 建設、設置工事及び修理 | 13 | 2.1 | 2.7 | 10.5 | 0.5 |
| | 第38類 | 電気通信 | 6 | 1.8 | 2.2 | 5.5 | 0.5 |
| | 第39類 | 輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配 | 4 | 0.5 | 0.0 | 0.5 | 0.5 |
| | 第40類 | 物品の加工その他の処理 | 1 | 1.5 | - | 1.5 | 1.5 |
| | 第41類 | 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動 | 1 | 5.5 | - | 5.5 | 5.5 |
| | 第42類 | 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発 | 3 | 3.2 | 1.5 | 4.5 | 1.5 |
| | 第43類 | 飲食物の提供及び宿泊施設の提供 | 3 | 3.8 | 2.1 | 5.5 | 1.5 |
| | 第44類 | 医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務 | 1 | 5.5 | - | 5.5 | 5.5 |
| | 第45類 | 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く)、警備及び法律事務 | 1 | 0.5 | - | 0.5 | 0.5 |

表Ⅱ－8

③ 商標分類別のロイヤルティ料率決定要因の重要度

ロイヤルティ料率決定要因の重要度（5段階評価）について平均値を算出したところ、全体では「当事者におけるライセンスの必要性」が3.9、「ライセンス対象（商標権）の評価」および「当事者の事業上の関係」が3.7と比較的高い傾向を示している。

平均値4.0以上についてマーキングしたところ、おおむね「当事者におけるライセンスの必要性」の重要度が高い様子が見とれる。

なお、集計表はロイヤルティ料率決定要因の重要度のいずれの項目についてもサンプル数が10以上の技術分類の表示としている。

| | | ①当事者におけるライセンスの必要性 | ②ライセンス対象（商標権）の評価 | ③商標権の存続期間、権利範囲の広さ | ④代替商標の有無 | ⑤商標利用の容易性 | ⑥ライセンスの種類、範囲、先例の有無 | ⑦権利の取得・維持費 | ⑧需要の見込み、予想収益額 | ⑨ロイヤルティの回収見通し | ⑩ライセンスを受ける側の経済力の信頼性 | ⑪当事者の事業上の関係 | ⑫契約期間 | ⑬ライセンスを受ける企業の国籍 | |
|------|------|--|------------------|-------------------|----------|-----------|--------------------|------------|---------------|---------------|---------------------|-------------|-------|-----------------|-----|
| 全体 | | 3.9 | 3.7 | 3.3 | 3.2 | 3.1 | 3.3 | 3.1 | 3.1 | 3.0 | 3.2 | 3.7 | 3.1 | 2.9 | |
| 商標分類 | 第1類 | 工業用、科学用又は農業用の化学製品 | 4.4 | 4.0 | 3.5 | 3.5 | 3.2 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | 3.5 | 3.2 | 3.9 | 3.4 | 2.9 |
| | 第7類 | 加工機械、原動機(陸上の乗用ものを除く。)その他の機械 | 3.7 | 3.7 | 2.7 | 2.9 | 3.1 | 3.3 | 2.6 | 2.8 | 2.8 | 3.4 | 3.9 | 3.3 | 2.8 |
| | 第9類 | 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具 | 4.2 | 3.9 | 3.7 | 3.5 | 3.3 | 3.5 | 3.3 | 3.2 | 3.3 | 3.7 | 4.2 | 3.3 | 3.4 |
| | 第11類 | 照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置 | 4.2 | 3.6 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 2.9 | 2.9 | 3.0 | 2.8 | 3.2 | 3.0 | 2.9 |
| | 第12類 | 乗物その他移動用の装置 | 4.3 | 3.7 | 3.0 | 3.1 | 2.8 | 3.4 | 3.0 | 2.8 | 2.7 | 2.9 | 3.8 | 2.9 | 3.1 |
| | 第35類 | 広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 | 3.6 | 3.5 | 3.3 | 3.2 | 2.1 | 2.5 | 3.1 | 3.1 | 2.3 | 3.4 | 3.5 | 2.8 | 2.4 |
| | 第37類 | 建設、設置工事及び修理 | 4.3 | 3.8 | 3.4 | 3.2 | 3.2 | 3.6 | 3.5 | 3.0 | 3.2 | 3.6 | 3.7 | 2.9 | 2.9 |

表Ⅱ－9

④ 商標分類別のロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因

ロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因について、変動料率（±）の平均値を変動要因別に算出したところ、全体では権利・商標に関する要因では「特許権と組み合わせた場合」が1.8%、交渉相手による要因では「得意先との契約の場合」が1.9%で最も変動料率が高い結果となった。

なお、集計表はロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因のいずれの項目についてもサンプル数が10以上の技術分類のうち変動料率（±）の平均値が2.0%以上のものに網掛けをしている（その他をのぞく）。

(%)

| | 権利・商標に関する要因 | | | | | | | | | | 交渉相手による要因 | | | | | | | | |
|------|---------------|---------------|---------------|------------------|---------------|------------------|---------------------|---------------|--------------------|------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-------------|-------------------|------------------|------|
| | ①独占的なライセンスの場合 | ②訴訟などの和解交渉の場合 | ③代替商標が存在しない場合 | ④コボレードブランドであった場合 | ⑤特許権と組み合わせた場合 | ⑥技術ノウハウと組み合わせた場合 | ⑦技術以外のノウハウと組み合わせた場合 | ⑧意匠権と組み合わせた場合 | ⑨プログラム著作権と組み合わせた場合 | ⑩その他 | ①国内関連会社の場合 | ②国内異業者の場合 | ③海外関連会社の場合 | ④海外同業他社の場合 | ⑤海外異業者の場合 | ⑥得意先との契約の場合 | ⑦新規取引（将来的な得意先）の場合 | ⑧下請け先・発注先との契約の場合 | ⑨その他 |
| 全体 | 1.5 | 1.4 | 1.6 | 1.7 | 1.8 | 1.5 | 1.4 | 1.5 | 1.6 | 6.5 | 1.1 | 0.8 | 1.3 | 1.1 | 0.9 | 1.9 | 0.8 | 1.1 | 1.1 |
| 第1類 | 2.3 | 4.1 | 2.9 | 3.5 | 3.8 | 3.0 | 1.7 | 4.3 | 6.5 | 0.8 | 1.7 | 0.5 | 1.7 | 0.8 | 0.8 | 1.2 | 1.1 | 1.3 | 0.0 |
| 第2類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第3類 | 0.5 | 1.1 | 0.9 | 1.3 | 1.5 | 1.8 | 1.8 | 0.9 | 0.8 | - | 1.5 | 0.0 | 0.4 | 0.6 | 0.0 | 1.5 | 1.3 | 2.5 | - |
| 第4類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第5類 | 0.9 | 4.0 | 1.5 | 1.5 | 4.7 | 1.3 | 0.8 | 1.0 | 1.0 | - | 1.2 | 1.5 | 1.3 | 0.4 | 2.0 | 1.0 | 0.5 | 1.0 | 3.5 |
| 第6類 | 1.3 | 1.3 | 0.5 | 0.5 | 0.8 | 1.0 | 1.0 | 0.8 | 0.8 | - | 1.0 | 1.3 | 1.3 | 0.8 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 0.5 | - |
| 第7類 | 2.1 | 1.7 | 2.1 | 2.2 | 4.6 | 3.2 | 3.3 | 2.1 | 1.5 | 2.0 | 0.7 | 0.6 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 1.0 |
| 第8類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第9類 | 2.3 | 1.0 | 3.0 | 2.7 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | 1.6 | 1.7 | 0.7 | 0.6 | 1.3 | 1.3 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.9 | 0.0 |
| 第10類 | 0.8 | 1.1 | 0.4 | 0.5 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.7 | 0.3 | 2.1 | 0.5 | 2.1 | 0.5 | 0.5 | 2.0 | 1.0 | 2.6 | 0.4 |
| 第11類 | 1.4 | 2.6 | 1.7 | 2.8 | 2.5 | 3.1 | 2.7 | 2.8 | 3.3 | - | 1.9 | 1.7 | 1.9 | 2.4 | 2.1 | 0.7 | 1.1 | 0.9 | - |
| 第12類 | 1.2 | 1.1 | 1.7 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 1.5 | 2.5 | 0.6 | 0.6 | 2.4 | 1.3 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 1.3 | 0.0 |
| 第13類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第14類 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 1.0 | 1.0 | 0.5 | 0.0 | 1.0 | 1.0 | - | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 1.0 | 0.5 | 0.0 | 0.5 | - |
| 第15類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第16類 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.3 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | - | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.8 | 0.5 | - |
| 第17類 | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | - | - | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | - |
| 第18類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第19類 | 0.9 | 1.3 | 0.9 | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 1.0 | 0.9 | 0.3 | - | 0.9 | 1.4 | 0.8 | 1.5 | 1.3 | 1.4 | 1.4 | 1.0 | - |
| 第20類 | 2.2 | 1.5 | 1.5 | 1.0 | 4.0 | 1.7 | 1.3 | 2.3 | 2.3 | - | 2.2 | 3.2 | 2.0 | 3.3 | 3.2 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | - |
| 第21類 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | - | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | - |
| 第22類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第23類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第24類 | 2.0 | - | - | - | 2.0 | 1.0 | 3.0 | 2.0 | 2.0 | - | 0.8 | - | 1.5 | - | - | 1.0 | - | 1.0 | - |
| 第25類 | 0.8 | 1.5 | 0.2 | 0.2 | 1.2 | 0.8 | 1.5 | 1.2 | 1.3 | 0.5 | 1.4 | 0.2 | 1.9 | 0.2 | 0.2 | 0.9 | 0.2 | 1.6 | 0.0 |
| 第26類 | 2.5 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 第27類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第28類 | 0.8 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0.8 | 2.0 | 1.5 | - | - | 1.8 | 2.0 | 1.8 | - |
| 第29類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第30類 | 0.8 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.5 | 0.0 | 0.0 | - |
| 第31類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第32類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第33類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第34類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第35類 | 1.7 | 0.6 | 0.6 | 1.9 | 1.6 | 2.4 | 1.8 | 2.9 | 4.9 | 0.0 | 1.7 | 0.6 | 0.4 | 0.8 | 0.8 | 0.9 | 0.7 | 1.3 | 4.8 |
| 第36類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第37類 | 1.1 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 33.7 | 0.4 | 0.4 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 14.7 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 第38類 | 0.8 | 1.0 | 0.7 | 2.0 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | - | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | - |
| 第39類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1.0 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第40類 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | - | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | - |
| 第41類 | 5.0 | 0.0 | 5.0 | 5.0 | - | - | - | 5.0 | - | - | 5.0 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 第42類 | 2.5 | 1.0 | 5.3 | 3.0 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 1.0 | 0.5 | 5.5 | 3.0 | 1.0 | 0.3 | 0.0 | 2.5 | - |
| 第43類 | 3.0 | - | - | - | 1.0 | - | - | - | - | - | 4.0 | - | 1.0 | - | - | - | - | - | - |
| 第44類 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 第45類 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

表Ⅱ－10

(iii) プログラム著作権

① 回答および集計にあたっての前提条件

(前提1) ライセンス・アウト（ライセンスを与える側）の立場での回答としている。

(前提2) 国内同業他社へのライセンスを想定のうえ回答している。

(前提3) 通常実施権¹³によるライセンスを想定のうえ回答している。

(前提4) 正味販売高に対する料率を想定してご回答している。

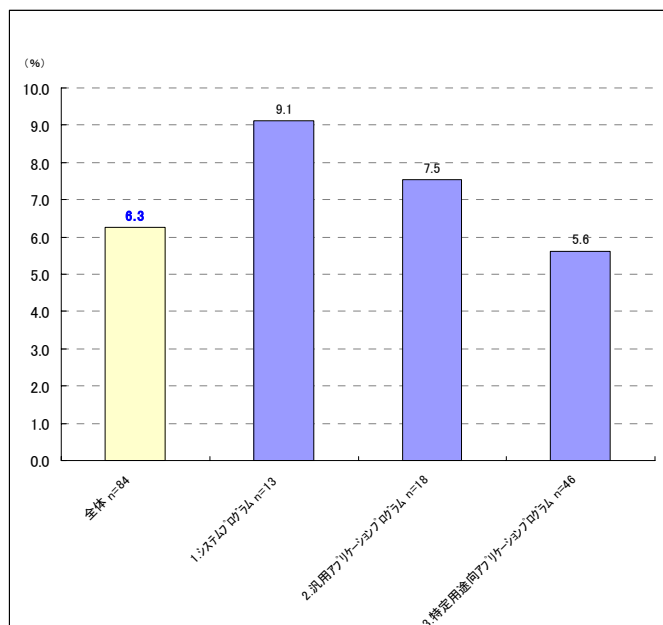
(前提5) 特殊な事情（契約相手の事情など）を捨象したケースとして回答している。

(前提6) ロイヤルティ料率相場はカテゴリ選択肢で回答であるが、集計時には各選択肢の中央値をロイヤルティ料率として集計を行った。

② プログラム著作権に関する分類別ロイヤルティ料率の平均値

プログラム著作権におけるロイヤルティ料率の平均値は、全体では6.3%との結果となった。大分類別にみると、「1. システムプログラム」が9.1%と最も高く、「2. 汎用アプリケーションプログラム」「3. 特定用途向アプリケーションプログラム」が続いている。

また、細分類におけるロイヤルティ料率の平均値は次ページのとおり。なお、いずれの細分類もサンプル数が僅少であるため、参考程度にとどめる必要がある。



図Ⅱ－5

¹³ ライセンス提供先を独占的にする訳ではなく、複数の者とライセンスを行うことができる形態。

プログラム著作権 細分類別ロイヤルティ料率の平均値

| | | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 最大値 | 最小値 | |
|--------------|-----------------------|---------------|------|------|------|------|------|
| 全体 | | 84 | 6.3 | 7.2 | 50.0 | 0.5 | |
| プログラム著作権分類 | 1. システムプログラム | OS | 1 | 0.5 | - | 0.5 | 0.5 |
| | | データ通信 | 2 | 5.5 | 7.1 | 10.5 | 0.5 |
| | | データベース | 4 | 7.8 | 8.3 | 19.5 | 0.5 |
| | | プログラム言語 | 0 | | | | |
| | | エンドユーザ向言語 | 0 | | | | |
| | | システム開発支援 | 1 | 17.5 | - | 17.5 | 17.5 |
| | | システム運用管理 | 3 | 15.8 | 10.1 | 27.5 | 9.5 |
| | | ユーティリティ | 2 | 5.5 | 0.0 | 5.5 | 5.5 |
| | 2. 汎用アプリケーションプログラム | 計画・管理 | 0 | | | | |
| | | 財務会計 | 0 | | | | |
| | | 人事・給与 | 1 | 9.5 | - | 9.5 | 9.5 |
| | | 販売・在庫 | 4 | 5.0 | 7.0 | 15.5 | 0.5 |
| | | 製造 | 2 | 27.3 | 32.2 | 50.0 | 4.5 |
| | | 設計 | 4 | 3.8 | 2.2 | 5.5 | 0.5 |
| | | OR・予測・統計・分析 | 1 | 9.5 | - | 9.5 | 9.5 |
| | | オフィスオートメーション | 0 | | | | |
| | | 知識工学分野 | 1 | 5.5 | - | 5.5 | 5.5 |
| | | 画像処理 | 5 | 4.3 | 3.1 | 7.5 | 0.5 |
| | CAI | 0 | | | | | |
| | 3. 特定用途向アプリケーションプログラム | 農業 | 0 | | | | |
| | | 林業 | 0 | | | | |
| | | 漁業 | 0 | | | | |
| | | 鉱業 | 3 | 12.2 | 2.9 | 15.5 | 10.5 |
| | | 建設業 | 2 | 2.5 | 1.4 | 3.5 | 1.5 |
| | | 製造業 | 1 | 2.5 | - | 2.5 | 2.5 |
| | | 食料品 | 0 | | | | |
| | | 繊維・衣服 | 0 | | | | |
| | | 材木・パルプ・紙 | 0 | | | | |
| | | 出版・印刷 | 0 | | | | |
| | | 化学工業 | 0 | | | | |
| | | 窯業・土石・ガラス | 1 | 3.5 | - | 3.5 | 3.5 |
| | | 鉄鋼業・非鉄金属・金属製品 | 1 | 2.5 | - | 2.5 | 2.5 |
| | | 一般機械器具 | 7 | 1.6 | 1.7 | 4.5 | 0.5 |
| | | 電気機械器具 | 7 | 3.1 | 1.6 | 5.5 | 1.5 |
| | | 輸送用機械器具 | 3 | 3.5 | 2.6 | 5.5 | 0.5 |
| | | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 3 | 15.5 | 0.0 | 15.5 | 15.5 |
| 電気 | | 2 | 8.0 | 3.5 | 10.5 | 5.5 | |
| ガス | | 0 | | | | | |
| 水道 | | 0 | | | | | |
| 運輸・通信業 | | 0 | | | | | |
| 運輸業 | | 0 | | | | | |
| 通信業 | | 3 | 2.8 | 2.5 | 5.5 | 0.5 | |
| 卸売・小売・飲食店業 | | 0 | | | | | |
| 卸売業 | | 0 | | | | | |
| 小売業 | | 1 | 3.5 | - | 3.5 | 3.5 | |
| 飲食店業 | | 0 | | | | | |
| 金融・保険業 | | 3 | 14.5 | 0.0 | 14.5 | 14.5 | |
| 銀行・信託業 | | 0 | | | | | |
| 証券業 | | 0 | | | | | |
| 保険業 | | 0 | | | | | |
| 不動産業 | | 0 | | | | | |
| サービス業 | | 0 | | | | | |
| 物品賃貸業 | | 0 | | | | | |
| ホテル・旅館 | | 0 | | | | | |
| 放送・広告業 | | 0 | | | | | |
| 情報サービス業 | | 1 | 4.5 | - | 4.5 | 4.5 | |
| 専門サービス業 | | 0 | | | | | |
| 医療・保健衛生 | 1 | 10.5 | - | 10.5 | 10.5 | | |
| 教育・学術研究期間 | 4 | 5.0 | 2.1 | 7.5 | 2.5 | | |
| 公務・公共サービス | 1 | 2.5 | - | 2.5 | 2.5 | | |
| 趣味・家庭用 | 0 | | | | | | |
| その他の分類できない産業 | 2 | 4.5 | 1.4 | 5.5 | 3.5 | | |

表Ⅱ-11

③ プログラム著作権 大分類別のロイヤルティ料率決定要因の重要度

ロイヤルティ料率決定要因の重要度（5段階評価）について平均値を算出したところ、全体では「当事者におけるライセンスの必要性」「ライセンス対象（プログラム著作権）の評価がいずれも3.7と比較的高い傾向を示している。

平均値4.0以上についてマーキングしたところ、いずれの分類においても「当事者におけるライセンスの必要性」の重要度が高い様子を読みとれる。

なお、集計表はロイヤルティ料率決定要因の重要度のいずれの項目についてもサンプル数が10以上の技術分類の表示としている。

| | ①当事者におけるライセンスの必要性 | ②ライセンス対象(プログラム著作権)の評価 | ③特許権の存続期間、権利範囲の広さ | ④技術の商業的完成レベル、代替技術の有無 | ⑤技術の利用の容易性 | ⑥ライセンスの種類、範囲、先例の有無 | ⑦開発費、権利の取得・維持費 | ⑧需要の見込み、予想収益額 | ⑨ロイヤルの回収見通し | ⑩ライセンスを受ける側の技術力、経済力の信頼性 | ⑪当事者の事業上、技術上の関係 | ⑫契約期間 | ⑬ライセンスを受ける企業の国籍 | |
|------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|----------------------|------------|--------------------|----------------|---------------|-------------|-------------------------|-----------------|-------|-----------------|-----|
| 全体 | 3.7 | 3.7 | 2.9 | 3.5 | 3.2 | 3.0 | 3.3 | 3.2 | 3.1 | 3.3 | 3.6 | 3.0 | 2.8 | |
| プログラム著作権分類 | 1. システムプログラム | 4.1 | 4.1 | 2.9 | 3.7 | 3.7 | 3.4 | 4.0 | 3.5 | 3.5 | 3.4 | 3.8 | 2.8 | 3.1 |
| | 2. 汎用アプリケーションプログラム | 4.2 | 3.9 | 3.0 | 3.7 | 3.6 | 3.0 | 2.9 | 3.5 | 3.4 | 3.2 | 3.6 | 3.1 | 3.0 |
| | 3. 特定用途向アプリケーションプログラム | 3.6 | 3.6 | 3.0 | 3.5 | 3.0 | 3.1 | 3.4 | 3.1 | 3.1 | 3.5 | 3.6 | 3.2 | 2.8 |

表Ⅱ－12

④ プログラム著作権別のロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因

ロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因について、変動料率（±）の平均値を変動要因別に算出したところ、全体では権利・技術に関する要因では「代替技術が存在し得ない場合」「技術ノウハウと組み合わせた場合」が1.8%、交渉相手による要因では「海外関連会社の場合」が1.8%で最も変動料率が高い結果となった。

汎用アプリケーションプログラムにおいて、「独占的なライセンスの場合」が2.8%と比較的高い変動料率をマークしている点が特徴的である。

なお、集計表はロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因のいずれの項目についてもサンプル数が10以上のプログラム著作権分類のうち変動料率（±）の平均値が2.0%以上のものに網掛けをしている（その他をのぞく）。

(%)

| | 権利・技術に関する要因 | | | | | | | | | 交渉相手による要因 | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------|-----------------|----------------|---------------|------------------|---------------------|---------------|---------------|------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-------------|-------------------|------------------|------|
| | ①独占的なライセンスの場合 | ②訴訟などの和解交渉による場合 | ③代替技術が存在し得ない場合 | ④特許権と組み合わせた場合 | ⑤技術ノウハウと組み合わせた場合 | ⑥技術以外のノウハウと組み合わせた場合 | ⑦商標権と組み合わせた場合 | ⑧意匠権と組み合わせた場合 | ⑨その他 | ①国内関連会社の場合 | ②国内異業者の場合 | ③海外関連会社の場合 | ④海外同業他社の場合 | ⑤海外異業者の場合 | ⑥得意先との契約の場合 | ⑦新規取引（将来的な得意先）の場合 | ⑧下請け先・発注先との契約の場合 | ⑨その他 |
| 全体 | 1.6 | 1.2 | 1.8 | 1.8 | 1.3 | 1.3 | 1.1 | 0.9 | 8.3 | 1.0 | 0.9 | 1.8 | 1.5 | 1.0 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 11.3 |
| プログラム著作権分類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. システムプログラム | 1.6 | 3.5 | 0.8 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 90.0 | 3.0 | 1.0 | 2.5 | 1.0 | 1.0 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 90.0 |
| 2. 汎用アプリケーションプログラム | 2.8 | 1.9 | 3.2 | 2.5 | 2.2 | 2.1 | 2.0 | 1.2 | 5.0 | 1.5 | 1.8 | 2.5 | 2.2 | 1.6 | 1.5 | 1.4 | 1.7 | 0.0 |
| 3. 特定用途向アプリケーションプログラム | 1.2 | 0.8 | 1.5 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.7 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 1.3 | 1.2 | 0.7 | 1.4 | 0.8 | 0.6 | 0.0 |

表Ⅱ－13

(iv) 技術ノウハウ

① 回答および集計にあたっての前提条件

(前提1) ライセンス・アウト（ライセンスを与える側）の立場での回答としている。

(前提2) 国内同業他社へのライセンスを想定のうえ回答している。

(前提3) 通常実施権¹⁴によるライセンスを想定のうえ回答している。

(前提4) 正味販売高に対する料率を想定のうえ回答している。

(前提5) 特殊な事情（エンタメマーケットバリュールール¹⁵によるロイヤルティ算定、契約相手の事情など）を捨象したケースについて回答している。

(前提6) ロイヤルティ料率相場はカテゴリ選択肢で回答であるが、集計時には各選択肢の中央値をロイヤルティ料率として集計を行った。

② 技術分類別ロイヤルティ料率の平均値

ロイヤルティ料率の平均値は、全体では3.9%との結果となった。技術分類別にみると、「建造物」が5.2%と最も高く、次いで「成形」「医薬・バイオ」が3.8%と続いている。なお、グラフ表記はサンプル数が10以上の技術分類としている。

本調査における技術分類は、WIPO（世界知的所有権機関）が設定したIPC（国際特許分類）及び同機関が作成した「IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE」に基づいて、表Ⅱ－14のように定義した。

ここで、集計・分析の都合上、「コンピュータテクノロジー」は「器械」の一部と、「精密機器」は「器械」および「電気」の一部と、「バイオ・製薬」は「健康；人命救助；娯楽」および「化学」の一部と、それぞれ重複している部分があることに注意が必要である。

¹⁴ ライセンス提供先を独占的にする訳ではなく、複数の者とライセンスを行うことができる形態としている。

¹⁵ 特許技術が製品の一部に使われているだけだとしても、その特許が侵害された場合に侵害された部品の単価ではなく、侵害された部品を含む製品全体の単価に基づいて損害額を計算するルールとしている。

| 技術分類 | IPC |
|---------------------|---|
| 農業 | A01 |
| 食料品、たばこ | A21, 22, 23, 24 |
| 個人用品または家庭用品 | A41, 42, 43, 44, 45, 46, 47 |
| 健康；人命救助；娯楽 | A61, 62, 63, 99 |
| 分離；混合 | B01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09 |
| 成型 | B21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32 |
| 印刷 | B41, 42, 43, 44 |
| 運輸 | B60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68 |
| マイクロ構造技術；ナノ技術 | B81, 82, 99 |
| 化学 | C01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 13, 14 |
| 冶金 | C21, 22, 23, 25, 30 |
| コンビナトリアル技術 | C40, 99 |
| 繊維または他に分類されない可とう性材料 | D01, 02, 03, 04, 05, 06, 07 |
| 紙 | D21, 99 |
| 建造物 | E01, 02, 03, 04, 05, 06 |
| 地中もしくは岩石の削孔；採掘 | E21, 99 |
| 機関またはポンプ | F01, 02, 03, 04 |
| 工学一般 | F15, 16, 17 |
| 証明；加熱 | F21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28 |
| 武器；爆破 | F41, 42, 99 |
| 器械 | G01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12 |
| 原子核工学 | G21, 99 |
| 電気 | H01, 02, 03, 04, 05, 99 |
| コンピュータテクノロジー | G06, G11, G10 |
| 精密機器 | G02, G03, H01 |
| バイオ・製薬 | C07, C12, A61 |

表Ⅱ－１４

技術ノウハウ 技術分類別ロイヤルティ料率の平均値

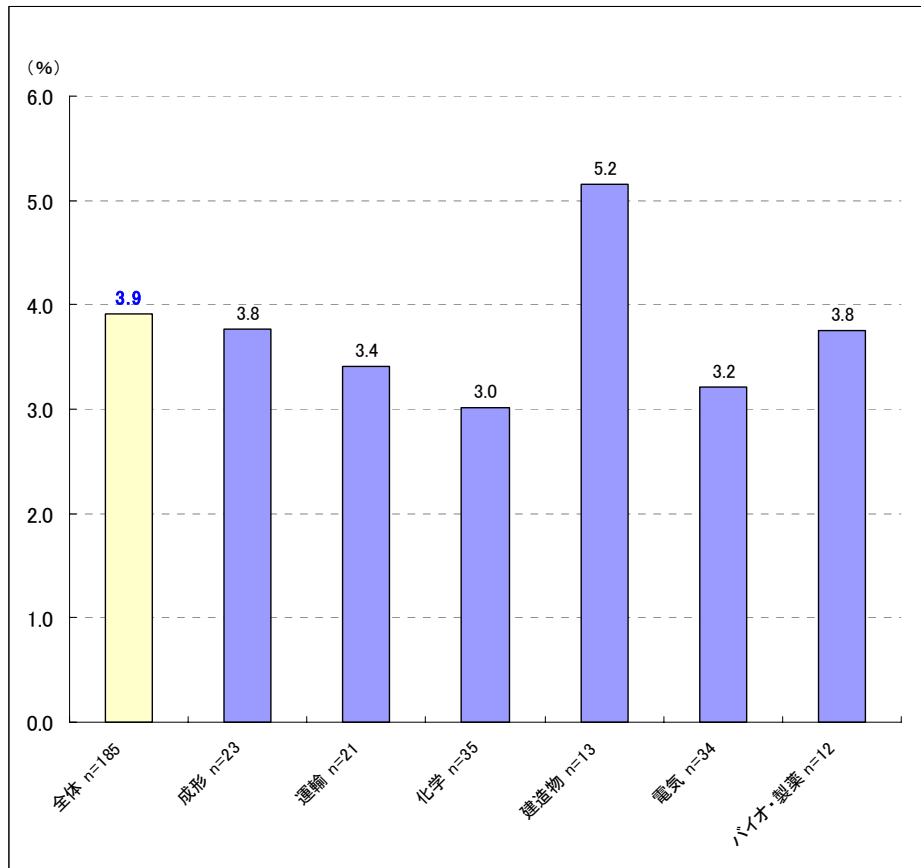


図 II - 6

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 最大値 | 最小値 | |
|------|---------------------|-----|------|------|------|-----|
| 全体 | 185 | 3.9 | 5.3 | 60.0 | 0.5 | |
| 技術分類 | 農業 | 1 | 3.5 | - | 3.5 | 3.5 |
| | 食料品, たばこ | 4 | 1.3 | 1.0 | 2.5 | 0.5 |
| | 個人用品または家庭用品 | 0 | | | | |
| | 健康; 人命救助; 娯楽 | 5 | 3.7 | 2.3 | 7.5 | 1.5 |
| | 分離; 混合 | 6 | 3.7 | 1.3 | 5.5 | 2.5 |
| | 成形 | 23 | 3.8 | 3.2 | 14.5 | 0.5 |
| | 印刷 | 2 | 9.5 | 7.1 | 14.5 | 4.5 |
| | 運輸 | 21 | 3.4 | 2.3 | 11.5 | 0.5 |
| | マイクロ構造技術; ナノ技術 | 4 | 4.8 | 3.6 | 9.5 | 1.5 |
| | 化学 | 35 | 3.0 | 1.5 | 7.5 | 0.5 |
| | 冶金 | 5 | 3.5 | 4.0 | 10.5 | 0.5 |
| | コンピュータリアル技術 | 0 | | | | |
| | 繊維または他に分類されない可 紙 | 3 | 3.5 | 1.0 | 4.5 | 2.5 |
| | 紙 | 1 | 1.5 | - | 1.5 | 1.5 |
| | 建造物 | 13 | 5.2 | 3.3 | 10.5 | 2.5 |
| | 地中もしくは岩石の削孔; 採鉱 | 1 | 5.5 | - | 5.5 | 5.5 |
| | 機関またはポンプ | 2 | 4.0 | 0.7 | 4.5 | 3.5 |
| | 工学一般 | 2 | 3.8 | 0.4 | 4.0 | 3.5 |
| | 照明; 加熱 | 6 | 2.8 | 1.0 | 4.5 | 1.5 |
| | 武器; 爆破 | 0 | | | | |
| | 器械 | 8 | 10.2 | 20.2 | 60.0 | 0.5 |
| | 原子核工学 | 0 | | | | |
| | 電気 | 34 | 3.2 | 3.6 | 20.0 | 0.5 |
| | コンピュータテクノロジー | 4 | 17.9 | 28.1 | 60.0 | 1.5 |
| | 精密機器 | 6 | 1.8 | 1.5 | 4.5 | 0.5 |
| | バイオ・製薬 | 12 | 3.8 | 2.4 | 7.5 | 1.5 |

表 II - 15

③ 技術分類別の技術ライフサイクル期間 平均値

技術ライフサイクル平均年数は、全体では10.4年との結果となった。

技術分類別にみると、「化学」が13.8年と最も長期間となり、「バイオ・製薬」13.2年が続いている。一方、短期間であったのは「建造物」7.8年、「電気」7.9年があげられる。

なお、グラフ表記はサンプル数が10以上の技術分類としている。

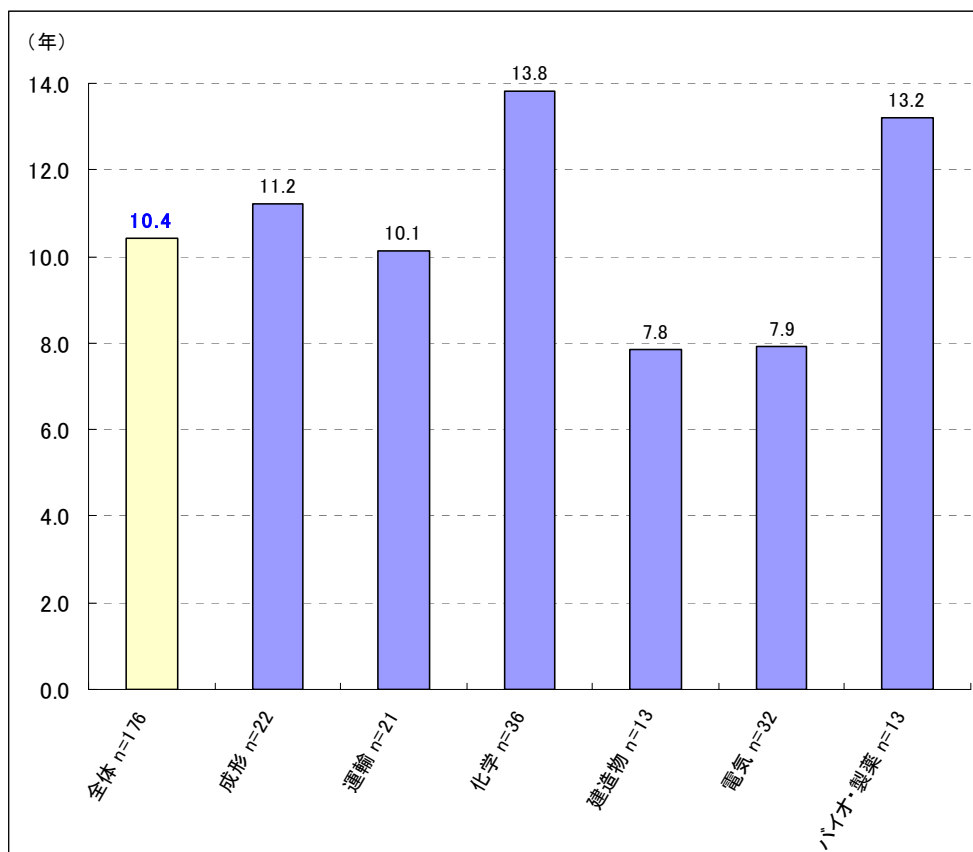


図 II - 7

| | | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 最大値 | 最小値 |
|--------|---------------------|------|------|------|------|------|
| 全体 | | 176 | 10.4 | 6.1 | 35.0 | 1.0 |
| 技術分類 | 農業 | 1 | 7.5 | - | 7.5 | 7.5 |
| | 食料品, たばこ | 6 | 6.8 | 5.2 | 15.0 | 1.0 |
| | 個人用品または家庭用品 | 0 | | | | |
| | 健康; 人命救助; 娯楽 | 6 | 9.6 | 5.8 | 17.5 | 2.0 |
| | 分離; 混合 | 6 | 12.2 | 3.8 | 15.0 | 5.5 |
| | 成形 | 22 | 11.2 | 6.7 | 30.0 | 4.0 |
| | 印刷 | 2 | 16.5 | 19.1 | 30.0 | 3.0 |
| | 運輸 | 21 | 10.1 | 4.6 | 22.5 | 4.0 |
| | マイクロ構造技術; ナノ技術 | 4 | 5.8 | 2.0 | 7.5 | 4.0 |
| | 化学 | 36 | 13.8 | 7.7 | 35.0 | 2.0 |
| | 冶金 | 5 | 13.0 | 4.1 | 17.5 | 7.5 |
| | コンピュータリ技術 | 0 | | | | |
| | 繊維または他に分類されない可とう性材料 | 3 | 12.5 | 4.3 | 15.0 | 7.5 |
| | 紙 | 1 | 7.5 | - | 7.5 | 7.5 |
| | 建造物 | 13 | 7.8 | 4.3 | 17.5 | 2.0 |
| | 地中もしくは岩石の削孔; 探鉱 | 1 | 3.5 | - | 3.5 | 3.5 |
| | 機関またはポンプ | 2 | 11.8 | 6.0 | 16.0 | 7.5 |
| | 工学一般 | 1 | 10.0 | - | 10.0 | 10.0 |
| | 照明; 加熱 | 5 | 14.0 | 5.2 | 20.0 | 7.5 |
| | 武器; 爆破 | 0 | | | | |
| | 器械 | 8 | 7.4 | 3.5 | 15.0 | 2.5 |
| | 原子核工学 | 0 | | | | |
| | 電気 | 32 | 7.9 | 3.9 | 15.0 | 1.5 |
| | コンピュータテクノロジー | 4 | 6.9 | 0.8 | 7.5 | 6.0 |
| 精密機器 | 6 | 8.3 | 4.7 | 15.0 | 3.0 | |
| バイオ・製薬 | 13 | 13.2 | 5.7 | 25.0 | 6.5 | |

表Ⅱ－16

④ 技術分類別の製品がライセンスされた技術ノウハウを必要とする期間 平均値

製品がライセンスされた特許を必要とする期間（平均値）は、全体では9.4年との結果となった。技術分類別にみると、「化学」が11.8年と最も長期間である。10.0年以上には「バイオ・製薬」「成形」「運輸」も確認できる。

なお、グラフ表記はサンプル数が10以上の技術分類としている。

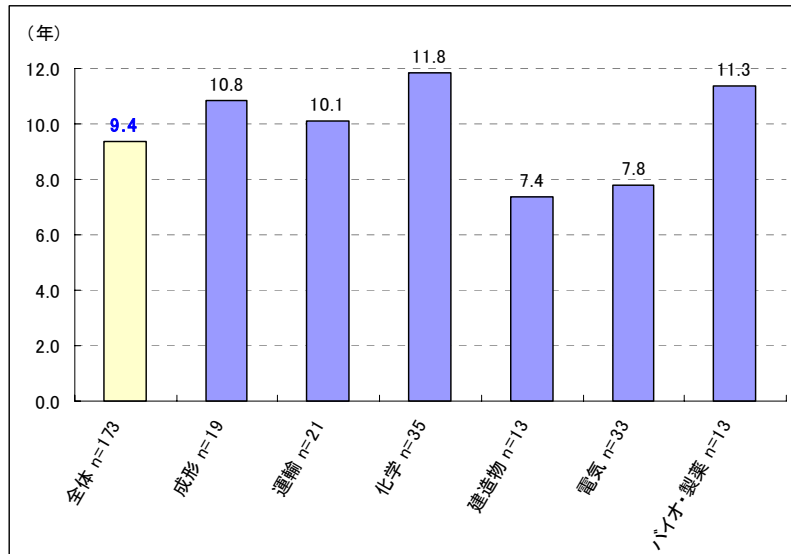


図 II - 8

| | | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 最大値 | 最小値 |
|------|---------------------|-----|------|------|------|-----|
| 全体 | | 173 | 9.4 | 5.0 | 30.0 | 0.8 |
| 技術分類 | 農業 | 1 | 7.5 | - | 7.5 | 7.5 |
| | 食料品, たばこ | 6 | 6.0 | 3.9 | 10.5 | 1.0 |
| | 個人用品または家庭用品 | 0 | | | | |
| | 健康; 人命救助; 娯楽 | 6 | 7.8 | 5.5 | 17.5 | 2.0 |
| | 分離; 混合 | 5 | 12.7 | 2.7 | 15.0 | 8.5 |
| | 成形 | 19 | 10.8 | 5.8 | 22.5 | 1.5 |
| | 印刷 | 2 | 6.5 | 4.9 | 10.0 | 3.0 |
| | 運輸 | 21 | 10.1 | 3.9 | 20.0 | 4.0 |
| | マイクロ構造技術; ナノ技術 | 4 | 5.8 | 2.0 | 7.5 | 4.0 |
| | 化学 | 35 | 11.8 | 6.5 | 30.0 | 2.0 |
| | 冶金 | 5 | 8.3 | 1.9 | 10.0 | 5.5 |
| | コンピュータリアル技術 | 0 | | | | |
| | 繊維または他に分類されない可とう性材料 | 3 | 10.0 | 4.3 | 15.0 | 7.5 |
| | 紙 | 1 | 7.5 | - | 7.5 | 7.5 |
| | 建造物 | 13 | 7.4 | 3.7 | 12.5 | 0.8 |
| | 地中もしくは岩石の削孔; 採鉱 | 1 | 2.5 | - | 2.5 | 2.5 |
| | 機関またはポンプ | 2 | 9.0 | 2.1 | 10.5 | 7.5 |
| | 工学一般 | 2 | 11.0 | 5.7 | 15.0 | 7.0 |
| | 照明; 加熱 | 5 | 10.8 | 4.0 | 15.0 | 6.5 |
| | 武器; 爆破 | 0 | | | | |
| | 器械 | 8 | 7.3 | 4.7 | 15.0 | 1.0 |
| | 原子核工学 | 0 | | | | |
| | 電気 | 33 | 7.8 | 4.2 | 17.5 | 1.5 |
| | コンピュータテクノロジー | 4 | 6.8 | 4.7 | 12.5 | 1.0 |
| | 精密機器 | 6 | 8.5 | 5.4 | 17.5 | 4.0 |
| | バイオ・製薬 | 13 | 11.3 | 5.9 | 25.0 | 3.5 |

表 II - 1 7

⑤ 技術分類別のロイヤルティ料率決定要因の重要度

ロイヤルティ料率決定要因の重要度（5段階評価）について平均値を算出したところ、全体では「当事者におけるライセンスの必要性」が4.1、「ライセンス対象（特許権）の評価」が4.0と比較的高い傾向を示している。

平均値4.0以上についてマーキングしたところ、特許権の場合と比較していずれの技術分類においても重要度の回答ついて、ばらつきが見られ、「当事者の事業上、技術上の関係」では、「成形」が4.3、「電気」が4.1をマークするなど、特徴的な傾向がみられた。

なお、集計表はロイヤルティ料率決定要因の重要度のいずれの項目についてもサンプル数が10以上の技術分類の表示としている。

| | ① 当事者におけるライセンスの必要性 | ② ライセンス対象(技術ノウハウ)の評価 | ③ ノウハウの漏洩リスク | ④ 技術の商業的完成レベル、代替技術有無 | ⑤ 技術の利用の容易性 | ⑥ ライセンスの種類、範囲、先例の有無 | ⑦ 開発費 | ⑧ 需要の見込み、予想収益額 | ⑨ ロイヤルティの回収見通し | ⑩ ライセンスを受ける側の技術力、経済力の信頼性 | ⑪ 当事者の事業上、技術上の関係 | ⑫ 契約期間 | ⑬ ライセンスを受ける企業の国籍 | |
|------|--------------------|----------------------|--------------|----------------------|-------------|---------------------|-------|----------------|----------------|--------------------------|------------------|--------|------------------|-----|
| 全体 | 4.1 | 4.0 | 3.7 | 3.8 | 3.4 | 3.5 | 3.4 | 3.5 | 3.6 | 3.6 | 3.7 | 3.3 | 3.1 | |
| 技術分類 | 成形 | 4.4 | 4.1 | 4.0 | 4.3 | 3.8 | 3.5 | 3.5 | 4.0 | 3.9 | 3.9 | 4.3 | 3.5 | 3.4 |
| | 運輸 | 4.0 | 3.7 | 3.7 | 3.4 | 3.1 | 3.2 | 3.4 | 3.2 | 3.3 | 3.2 | 3.6 | 3.1 | 3.1 |
| | 化学 | 4.2 | 4.2 | 3.7 | 3.9 | 3.4 | 3.6 | 3.4 | 3.6 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.4 | 3.0 |
| | 建造物 | 4.4 | 4.3 | 4.2 | 3.9 | 4.1 | 3.8 | 4.0 | 3.5 | 3.5 | 4.0 | 3.8 | 3.5 | 3.3 |
| | 電気 | 3.8 | 3.9 | 3.5 | 3.8 | 3.4 | 3.5 | 3.7 | 3.5 | 3.6 | 3.6 | 4.1 | 3.1 | 3.3 |
| | バイオ・製薬 | 4.2 | 4.2 | 3.8 | 4.0 | 3.7 | 4.1 | 3.8 | 3.7 | 3.9 | 3.6 | 3.8 | 3.4 | 2.9 |

表Ⅱ－18

④ 技術分類別のロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因

ロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因について、変動料率（±）の平均値を変動要因別に算出したところ、全体では権利・技術に関する要因では「代替技術が存在し得ない場合」が1.6%、交渉相手による要因では「海外同業他社の場合」が1.5%で最も変動料率が高い結果となった。

なお、集計表はロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因のいずれの項目についてもサンプル数が10以上の技術分類のうち変動料率（±）の平均値が2.0%以上のものに網掛けをしている（その他をのぞく）。

(%)

| | 権利・技術に関する要因 | | | | 交渉相手による要因 | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|-----------------|----------------|------|------------|-----------|------------|--------------|-----------|-------------|-------------------|------------------|------|
| | ①独占的なライセンスの場合 | ②訴訟などの和解交渉による場合 | ③代替技術が存在し得ない場合 | ④その他 | ①国内関連会社の場合 | ②国内異業者の場合 | ③海外関連会社の場合 | ④海外同業他社上下限の幅 | ⑤海外異業者の場合 | ⑥得意先との契約の場合 | ⑦新規取引（将来的な得意先）の場合 | ⑧下請け先・発注先との契約の場合 | ⑨その他 |
| 全体 | 1.4 | 1.5 | 1.6 | 1.1 | 1.2 | 1.1 | 1.3 | 1.5 | 1.2 | 1.1 | 1.3 | 0.9 | 0.4 |
| 農業 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | - | 1.0 | - | 1.0 | - | - | - | - | - | - |
| 食料品、たばこ | 1.0 | 0.5 | 0.0 | - | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - |
| 個人用品または家庭用品 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 健康; 人命救助; 娯楽 | 1.3 | 1.8 | 1.4 | 0.0 | 0.5 | 0.1 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | - |
| 分離; 混合 | 1.2 | 1.0 | 1.0 | - | - | - | 3.0 | 1.0 | - | - | - | - | - |
| 成形 | 1.2 | 0.5 | 2.1 | 2.0 | 1.5 | 1.2 | 1.2 | 2.1 | 1.6 | 1.0 | 1.7 | 1.2 | 1.0 |
| 印刷 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 運輸 | 1.6 | 1.7 | 1.9 | 2.3 | 0.8 | 0.7 | 0.8 | 1.5 | 0.7 | 1.2 | 1.0 | 1.1 | 1.0 |
| マイク構造技術; ナノ技術 | 1.1 | 4.0 | 1.6 | - | 2.3 | 4.0 | 3.0 | 3.2 | 4.5 | 1.2 | 1.5 | 1.0 | - |
| 化学 | 1.8 | 2.4 | 1.6 | 1.1 | 1.0 | 1.2 | 1.5 | 1.7 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 0.8 | 0.0 |
| 冶金 | 1.0 | 0.3 | 1.5 | - | 1.5 | 1.0 | 1.3 | 1.0 | 1.0 | 1.5 | 2.0 | 1.0 | - |
| コンピュータ技術 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 繊維または他に分類されない可とう性材料 | 2.5 | 2.3 | 2.3 | 0.5 | 1.3 | 1.5 | 1.3 | 1.5 | 1.5 | 1.3 | 1.8 | 2.3 | - |
| 紙 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | - | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | - |
| 建造物 | 1.6 | 1.3 | 1.6 | 0.0 | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.3 | 1.4 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | - |
| 地中もしくは岩石の削孔; 採鉱 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 機関またはポンプ | 2.3 | 4.0 | 4.0 | - | 4.0 | 9.0 | 9.0 | 9.0 | 9.0 | 2.0 | 4.0 | 2.0 | - |
| 工学一般 | 1.0 | 0.0 | 1.0 | - | 1.0 | 0.0 | 1.0 | - | 0.0 | 2.0 | 2.0 | 1.0 | - |
| 照明; 加熱 | 0.8 | 1.0 | 0.8 | - | 1.0 | 0.8 | 1.0 | 0.8 | 1.3 | 0.7 | 0.5 | 0.8 | - |
| 武器; 爆破 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 器械 | 0.4 | 0.1 | 0.3 | 0.0 | 2.2 | 0.1 | 0.4 | 0.1 | 0.0 | 2.2 | 4.1 | 0.1 | 0.0 |
| 原子核工学 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 電気 | 1.1 | 1.3 | 1.7 | 0.0 | 1.0 | 0.9 | 1.3 | 0.9 | 0.7 | 1.2 | 0.8 | 0.8 | 0.0 |
| ソフトウェア | 0.6 | 0.2 | 0.7 | - | 3.6 | 0.2 | 0.8 | 0.2 | 0.0 | 3.6 | 6.8 | 0.2 | 0.0 |
| 精密機器 | 1.1 | 1.6 | 1.6 | 0.0 | 0.8 | 0.4 | 1.0 | 0.5 | 0.4 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.0 |
| バイオ・製薬 | 2.0 | 1.7 | 1.4 | 0.0 | 0.8 | 0.7 | 1.1 | 1.4 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.4 | - |

表Ⅱ-19

3. 主要業種の料率決定要因の特徴（国内ヒアリング調査）

国内アンケート調査結果を踏まえ、ライセンス交渉におけるロイヤルティ料率の実態を詳細に把握すること等を目的として、30件の国内ヒアリング調査を実施した。国内ヒアリング調査を実施したなかで、知的財産のライセンス交渉経験があった企業は16件であった。

調査結果として、複数社に共通してみられるライセンス交渉の実態や特徴的な結果を以下のとおり取り纏めた。

（1） ライセンス交渉を実施する部門

ライセンス交渉を実施する部門について、企業規模別にみると、大企業ではライセンス交渉経験のある6社のうち、5社がライセンス交渉を実施する部門として知財部門をあげていた。一方、中小企業においては、10社のうち9社が代表者自ら交渉を行っているという結果となり、ライセンス交渉に係る業務については、専門部門や担当者が存在しない状況であることが改めて明らかになった（表Ⅱ-20）。

（2） ライセンス交渉を実施するための情報収集

知財部門を擁する大企業においては、知的財産部や知的財産管理部といった専門部門が中心となり、交渉材料に関する情報を積極的に収集している状況がうかがえた。例として、日本知的財産協会が発行している会員向けレポートや、社団法人発明協会が発行している「実施料率(技術契約のためのデータブック)」などを参考にした情報の収集があげられる。

このような外部資料に掲載されているロイヤルティ料率等の情報を参考に交渉戦略を検討するケースが多い。

一方、中小企業においては、代表者自らライセンス交渉を行うことが多い中小企業では、同業他社や取引先からの情報収集が圧倒的に多く、いわゆる文献資料からの情報収集は実施していない状況であった。

（3） 大企業におけるロイヤルティ料率決定手順

大企業においては、ライセンス交渉を知的財産部などの専門セクションが担当することが多く、これまでの契約実績も蓄積・管理されている。ヒアリングを実施した企業においては、ロイヤルティ料率に関する交渉をすすめる上では、以下の項目を考慮していることがうかがえた。

- ・当事者におけるライセンスの必要性
- ・業界のロイヤルティ料率相場
- ・過去のライセンス交渉実績

同業者間でのライセンス交渉が大半を占めるため、交渉における相場観や落としどころなど業界内である程度決まっていることが多い。比較的ライセンス交渉頻度が低い中小企業と比べ、大企業同士のライセンス交渉は、同じ相手と短期間に複数回の交渉を行うことも少なくなく、大きな変動要素がないかぎり、業界内のロイヤルティ料率相場から大きく乖離するケースは少ない。

また、大企業は、ライセンス交渉の履歴等が組織的に管理されており、ある程度自社ならではの相場観も醸成されている。当事者間におけるライセンスの必要性などの変動要因に影響される場合もあるものの、過去のロイヤルティ料率実績と比較して低い料率での契約は行わないといった一定の基準が設定されている場合が多い。

(4) 中小企業におけるロイヤルティ料率決定手順

中小企業においては、ライセンス契約交渉相手の企業規模によって、ロイヤルティ料率の決定方針・手順が異なるため、以下のとおり大企業・中小企業別に示すこととする。

(i) 対大手企業・得意先

対大手企業・得意先との交渉時における特徴としては、料率に関する交渉は行うものの、基本的に大企業の方が取引上の立場が強く、大手企業・得意先からの提示をそのまま許容するケースがみられた。以下に具体的な例をあげる。

【電気計測機器製造B社の場合（大手得意先）】

電気計測機器製造B社は、電気計測機器に関する設計技術を得意先に提供し、技術ノウハウに対する対価として、得意先からロイヤルティを受け取っている。

現在のロイヤルティ料率は正味販売高の1%であるが、この点について当社としてはより高い料率を希望しているものの、企業規模という壁や説得力のある適正なロイヤルティ料率相場を提示することが困難であることから、実質的なロイヤルティ料率の改定交渉には至っていないのが実情である。

また、技術ノウハウの範囲についても、自社と得意先の区分けが困難である点も課題であると考えている。

(ii) 対中小企業・仕入先

対中小企業・仕入先との交渉時における特徴としては、製造協力先の確保や新連携などによる共同研究開発をきっかけとしたものが多く、弁理士や特許流通アドバイザーからのアドバイスを得ながら交渉を行うケースもみられた。以下に具体的な例をあげる。

【通信付帯サービスC社の場合（特許流通アドバイザーの活用）】

家電使用状況を外部からモニタリングを可能とする新サービスの提供を検討していたC社は、新サービスの提供を実現するために必要な電流測定技術を保有する企業を探すべく、特許流通アドバイザーに相談した。特許流通アドバイザーから、当該技術に関する特許を保有するD社とのマッチングからライセンス交渉まで総合的な支援が受けられることができ、目的を達成することができた。

公的機関のアドバイスを受けたことで、自社単独では対応が困難である自社技術・サービスの補完に役立つ取引先の開拓やライセンス交渉を効率的に実施することができた。

【鉄鋼切断・溶断業D社の場合（技術供与）】

鉄鋼切断・溶断業D社は、自社だけでは生産が追いつかない製品に対して、協力会社に発注するとともに、製造方法について技術を提供している。ロイヤルティ料率については売上高の3%とし、発注額と相殺している。ロイヤルティ料率決定にあたっては、取引先などから業界の相場として聞いた料率をそのまま適用したという。

| No. | 業種 | 企業規模 | ライセンシー ・ ライセンサー | 料率 | ライセンス 交渉部門 | 参考資料 |
|-----|---------------------|------|-----------------------|---------|---------------|--|
| 1 | 電気音響機器製造 | 大 | ライセンシー | 1～3% | 知財部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界相場 ・過去の自社実績 ・書籍 ・業界レポート ・ニュース ・裁判例 |
| 2 | 電子計算機等製造 | 大 | ライセンシー | 1～3% | 知財部門 | |
| 3 | プラスチック製造 | 大 | ライセンシー | 5～10% | 知財部門 | |
| 4 | 自動車製造 | 大 | ライセンシー | 3% | 知財部門 | |
| 5 | 医療用機械器具製造 | 大 | ライセンシー | 3% | 知財部門 | |
| 6 | 一般管工事業 | 大 | ライセンサー | 3% | 総務部門 | ・業界相場 |
| 8 | 電気計測機器製造 | 中小 | ライセンシー | 1% | 代表者 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界相場 ・書籍 |
| 7 | 鉄鋼切断・溶断業 | 中小 | ライセンサー | 3% | 技術部門 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界相場 |
| 9 | 広告代理業 | 中小 | ライセンシー | 5% | 代表者 | |
| 10 | 通信付帯サービス | 中小 | ライセンシー | 1% | 代表者 | |
| 11 | ブリザードフラワーの加工販売、スクール | 中小 | ライセンサー | 契約時一括 | 代表者 | |
| 12 | 他の一般機械器具卸 | 中小 | ライセンシー | 製品価格に含む | 代表者 | |
| 13 | ソフト受託開発 | 中小 | ライセンシー | 製品価格に含む | 代表者 | |
| 14 | 運動用具製造 | 中小 | ライセンシー | 非開示 | 代表者 | |
| 15 | IC除電子部品製造 | 中小 | ライセンシー | 非開示 | 代表者 | |
| 16 | 合成洗剤卸 | 中小 | ライセンシー | 非開示 | 代表者 | |

表Ⅱ－２０

(4) 業界別ライセンス交渉実態及びロイヤルティ決定手順

(i) 自動車業界

概要

ライセンス交渉に関する部品を決定し、特許明細書における特許請求の範囲を確認した後、特許の本質に関わる部品と公知部品との仕分けを行ない、部品別にベースコスト・寄与率を算出する。

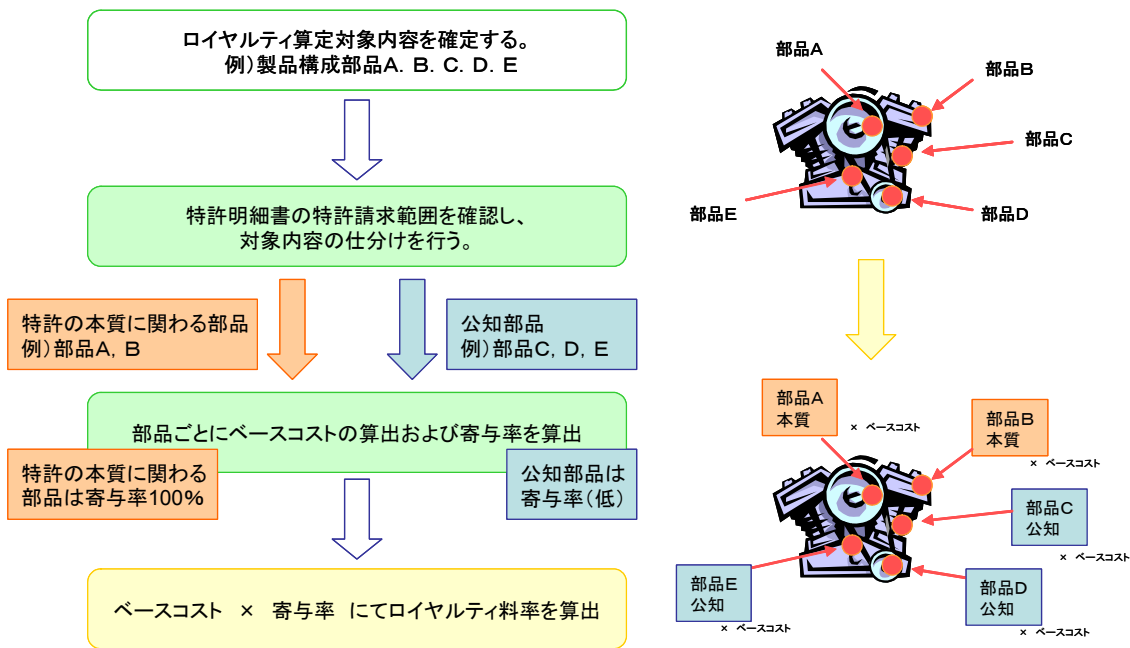


図 II - 9

【特徴】

- 業界内の交渉相手企業数が限られている。
- お互い手の内をよくわかっている業界の専門家同士が交渉を行う。
- 交渉時にコスト情報は開示しないが、お互いに同じ部品を扱っているようなところが非常に多いので、ある程度相手のコストを予測することができる。

(ii) エレクトロニクス業界

① 規格技術に関する特許（パテントプールの活用例）

概要

パテントプールにおいては、下図で示すとおり、必須特許の数に応じて利益配分の割合が決まるケースが基本的なパターンであるが、パテントプール内で適用されるルールに応じて、対応が異なるようである。具体的には必須特許に関連する特許の取り扱いについて、特許分割について、生産国と販売国の違いによる利益配分の仕組みなどがあげられる。

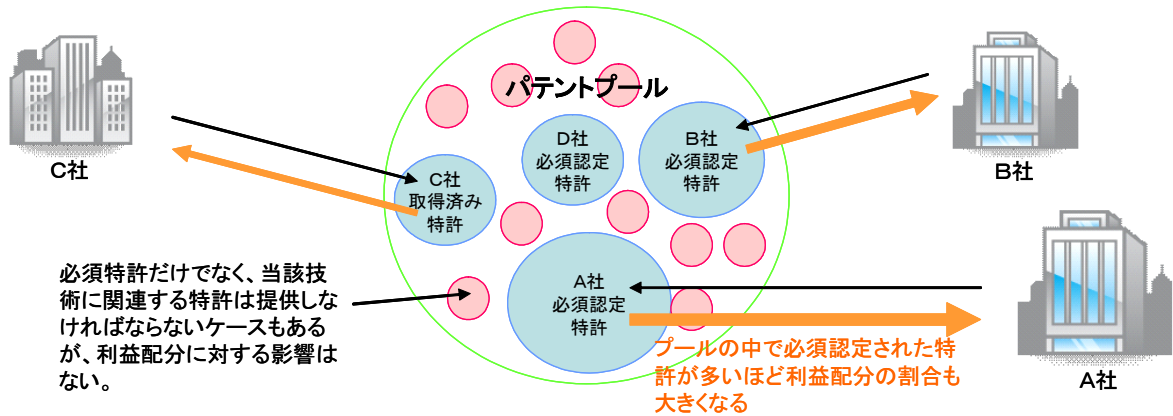


図 II - 1 0

【現在と過去の比較】

右表はDVDとVHSを比較したものである。一部の例外はあると考えられるものの、現在の規格技術は、1社単独で成立するものではなく、単独技術による開発の困難性というのは年々上昇している。

| 製品例 | 関連する特許件数 | 参加企業数 |
|--------|-------------|-------|
| 過去 VHS | 20~30件程度の特許 | 数社 |
| 現在 DVD | 約400件の特許 | 40社程度 |

表 II - 2 1

【パテントプールの例（地デジの通信規格技術）】

特許権者が15社程度、特許が300件ほどプールされている。地デジTV一台あたり、2000円の特許料を徴収している。

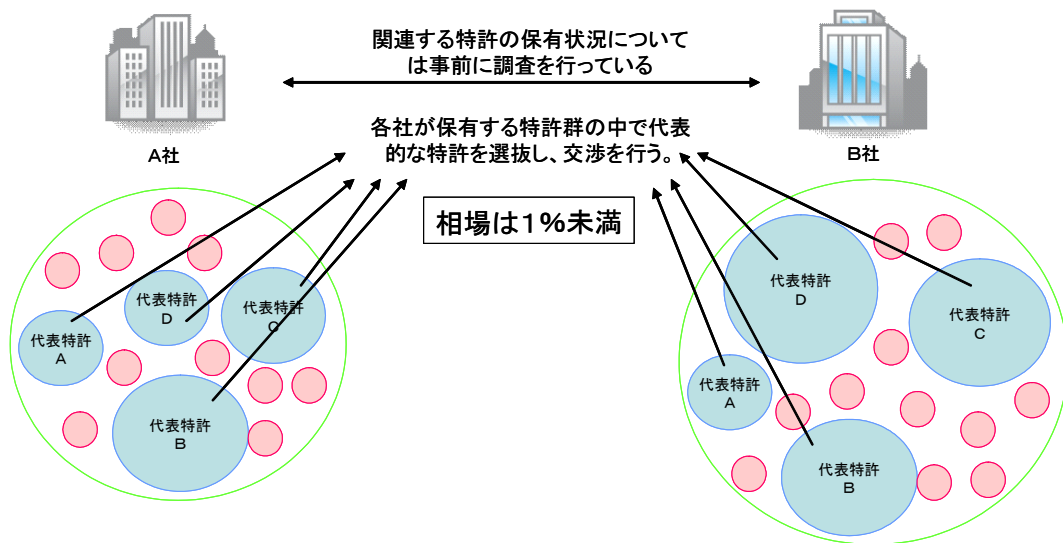
【パテントプールの例（MPEG2ビデオ圧縮技術）】

特許権者が26社程度あり、特許が100件ほどプールされている。DVDや地デジなど、技術を採用した製品一台あたり、2米ドルの特許料を徴収している。

② デバイスに関する特許

概要

デバイス等の製品は数百～数千の要素技術で成り立っているため、デバイスに関する特許は代表戦による交渉（クロスライセンス）が主流である。また、1社による技術独占は事実上困難であるため、特許による独占ではなく、互いの特許をライセンスし合うことにより設計の自由度を確保することが重要となる。



図Ⅱ－11

【特徴】

○1つのデバイスが関連する特許は膨大な量になるため、1件あたりのロイヤルティ料率を決めるとなると、100%を超えてしまいうため、ポートフォリオ全体として管理をしている。A社が持っているポートフォリオ、B社が持っているポートフォリオごとに、代表特許を出し合い、全体像を把握するという形をとるケースが多い。

○特許の保有量を交渉の材料として使うことは少ない。

○交渉前に相手が保有する特許の全体像をある程度把握している。

○交渉により得られた差が、料率もしくは一時金として設定される。

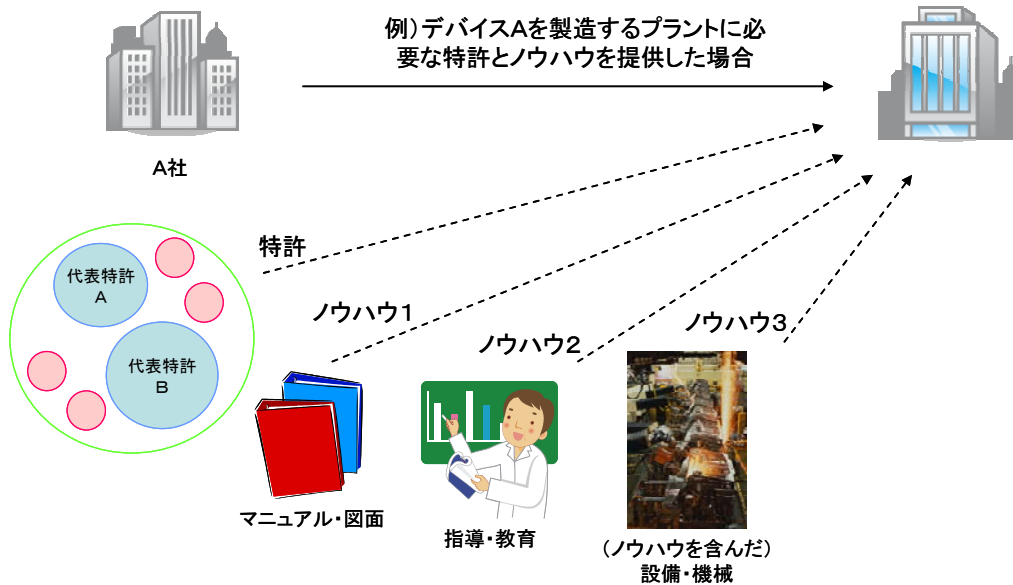
○相互の代表的な特許を互いの事業に適用した場合を想定した際の予想金額による交渉も行われる。

③ ノウハウを含めた交渉の場合

概要

ノウハウを含めた交渉の場合は、主に提供するノウハウ内容により料率変動する。

ウィンウィンの関係を重視した成果報酬の条件設定などもある。



図Ⅱ－１２

【特徴】

○ノウハウは企業にとって極秘情報であるため、ノウハウを他社へ渡すということは、本来あり得ないことである。例外としては、自社で製造した場合、製造コストが高くつくため、提携先などに委託しなければならない場合などがあげられる。

○一例であるが、人的な支援を通じて実施するノウハウ（暗黙知）の提供については、予め目標を設定し（例えば歩留まり率が〇%を超えるなど）、その目標を超えた時点からノウハウ料を請求する場合がある（指導・教育に伴う工数分は一時金で回収するケースが多い）。

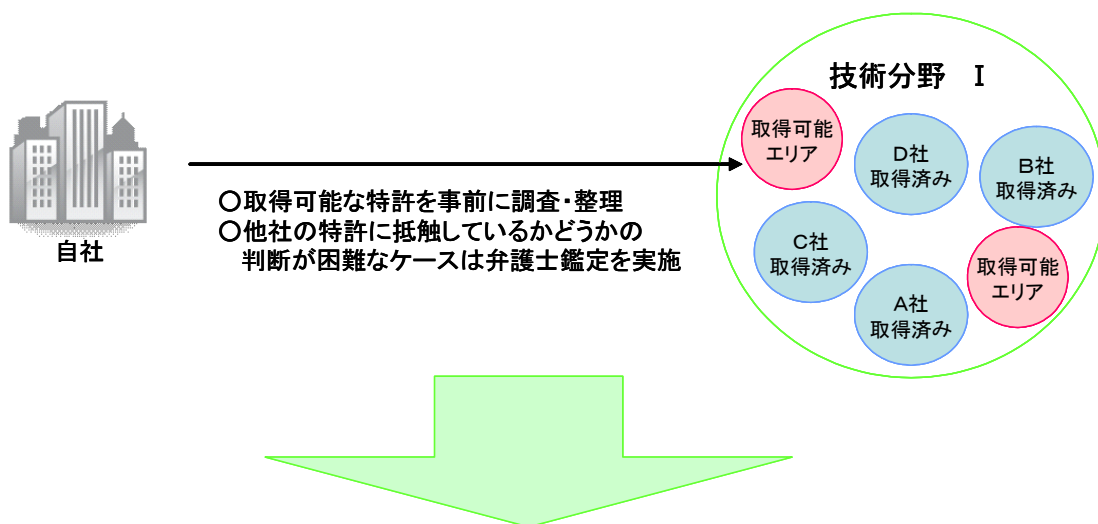
○一例であるが、ノウハウの場合は特許と違い、陳腐化していくことが多いため、予め年限を決めておき、それを超えた場合は請求しない方法をとるケースもある。

○製造設備を海外に展開する際、ジョイントベンチャーをつくり、ノウハウと技術指導料を請求しつつ、生産拠点を移す場合がある。

(iii) 化学業界

概要

まずは徹底的に他社の特許取得状況を調査・整理し、他社の特許に抵触しないよう出願を行う（無効審判は仕掛けた段階で社名が開示されるため、将来的な戦略が露呈してしまうリスクを伴うため積極的に行わない）。



実際には積極的にライセンス交渉を行うケースはあまり無いと聞かれる。侵害訴訟時にライセンスによる解決を行うケースがある。

図 II - 1 3

【特徴】

○企業により多少の差はあるものの、競合他社の特許取得状況を事前に調査・把握した上で、出願しているため、開発技術の制限を取り払うためにライセンスを行うことは極めて稀である。

○ライセンス交渉よりも、特許侵害訴訟の発生頻度が高く、特許侵害訴訟による交渉の中で、最終的にロイヤルティ料率を設定してライセンスするという場合がある。特許侵害訴訟においては、侵害されている特許が事業に利用されているか否かによる。

- ・侵害されている特許を、事業に利用している場合は、これまでの侵害について和解金により解決し、今後の利用を認めない。
- ・侵害されている特許を、事業に利用していない場合は、技術ライフサイクルが長いケースでは、今後の利用についてロイヤルティ料率を設定し、技術ライフサイクルが短いケースでは、一時金で回収する。

4. アンケート調査調査結果 実施料率と各業種利益率との比較

(1) アンケート調査結果 ロイヤルティ料率と利益率の比較

| | ロイヤルティ料率 | | 利益率(%) | | ロイヤルティ料率/利益率 | |
|--------|----------|-----|---------|----------|--------------|-------------|
| | 平均料率(%) | 件数 | 粗利益率(%) | 営業利益率(%) | 粗利益率 | 営業利益率 |
| 食品 | 5.5 | 10 | 32.1 | 4.4 | 17% | 125% |
| 繊維 | 3.9 | 9 | 21.1 | 4.5 | 19% | 91% |
| パルプ・紙 | 3.1 | 8 | 29.0 | 4.8 | 7% | 45% |
| 化学 | 5.3 | 65 | 39.3 | 9.4 | 11% | 45% |
| 石油・石炭 | 3.7 | 6 | 8.1 | 2.4 | 45% | 152% |
| プラスチック | 3.4 | 40 | 33.9 | 6.5 | 10% | 51% |
| 鉄・非鉄 | 3.1 | 33 | 22.8 | 9.0 | 14% | 35% |
| 金属 | 3.3 | 28 | 26.8 | 5.4 | 12% | 61% |
| 一般機械 | 3.4 | 57 | 35.6 | 8.3 | 10% | 42% |
| 電気 | 3.1 | 129 | 30.6 | 4.1 | 10% | 72% |
| 輸送機械 | 3.4 | 46 | 25.8 | 6.6 | 13% | 50% |
| 製造業 | 3.7 | 510 | 30.0 | 6.4 | 12% | 58% |
| 全産業 | 3.7 | 680 | 28.6 | 6.1 | 13% | 60% |

表Ⅱ－２２

注：産業分類の内、食品は、「食品」および「たばこ・飲料」の合計、鉄・非鉄は、「鉄鋼」、「非鉄金属」の合計、「一般機械」は、「はん用機械」、「生産用機械」、「業務用機械」の合計、「電気」は、「電子部品」、「電子デバイス・電子回路」、「情報・通信機械」の合計をさす。

アンケート調査結果であるロイヤルティ料率と利益率を比較すると（ロイヤルティ料率／粗利益率 もしくは ロイヤルティ料率／営業利益率）、粗利益率および営業利益率に占めるロイヤルティ料率が最も高い業種は「石油・石炭」である。一方、粗利益率および営業利益率に占めるロイヤルティ料率が比較的低い業種は、「パルプ・紙」「一般機械」があげられる。

Ⅲ. 各国のロイヤルティ料率

1. ロイヤルティ支払いの一般的な規定方法

(1) ロイヤルティ設定方式

ロイヤルティは、その支払い方法や算定方法により大きく二つのカテゴリに分類できる。一つは、ライセンス実施製品等の出来高にリンクしない実施料方式で、その代表的な支払方法は、一括払い実施料方式 (lump-sum payment) である。もう一つの方法は出来高にリンクする継続実施料で、代表的な支払方法は、ランニング・ロイヤルティ方式 (running royalty) である。

(i) 一括支払い実施料 (固定額支払い方式)

一括支払い実施料は、ライセンサから見た場合、ライセンス契約時にまとまった金額が収入となるために、例えば研究開発費の回収の点でメリットがある一方で、ライセンス対象製品の事業が拡大した場合には、拡大による収益に対して追加請求することは出来ない。

ライセンシから見た場合、契約時の負担が重い一方で、ロイヤルティ支払いのための実施状況等の報告をライセンサに対して定期的にする必要が無く、管理コスト上のメリットや、売上増による利益を一方的に享受できるメリットがある。実務上は通常、ランニング・ロイヤルティ方式が選択されるとされている。

一括支払い実施料は、契約全期分の実施料の金額を契約締結時に決めて実施料とする方式であるが、一括支払い方式と類似する方式として、イニシャル・ペイメント方式 (initial payment)、マイルストーン・ペイメント方式 (milestone payment) という支払い方法がある。一括支払い方式とイニシャル・ペイメント方式の主な違いは、前者が実施に伴う量に比例した継続実施部分も含めた全ての対価であるが、後者はライセンス対価の一部であり、通常継続実施料と併用される点である。イニシャル・ペイメントの内容としては、研究開発費の一部負担金、ノウハウ開示に伴う一時支払い対価、将来支払われる経常実施料の一部前払い分等が考えられる。¹⁶イニシャル・ペイメントが継続実施料の一部前払い頭金として規定される場合には、特に「頭金 (down payment)」と定義される場合がある。マイルストーン・ペイメント方式とは、製品の開発段階に応じて、あらかじめ取り決められた製品開発段階の達成に従って一括してライセンサに支払われる成功報酬的な性格の支払いで、医薬・バイオ業界においてライセンサが製品開発完了の前の段階からライセンシにライセ

¹⁶ 社団法人発明協会研究センター『実施料率 [第5版]』11項 (社団法人発明協会 2003年) を参照して編集。

ンス契約をする場合によくみられる方法であり、他の実施料と併用されることが多い。

(ii) 実施高実施料（出来高払い方式）

この方式には、料率実施料(percentage royalty)と従量実施料(per-quantity royalty)がある。

料率実施料方式は、算定対象となる売上高や正味販売価格等のロイヤルティベースの一定比率で規定された金額をロイヤルティとする方式である。従量実施料は、ライセンス対象製品もしくは部品、材料の一単位当たりについて一定金額をロイヤルティとする方式である。

料率実施料方式は、算定の対象となる売上高や正味販売価格の変動に応じてロイヤルティの金額も変動するので対象製品の原価率がほぼ一定となり、ライセンスにとって原価管理がしやすいメリットを有する。従量実施料は算定対象となる売上高等のロイヤルティベースが変動しても、安定的な収入が獲得可能で、かつライセンス契約交渉の過程でライセンスは原価率を開示する必要性も低くなる等のメリットがある一方で、ライセンス対象製品の原価管理がしづらい面を有する。

(i) にも記述の通り、継続ロイヤルティ料率はイニシャル・ペイメント等の一括払い方式と併用され、最初に一時金を受け取り、その後さらに売上に従ってランニング・ロイヤルティを受け取る方式が使われることが多い。なお、イニシャル・ペイメントは、ライセンスが既に負担した諸費用（研究開発費、契約締結費用、特許取得費用等）の一部を回収する役割を担うため、通常返還不能となる契約条件となることが多いといわれる。

(iii) その他の方式

その他の方式の中で代表的な例としては、継続ロイヤルティ料率のパターンに分類される中では、逡減・逡増実施料方式(royalty calculated by stepping method)とミニマム・ロイヤルティ方式(minimum royalty)がある。

逡減・逡増実施料方式は、例えば販売高に応じてロイヤルティ料率や単位当たり実施料額を変動させる方式である。具体的な設定方法の中で逡減方式は、販売高等が増大するにつれてロイヤルティが低減する方式で、ライセンスにとってライセンスの実施を受けるインセンティブとして機能する。逡増方式は、例えば、ライセンス契約時点において対象市場の拡大がまだ十分でなく、ライセンスの事業活動時点での損益分岐点が高いことにより、ライセンスの原価負担を軽減させるために導入されることがある。市場の増大に伴って、ライセンスの収益は効果的に向上する。市場がまだ未成熟若しくは成長段階にある製品に

係るライセンス契約において、この逡増方式は、ライセンシ・ライセンサ両者にとってリスク分担機能を有する。

ミニマム・ロイヤルティ方式は、売上高に係らず最低保証対価を取り決める方式で、特に独占的ライセンス契約の際に導入を検討すべき方式である。独占的ライセンス契約の場合、ライセンシが対象製品の販売をしない場合、若しくは販売高の見通しが不明確な場合、ライセンサは、非独占的契約に比べて、ロイヤルティ収入が獲得できないリスクが生じることから導入されることが多い。

| ロイヤルティの規定方法・種類 | | 規定方法(用語) | 定義・解説 | 同義語 | 用語(英文) |
|-----------------|-------------------------------|--------------|--|----------------------------|---|
| 実施料 (ロイヤルティ) | A 出来高にリンクする(出来高払実施料) | 料率実施料 | 売上高や正味販売対価等(「ロイヤルティベース」という)の一定パーセントをロイヤルティ。例えば、純販売高の何パーセントなどと規定された実施料 | 従価実施料 | (percentage royalty) |
| | | 従量実施料 | 当該技術の関係する対象製品もしくは部品一単位について一定額をロイヤルティ。例えば、1個当たり、1トン当たり、又は1kW当たり何円などと規定された実施料 | — | (per-quantity royalty) |
| | | ミニマム・ロイヤルティ | 契約で決められた期間にロイヤルティが発生しないとき、又は決められた額以下るとき支払わねばならない最低額が定めてある実施料 | 最低支払い保証実施料 最小(低)実施料 | (minimum royalty) |
| | | マキシマム・ロイヤルティ | 契約で決められた期間におけるロイヤルティが定められた額を超えた場合、ライセンシーの営業活動刺激などのために、その超過分の支払いが免除される定めのある実施料 | 最大(高)実施料 | (maximum royalty) |
| | | 逡減・逡増実施料 | 販売高に対し、一定の数量・金額を基準に計算料率を変えることが定めてある実施料。例えば、生産の最初の10万個に対し3%、次の20万個に対し2%などと定めた実施料 | — | (royalty calculated by stepping-method) (telescopic royalty) |
| | | スライド実施料 | 物価指数、外貨交換率などの変化に応じて計算料率を変える実施料 | — | (royalty calculated by sliding-method) |
| | B 出来高にリンクしない実施料 (定額実施料) | 定額実施料率 | 一定期間当たりの定額実施料。契約期間中の区分された一定期間について、例えば、4半期当たり何千万、何百万などと定められた実施料。 | — | (fixed sum royalty) |
| | | 支払済実施料 | 能力あたりで定められた実施料を一定期間中に支払うよう定められた実施料。例えば、生産量が1万トンまで10億円などと定められた実施料 | <準同義語> 完納実施料 | (paid-up royalty) |
| | | 一括払実施料 | 実施に伴う量に比例した継続実施料部分も含めた全ての対価。契約全期分の実施料の金額を契約締結時に決めて一括払いする実施料。ただし分割払い、延べ払いも可能 | 一時払い実施料 一時金払い実施料 | (lump sum payment) |
| | | マイルストーンペイメント | 製品の開発段階に応じて支払うように定められた実施料。他の実施料契約併用される | — | (milestone payment) |
| | C 上記AとBで併用される実施料 | イニシャル・ペイメント | 契約発効時又は一定期間内に、契約製品の生産・販売・使用等に基づく実施料支払い債務の発生の有無にかかわらず、独立的に支払われるまとまった金額で、内容的には研究開発費の一部負担分とか、ノウハウ開発費の一部負担分等にかかる独立の補償額。また、将来支払われる経常実施料の一部前払い的性格のものであったり、最低支払い保証実施料的な性格のものであったり、ノウハウ開示などの諸費用であったりすることもある。 | <準同義語> 頭金(down payment) | (initial payment) |
| | | 前払実施料 | 実施料支払い債務の一部又は全部の前払い。支払い時期が契約製品の生産・販売等に基づく実施料支払い債務の発生以前であるものをいう。したがって、その後のロイヤルティの支払いは、既支払い額より差引残がなくなったときから開始される | — | (advanced payment) |

表Ⅲ－1 ロイヤルティ料率の規定方法及び用語一覧¹⁷

¹⁷ 瀧邊善彦・吉野仁之『ロイヤルティの実務-ライセンスビジネスでの契約と監査のノウハウ』前掲11 47項図表2－6を参照して編集。

(2) ロイヤルティ算定方式¹⁸

(i) 算定方式

ここでは、ランニング・ロイヤルティの算定方式を中心に解説を行う。算定方式には、「製造・使用・販売した製品の価格等に一定料率（ロイヤルティ料率）を乗じて実施料を計算して支払う」定率方式と、「製造・使用・販売した製品の単当たり金額を定めて支払う」定量方式がある。以下では、ロイヤルティ算定方式として最も広く採用されており、かつ本調査報告書の主要調査要点であるロイヤルティ料率の観点から定率方式を中心に解説を行う。定率方式によるロイヤルティ算定方式は以下の通りとなる。

$$\text{ロイヤルティ} = \text{対象製品の販売価格} \times \text{ロイヤルティ料率}$$

(ii) 対象製品の範囲

ライセンス契約において許諾する特許等から切り離して製品の仕様や名称などによって特定する方法（overall 方式）と許諾特許を実施した製品を対象と特定する方法（if used 方式）の二方式がある。overall 方式は、対象製品が明確であることからロイヤルティ計算は簡便となるが、複数の特許が利用される製品や特定の製品を除外する場合などは、対象製品の規定も複雑となり定義に注意を要する。一方、if used 方式は、実施権を付与する対象の製品というように抽象的に規定され、実施の対価としてのロイヤルティの定義に忠実であるが、ロイヤルティ算定の際に、対象製品に実施された特許等が使用されているかどうかについて後日争点となる可能性もある。

(iii) 販売価格の範囲

販売価格の対象となるロイヤルティベースには、総販売価格、純販売価格、小売価格、等が使用される。実務面では、純販売価格（＝正味販売価格）が採用されることが比較的多いとされる。純販売価格は、総販売価格から一定の費用項目を控除した残額として定義され、控除費用項目としては、一般的には、輸送費、保険料、倉庫保管費用、リベート、包装梱包費等、販売地によって変動する可能性のある費用項目が中心となるが、業界慣行や製品種類などによって異なり、控除項目はライセンス契約に明確に規定されるべきである。

¹⁸ 淵邊善彦、吉野仁之「ロイヤルティの実務」（中央経済社、第1版、2008年）を参照して編集。

(iv) パテントプール・クロスライセンス時のロイヤルティ算定

パテントプールでは、ライセンス機構などがライセンサに代行して、ライセンシからロイヤルティを徴収し、手数料を控除してライセンサに配分するという仕組みを採用している。ここでは、ライセンシから徴収したロイヤルティを複数のライセンサに配分する際の算定が問題となる。ライセンシから徴収するロイヤルティ算定方式については、全てのライセンシ参加者の製品の出荷単価を監査することが困難であることから、例えば、MPEG 技術や DVD 技術に係るパテントプールをはじめとして多くのパテントプールでは出荷台数を基礎とした定量方式が用いられることが多い。

クロスライセンスの場合、双方の許諾特許の全体ポートフォリオの価値を比較した上で、一定のロイヤルティを規定する。両者の許諾特許全体の価値に大きな相違が無いと判断される場合には、ロイヤルティ支払いを双方伴わない契約となる場合もある。

(3) ロイヤルティ算定に係る一般的な基本理論

ロイヤルティ料率は、前記の通り各種の要因を考慮して決定されるが、ロイヤルティ料率決定に係る基本的な一般理論としては以下のような考え方があ

(i) インカム・アプローチ¹⁹

ライセンシがライセンスを受けて実施した事業による利益の一定割合をロイヤルティとしてライセンサに利益の一部を帰属させるという考え方で利益配分理論と呼ばれる。利益配分理論の根拠は、企業の利潤は、資本・技術・経営（または組織や労働）の3つの要素（または4つの要素）の結合により創出されるものであり、ライセンサとライセンシが要素を役割分担するかにより利益を分け合うべきであるとの考え方による。

ライセンサが技術要素を分担し、実際の製造に必要な資本や経営（または組織や労働）はライセンシが負担するのであれば、事業活動から得られた総利益を100とした場合、技術要素の貢献度として例えば25、または33を分配するのが妥当であるとする。しかしながら、その配分方法は、会計学的な観点から実際の要素の貢献度を実証的に検証したデータから決められたわけではなく、さらに事業特性や知的財産の権利期間等は考慮されないという問題が含まれている。

この理論の考え方的一种として、海外で簡易的に使用される場合がある Rule of thumb

¹⁹ ロバート・ゴールドシャイダー、ジョン・ジャロズ、カーラ・ムラーン、藤野仁三訳「知的財産の評価法としての25%ルール」日本ライセンス協会 知的財産の経済評価(関東)ワーキンググループ 2-4、13-15項(2005年 <<http://www.jinzofujino.net/article/les200512.html>>[最終アクセス2010年2月28日])を参照して編集。

理論がある。いわゆる 25%ルールや 33%ルールである。米国での実証により 25%ルールは経験則として妥当性が高いとする考え方もあるが、合理的なロイヤルティ算定としては、例えば、当該特許が代替製品を排除することができるために得られる特許の利益をもたらす追加的な価値とその度合いを考慮していないので業界相場方式よりも劣るとの指摘や、業界の事業特性を考慮していないとの指摘があり、その有用性と妥当性について批判的な考え方も多い。

また、対象利益を、販売価格から製造原価、販売費・一般管理費、減価償却費等を差し引いた営業利益とするか、それとも販売価格から製造原価を控除した粗利益とするのか、理論的な定説はないとされる。さらに、改良技術や改良製品に関しては、従来技術や従来製品との利益差額とすべきである等の指摘もあり、理論的な整理がなされているとはいえない状況と言える。25%ルールに代表される Rule of thumb 理論については抽象論としての域を出ていないといえるが、実務上、利益配分論の枠組みで活用可能である場合には検討することも必要であろう。

(ii) コストアプローチ

コストアプローチの考え方は、ライセンサが技術開発に要したコストを何年間でどの程度を回収するかの視点に立って決定する方法である。一般的に、製品単価も製造原価や売上原価に基づいたマークアップ方式に基づいて決定されることが多いが、技術開発コストも同様な考え方に基づいてコスト回収の視点で製品単価のある割合を検討する方法である。既に発生した技術開発コストは、比較的容易に客観的に把握可能であるが、技術開発コストの結果としての価値の側面が考慮されておらず、批判的な見解が多い。ライセンシ側から見た場合、多額のコストを要した技術であっても商業的に利益を生み出さない技術に対しては高いロイヤルティを支払うことは妥当ではなく、受け入れられやすい考え方ではないと考えられる。

(iii) マーケットアプローチ

マーケットアプローチは、市場における類似の技術ライセンスのロイヤルティを参考にして決める方法である。特許権自体、固有な技術的な特徴や先進性・新規性があるからこそ認められるわけであり、厳密な意味で全く同様な技術のライセンス契約を見つけることは難しい。しかしながら、同様な製品や技術群における業界標準的なロイヤルティを参考にして、ライセンス契約時のロイヤルティ料率を決定する慣行や、司法判断においても同様な属性を持つ製品の平均的なロイヤルティ料率を判断の拠り所とする場合もあり、比較

対象ライセンスが慎重に選定され、かつ比較対象ライセンスと交渉検討中のライセンスにおける対象技術・製品の要因差異も十分に検証される場合には、業界標準ロイヤルティや比較対象ロイヤルティを参考に決定する方法も有用と考えられる。

2. 各国ロイヤルティ調査

(1) 調査方法の概要

各国のロイヤルティ料率を①知財価値を踏まえたロイヤルティ料率、②司法決定されたロイヤルティ料率、③行政決定されたロイヤルティの3点から調査を行った。①知財価値を踏まえたロイヤルティ料率、及び②司法決定されたロイヤルティ料率の調査では日本、米国、英国、ドイツ、韓国の5カ国を対象国とした。③行政決定されたロイヤルティの調査は、License of Right制度を有する英国及びドイツを対象国とし、ドイツに関しては職務発明における行政決定ロイヤルティ料率も合わせて調査対象とした。なお、①知財価値を踏まえたロイヤルティ料率に関しては、一般に民間調査等で公表されているロイヤルティ料率を調査の対象とした。

韓国、英国、ドイツ、米国の4カ国に関しては、以下の専門家に依頼し、現地におけるロイヤルティの情報ソースや公表データ等の調査を行った。これらの調査結果は、資料編資料Ⅱにおける海外専門家調査結果の詳細を記載している。

(韓国)

- ・A 特許法人
- ・B 法律事務所
- ・C 特許法人
- ・D 特許法人

(英国及びドイツ)

- ・E特許事務所

(米国)

- ・F法律特許事務所

海外専門家調査結果等に基づき、以下の情報ソースからデータを入手して各国ロイヤル

ティの調査を行った。

(i) 日本

(一般データ)

社団法人発明協会 実施料率(第5版)から産業別のデータを集計し、ロイヤルティの調査を行った。

(判例データ)

知的財産研究所の調査実績²⁰を基に、最高裁判所の判例検索において、2004～2008年の間で「実施料」等のキーワードで検索を行ない、抽出された90件の内、司法決定された46件のロイヤルティや根拠等を調査した。

(ii) 米国

(一般データ)

Licensing Economic Review (Dec. 2007)²¹の産業別のデータから、ロイヤルティの調査を行った。

(判例データ)

Licensing Royalty Rate²²及びLexisNexis²³の判例検索サイトから、2004～2008年の間で行った48件の判例を抽出し、その内、司法決定がなされた22件の判例から実施料や根拠等を調査した。

(iii) 英国

(一般データ)

海外専門家による現地でのヒアリング調査の結果、専門家が活用する情報ソースは見つからず、該当する一般データを検出する手段はないという結論に至った。

²⁰ 平成17年度特許庁産業財産制度問題調査研究「産業財産権紛争を巡る現状に関する調査研究報告書」(財団法人知的財産研究所、2006年)平成19年度特許庁産業財産制度問題調査研究「日米韓における特許権の行使に関する諸問題についての調査研究報告書」(財団法人知的財産研究所、2008年)

²¹ AUS Consultant, Licensing Economic Review, Dec. 2007

²² Gregory J. Battersby, Charles W. Grimes. Licensing Royalty Rates. The United States of America: Aspen Publishers, ISBN 978-0-7355-8123-4(2006-2009 Edition)

²³ LexisNexis(<<http://www.lexisnexis.jp/>> [最終アクセス2010年2月28日])

(判例データ)

欧州判例検索サイト” darts-ip”²⁴を活用し、「Royalty & Rate」(実施料&レート)等をキーワードに検索し、1998年～2009年の間で検索された個別の判例14件(司法決定以外含む)の実施料や根拠等を調査した。

(行政データ)

英国知的財産庁「Manual of Patent Practice-Patent Act 1977」において公表されたデータを基に、License of Right制度において行政によって決定された事例14件ロイヤルティを調査した。

(iv) ドイツ

(一般データ)

文献「Lizengebühren」における「Steuerliche Prüfung und Behandlung von Lizenzzahlungen an verbundene ausländische Unternehmen」²⁵(税務調査と外国の企業へのロイヤルティ支払)及びGroß氏(弁護士)が独自に収集したデータを基に、ロイヤルティを調査した。

(判例データ)

欧州判例検索サイト” darts-ip”で、「Lizenzsatz」(実施料)等をキーワードに検索し、1997～2009年の間で検索された個別の判例13件(司法決定以外含む)の実施料や根拠等を調査した。

(行政データ)

職務発明に関しては、「Lizenzsätze für Technische Erfindungen」²⁶(職務発明対価訴訟・仲裁に係るロイヤルティ料率データブック)から産業別のデータを集計し、実施料を調査したLicense of Right制度により決定された事例に関しては、海外専門家からドイツ特許商標庁への確認結果、公表されたLicense of Rightの決定料率はないという結論に至った。

²⁴ Darts-ip(<<http://www.darts-ip.com/darts-web/>>[最終アクセス 2010年2月28日])

²⁵ Michale Groß, Oswald Rohrer. Lizengebühren 2. Auflage, Frankfurt am Main, Verlag Recht und Wirtschaft GmbH, 2008, ISBN978-3-8005-1468-7, pages 92 to 97.

²⁶ Ortwin Hellebrand, Gernot Kaube, Dr. Roland von Falckenstein. Lizenzsätze für Technische Erfindungen 3. Auflage. München Carl Heymanns Verlag GmbH. 2007

(V) 韓国

(一般データ)

「Research on Market Approach through Technology Sales Transaction Cases」²⁷、及び「未利用特許有償移転ガイドライン」²⁸から産業別のデータからロイヤルティの調査を行った。

(判例データ)

韓国大法院検索サイトで、「특허」(特許)等をキーワードに検索し、1991～2007年検索された個別の判例6件(司法決定以外含む)の実施料や根拠等を調査した。

以下に上記の調査概要を一覧にまとめた。

| | 日本 | 米国 | ドイツ | 韓国 | | 英国 |
|--------------|---|---|---|--|--|----|
| | | | | 韓国① | 韓国② | |
| 一般データ | | | | | | |
| 調査参考文献名 | 実施料率(第5版) | Licensing Economic Review | ①Steuerliche Prüfung und Behandlung von Lizenzzahlungen an ausländische Unternehmen ②著者の独自調査 | Research on Market Approach through Technology Sales Transaction Cases | 未活用特許有償移転ガイドライン | |
| 著作者 | 社団法人 発明協会 | AUS Consultants (Royalty Source) | ①Hartmut Böcker/②Groß | 韓国技術取引所 | 韓国 産業資源部 | |
| 発行年月 | 2003年9月 | 2007年12月 | ①1991年②1994年9月 | 2005年1月 | 2006年12月 | |
| 調査期間 | 1992～1998年 | 1980～2007年 | ①不明、②1988～1994年 | 1992～2004年 | 未発表 | |
| 収録件数 | 3270件 | 3015件 | ①不明、②328件 | 803件 | 未発表 | |
| データの特徴 | 日本企業の海外からの外国技術導入契約のみが対象(イニシャル無し) | 企業が公的開示した実施料率が対象で、技術導入及び供与の双方含む。 | Böcker氏の著書に弁護士Groß氏(弁護士)が契約328件のデータを合算した市場データ | 19の調査機関で調査した韓国企業の実施料率が対象で、技術導入及び供与の双方含む。 | 韓国上場企業の調査により、左記調査の一部の情報を更新、一方で、公表された産業分野は限定。 | |
| 司法判例データ | | | | | | |
| 調査データ元 | 最高裁判例DB及び知財研 調査報告書 | LEXISNEXIS及び文献:Licensing Royalty Rate | 欧州判例検索サイト Darts-ip | 韓国大法院DB | 欧州判例検索サイト Darts-ip | |
| 調査期間 | 1997～2008年(料率確認) 2004～2008年(含む:根拠調査) | 1990～2006年(料率確認) 2004～2008年(含む:根拠調査) | 1997～2009年 | 1991～2007年 | 1998～2009年 | |
| 総判例数 | 合計90件 内、64件(損害賠償等) 26件(職務発明) | 48件(損害賠償等) | 13件(損害賠償、職務発明等) | 6件(損害賠償等) | 14件(損害賠償等) | |
| 司法による実施料判定件数 | 合計46件 33件(損害賠償等) 13件(職務発明) | 22件(損害賠償等) | 8件 | 3件 | 2件 | |

表Ⅲ-2

²⁷ 韓国技術取引所「Research on Market Approach through Technology Sales Transaction Cases」(2005年)

²⁸ 韓国産業資源部「未利用特許有償移転ガイドライン」(2007年)

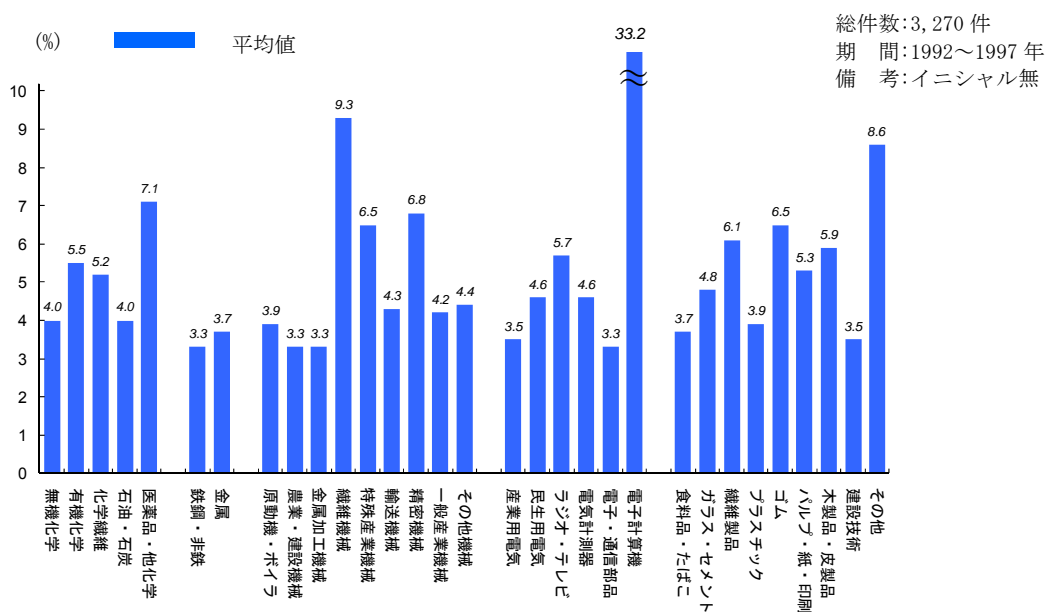
3. ロイヤルティ料率の動向

(1) 一般データ調査結果

(i) 日本²⁹

| 技術分野 | 平均値 | 最頻値 | 中央値 | 件数 | 技術分野 | 平均値 | 最頻値 | 中央値 | 件数 |
|---------------|-------|----------|-------|------|----------|------|-----------|------|-----|
| 産業用電気 | 3.5% | 1%/3%/5% | 3.0% | 12 | 無機化学 | 4.0% | 5.0% | 5.0% | 3 |
| 民生用電気 | 4.6% | 4.0% | 4.0% | 8 | 有機化学 | 5.5% | 3.0% | 4.0% | 32 |
| ラジオ・テレビ | 5.7% | 1.0% | 2.0% | 70 | 化学繊維 | 5.2% | 4.0% | 4.5% | 6 |
| 電気計測器 | 4.6% | 5.0% | 4.0% | 11 | (化学小計) | 5.3% | | | 41 |
| 電子・通信部品 | 3.3% | 1.0% | 3.0% | 84 | 石油・石炭 | 4.0% | 4.0% | 4.0% | 1 |
| (上記電気5分野小計) | 4.4% | | | 185 | 医薬品・化粧品等 | 7.1% | 3.0% | 5.0% | 205 |
| 電子計算機 | 33.2% | 50.0% | 40.0% | 719 | 鉄鋼・非鉄 | 3.3% | 1.0% | 2.5% | 14 |
| 食料品・たばこ | 3.7% | 2.0% | 3.0% | 58 | 金属 | 3.7% | 1.0%/5.0% | 4.0% | 76 |
| ガラス・セメント | 4.8% | 3.0% | 4.5% | 36 | (金属小計) | 3.6% | | | 90 |
| 繊維製品 | 6.1% | 5.0% | 5.0% | 878 | 原動機・ボイラ | 3.9% | 2.0% | 3.0% | 15 |
| プラスチック | 3.9% | 1.0% | 3.0% | 63 | 農業・建設機械 | 3.3% | 2.0%/4.0% | 3.0% | 13 |
| ゴム | 6.5% | 6.0% | 6.0% | 21 | 金属加工機械 | 3.3% | 3.0% | 3.0% | 22 |
| (ゴム・プラスチック小計) | 4.6% | | | 84 | 繊維機械 | 9.3% | 3%/5%/20% | 5.0% | 3 |
| パルプ・紙・印刷 | 5.3% | 3.0% | 4.0% | 23 | 特殊産業機械 | 6.5% | 2.0% | 4.0% | 45 |
| 木製品・皮製品 | 5.9% | 5.0% | 5.0% | 303 | 輸送機械 | 4.3% | 1.0% | 3.0% | 50 |
| 建設技術 | 3.5% | 3.0% | 3.0% | 15 | 精密機械 | 6.8% | 5.0% | 6.0% | 176 |
| その他 | 8.6% | 5.0% | 5.0% | 206 | 一般産業機械 | 4.2% | 5.0% | 4.0% | 71 |
| (総計) | | | | 3270 | その他機械 | 4.4% | 2.0% | 4.0% | 31 |

表Ⅲ－3



図Ⅲ－1

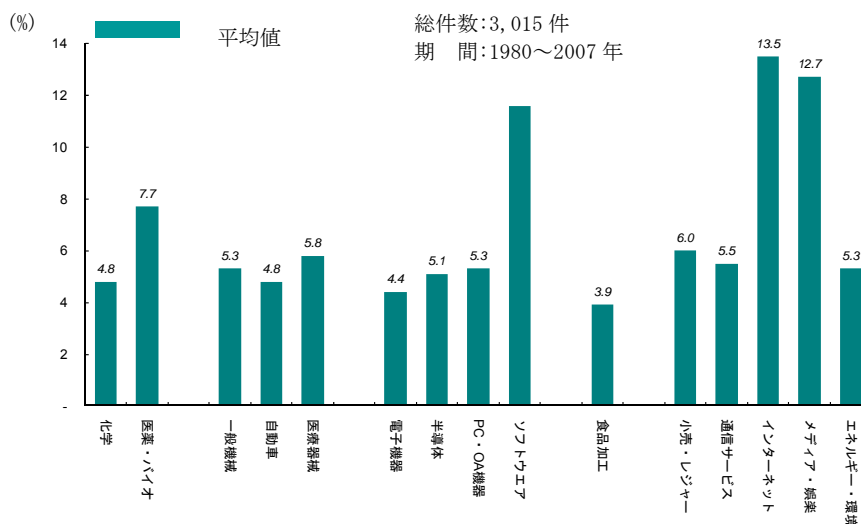
²⁹社団法人発明協会研究センター『実施料率〔第5版〕』11項（社団法人発明協会 2003年）より各分野の平成4年度～平成10年度のイニシャル無を集計し、作成。

ロイヤルティ料率が高い順に、電子計算機 33.2%、繊維機械 9.3%、医薬品・他科学 7.1% となっている。電子計算機に関してはソフトウェアのロイヤルティ料率が含まれているため、全体的に高いロイヤルティ料率になっている。繊維機械に関しては、件数が 3 件しかなく、1 件のロイヤルティ料率が 20%と高率になっているのが理由。全体的には 3～5%が平均値となっており、輸送機器 4.3%や精密機械 6.8%も比較的高いロイヤルティ料率になっている。

(ii) 米国³⁰

| 製品分類 | 平均値 | 中央値 | 最大値 | 最小値 | 件数 |
|----------|-------|-------|-------|------|-------|
| 化学 | 4.8% | 4.5% | 25.0% | 0.1% | 103 |
| 医薬・バイオ | 7.7% | 5.0% | 90.0% | 0.1% | 965 |
| 一般機械 | 5.3% | 4.5% | 25.0% | 0.5% | 103 |
| 自動車 | 4.8% | 4.0% | 20.0% | 0.5% | 77 |
| 医療器械 | 5.8% | 5.0% | 50.0% | 0.1% | 491 |
| 電子機器 | 4.4% | 4.1% | 20.0% | 0.5% | 160 |
| 半導体 | 5.1% | 4.0% | 30.0% | 0.0% | 93 |
| PC・OA機器 | 5.3% | 4.0% | 25.0% | 0.2% | 85 |
| ソフトウェア | 11.6% | 6.8% | 77.0% | 0.1% | 259 |
| 食品加工 | 3.9% | 3.0% | 30.0% | 0.3% | 58 |
| 小売・レジャー | 6.0% | 5.0% | 40.0% | 0.1% | 157 |
| 通信サービス | 5.5% | 4.9% | 50.0% | 0.4% | 116 |
| インターネット | 13.5% | 10.0% | 80.0% | 0.3% | 115 |
| メディア・娯楽 | 12.7% | 8.0% | 70.0% | 0.1% | 43 |
| エネルギー・環境 | 5.3% | 4.6% | 75.0% | 0.1% | 190 |
| 合計 | | | | | 3,015 |

表Ⅲ－４



図Ⅲ－２

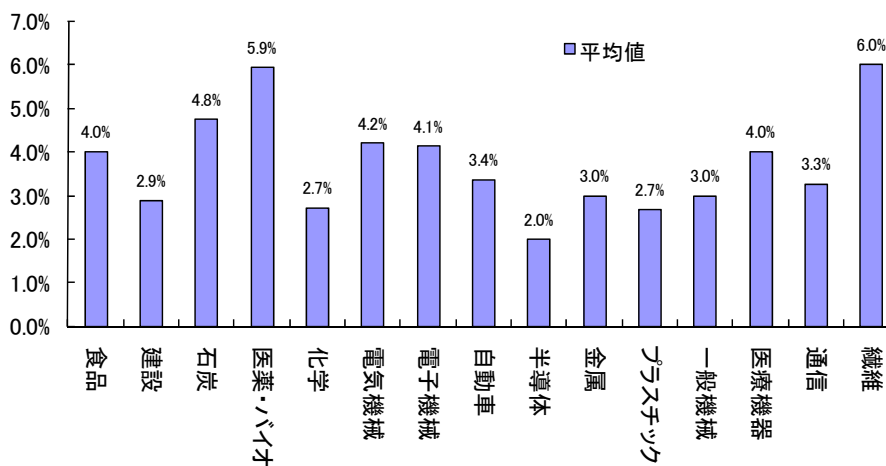
³⁰ AUS consulting, Licensing Economic Review, Table1, page 6, December 2007 より引用し、日本語にて表記。

ロイヤルティ料率が高い順に、インターネット13.5%、メディア・娯楽12.7%、ソフトウェア11.6%となっている。全体的にも4%台が平均的なロイヤルティ料率となっており、日本よりは高くなっている。その他、医薬・バイオも7.7%と高いロイヤルティ料率となっている。

(iii) ドイツ³¹

| 産業 | 最小 | 最大 | 平均値 |
|--------|------|-------|------|
| 食品 | 4.0% | 4.0% | 4.0% |
| 建設 | 2.0% | 4.0% | 2.9% |
| 石炭 | 2.0% | 10.0% | 4.8% |
| 医薬・バイオ | 2.0% | 10.0% | 5.9% |
| 化学 | 0.5% | 10.0% | 2.7% |
| 電気機械 | 1.0% | 11.0% | 4.2% |
| 電子機械 | 1.5% | 10.0% | 4.1% |
| 自動車 | 0.5% | 5.0% | 3.4% |
| 半導体 | 0.5% | 3.5% | 2.0% |
| 金属 | 1.0% | 5.0% | 3.0% |
| プラスチック | 1.0% | 5.0% | 2.7% |
| 一般機械 | 0.5% | 7.5% | 3.0% |
| 医療機器 | 1.0% | 6.0% | 4.0% |
| 通信 | 0.1% | 10.0% | 3.3% |
| 繊維 | 0.1% | 10.0% | 6.0% |

表Ⅲ－５ 税務調査と外国の企業へのロイヤルティ支払いの扱い等（1994年）



図Ⅲ－３

³¹ Michale Groß, Oswald Rohrer. Lizenzgebühren 2. Auflage, Frankfurt am Main, Verlag Recht und Wirtschaft GmbH, 2008, ISBN978-3-8005-1468-7, pages 92 to 97. を参照して編集。

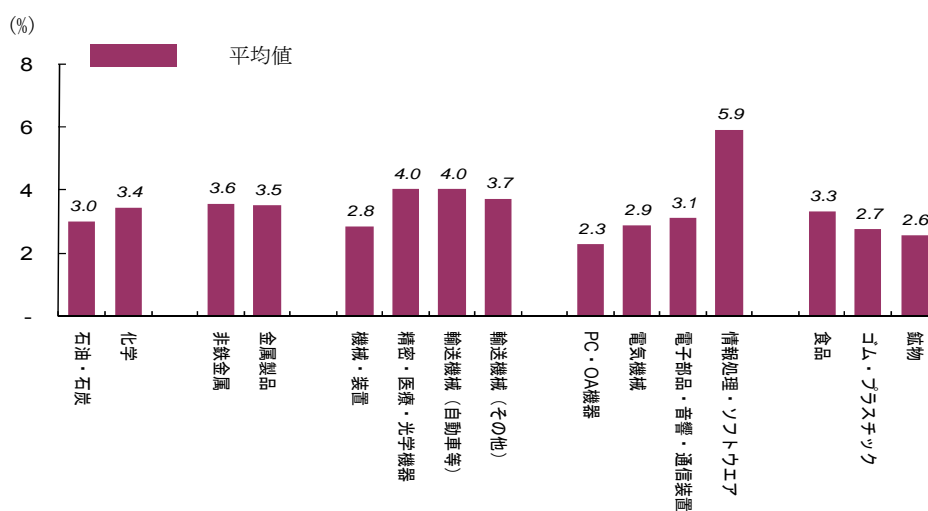
ロイヤルティ料率が高い順に、繊維6.0%、医薬・バイオ5.9%、石炭4.8%となっている。全体的にも2%台後半から4%台前半のレンジに含まれており、米国より平均的に低いロイヤルティ料率となっている。その他、電気機械4.2%、電子機械4.1%が高いロイヤルティ料率である。

(iv) 韓国

① 「Research on Market Approach through Technology Sales Transaction Cases」³²

| 製品分類 | 平均値 | 中央値 | 最大値 | 最小値 | 件数 |
|--------------|------|------|-------|------|-----|
| 石油・石炭 | 3.0% | 2.8% | 5.5% | 1.0% | 4 |
| 化学 | 3.4% | 2.5% | 15.0% | 0.0% | 219 |
| 非鉄金属 | 3.6% | 3.0% | 10.0% | 1.0% | 9 |
| 金属製品 | 3.5% | 3.0% | 8.0% | 1.0% | 12 |
| 機械・装置 | 2.8% | 3.0% | 10.0% | 0.2% | 100 |
| 精密・医療・光学機器 | 4.0% | 3.0% | 10.0% | 1.5% | 73 |
| 輸送機械(自動車等) | 4.0% | 3.0% | 10.0% | 1.5% | 64 |
| 輸送機械(その他) | 3.7% | 2.7% | 10.0% | 1.5% | 13 |
| PC・OA機器 | 2.3% | 1.5% | 5.0% | 0.9% | 5 |
| 電気機械 | 2.9% | 3.0% | 8.0% | 1.0% | 48 |
| 電子部品・音響・通信装置 | 3.1% | 3.0% | 12.5% | 0.1% | 127 |
| 情報処理・ソフトウェア | 5.9% | 2.9% | 30.0% | 0.5% | 84 |
| 食品 | 3.3% | 3.0% | 10.0% | 1.0% | 16 |
| ゴム・プラスチック | 2.7% | 3.0% | 5.0% | 1.0% | 11 |
| 鉱物 | 2.6% | 2.5% | 5.3% | 0.5% | 18 |
| 合計 | | | | | 803 |

表Ⅲ－6



図Ⅲ－4

³² 「Research on Market Approach through Technology Sales Transaction Cases」, 韓国技術取引所, 2005年1月, Page91より引用し日本語に表記。

ロイヤルティ料率の高い順に、情報処理・ソフトウェア 5.9%、精密・医療・光学機器 4.0%、輸送機械（自動等）4.0%となっている。全体的には3%台が平均的なロイヤルティ料率となっており、他国と比較すると低い数値となっている。

② 未活用特許の有償移転ガイドライン³³

| [専用実施権] | | | | |
|---------|----------------|-------|--------|-------|
| 区分 | ロイヤルティ率(売上高基準) | | | |
| 業種 | 平均値 | 中央値 | 最高 | 最低 |
| 化学 | 3.45% | 3.00% | 9.00% | 1.00% |
| 金属 | 3.76% | 2.90% | 12.00% | 1.75% |
| 機械 | 2.65% | 3.00% | 6.50% | 1.00% |
| 自動車 | 3.52% | 3.00% | 10.00% | 1.50% |
| 電気電子 | 3.05% | 3.00% | 5.88% | 0.50% |
| 情報通信 | 2.48% | 3.00% | 5.00% | 0.90% |
| その他 | 3.10% | 3.00% | 5.50% | 1.00% |
| 平均/合計 | 3.15% | 2.84% | 7.70% | 1.09% |

表Ⅲ－ 7

| [通常実施権] | | | | |
|---------|----------------|-------|-------|-------|
| 区分 | ロイヤルティ率(売上高基準) | | | |
| 業種 | 平均値 | 中央値 | 最高 | 最低 |
| 化学 | 1.73% | 1.50% | 4.50% | 0.50% |
| 金属 | 1.88% | 1.45% | 6.00% | 0.88% |
| 機械 | 1.33% | 1.50% | 3.25% | 0.50% |
| 自動車 | 1.76% | 1.50% | 5.00% | 0.75% |
| 電気電子 | 1.53% | 1.50% | 2.94% | 0.25% |
| 情報通信 | 1.24% | 1.50% | 2.50% | 0.45% |
| その他 | 1.55% | 1.50% | 2.75% | 0.50% |

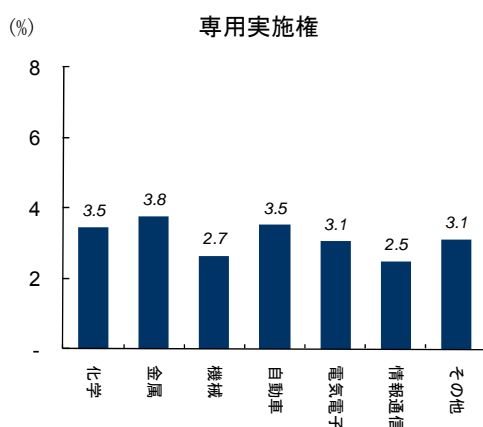
表Ⅲ－ 8

未活用特許の有償移転ガイドラインは、韓国の大企業において未活用となっている特許を中小企業が活用するために策定した指針で、本ガイドラインにおいて、実施料の計算式が規定されており、以下の2方式が提示されている。

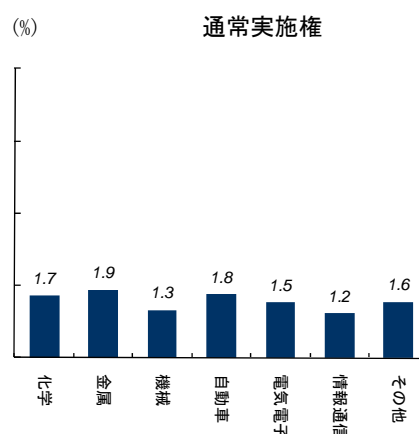
① $f(\text{業界の平均ロイヤルティ料率、使用率、増減率})$

② $f(\text{類似取引のロイヤルティ料率、増減率})$

先の平均ロイヤルティ料率は、算式①のパラメータとして使用されている。



図Ⅲ－ 5



図Ⅲ－ 6

³³ 「未活用特許有償移転ガイドライン」, 韓国産業資源部, 2007年4月, Pages 7 to 8 より引用し日本語で表記。

ロイヤルティ料率の高い順に、金属 3.5%、化学 3.5%、自動車 3.5%となっている。専用実施権で 3%台、通常実施権で 1%台が平均的なロイヤルティ料率となっている。

(2) 各国間の一般ロイヤルティの分析

| 業種 | 日本 | 米国 | ドイツ | 韓国 | 4カ国単純 平均値 |
|---------|------|-------|------|------|--------------|
| ソフトウェア | - | 11.6% | - | 5.9% | 8.8% |
| 医薬・バイオ | 7.1% | 7.7% | 5.9% | - | 6.9% |
| 精密機械 | 6.8% | 5.8% | 4.0% | 4.0% | 5.2% |
| 輸送機械 | 4.3% | 4.8% | 3.4% | 4.0% | 4.1% |
| 化学 | 5.3% | 4.8% | 2.7% | 3.4% | 4.1% |
| 石油・石炭 | 4.0% | - | 4.8% | 3.0% | 3.9% |
| 一般機械 | 4.2% | 5.3% | 3.0% | 2.8% | 3.8% |
| PC・OA機器 | - | 5.3% | - | 2.3% | 3.8% |
| 通信・通信装置 | 3.3% | 5.5% | 3.3% | 3.1% | 3.8% |
| 食品 | 3.7% | 3.9% | 4.0% | 3.3% | 3.7% |
| 半導体 | - | 5.1% | 2.0% | - | 3.6% |
| 金属 | 3.6% | - | 3.0% | 3.5% | 3.4% |
| プラスチック | 3.9% | - | 2.7% | 2.7% | 3.1% |

平均値より±1%の範囲で近似する値

表Ⅲ－9 ロイヤルティ料率一般データの比較（4カ国）³⁴

比較対象とした 13 業種の内、平均値が 5%を超える分野はソフトウェア、医薬・バイオ、精密機械の 3 業種であった。ロイヤルティ料率の平均値が 4%台は 2 業種、3%台は 8 業種となった。

各国のロイヤルティ料率（一般データ）を比較した場合、8 分野（医薬・バイオ、化学、輸送機械、通信・通信装置、金属、食品、石油・石炭、プラスチック）において、2 カ国以上のロイヤルティ料率が、各国の平均値から±1%の範囲にあるといえる。

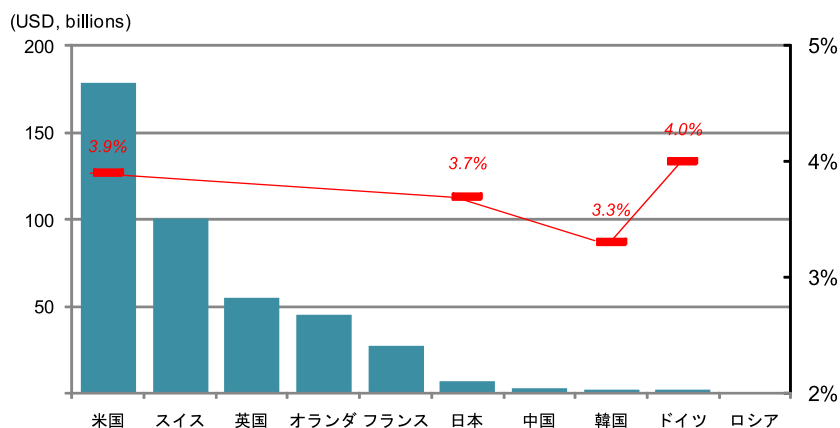
日本のロイヤルティ料率は、比較対象 10 分野の内、9 分野（医薬・バイオ、化学、輸送機械、一般機械、通信・通信装置、金属、食品、石油・石炭、プラスチック）において、各国の平均値から±1%の範囲にあるといえる。

³⁴ 韓国のデータは「Research on Market Approach through Technology Sales Transaction Cases」を使用。ドイツの精密機械は、「医療機器」、米国、ドイツ、韓国の自動車は、輸送機器として比較、日本の化学は、「無機化学」、「有機化学」、「化学繊維」、「他化学」の加重平均値、韓国の金属は、「鉄・非鉄金属」、「金属製品」の加重平均値を使用。

(3) 一般データと無形資産時価総額の比較分析

(i) 無形資産時価総額（手法Aの2005年時点）と平均ロイヤルティ料率の比較

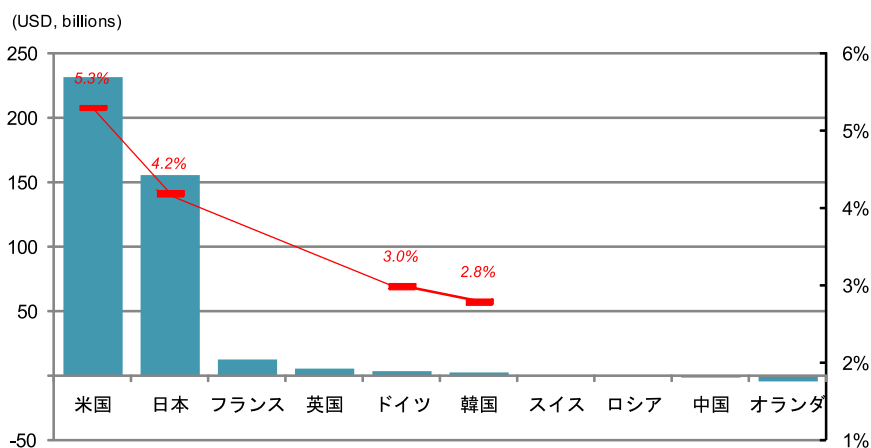
① 食品



図III-7

無形資産価値は、高い順に米国、日本、韓国、ドイツとなっている。ロイヤルティ料率はドイツを除くと米国、日本、韓国という順番になっており、相関傾向がみられる。

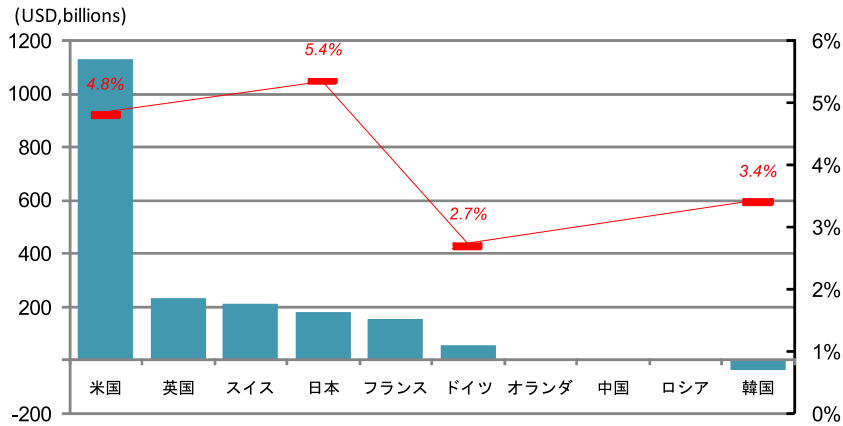
② 一般機械



図III-8

無形資産価値は、高い順に米国、日本、ドイツ、韓国となっている。ロイヤルティ料率についても同様の順番になっており、相関傾向がみられる。

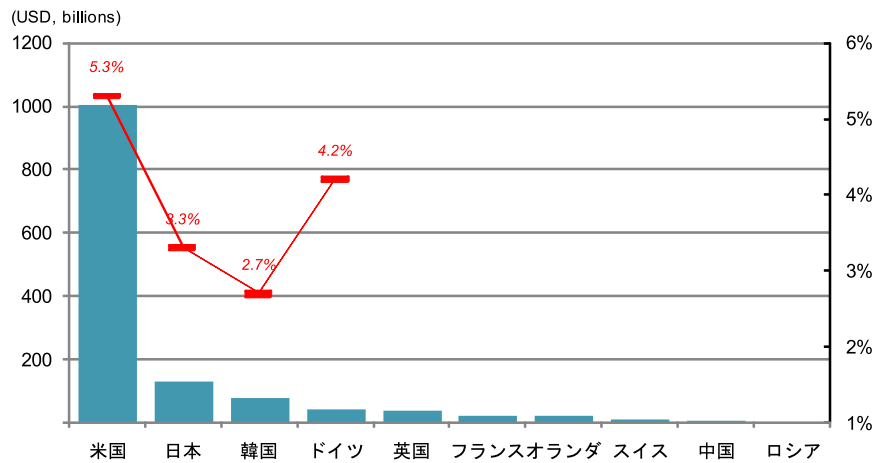
③ 化学



図III-9

無形資産価値は、高い順に米国、日本、ドイツ、韓国となっている。一方、ロイヤルティ料率は日本、米国、韓国、ドイツとなっており、相関関係はみられない。

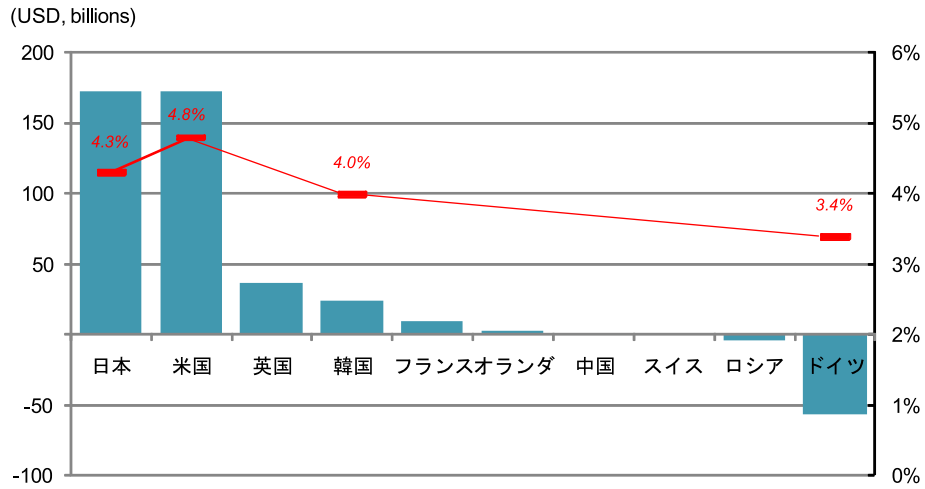
④ 電気 (料率：PC/OA機器、半導体、通信装置の加重平均)



図III-10

無形資産価値は、高い順に米国、日本、韓国、ドイツとなっている。ロイヤルティ料率はドイツを除くと、米国、日本、韓国に高い順となっており、相関傾向がみられる。

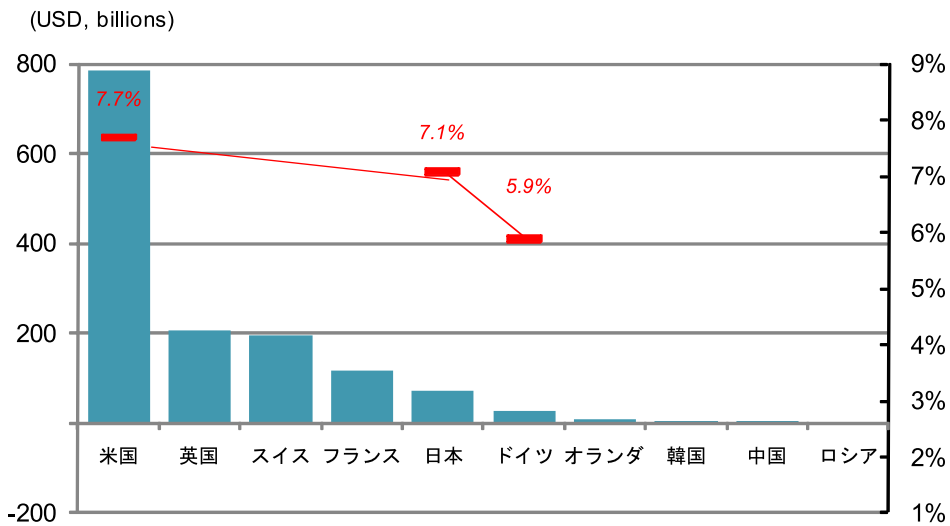
⑤ 輸送機器



図Ⅲ－１ 1

無形資産価値は、高い順に日本、米国（日米は同水準）、韓国、ドイツとなっている。ロイヤルティ料率も米国、日本、韓国、ドイツの順になっており、相関傾向がみられる。

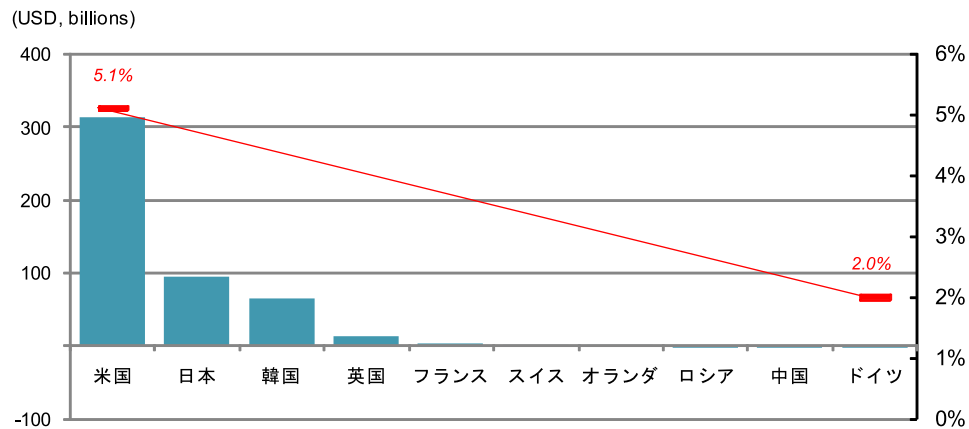
⑥ 医薬



図Ⅲ－１ 2

無形資産価値は、高い順に米国、日本、ドイツとなっている。ロイヤルティ料率についても同様の順位を示していることから、相関傾向がみられる。

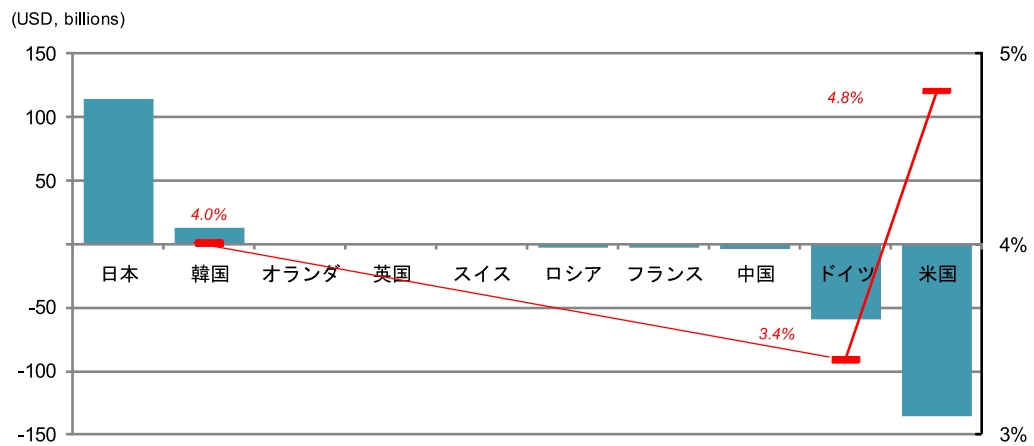
⑦ 半導体・部品



図Ⅲ－１３

2国間の比較になるが、無形資産価値は、米国、ドイツとなっている。ロイヤルティ料率についても同様の順位を示していることから、相関傾向がみられる。

⑧ 自動車（料率：米韓の輸送機器）

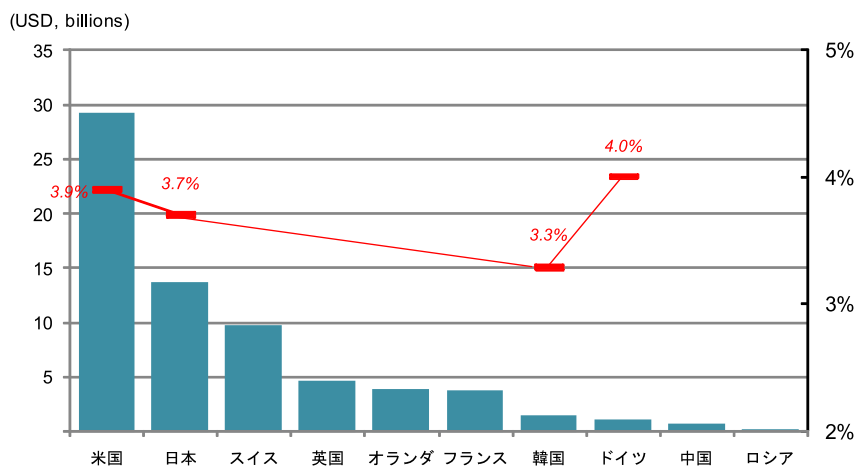


図Ⅲ－１４

無形資産価値は、高い順に韓国、ドイツ、米国となっている。ロイヤルティ料率は、米国、韓国、ドイツとなっており、相関傾向はみられない。

(ii) 無形資産投資額（手法B・2003～2005年累計）と平均ロイヤルティ料率の比較

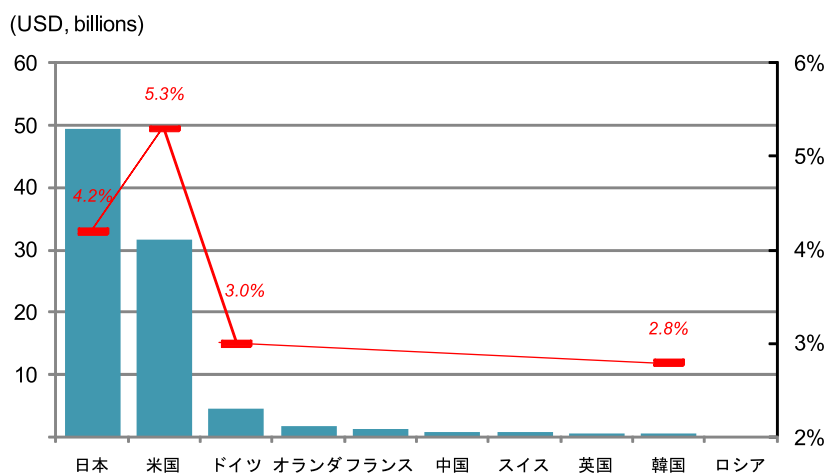
① 食品



図Ⅲ－15

無形資産投資額は、高い順に米国、日本、韓国、ドイツとなっている。ロイヤルティ料率に関してはドイツ以外の3カ国については米国、日本、韓国となっており、相関傾向がみられる。

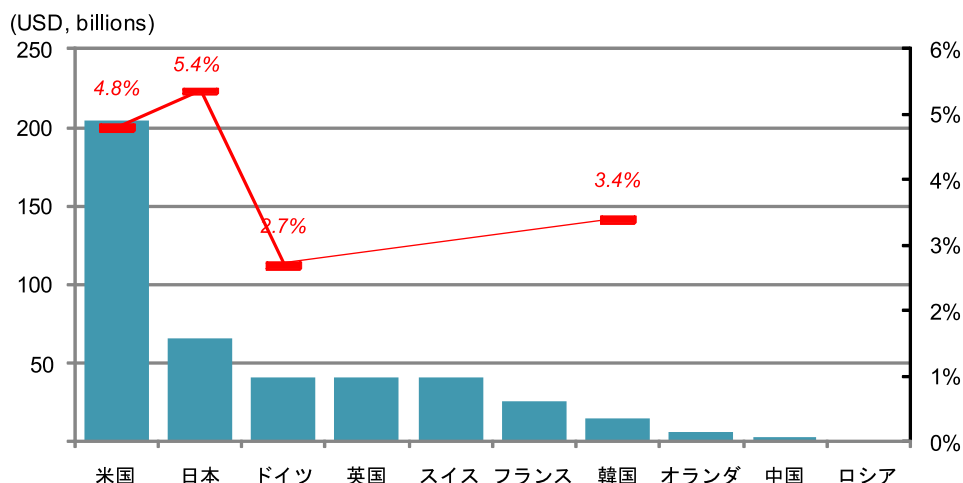
② 一般機械



図Ⅲ－16

無形資産投資額は、高い順に日本、米国、ドイツ、韓国となっている。ロイヤルティ料率に関しては米国を除くと、日本、ドイツ、韓国の順になっており、相関傾向がみられる。

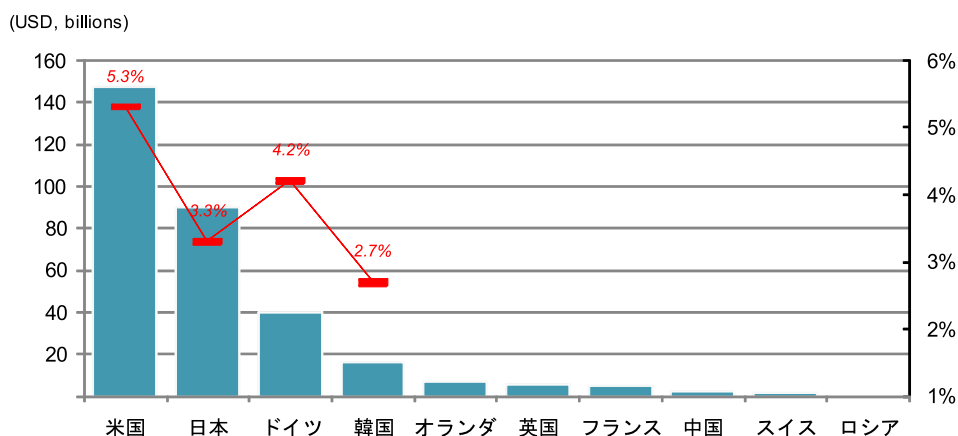
③ 化学



図III-17

無形資産投資額は、高い順に日本、米国、ドイツ、韓国となっている。ロイヤルティ料率に関しては日本、米国、韓国、ドイツの順になっており、相関傾向はみられない。

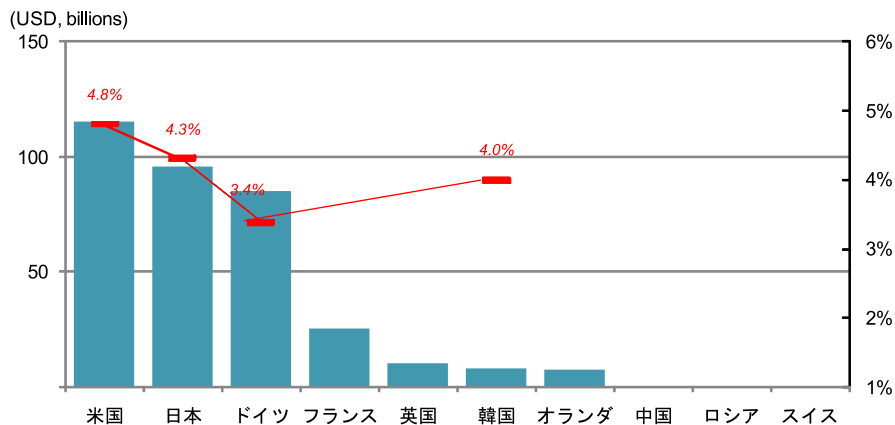
④ 電気 (料率：PC/OA 機器、半導体、通信装置の加重平均)



図III-18

無形資産投資額は、高い順に米国、日本、ドイツ、韓国となっている。ロイヤルティ料率に関してはドイツを除くと、米国、日本、韓国の順になっており、相関傾向がみられる。

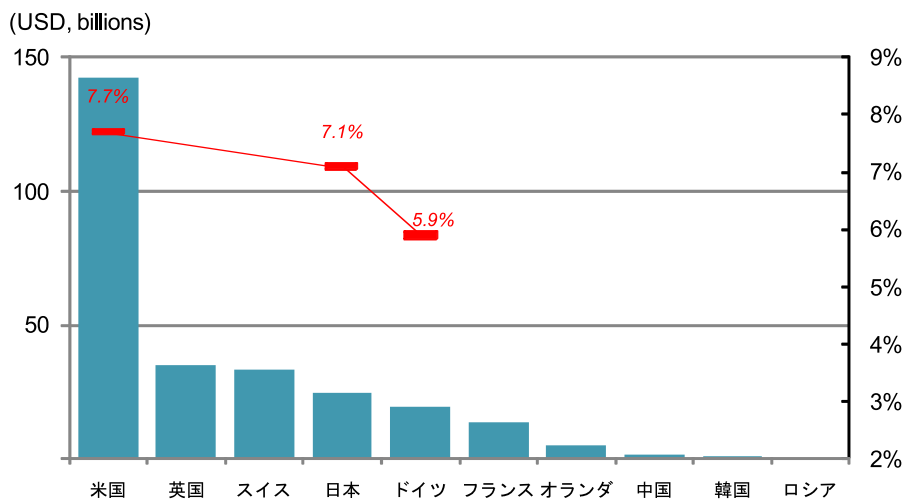
⑤ 輸送機器



図III-19

無形資産投資額は、高い順に米国、日本、ドイツ、韓国となっている。ロイヤルティ料率に関しては韓国を除くと、米国、日本、ドイツの順になっており、相関傾向がみられる。

⑥ 医薬

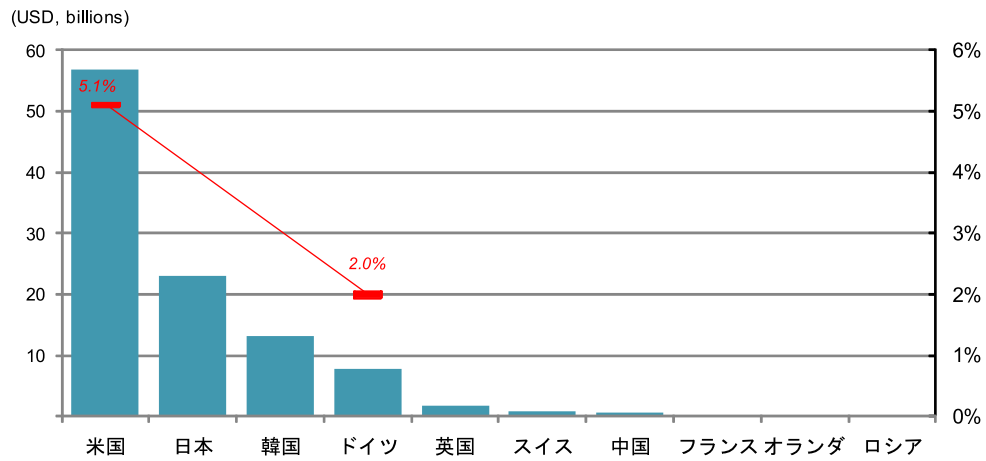


図III-20

無形資産投資額は、高い順に米国、日本、ドイツとなっている。ロイヤルティ料率に関

しても同様の順位となっており、相関傾向がみられる。

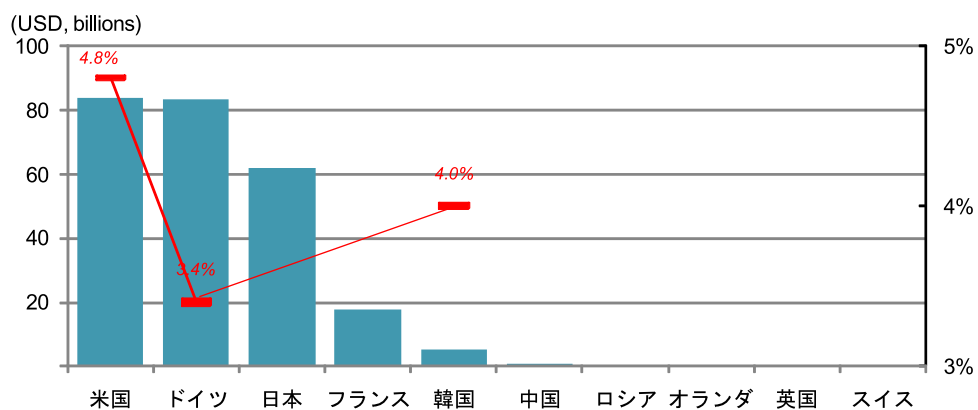
⑦ 半導体・部品



図Ⅲ－２１

二国間比較になるが、無形資産投資額は、米国、ドイツといった順になっており、ロイヤルティ料率についても同様に、米国、ドイツという順になっており、相関傾向がみられる。

⑧ 自動車（料率：米韓の輸送機器）



図Ⅲ－２２

無形資産投資額は、高い順に米国、ドイツ、韓国となっている。ロイヤルティ料率に関しては、米国、韓国、ドイツの順になっており、韓国を除くと相関傾向がみられる。

(iii) 手法 A 及び手法 B と平均ロイヤルティ料率比較のまとめ

無形資産価値（手法 A）とロイヤルティ料率を比較した場合、比較した 8 分野中、次の 6 分野（食品、一般機械、電気、輸送機器、医薬、半導体）で時価総額とロイヤルティ料率の高低に同じ傾向が見られる。

無形資産価値（手法 B）とロイヤルティ料率を比較した場合、比較した 8 分野中、次の 5 分野（食品、一般機械、輸送機器、医薬、半導体）で時価総額とロイヤルティ料率の高低に同じ傾向が見られる。

(4) 国内企業・ロイヤルティ料率アンケート調査と文献調査におけるロイヤルティ料率の比較

| 産業分野 | 国内アンケート結果 | 各国市場料率データ(先行文献) | | | | | 「国内アンケート」-「先行文献」の差分 | |
|---------|-------------|-----------------|-------|------|------|----------|---------------------|--------------|
| | | 日本 | 米国 | ドイツ | 韓国 | 4カ国単純平均値 | 日本 | 4カ国平均 |
| ソフトウェア | 6.3% | - | 11.6% | - | 5.9% | 8.8% | | |
| 医薬・バイオ | 6.0% | 7.1% | 7.7% | 5.9% | - | 6.9% | | |
| 精密機械 | 3.5% | 6.8% | 5.8% | 4.0% | 4.0% | 5.2% | | |
| 輸送機械 | 3.4% | 4.3% | 4.8% | 4.8% | 4.0% | 4.5% | -0.9% | -1.1% |
| 化学 | 5.3% | 5.3% | 4.8% | 2.7% | 3.4% | 4.1% | 0.0% | 1.3% |
| 石油・石炭 | 3.7% | 4.0% | - | 3.0% | 3.0% | 3.3% | -0.3% | 0.4% |
| 一般機械 | 3.4% | 4.2% | 5.3% | 3.0% | 2.8% | 3.8% | -0.8% | -0.4% |
| PC・OA機器 | - | - | 5.3% | 3.3% | 2.3% | 3.6% | | |
| 通信・通信装置 | 2.9% | 3.3% | 5.5% | - | 3.1% | 4.0% | -0.4% | -1.1% |
| 食品 | 5.5% | 3.7% | 3.9% | 2.0% | 3.3% | 3.2% | 1.8% | 2.3% |
| 半導体 | - | - | 5.1% | 3.4% | - | 4.3% | | |
| 金属 | 3.3% | 3.6% | - | 4.0% | 3.5% | 3.7% | -0.3% | 0.2% |
| プラスチック | 3.4% | 3.9% | - | 2.7% | 2.7% | 3.1% | -0.5% | 0.3% |

表Ⅲ－10³⁵

ロイヤルティ料率の文献調査との比較では、国内アンケート結果との比較において、食品以外はほぼ±1%以内に収まる結果となった。国内アンケート結果は、各国ロイヤルティ調査とほぼ同率の水準にあり、有用なデータ結果になっていると考えられる。

4. 司法決定によるロイヤルティ料率

知的財産権（特許権・商標権等）の侵害を根拠とする損害賠償請求訴訟において、司法によって決定された内容は判例によって公開されており、ロイヤルティ料率の有用な情報源となっている。本調査項目では、知的財産権（特許権・商標権等）の損害賠償請求訴訟

³⁵ 国内アンケート結果において、食品は、「食品」および「たばこ・飲料」の合計、鉄・非鉄は、「鉄鋼」、「非鉄金属」の合計、「一般機械」は、「はん用機械」、「生産用機械」、「業務用機械」の合計、「電気」は、「電子部品」、「電子デバイス・電子回路」、「情報・通信機械」の合計を使用。

の国内外判例を分析し、権利者の主張・裁判の判断の両観点から、これら司法決定されたロイヤルティ料率および料率決定に至る条文・根拠を調査した。

(1) 日米長期データ³⁶

①日本・司法決定(1997～2008年累計)

| 産業 | 平均値 | 中央値 | 最高値 | 件数 |
|-----------|------|------|-------|----|
| 化学 | 3.1% | 3.0% | 5.0% | 7 |
| 金属製品 | 4.7% | 5.0% | 10.0% | 5 |
| 機械 | 4.4% | 5.0% | 10.0% | 25 |
| 輸送機械 | 5.0% | 5.0% | 5.0% | 1 |
| 電気 | 3.5% | 3.0% | 8.0% | 13 |
| 食品 | 3.3% | 3.0% | 5.0% | 3 |
| ゴム・プラスチック | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 3 |
| パルプ・紙 | 1.4% | 1.4% | 2.0% | 2 |
| 木製品 | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 1 |
| 建設技術 | 2.8% | 3.0% | 3.0% | 4 |
| その他 | 5.8% | 4.5% | 12.0% | 10 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他 | 5.8% | 4.5% | 12.0% | 10 |
| 合計 | 4.1% | 3.0% | 12.0% | 76 |

②米国・司法決定(1990～2006年累計)

| 産業 | 平均値 | 中央値 | 最高値 | 件数 |
|-----------|-------|-------|-------|-----|
| 化学 | 8.4% | 6.5% | 28.0% | 7 |
| 金属製品 | 11.0% | 10.0% | 21.0% | 3 |
| 機械 | 13.4% | 10.6% | 35.0% | 8 |
| 輸送機器 | 12.3% | 10.0% | 28.0% | 8 |
| 電気 | 11.1% | - | 42.0% | 41 |
| - | - | - | - | - |
| ゴム・プラスチック | 11.7% | 11.8% | 15.0% | 6 |
| パルプ・紙 | 3.8% | 3.5% | 6.0% | 3 |
| 木製品 | 15.5% | 18.0% | 20.0% | 3 |
| 建設技術 | 8.6% | 12.5% | 12.5% | 3 |
| - | - | - | - | - |
| 医療機器 | 14.6% | 11.0% | 34.9% | 20 |
| 出版 | 11.3% | 11.3% | 12.6% | 2 |
| 衣料 | 10.0% | 10.0% | 10.0% | 2 |
| 印刷 | 6.8% | 6.8% | 7.5% | 2 |
| その他 | 10.2% | 9.0% | 24.0% | 14 |
| 合計 | 11.5% | 9.0% | 24.0% | 122 |

日米差異(②-①)

| 平均値 | 最高値 |
|-------|-------|
| 5.2% | 23.0% |
| 6.3% | 11.0% |
| 8.9% | 25.0% |
| 7.3% | 23.0% |
| 7.7% | 34.0% |
| - | - |
| 8.7% | 12.0% |
| 2.5% | 4.0% |
| 12.5% | 17.0% |
| 5.8% | 9.5% |
| | |
| 14.6% | 34.9% |
| 11.3% | 12.6% |
| 10.0% | 10.0% |
| 6.8% | 7.5% |
| | |
| 7.4% | 12.0% |

(参考)
電気機器 12.5 10.0 17.5 3
コンピュータ・電子 11.0 6.5 42.0 38

表Ⅲ-1

先行文献の活用により、日本司法決定料率（1997～2008年の合計76例）と米国司法決定料率（1990～2006年の合計122件）を比較した結果、全ての主要産業分類において司法決定平均料率は米国が大きく上回り、両国平均の差は7%以上となっている。

³⁶ 平成19年度特許庁産業財産制度問題調査研究「日米韓における特許権の行使に関する諸問題についての調査研究報告書」184-201項(財団法人知的財産研究所、2008年)を基に集計。Russel Parr, Royalty Rates for Licensing Intellectual Property, John Wiley & Sons, Inc, 2007, ISBN:978-0470-06928-8, page 167より引用し日本語に表記。

(2) 司法決定ロイヤルティ料率調査結果

各国の司法決定ロイヤルティ料率を調査した結果、以下の調査結果が得られた。各国の司法決定ロイヤルティ料率およびその決定根拠をまとめた調査結果の詳細は、資料編資料Ⅲに記載している。

(i) 日本

① 産業別司法決定ロイヤルティ料率 (2004～2008年)

| 産業 | 司法データ | | | | 市場データ | 司法-市場 |
|-----------|-------|-------|------|----|-------|-------|
| | 平均値 | 最大値 | 最小値 | 件数 | 平均値 | 差異 |
| 化学 | 6.1% | 20.0% | 0.3% | 5 | 5.4% | 0.7% |
| 金属 | 5.1% | 10.0% | 0.7% | 6 | 3.6% | 1.5% |
| 機械 | 3.9% | 10.0% | 1.0% | 12 | 4.2% | -0.3% |
| 輸送機械 | 5.0% | 5.0% | 5.0% | 1 | 4.3% | 0.7% |
| 電気 | 3.0% | 7.0% | 1.0% | 6 | 4.4% | -1.4% |
| 食品 | 3.5% | 5.0% | 2.0% | 2 | 3.9% | -0.4% |
| ゴム・プラスチック | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 1 | 4.6% | -1.6% |
| パルプ・紙 | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 2 | 5.3% | -4.6% |
| 木製品 | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 1 | 5.9% | -2.9% |
| 建設技術 | 2.8% | 3.0% | 2.0% | 4 | 3.5% | -0.8% |
| その他 | 7.3% | 12.0% | 3.0% | 4 | 8.6% | -1.4% |
| 非開示等 | | | | 2 | | |
| 合計 | 4.2% | 20.0% | 0.3% | 46 | 平均差異 | -0.9% |

表Ⅲ－12

② ロイヤルティ料率決定の根拠・考慮事項 (2004～2008年)

| 訴訟 | 判例数 | 司法決定料率の根拠(重複含む) | | | | | 合計 |
|----------|-----|-----------------|--------------|------------------|--------|-----|-----|
| | | 発明協会編「実施料率」 | 技術の優位性(非有用性) | 過去の実施許諾例における実施料率 | 一般的な相場 | 利益率 | |
| 損害賠償請求 | 33件 | 11件 | 12件 | 7件 | 6件 | 2件 | 38件 |
| 職務発明対価請求 | 13件 | 2件 | 2件 | 6件 | — | 3件 | 13件 |
| 合計 | 46件 | 13件 | 14件 | 13件 | 6件 | 5件 | 51件 |

表Ⅲ－13

③ 考察

2004年以降、司法決定されたロイヤルティ料率を伴う46判例（損害賠償33件、職務発明13件）の内、機械・電気・金属分野の決定事例が多く、全体の約半数を占める。

産業別平均値は0.7%～7.3%の範囲にあり、全体では最低値は0.3%、最高値は20%（青色発光ダイオードに関する職務発明対価訴訟案件）³⁷となっている。

司法決定料率を、産業別市場料率を比較した場合、機械・輸送機械・電気・食品・建築等で±1.5%前後の差異範囲にあり、全体の平均差異は-0.9%とやや司法判例料率が市場データより低い結果となっている。司法判断によるロイヤルティ料率の決定根拠については、全体46判例中重複根拠を含めた場合、「技術的な優位性」が14件と最も多く、「ロイヤルティ料率」を参照しているケースが13件、「過去の実施許諾例における料率」が13件、「一般的な相場」を考慮して決定されるケースが6件と続く。何らかのロイヤルティ料率の事例を参照しているケース（「ロイヤルティ料率」、「過去の実施許諾例における料率」、「一般的な相場」の合計）は、全体で32件と全体の半数以上となった。なお、職務発明訴訟では、「相当の利益」の基準を決定するために、「過去の実施許諾例におけるロイヤルティ料率」を考慮して決定されるケースが多いことが特徴となっている。

(ii) 米国

① 産業別司法決定ロイヤルティ料率（2004～2008年）

| 産業 | 司法決定料率 | | | | 市場データ | 司法-市場 |
|-----------|--------|-------|-------|----|-------|-------|
| | 平均値 | 最低値 | 最高値 | 件数 | 平均値 | 差異 |
| 化学 | 6.3% | 6.0% | 6.5% | 2 | 4.8% | 1.5% |
| 医薬・バイオ | 6.9% | 3.0% | 14.0% | 4 | 7.7% | -0.8% |
| 電気・電子 | 13.1% | 0.75% | 29.2% | 5 | 5.2% | 7.9% |
| 食品 | 11.0% | 11.0% | 11.0% | 2 | 3.9% | 7.1% |
| 繊維 | 6.9% | 5.0% | 8.0% | 3 | - | - |
| ゴム・プラスチック | 6.0% | 6.0% | 6.0% | 1 | - | - |
| 娯楽 | 9.8% | 4.0% | 15.5% | 2 | - | - |
| 出版 | 10.0% | 10.0% | 10.0% | 1 | - | - |
| ソフトウェア | 21.3% | 12.5% | 30.0% | 2 | 11.6% | 9.7% |
| 合計 | 10.3% | 0.75% | 30.0% | 22 | 平均値 | 5.1% |

表Ⅲ－14

³⁷東京地方裁判所平成13年(ワ)第17772号。東京高等裁判所平成16年(ネ)第962号及び同第2177号による和解勧告では、「実施料としては、平成8年までを10%とし、平成9年以降については技術の進歩が著しい分野であることを考慮して7%と算定」としている。

② ロイヤルティ料率決定の根拠・考慮事項（2004～2008年）

| 訴訟タイプ | 件数 | 根拠 | | | |
|--------|-----|-----------|---------------|------|-----|
| | | 既存ライセンス契約 | ジョージアパシフィック基準 | 類似契約 | 利益率 |
| 知的財産侵害 | 17件 | 5件 | 8件 | 4件 | - |
| 契約不履行 | 2件 | 2件 | - | - | - |
| 税額控除不服 | 2件 | - | - | - | 2件 |
| 所有権確認 | 1件 | 1件 | - | - | - |
| 合計 | 22件 | 8件 | 8件 | 4件 | 2件 |

表Ⅲ－15

③ 考察

2004～2008年にロイヤルティ料率が直接の争点となった米国司法判例22件の内、電気・電子分野が最も多く、医薬・バイオが続いている。

司法決定料率の産業別平均値は、6.0～21.3%の範囲にあり、全体の最低値は0.75%（半導体メモリ）、最高値は30%（PC用ソフトウェア）となっている。

司法決定料率を、産業別市場料率を比較した場合、化学及び医薬・バイオではほぼ同程度となったが、全体の平均差異は司法決定料率が市場料率に比べて5.1%高い結果となった。

ロイヤルティ料率が直接の争点になっている判例を訴訟タイプ別に分類すると全体22件の内、知的財産侵害訴訟が17件となっている。

適正ロイヤルティ料率を決定する根拠として

ジョージア・パシフィックの15要素・・・8件

当事者間の既存契約・・・8件

類似契約のみを参考・・・4件

当事者間の利益率・・・2件

となっており、当事者間で既存契約や類似契約が無い場合にはほとんどのケースで以下にあるジョージア・パシフィック判例に基づき根拠の妥当性を検討している。

④ 米国司法判断における適正ロイヤルティの基礎的解釈（ジョージア・パシフィック判例）³⁸

米国特許法では、適正ロイヤルティ料率は、特許権者と権利侵害者との仮想的交渉によ

³⁸ NERA エコノミックコンサルティング、『知財紛争の経済分析－米国先進事例に学ぶ損害賠償額の算定原則』（中央経済社、第1版、2008年）を参照して編集。

って決定されるとの法的慣例に従う。仮想的交渉とは、自発的なライセンサと自発的なライセンシとの間で何らかのロイヤルティ契約に達したであろう交渉を再現する考え方である。本交渉は、当事者が有効な特許の侵害が起きたとみなす最初の権利侵害の直前に行われたと仮定する。米国連邦控訴裁判所は、下級裁判所に適正ロイヤルティの算出に際してジョージア・パシフィック判例³⁹に提示された15要素を考慮し、仮想的交渉を構成するよう求めている。15要素は、ロイヤルティ料率の交渉幅の上限と下限の設定に検討すべき項目として、あるいは最終的に合意による交渉幅の中間点からの位置を判定するための分析ツールとされている。下記1及び2項は、それぞれ既存ライセンス契約及び類似ライセンス契約を意味し、司法決定料率の基準となるものである。これらの基準に対して、下記3項～11項の要素を加味して料率が決定される。

| | | | |
|----|------------------------|-----|----------------------------------|
| 1. | 訴訟対象の特許権者が受け取ったロイヤルティ | 9. | 旧式品と比べた特許の優位性 |
| 2. | 比較可能である特許に支払われた料率 | 10. | 特許発明で使用者が得た利益 |
| 3. | ライセンスの性質と範囲 | 11. | 権利侵害者による特許の使用状況 |
| 4. | ライセンサーの確立されたライセンス方針 | 12. | 商慣習上の利益の割合 |
| 5. | ライセンサーとライセンシーの商業上の関係 | 13. | 特許を取得した発明に帰すべき利益部分 |
| 6. | 特許製品以外のライセンシー製品の販売への影響 | 14. | 専門家による意見 |
| 7. | 特許期間とライセンスの期間 | 15. | 自発的なライセンサーと自発的なライセンシーが合意したであろう金額 |
| 8. | 特許を組み込んだ製品の収益性 | | |

表Ⅲ－16⁴⁰

(iii) 英国

① 司法決定ロイヤルティ料率

| 産業 | 実施料率 | 実施料根拠 |
|----|--------|-----------------|
| 建築 | 8.0% | ライセンシーの粗利益の約1/2 |
| 機械 | 5-6%未満 | 一般的な実施料水準 |

表Ⅲ－17

³⁹ Geogea-Pacific Corp. v. United States Plywood Corp., 318 F. Supp. 1116 (S.D.N.Y. 1970).

⁴⁰ Geogea-Pacific Corp. v. United States Plywood Corp., 318 F. Supp. 1116 (S.D.N.Y. 1970). 58項表2より引用

② 判例に明示されたロイヤルティ料率（棄却を含む料率を開示した判例）

| 産業 | 平均値 | 中央値 | 最低値 | 最高値 | 件数 |
|--------|------|------|------|-------|----|
| 化学 | 5.1% | 5.1% | 5.0% | 5.3% | 2 |
| 医薬・バイオ | 5.4% | 6.0% | 2.0% | 10.0% | 6 |
| 機械 | 5.3% | 5.3% | 5.0% | 5.5% | 2 |
| 食品 | 3.3% | 3.3% | 2.0% | 4.7% | 2 |
| 電気 | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1 |
| 建築 | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 1 |
| 合計 | 5.0% | 5.0% | 2.0% | 10.0% | 14 |

表Ⅲ－１８

③ ロイヤルティ料率が明示された判例と根拠

| 訴訟タイプ | 件数 | 根拠 | | | |
|--------|-----|-----------|--------|------|-----|
| | | 既存ライセンス契約 | 一般的な水準 | 類似契約 | 利益率 |
| 知的財産侵害 | 6件 | 1件 | 2件 | 2件 | 1件 |
| 契約不履行 | 4件 | 3件 | - | 1件 | - |
| 所有権確認 | 4件 | 1件 | 3件 | - | - |
| 合計 | 14件 | 5件 | 5件 | 3件 | 1件 |

表Ⅲ－１９

④ 考察

1998～2008年の期間で検索されたたロイヤルティ料率が判例に明示されるケース（司法決定ではないものの、料率を開示された棄却ケースを含む）は14件あり、その内、ロイヤルティ料率が司法決定されるケースは2件であった。

産業別平均値は、2.0～10.0%の範囲にあり、全体の最低値は1.75%（CD製造技術）、最高値は10%（医薬ワクチン）となっている。

ロイヤルティ料率が判例に明示される判例を訴訟タイプ別に分類すると全体14件の内、知的財産侵害訴訟6件、契約不履行4件、所有権確認4件となっている。

この内、ロイヤルティ料率の根拠は、以下の事由に分類される。

当事者間の既存契約・・・5件

一般的な実施料水準・・・5件

類似契約を参考・・・3件

利益水準を参考・・・1件

(iv) ドイツ

① 司法決定ロイヤルティ料率

| 産業 | 実施料率 | 実施料根拠 | 市場データ | 司法-市場 |
|------|-------|------------------------|-------|-------|
| 精密機械 | 10.0% | 既存の契約 | 2.8% | 7.3% |
| 建設 | 4.0% | 文献(Lizenzsatze) | 2.2% | 1.8% |
| 一般機械 | 3.0% | 文献(Lizenzsatze)及び一般レート | 2.4% | 0.6% |
| 自動車 | 3.0% | 製品の利益率 | 1.8% | 1.2% |
| 建設 | 3.0% | 既存の契約 | 2.2% | 0.8% |
| 食品 | 7.9% | 逸失利益の利益率 | 2.2% | 5.7% |
| 化学 | 5.0% | 類似契約 | 1.7% | 3.3% |
| 自動車 | 5.0% | 既存の契約 | 1.8% | 3.2% |
| | | | 差異平均 | 3.0% |

表Ⅲ－２０

② 判例に明示されたロイヤルティ料率（棄却を含む料率を開示した判例）

| 産業 | 平均値 | 中央値 | 最低値 | 最高値 | 件数 | 市場データ | 司法-市場 |
|------|------|------|------|-------|----|-------|-------|
| 化学 | 3.8% | 3.8% | 2.5% | 5.0% | 2 | 1.7% | 2.1% |
| 精密機械 | 5.5% | 5.5% | 1.0% | 10.0% | 2 | 2.8% | 2.8% |
| 一般機械 | 5.3% | 5.3% | 0.2% | 3.0% | 2 | 2.4% | 2.9% |
| 自動車 | 3.8% | 3.5% | 3.0% | 5.0% | 3 | 1.8% | 2.0% |
| 食品 | 7.9% | 7.9% | 7.9% | 7.9% | 1 | 2.2% | 5.7% |
| 建設 | 3.5% | 3.5% | 3.0% | 4.0% | 2 | 2.2% | 1.3% |
| 通信 | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 1 | 2.2% | -1.6% |
| 合計 | 3.8% | 4.3% | 0.2% | 10.0% | 13 | 差異平均 | 2.2% |

表Ⅲ－２１

③ ロイヤルティ料率が明示された判例と根拠

| 訴訟タイプ | 件数 | 根拠 | | | | |
|--------|-----|-----------|--------|----|------|-----|
| | | 既存ライセンス契約 | 一般的な水準 | 文献 | 類似契約 | 利益率 |
| 知的財産侵害 | 4件 | - | - | 1件 | 1件 | 2件 |
| 契約不履行 | 2件 | 2件 | - | - | - | - |
| 職務発明 | 7件 | 4件 | 1件 | 1件 | 1件 | - |
| 合計 | 13件 | 6件 | 1件 | 2件 | 2件 | 2件 |

表Ⅲ－２２

④ 考察

1997～2009年の期間で検索されたロイヤルティ料率が判例に明示されるケース（司法決定ではないものの、料率を開示された棄却ケースを含む）は13件あり、その内、ロイヤルティ料率が司法決定されるケースは8件であった。

産業別平均値は、0.6～10.0%の範囲にあり、全体の最低値は0.6%（通信伝送技術）、最高値は10%（精密機器）となっている。13件の事例に関して、司法決定料率を、産業別職務発明料率と比較した場合、平均2.2%の差異範囲となっている。

ロイヤルティ料率が判例に明示される判例を訴訟タイプ別に分類すると全体13件の内、知的財産侵害訴訟4件、契約不履行2件、職務発明7件となっている。

この内、ロイヤルティ料率の根拠として、以下の事由に分類される。

- 当事者間の既存契約・・・6件
- 一般的な実施料水準・・・1件
- 文献（職務発明仲裁委員会の資料）・・・2件
- 類似契約を参考・・・2件
- 利益水準を参考・・・2件

(v) 韓国

① 司法決定ロイヤルティ料率

| 産業 | 実施料率 | 実施料根拠 | 市場データ | 司法-市場 |
|----------|------|--------------------|-------|-------|
| 医療機器 | 6.0% | 海外の医療機器実施料率(6-10%) | 4.0% | 2.0% |
| 鉄鋼(圧延方法) | 1.5% | 一般的な実施料水準 | 3.6% | -2.1% |
| 医薬 | 5.0% | 既存の契約 | - | - |

表Ⅲ-23

② 判例に明示されたロイヤルティ料率（上記を除く棄却を含む料率を開示した判例）

| 産業 | 実施料率 | 実施料根拠 | 市場データ | 司法-市場 |
|----------|------|-------|-------|-------|
| 機械 | 2.0% | 既存の契約 | 2.8% | -0.8% |
| 化学 | 5.0% | 既存の契約 | 3.4% | 1.6% |
| ゴム製品(部品) | 1.0% | 既存の契約 | 2.7% | -1.7% |

表Ⅲ-24

③ ロイヤルティ料率が明示された判例と根拠

| 訴訟タイプ | 件数 | 根拠 | |
|--------|----|-----------|--------|
| | | 既存ライセンス契約 | 一般的な水準 |
| 知的財産侵害 | 1件 | - | 1件 |
| 契約不履行 | 2件 | 2件 | - |
| 職務発明 | 3件 | 2件 | 1件 |
| 合計 | 6件 | 4件 | 2件 |

表Ⅲ－２５

④ 考察

1991～2007年の期間で検索されたたロイヤルティ料率が判例に明示されるケース（司法決定ではないものの、料率を開示された棄却ケースを含む）は6件あり、その内、ロイヤルティ料率が司法決定されるケースは3件であった。司法決定料率の3件の内、2件のロイヤルティ料率は海外のロイヤルティ料率及び一般的なロイヤルティ料率とするもの、もう1件は、医薬分野で既存の契約とするものであった。

産業別平均値は、1.0～6.0%の範囲にあり、全体の最低値は1.0%（ゴム製品の一部部品）、最高値は6%（医療機器）となっている。6件の事例に関して、司法決定料率を、産業別市場料率と比較した場合、ほぼ±2.0%前後の差異範囲となっている。

ロイヤルティ料率が判例に明示される判例を訴訟タイプ別に分類すると全体6件の内、知的財産侵害訴訟1件、契約不履行2件、職務発明3件となっている。

この内、ロイヤルティ料率の根拠として、以下の事由に分類される。

当事者間の既存契約・・・4件

一般的な実施料水準・・・2件

(vi) まとめ

司法決定料率の調査結果に対しては、委員より以下の意見が提示された。

■日本の場合、司法決定料率が市場料率に比して低い、もしくは同程度である一方、米国は司法決定料率が市場料率よりかなり高いとの結果は、日本のプロパテント政策上、問題視すべき結果ではないだろうか。すなわち、相対で決定される市場料率が友好的な交渉に基づくとするならば、知的侵害訴訟をした場合の司法決定料率が市場料率よりも低いこと

自体問題であると思われる。

■米国の司法決定料率は市場決定料率よりも高い状況にあり、特に電気やソフトウェア産業にこの傾向が強い。司法決定料率が高いことに加えて、米国の場合には、Entire Market Value の考え方、つまり司法決定料率の算定対象となるのは製品の一部ではなく、製品全体を算出対象とするために、司法決定料率のレベルは同じであっても、知的財産侵害訴訟による損害賠償はかなりの高額になる場合もあると思われる。

(3) 司法判例におけるロイヤルティ料率適用の考え方

本項目では、日本・米国・英国・ドイツ・韓国における特許権を中心とした知的財産の損害賠償における実施料相当額算定やその算定に係るロイヤルティ料率の適用方法について調査を行った。なお、知的財産訴訟における司法判例の中で、ロイヤルティ料率が関連する司法判断としては、損害賠償の他に職務発明補償訴訟もあるが、職務発明補償に関する法体系が整備されている国は、上記5カ国の中では日本とドイツのみであることから、以下では知的財産侵害訴訟における損害賠償算定に伴う実施料相当額を中心に国別に解説を行うものとする。

(i) 日本⁴¹

特許権侵害に基づく損害賠償請求は、民法第709条の不法行為の規定によって認められている。同条の不法行為に基づいて、損害賠償を請求する場合には、故意・過失、権利侵害、損害の発生、侵害と損害との因果関係、損害額を立証しなければならないが、特許権侵害における権利者の立証負担を軽減するために、特許法には、損害賠償額の推定（特許法第102条2）、過失の推定（同法第103条3）等の特則が設けられている。

特許法第102条第1項は、平成10年特許法改正により新設された規定であり、特許権の侵害により生じた損害（逸失利益）の額の算定方法を定めたものである。本項は、「侵害品の譲渡数量に権利者の製品の単位数量当たりの利益額を乗じた額」を、実施能力に応じた額の限度において、権利者の損害（逸失利益）の額としている。ただし、侵害品の譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を権利者が販売することができない事情が存在するときは、その事情に応じた額を控除する旨が規定されている。

特許法第102条第2項では、侵害者が侵害の行為により受けた利益の額を、損害の額と

⁴¹ 平成19年度特許庁産業財産制度問題調査研究「日米韓における特許権の行使に関する諸問題についての調査研究報告書」3-5、12、18項(財団法人知的財産研究所、2008年)を参照して編集。

推定する旨を定めている。また、特許法第 102 条 第 3 項では、実施料相当額を損害賠償額として請求できる旨を規定している。平成 10 年特許法改正以前は、「その特許発明の実施に対し『通常』受けるべき金銭の額に相当する額の金銭の賠償を請求することができる」との規定であったが、平成 10 年特許法改正により「通常」という文言が削除された。特許法第 102 条 第 4 項では、同条第 3 項に規定する実施料相当額が、損害賠償額の最小限を示すものであって、特許権者等がそれ以上の損害の額を立証して賠償を請求することを妨げるものではないことを規定している。また、本項後段は、侵害者に故意又は重大な過失がなかった（軽過失）ときは、軽過失であるという事実を損害賠償の額を定めるについて参酌することができる旨を規定している。

同条第 3 項が規定する相当な実施料は、最近の裁判所の傾向としては、過去の実施許諾例におけるロイヤルティ料率、過去の実施許諾例がない場合には、同分野の一般的な相場、発明の内容のほか、弁論の全趣旨等、を参酌して算定される場合が多い。今回調査を実施した日本の判例においては、同分野の一般的な相場として、「発明協会」の「ロイヤルティ料率」を適用するケースが多くあったが、一方で、発明協会のロイヤルティ料率では大まかな産業分類における平均値であることから個別の製品にそのまま適用することは難しいとの判例もあった。

学説や判例の多くは、特許発明が製品全体の一部のみに係る場合には、特許発明に係る一部の、製品全体に対する寄与度を考慮して損害賠償額を算定すべきとしており、寄与度を考慮して損害賠償額を算定した判例も多く存在する。後述のように製品全体に対するロイヤルティ相当額を基本的な考え方とする米国の運用状況とは異なる点である。しかしながら一方では、特許発明が製品全体の一部のみに係る場合も、その特許発明の製品全体に対する寄与度を考慮せず、損害賠償額を算定した判例も幾つか存在する。

なお、民法第 709 条の規定により、損害賠償の請求をするに当たっては、相手方の故意又は過失を立証しなければならないが、特許法第 103 条は、特許発明の内容が、特許公報、特許登録原簿等によって公示されていることなどを理由に、侵害者は過失によってその行為をしたものと推定する規定である。したがって、侵害者は、損害賠償の責任を免れるためには過失がなかったことを立証しなければならないが、また特許法第 102 条第 4 項の規定の適用を受けるためには、軽過失であることを立証しなければならない。なお、故意侵害の場合に、米国のような 3 倍賠償のような規定や運用はない。

(ii) 米国⁴²

米国特許法では、特許発明を権限なく生産等した者は、特許を侵害したものとされ（米国特許法第 271 条）、特許権者は、自己の特許権の侵害に対して、差止請求、損害賠償請求等の民事訴訟等の救済を求めることができる（同法第 281 条）とされている。同法第 284 条にて、特許権侵害は、不法行為とみなされているが、同条によれば、故意、過失の有無にかかわらず、裁判所は、特許権侵害を補償するに十分な損害賠償を認定しなければならない。損害賠償は、「侵害を補償するのに十分な損害賠償」（逸失利益）であり、「侵害者が行った発明の使用に対する合理的ロイヤルティ」（適正ロイヤルティ）を下回らないものとされている。このうち、逸失利益は、もし侵害行為がなければ権利者が得られたであろう利益であり (but for test)、その算定基準については、Panduit 事件において以下の基準が示され、これが Panduit テストとして、連邦地方裁判所 (District Court) 及び連邦巡回控訴裁判所 (CAFC: Court of Appeals for the Federal Circuit) において広く適用されている。

- ・ 特許製品に対する需要
- ・ 受け入れ可能な非侵害代替品の不存在
- ・ 特許権者の製品製造能力及び販売能力
- ・ 特許権者が得たであろう利益の額

また、同法第 284 条では、「侵害者が行った発明の使用に対する合理的ロイヤルティ」（適正ロイヤルティ）は、最低限補償される損害賠償の額であるとしている。

特許発明が製品全体の一部のみに係る場合であっても、米国では、全市場価値 (entire market value) である製品全体の販売価格などを基準として、損害賠償額を算定する理論が確立している。特許発明に係る部分とそれ以外の部分との間に「金銭上及び販売上の依存関係」に加えて「一緒になって単一の機能単位を提供する」ことが必要であると判示されている。これに対して、損害賠償額を、特許発明に係る製品の一部の価値に基づいて割り当てて (apportionment) 算定する理論も存在するが、実際には、全市場価値に基づく算定理論が適用される場合が多いとされている。

なお、同条では、損害賠償額の算定において、裁判所は 3 倍まで増額できる旨を規定しており、侵害者に故意の侵害、あるいは悪意の訴訟が立証された場合には、裁判所は 3 倍まで増額できるとされている。これは、米国における損害賠償額が高額といわれている理由の一つである。最近、故意侵害の認定に関して、侵害者に対する「相当の注意を払う積

⁴² 平成 19 年度特許庁産業財産制度問題調査研究「日米韓における特許権の行使に関する諸問題についての調査研究報告書」40-43 項(財団法人知的財産研究所、2008 年)、NERA エコノミックコンサルティング、『知財紛争の経済分析－米国先進事例に学ぶ損害賠償額の算定原則』57-62 項(中央経済社、第 1 版、2008 年)を参照して編集。

極的義務」というこれまでの基準を覆し、権利者に対して、侵害者の「少なくとも客観的な無謀」を示すことを要求する判決が出ている。

(iii) 韓国⁴³

特許権侵害は、韓国民法上（韓国民法第 750 条）の不法行為に該当し、故意又は過失による違法行為によって、他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する責任があるとして、特許権侵害に対しては、損害賠償を請求することができる。したがって、特許権侵害を理由とした損害賠償請求には、民法の不法行為の一般原則が適用されるため、損害の賠償を請求する者は、侵害者の故意又は過失があること、侵害行為があること、損害が発生していること、侵害行為と損害発生間に因果関係があること及び損害額について立証をしなければならない。しかしながら、韓国特許法は、日本と同様に、損害賠償額の推定（韓国特許法第 128 条）、過失の推定（同法第 130 条）等の特別規定を設け、一般の不法行為の場合よりも、侵害の立証及び損害の算定がより容易になるようにしている。

同法第 128 条 第 3 項では、「特許権者又は排他的実施権者が、故意又は過失によって自己の特許権又は排他的ライセンスを侵害した者に対して損害の賠償を請求する場合は、その特許発明の実施に対して通常受ける権利を有する金額を、特許権者が被った損害の額として賠償請求することができる。」と規定されている。ロイヤルティ相当額は、特許発明の客観的な技術的価値、当該特許発明に対する第三者との実施契約内容、当該侵害者との過去の実施契約内容等の様々な事情をすべて考慮して決定しなければならないとしている。特に、過去の実施契約があれば、原則として、その実施契約で定めたロイヤルティを参酌しなければならないとされる。

同法第 130 条では、損害賠償請求が認められる要件のうち、「侵害者の故意又は過失」については、過失の推定規定があり、侵害者の過失に関する立証責任が転換されている。すなわち、侵害者は、自身の過失がないことを立証できない限り、損害賠償責任を免れないことになっている。過失の有無に関して、最近の裁判例は、次のように判示している。すなわち、「特許発明の内容は、特許公報又は特許登録原簿などにより公示され、一般の公衆に広く知られていることができ、また業として技術を実施する事業者に当該技術分野において特許権の侵害に対する注意義務を付加するのが正当であるということにあるものであり、上記規定にもかかわらず、他人の特許発明を許諾無しに実施した者に過失がないとするためには、特許権の存在を知らなかったという点を正当化することができる事情があるか、又は自身が実施する技術が特許発明の権利範囲に属しないと信じた点を正当化するこ

⁴³ 平成 19 年度特許庁産業財産制度問題調査研究「日米韓における特許権の行使に関する諸問題についての調査研究報告書」63-66 項(財団法人知的財産研究所、2008 年)を参照して編集。

とができる事情があったということを主張・立証しなければならない。なお、裁判所は、原則として、製品全体の損害額に対する当該特許発明の寄与度を考慮して、損害賠償額を算定している。

(iv) ドイツ⁴⁴

知的財産権侵害に設けられている法定の救済策は、差止命令（暫定的及び最終の両方）、金銭的損害賠償及び侵害装置の廃棄及びリコールを含む。侵害者は、侵害製品の製造に主に用いられた自己の材料及び装置を廃棄することも要求される。さらに、勝訴当事者は、裁判所に判決を公告するよう求めることができる。

侵害に対する金銭的救済に関して、権利者は通常、裁判所に対し、被告は侵害行為の結果として原告が被った損害及び将来被るであろう損害を原告に賠償すべき旨の宣言的判決を求める。侵害者の行為が故意又は過失による場合、当該侵害者は、権利者が被った実質的損害に責任を負う。侵害者に損害賠償として特定の金額を支払うよう求める命令を得るために、権利者は、別個の訴訟を提起しなければならない。その損害額の算定には以下の3つの方法がある。

- 1) 逸失利益
- 2) 侵害者の売上に対する合理的なロイヤルティ（ライセンス類推）
- 3) 侵害者が生み出した利益の返却

損害額の算定に、侵害者の売上に対する合理的なロイヤルティ（ライセンス類推）を用いる場合、裁判所は特許侵害行為に対して市場で用いられたであろうロイヤルティ料率を決定する。その際、「通常受け入れられる」ロイヤルティ料率が適用される。特に職務発明に対する報酬に関して、ドイツ特許商標庁内に設置されたドイツ職務発明委員会は、商工会議所、産業界等と連絡を取り市場を慎重に観測していることから仲裁案のロイヤルティ料率は、市場の傾向を正確に反映するものとなっている。しかし、ドイツの裁判所は、市場価格による任意の非独占ライセンス契約に見られるロイヤルティ料率にごく単純に適用するわけではない傾向が強くなりつつあるため、注意が必要である。

ドイツ特許法第139条第2項では、故意又は過失によりかかる行為を行う者は、侵害を受けた者に対して、それから生じた損害を賠償する義務を負う。侵害者に軽過失の責しか存在しないときは、裁判所は、損害賠償に代えて、侵害を受けた者の損害額及び侵害者に生じた利益を超えない範囲での補償を定めることができる。『少なくとも侵害者に過失がないため、損害賠償を請求することができない場合、それでもやはり、侵害者は、侵害によ

⁴⁴ Heinz Goddar 「特許権行使と特許訴訟における賠償額の算定についてードイツを例として」知的財産法政策学研究 Vol. 12 17 項（2006年、城山康文 訳）、社団法人発明協会「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド（ドイツ）」11、12 項（2009年）を参照して編集。

り生まれた利益を保持することはとされる。ドイツ民法の不当利得についての規定が知的財産分野にも適用されることは、ドイツ法において一般に認められている。その結果、侵害者は、不当利得についての規定に従い、侵害により得た利益を返却しなければならないであろう。かかる利益は客観的基準に基づき算出される。

原則として、他者の財産権等の権利（例えば所有権）を侵害した者に対する懲罰の一種として損害賠償の支払いを命じるという考え方は、ドイツ法では異質である。むしろ損害賠償金の支払いとは、一般的に侵害者が支払う損害賠償によって、特許権者を特許侵害行為がなければ生じたであろう状況に可能な限り戻すという趣旨で用いられる。懲罰的損害賠償はドイツでは用いられていない。ドイツの法律および法域において3倍賠償等の考え方も存在しない。

(vi) 英国⁴⁵

英国特許法第61条第1項において、特許の所有者は、自己の特許を侵害するものと自己の主張する何らかの他人の行為について、裁判所に民事訴訟を提起することができ、かつ、訴訟において、以下を請求することができるかとされている。

- 1) 侵害と認められる行為を被告人に禁止する差止命令
- 2) 特許の侵害に係る特許製品等の引き渡し又は廃棄するべき旨命令
- 3) 侵害に係る損害の賠償
- 4) 侵害行為から被告の取得した利得の返還
- 5) 特許が有効であり、かつ、被告によって侵害されたことの確認

また、同条第2項においては、裁判所は、同一の侵害事件について、特許の所有者のために損害の賠償を裁定すると同時に、これに利得を返還するべき旨を命じることはできないと定めている。

特許侵害の損害賠償に関して、侵害が判決されれば、被告は、後に情報交換によって審理され、算定される損害賠償金を支払わなければならない。権利主張者が、被告の販売額を権利者が売ったであろうことが証明できれば、損害賠償金額は失った利益となりうる。もし、それが証明できなければ、損害賠償金は適正な実施料となる。なお、英国においても損害賠償は補償であって懲罰的なものではないので、米国のような故意侵害に対する3倍賠償金等という考え方はない。

同法第62条 侵害に基づく損害賠償の制限では、特許の侵害手続において、被告が侵害行為の日に特許が存在したことを知らず、かつ、これを推定する合理的な理由を有さなか

⁴⁵社団法人発明協会「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド（イギリス）侵害」3項(2008年)を参照して編集。

った旨を明らかにするときは、損害賠償を裁定することはできず、また、利得の返還を命
 じることもできない。

5. 行政決定によるロイヤルティ料率

欧州を中心とする諸外国では、行政によりロイヤルティ料率を決定する制度があり、こ
 れら制度により決定されたロイヤルティ料率の事例が存在する。本調査項目では、主にド
 イツの職務発明仲裁委員会の仲裁により決定されたロイヤルティ料率事例の調査と、英国
 とドイツにおける License of Right 制度概要及びこれら制度により決定されたロイヤルテ
 ィ料率の調査を実施した。

(1) ドイツにおける職務発明に関するロイヤルティ料率⁴⁶

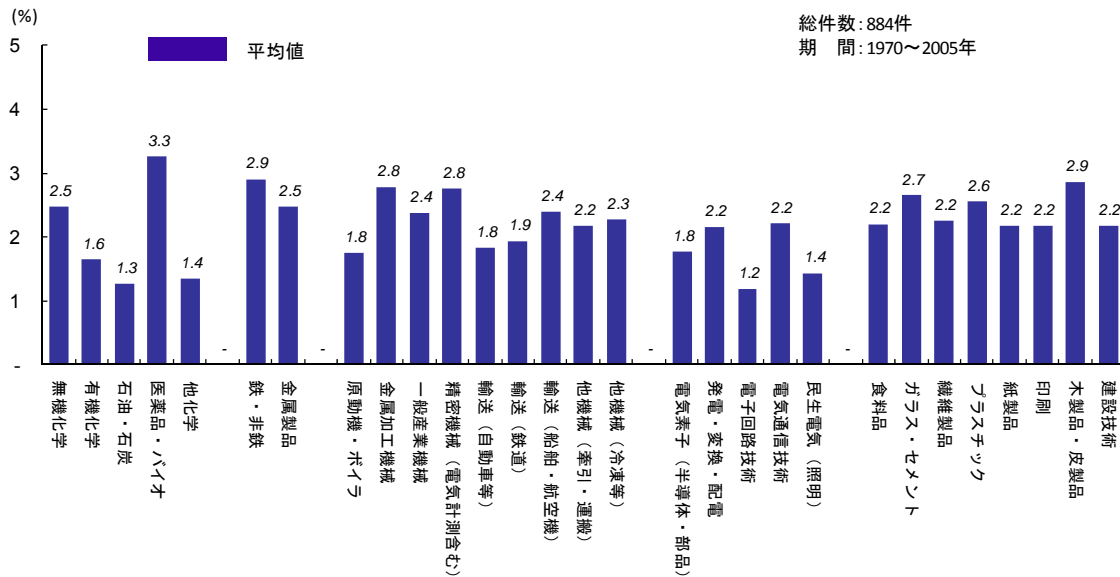
ドイツ特許商標庁の職務発明仲裁委員会の仲裁により過去 50 年間に決定されたロイヤ
 ルティ料率事例を調査した。ドイツ仲裁委員会は、ロイヤルティ市場実勢、対象特許の全
 体に占める割合、発明の新規性等を考慮してロイヤルティ料率を決定している。

| 技術分野 | 平均 | 最大値 | 最小値 | 件数 |
|--------------|-------|-------|-------|----|
| 無機化学 | 2.47% | 5.00% | 0.50% | 10 |
| 有機化学 | 1.65% | 5.00% | 0.10% | 43 |
| 他化学 | 1.35% | 2.00% | 0.50% | 13 |
| (化学小計) | 1.71% | 5.00% | 0.10% | 66 |
| 石油・石炭 | 1.27% | 1.50% | 0.10% | 6 |
| 医薬品・バイオ | 3.26% | 7.00% | 0.75% | 29 |
| 鉄・非鉄 | 2.91% | 5.00% | 0.50% | 23 |
| 金属製品 | 2.47% | 5.00% | 0.25% | 18 |
| (金属小計) | 2.72% | 5.00% | 0.25% | 41 |
| 原動機・ボイラ | 1.76% | 4.00% | 0.50% | 46 |
| 金属加工機械 | 2.79% | 8.00% | 0.25% | 72 |
| 一般産業機械 | 2.38% | 8.00% | 0.16% | 80 |
| 精密機械(電気計測含む) | 2.75% | 7.00% | 0.10% | 78 |
| 輸送(自動車等) | 1.84% | 6.00% | 0.30% | 32 |
| 輸送(鉄道) | 1.94% | 4.00% | 0.50% | 13 |
| 輸送(船舶・航空機) | 2.39% | 8.00% | 0.50% | 9 |
| 他機械(牽引・運搬) | 2.18% | 5.00% | 0.10% | 71 |
| 他機械(冷凍等) | 2.27% | 4.00% | 1.20% | 12 |

| 技術分野 | 平均 | 最大値 | 最小値 | 件数 |
|--------------|-------|-------|-------|-----|
| 電気素子(半導体・部品) | 1.77% | 5.00% | 0.25% | 66 |
| 発電・変換・配電 | 2.15% | 5.00% | 0.25% | 24 |
| 電子回路技術 | 1.19% | 4.00% | 0.30% | 8 |
| 電気通信技術 | 2.21% | 4.00% | 0.30% | 45 |
| 民生電気(照明) | 1.44% | 3.00% | 0.10% | 12 |
| 食料品 | 2.20% | 3.00% | 1.50% | 5 |
| ガラス・セメント | 2.65% | 5.00% | 0.80% | 14 |
| 繊維製品 | 2.25% | 8.00% | 0.10% | 25 |
| プラスチック | 2.55% | 5.00% | 0.50% | 38 |
| 紙製品 | 2.18% | 3.00% | 1.20% | 4 |
| 印刷 | 2.18% | 5.00% | 1.00% | 17 |
| 木製品・皮製品 | 2.86% | 7.00% | 1.00% | 7 |
| 建設技術 | 2.17% | 5.00% | 0.20% | 64 |
| (合計) | | | | 884 |

表Ⅲ－２６ Lizenzsätze für Technische Erfindungen (2007年)

⁴⁶ Ortwin Hellebrand, Gernpt Kaube, Dr. Roland von Falckensten, Lizenzsätze für Technische Erfindungen 3rd, Carl Heymanns Verlag, 2006, ISBN978-3-452-25690-4 より各 IPC コード別に集計。



図III-23

ロイヤルティ料率の高い順に、医薬・バイオ 3.3%、鉄・非鉄 2.9%、木製品・皮製品 2.9% となっている。なお、前述した文献調査での一般的なロイヤルティ料率よりは低い傾向にあり、ライセンス契約の実務経験を有する研究会委員からは、上記のロイヤルティ料率は、職務発明による部分的発明である等の理由から低い可能性があるとの意見があった。

(2) License of Right 制度に基づく行政決定ロイヤルティ料率

License of Right 制度を有する英国・ドイツについて、本制度概要と決定されたロイヤルティ料率について調査を実施した。

(i) 英国⁴⁷

① 制度概要

英国における License of Right (以下 LOR という) 制度とは、英国特許法 (The Patents Act 1977) によって規定され、「特許権者または特許出願人が第三者に許諾を許可する用意があることを宣言することによって、特許料を半額に減免する制度」である。一般的に「実施許諾用意制度」といわれている。実施許諾の宣言は、特許権者が自発的に登録する方式

⁴⁷ 平成 20 年度特許庁産業財産制度問題調査研究「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」42-53 項 (財団法人知的財産研究所、2008 年)、英国知的財産庁 “Manual of Patent Practice-Patent Act 1977”, Section 46-54 (2009 年 1 月) を参照して編集。

と、知的財産庁長官により強制的に登録される方式が存在する。後者の強制登録制度は、英国特許法が1977年に改正（権利期間が16年から20年に延長）された際に、特許1978年6月1日時点で5年以上の残存期間を有する権利に関して、権利期間を20年に延長する代わりにLORの宣言登録が強制的になされることを規定した制度である。

② 実施許諾条件の決定を求める手続き

実施許諾を求める第三者は、自らが提案するライセンス条件を明示して、知的財産庁長官に申請を行う。権利者がその提案に対して異議を唱える場合には、陳述書の提出、審問手続きが行われた後、知的財産庁によって審理の上、知的財産庁長官が判断する。英国LORでは、特許権者とのライセンス条件の合意が形成されるまで、実施許諾を求める第三者に暫定的な実施許諾が認められることはない。

③ 英国特許庁の実施許諾使用料算定の考え方

(a) 製薬分野

以下の項目を参考に実施許諾料を算定する。

- ・ 既存ライセンス（特許権者が第三者と締結している任意の既存ライセンス）
- ・ 第41条手法

特許局長に対して使用料決定に際して裁量権を与え、特許権者が特許権から合理的な便益を引き出すことを前提に、最低価格で公衆に提供される価格を決定するよう特許局長に義務づけた条項である。具体的には、以下の3つの要素を考慮すべきとしている。

- 1) 特許権者が薬剤を発見しその効能を確立する費用回収分（特許権者の当該薬剤に関する研究開発費/売上比率）。
- 2) 当該薬剤を使用した製品を市場化するための販売促進費用（販売促進費用/売上高比率）。
- 3) 特許権者が薬剤開発プロジェクトに投資した資本に対する適当な報酬（一般的には売上高の22.5%相当）。

- ・ 処分可能利益の分配

ライセンスの処分可能利益を推定し、特許権者とライセンス間の配分を決定する考え方である。

- ・ 患者負担コスト

患者が日常的に負担するコスト（薬価）を考慮して金額を算定する考え方である。

上記の項目で検証された料率を市場全体で販売された正味販売売上高に乗じる。

(b) 機械分野

既存ライセンス契約を参考に、ライセンシの販売価格の5～7%のレンジで決定されることが多い。既存ライセンスがない場合、まず5%を基準としてノウハウや技術支援の提供程度、許諾の内容を加味する。

(c) 医療機器分野

製薬分野における第41条手法が指針として適用されている。

(d) 農薬分野

製薬分野における第41条手法が指針として適用されている。

④ ロイヤルティ料率の決定事例

特許権者が自発的にLORの宣言登録をした特許では、過去に1件（医療機器）の事例しか存在しない。また、強制登録された特許は過去に数件提出されており、その一部の例として下記13例（製薬5件、医療機器4件、機械2件、化学2件）が公表されている。一方で、公表されている自発及び強制登録のLOR特許は、全て権利期間が失効しており、現在も有効な公表事例は確認されていない。

| | 自発/強制 | 製品分野 | 対象特許 | 製品概要・製品名 | 実施料率 | 根拠 | Manualよりの引用箇所 |
|----|-------|------|--|---------------------|-----------|--|---------------|
| 1 | 自発登録 | 医療機器 | Cassou's Patent [1971] RPC 91 | 殺菌済みプラスチック・シース | 5% | 同様な製品分野で広く採用されている使用料を参考に決定された | 46.49、46.11 |
| 2 | 強制登録 | 製薬 | Syntex Corporation's Patent[1986] RPC 585 | ナプロキセン(鎮痛解熱剤) | 30%弱 | 未公表 | 46.38.1 |
| 3 | 強制登録 | 製薬 | 未公表 | フェンブフェン | 27.0% | 既存ライセンス契約を参照(第41条項の算定では47~53%) | 46.45、46.37 |
| 4 | 強制登録 | 製薬 | 未公表 | シメチジン(胃酸抑制薬) | 43% | 比較可能な同様な製品(薬剤アテノロールのためにCICが許諾した事例)、及び報酬の妥当性を考慮 | 46.45 |
| 5 | 強制登録 | 製薬 | 未公表 | カルボプラチン | コスト+27.6% | コストに第41条(c)の27.6%を付加 | 46.45 |
| 6 | 強制登録 | 製薬 | Bayer's Patent 1173862 (Generics' Application; BL O/49/86) | 未公表 | コスト+20% | コストに第41条(c)の20%を付加 | 46.45 |
| 7 | 強制登録 | 医療機器 | Shiley Inc's Patent [1988]RPC 97 | 心臓弁を対象とする装置 | 15% | 未公表 | 46.5 |
| 8 | 強制登録 | 医療機器 | Smith & Nephew's Patent 1280631 (BL O/126/87) | 包帯関連製品 | 11.4% | 既存のライセンス料率を適用(第41条項は適用しないことで当事者間で合意) | 46.50.1 |
| 9 | 強制登録 | 医療機器 | Cabot Safety Corporation's Patent[1992] RPC 39 | 耳栓 | 18% | 未公表 | 46.50.3 |
| 10 | 強制登録 | 医療機器 | Cyprane's Patent 1224478 (BL O/108/88) | 麻酔吸入器 | 7.2% | 第41条項が適用 | 46.50.2 |
| 11 | 強制登録 | 機械 | Patchett's Patent [1967] RPC 237 | 未公表 | 5~7% | 機械分野の一般的な実施料率を参照 | 46.49 |
| 12 | 強制登録 | 機械 | Ashland Oil's Patent 1190644 (BL O/35/86) | 未公表 | 5~7% | 機械分野の一般的な実施料率を参照 | 46.49 |
| 13 | 強制登録 | 化学素材 | Ciba Geigy's Patent 1146173 [1986] RPC 403 | 塩化ビニルポリマーのための難燃性可塑剤 | 4% | 未公表 | 46.52 |
| 14 | 強制登録 | 化学素材 | Monsanto's CCP Patent [1990] FSR 93 | 未公表 | 100万米ドル | 未公表 | 48A.05 |

表Ⅲ-27 英国における License of Right 制度に基づくロイヤルティ料率の決定事例⁴⁸

(ii) ドイツ⁴⁹

① 制度概要

ドイツにおける LOR 制度(Lizeuzbereitschaft)は、ドイツ特許法第 23 条に規定され、特許権者が実施許諾の用意があることを登録し、出願から 3 年目より発生する出願維持年金を半額に減額を受けることができる制度である。未利用特許の利用促進のために公共的観点から導入された。実施を希望する者は特許権者に実施する旨の通知をすることにより、通常実施権が自動的に発生する。従って、特許権者が LOR 宣言にも関わらず、実施許諾を拒否することはできないとされる。

また、任意に実施許諾を行う用意があることを宣言する Interesting in Granting Licenses 制度が存在する。この場合、出願人、特許権者は、あくまで任意であり実施許諾の義務はない。

② 実施許諾条件の決定を求める手続き(Lizeuzbereitschaft)

LOR 制度(Lizeuzbereitschaft)では、当事者の合意が形成されない場合、当事者関係者の申請により、ドイツ特許商標庁が決定する。また、実施権者の権利とその条件は、当該

⁴⁸ 平成 20 年度特許庁産業財産制度問題調査研究「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」資料編 187-191 頁(財団法人知的財産研究所、2008 年)より集計。

⁴⁹ 平成 20 年度特許庁産業財産制度問題調査研究「産業財産権に係る料金施策の在り方に関する調査研究報告書」54-59 項(財団法人知的財産研究所、2008 年)を参照して編集。

発明の許諾実施希望が通知した時点で効力が発生する。従って、特許権者の同意に関らず、実施権の条件が仮決定されてしまう場合が生じることとなる（一方、英国は、当事者間の実施条件の合意が形成されるまで、当該特許を実施することはできない）。

③ ロイヤルティ料率の決定事例

海外専門家より、ドイツ特許商標庁に確認したところ、ドイツの LOR 制度における決定料率は開示しておらず、ロイヤルティ料率の決定事例は検出されなかった。

6. 米国の知財紛争における和解決定によるロイヤルティ

米国では、企業間の知的財産侵害紛争において、司法判断を経ずに和解によって当事者間のロイヤルティ料率が決定される事例が多いとされている。和解による支払い等、経営及び損益に影響を与える重要な和解事項については、米国財務諸表様式の一つである当期報告書 Form 8-K（米国証券取引所上場の米国会社臨時報告書）にて 4 営業日以内に米国証券取引委員会（SEC）に対して即時開示する義務規定がある。同委員会の財務報告閲覧データベースである Electronic Data-Gathering, Analysis, and Retrieval system（EDGAR）⁵⁰を活用し調査対象企業の Form 8-K を調査することにより、和解によって決定されたロイヤルティ料率の動向の確認を実施した。

（1） 調査概要

（i） 調査産業分野および対象企業

または特許権等知的財産を多く保有する企業やライセンス契約が多い企業を中心に調査を実施するため、米国のロイヤルティ情報データベース“Royalty Source”⁵¹におけるロイヤルティ開示事例の上位 5 業種（化学・医薬・電機・ソフトウェア・医療機器）を選定し、これら主要 5 業種にて売上上位となる米国上場企業 3 社をそれぞれ選定し、調査対象企業とした。

⁵⁰ 米国証券取引委員会（<<http://www.sec.gov/edgar.shtml>>[最終アクセス 2010 年 2 月 28 日]）

⁵¹ Royalty Source（<<http://www.royaltysource.com/royaltyrates.html>>[最終アクセス 2010 年 2 月 28 日]）

| 産業分類 | 日本 | 米国 | 欧州 | 合計 |
|--------|---|---|--|----|
| 化学 | Mitsubishi Chemical Sumitomo Chemical Asahi Kasei | P & G Dow Chemical E. I. Du Pont | Basf L'OREAL Akzo Nobel | 9 |
| 医薬 | Takeda Astellas Pharma Daiichi Sankyo | Johnson & Johnson Pfizer Merck & Co | Bayer Boche Novartis | 9 |
| 電機 | Hitachi Panasonic Sony | IBM HP Intel | Siemens Philips Alcatel-Lucent | 9 |
| ソフトウェア | NTT Data CSK Trend Micro | Microsoft Oracle Sun Microsystems | SAP Sage Dessault Systems | 9 |
| 医療機器 | Olympus Terumo Sysmex | Medtronic Baxter Boston Scientific | Fresenius Medical Care Alcon B-Braun | 9 |
| 合計 | 15 | 15 | 15 | 45 |

表Ⅲ－２８

(ii) 調査対象期間

2007年～2009年の3年間におけるForm 8-Kの調査を行った。

(iii) 調査結果

知的財産紛争に関する和解、判決内容（係争中含む）に伴うロイヤルティ料率や一時金等ライセンス契約条件を調査対象期間においてForm 8-Kにて臨時開示している企業は少なく、Boston Scientific 1社であった。同社により調査対象期間に開示が確認された3つの事例はいずれも、ロイヤルティ料率ではなく、知的財産侵害紛の和解によって決定した一時金情報であった。

| 日付 | 当事者企業 | 相手先 | 8-K記載項目 | 告知主旨 | 即時開示の内容 |
|-----------|-------------------|-------------------|----------------------------|----------|--|
| 2009.10.2 | Boston Scientific | Johnson & Johnson | Item 8.01 Other Events. | 和解決定 | 心臓用医療機器に関する特許侵害訴訟の和解として、当社が、J&J社に716百万ドルの支払いをすることの事実 |
| 2009.3.2 | Boston Scientific | Dr. Saffran | Item 8.01 Other Events | 和解決定 | 循環器系医療機器に関する特許侵害訴訟の和解金として、当社が、サフラン博士に431百万ドルの支払いをすることの事実 |
| 2008.5.28 | Boston Scientific | Medtronic | Item 8.01 Other Events | 判決、但し係争中 | Medtronic社から提訴されている特許侵害訴訟に関して、250百万ドルの支払い命令が陪審院にて決定され、控訴予定であることの実事 |

表Ⅲ－２９

7. 移転価格税制に係るロイヤルティ⁵²

(1) 移転価格税制の概要

移転価格税制とは、国外に所在する親会社あるいは子会社等の海外の関連企業（＝国外関連者）との間の取引を通じた所得の海外移転に対処するため、その移転価格を通常取引価格（＝独立企業間価格）に引きなおして課税する制度である。

企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となり、例えば、日本の親会社が国外の子会社との取引において、当該取引価格を第三者への販売価格と比べて低く設定している場合には、国外の子会社の所得が増加し、日本の親会社の所得が減少することとなる。

近年、移転価格税制が適用される案件の内、国税当局の調査対象として、ロイヤルティや役務提供等、無形資産に係る取引が多くなっていると言われている。表Ⅲ-30に示す事例は、企業間の無形資産取引に関して国税当局が移転価格税制の適用判断をした移転価格課税事例である。図表が示すように、国税庁指摘事案は、商標使用許諾料や技術提供に伴うロイヤルティ受取あるいは支払において業種は多岐にわたっており、更正額としても高額な例が見られる。

(単位:百万円)

| 年月 | 会社名 | 対象子会社 | 対象製品 | 更生所得額 | 更生税額 | 対象取引 | 対象期間 |
|----------|------------|------------|----------|--------|--------|------------|------|
| 2009年8月 | アシックス | オーストラリア子会社 | スポーツ用品 | 4,000 | 1,900 | 商標使用許諾料 | 4年 |
| 2008年7月 | デンソー | 海外子会社 | 自動車部品 | 15,500 | 7,300 | 製品及びロイヤルティ | 6年 |
| 2008年6月 | ダイキン工業 | 中国子会社 | エアコン | 7,800 | 3,500 | 製品及びロイヤルティ | 2年 |
| 2008年4月 | 本田技研 | 中国子会社 | 塩化ビニール樹脂 | 14,000 | 800 | ロイヤルティ | — |
| 2008年2月 | 信越化学工業 | 米国子会社 | 塩化ビニール樹脂 | 23,300 | 11,000 | 技術提供 | 5年 |
| 2007年6月 | エフ・シー・シー | 複数海外子会社 | 二輪車用クラッチ | 7,300 | 3,399 | 技術提供 | 5年 |
| 2006年5月 | リンナイ | 複数海外子会社 | ガス器具 | 400 | 129 | 商標使用許諾料 | 4年 |
| 2006年3月 | ワコール | 米国・香港子会社 | アパレル製品 | 14,800 | 5,200 | 商標使用許諾料 | 6年 |
| 2006年3月 | ソニー | 複数海外子会社 | — | 21,400 | 4,499 | 技術提供 | 5年 |
| 2006年3月 | 上村工業 | 複数海外子会社 | 化学薬品 | 2,400 | 1,100 | ロイヤリティ | 5年 |
| 2006年3月 | カブコン | — | ゲーム製品 | 5,100 | 1,700 | ロイヤリティ | — |
| 2004年6月 | 本田技研 | ブラジル子会社 | 二輪車用クラッチ | 25,400 | 13,001 | ロイヤリティ等 | 6年 |
| 2003年8月 | 太陽誘電 | — | 電子部品 | N/A | 1,699 | ロイヤリティ | — |
| 2000年4月 | コココーラ・ジャパン | — | 飲料 | 45,000 | 17,000 | 商標使用許諾料 | — |
| 1998年11月 | ネスレ日本 | — | 食品 | 1,500 | 700 | ロイヤルティ | — |
| 1998年7月 | 山之内製薬 | — | 医薬品 | 54,100 | 24,200 | 特許権使用料 | 6年 |
| 1998年1月 | 曙ブレーキ工業 | — | 自動車部品 | 5,800 | 3,500 | ロイヤルティ | — |
| 1995年12月 | シマノ | — | 自転車部品 | 2,000 | 800 | ロイヤルティ | — |

表Ⅲ-30 近年における無形資産取引に関する移転価格課税事例(国税庁指摘事案)⁵³

⁵² 羽床正秀・佐藤正弘『移転価格税制コンパクトガイド』(財団法人大蔵財務協会、2009年12月)、高久隆太『知的財産をめぐる国際税務』(財団法人大蔵財務協会、2008年4月)を参照して編集。

⁵³ 新聞報道、KPMG Japan New Letter等より作成。

(2) 移転価格税制における独立企業間価格

移転価格税制において重要な論点となるのが、独立企業間価格 (arm's length price) を合理的かつ適正に設定することである。独立企業間価格とは、互いに独立し支配関係の無い企業同士が市場において取引する価格とされる。

| | 棚卸資産の売買取引 | 棚卸資産の売買取引以外の取引 | 備考 |
|---|---|---|-----------------------|
| ① | 基本三法 独立価格比準法 再販売価格基準法 原価基準法 | 基本三法と同等の方法 独立価格比準と同等の方法 再販売価格基準法と同等の方法 原価基準法と同等の方法 | ②および③に優先して適用 |
| ② | 基本三法に準ずる方法 独立価格比準法に準ずる方法 再販売価格比準法に準ずる方法 原価基準法に準ずる方法 | 基本三法に準ずる方法と同等の方法 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 原価基準法に準ずる方法と同等の方法 | ②と③の適用に優先劣後関係はない(同順位) |
| ③ | その他法令で定める方法 取引単位営業利益法 取引単位営業利益法に準ずる方法 寄与度利益分割法 比較利益分割法 残余利益分割法 | その他法令で定める方法と同等の方法 取引単位営業利益法と同等の方法 取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法 寄与度利益分割法と同等の方法 比較利益分割法と同等の方法 残余利益分割法と同等の方法 | |

表Ⅲ-31 独立企業間価格の算定方法⁵⁴

独立企業間価格の算定にあたっては、表Ⅲ-30の通り、国税庁の指針では「独立価格批准法」、「再販売価格基準法」、「原価基準法」が原則的方法とされており、「基本三法」と言われている。ただし、取引が複雑化、多様化する中で、基本三法といった取引ベースでの移転価格を算定することが困難な場合は利益分割法が用いられる。当事者間の所得に対する寄与度を考慮し所得配分を行う「利益分割法」、当事者それぞれの通常の利益を控除した上で残余利益に対し寄与度を考慮して配分する「残余利益配分法」、対象法人と類似の事業活動を行う費関連者の営業利益率を用いて移転価格を検証する「取引単位営業利益法」といった方法が採用される。

(3) 無形資産取引における独立企業間価格

無形資産の使用許諾について、独立批准法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る無形資産と同種であり、かつ比較対象取引に係る使用許諾の時期・期間等の条件が国外関連取引と同様である必要があるとされる。厳密な比較可能性が求められているため、同種のロイヤルティの市場情報が限られている場合には使用可能な場合が限られる可能性がある。特に無形資産取引の場合、その独自性・希少性・非代替性に価値の源泉があるために、公開市場において活発な取引が行われていない結果、無形資産取引の独立企業間取引を見出すことが難しい場合がある。比較対象取引が存在する場合、あるいは市場

⁵⁴ 羽床正秀・佐藤正弘『移転価格税制コンパクトガイド』26項(財団法人大蔵財務協会、2009年12月)

に同種の無形資産取引に関する情報がある場合には独立価格比準法を採用することは可能となる。

無形資産取引の移転価格税制事案の実情、運用において指摘される大きな問題点のひとつに、企業が比較対象取引を用いて算定する方法を選択している一方で、課税当局においては利益分割法による課税検討が行われている場合もあり、企業側と課税当局の見解統一に向けて改善が求められている⁵⁵。課税当局と納税者の間の算定方式に関する見解相違は、納税者から見た場合問題点の予見可能性を低下させることにもなり、また利益分割法では課税当局側の主観が入り込む可能性もあるためである。無形資産取引における独立企業間価格決定の際には、国税当局は実務上、残余利益分割法を適用する機会が多いとされ、比較対象取引法による独立企業間価格を選択する場合には、その適用判断と根拠については慎重に検討が必要、もしくは事前確認制度（Advance Pricing Agreement「APA」）の活用が必要であると考えられる。

（４） 無形資産取引の移転価格税制に係るロイヤルティ事例

表Ⅲ－３０に記載の無形資産取引に係る移転価格税制事案を基に調査した結果、企業側のプレスリリース等において、比較比準法を適用した場合の企業判断の具体的事例や課税当局が指摘する妥当な比較比準法におけるロイヤルティ料率を開示している例は確認できなかった。国税当局の適用事案に対して、企業側は国税不服審判所に申し立てを行うことができるが、ここでもロイヤルティ料率に関して具体的数値を開示されている審判例は確認できなかった。⁵⁶

⁵⁵ 経済産業省 移転価格税制研究会「中間報告書」５項（２００７年９月）を参照して編集。

⁵⁶ 国税不服審判所（<http://www.kfs.go.jp/>）[最終アクセス 2010 年]。

IV. ロイヤルティ情報の開示状況

本調査項目では、ロイヤルティ情報開示に関しての背景を米国の財務会計制度の観点から調査を実施した。また、日米欧の主要企業によるロイヤルティ情報の開示状況や国際会計基準の動向について調査を行った。

1. 米国の開示に関する基準及び制度

(1) ロイヤルティ開示情報に係る米国財務会計基準

ライセンス契約に関わる会計基準を規定している規則に、米国財務会計基準 SFAS68（研究開発に関する取り決め）がある。ただし、この規定は他の当事者により資金提供された研究開発の結果を入手する研究開発の取り決めの場合におけるライセンス契約についての会計処理を規定している。この財務会計基準では、企業が研究開発の成果にのみに依存して「他の当事者から提供された資金の返済を行う」取り決めの場合において、契約における主要条件の開示が求められている。

SFAS68 14 項 他の当事者のために研究開発を遂行する契約として研究開発を行う取り決めの下に、これにかかわる義務について会計処理した企業は次の点について開示をしなければならない。

- －貸借対照表の当該日付において研究開発に関する取り決めについての重要な契約に関する条件等（ロイヤルティの取り決め、購入条件、ライセンス契約、追加資金供与に関するコミットメントを含む）
- －損益計算書の当該期間において契約された場合の獲得報酬と発生費用に関する金額

表Ⅲ－３２ 米国財務会計基準－SFAS68 の概要⁵⁷

⁵⁷ デロイト トーマツ トーシュ編『米国財務会計基準の実務』 397 項（第 4 版 中央経済社 2008 年 12 月）を参照して編集。

| | 調査対象規則 | 確認結果 | |
|---------------------|--|---|---------|
| | | 概要 | 関連規則 |
| 会計処理及びその開示に係るガイドライン | (損益計算書関連) SAB 101/104 FAS 45 SFAS 2 SFAS 68 (貸借対照表関連) SFAS 141/142 | 他の当事者のために研究開発を遂行する契約として研究開発を行う取り決めの下に、これにかかわる義務について会計処理した企業は次の点について開示をしなければならない。 －貸借対照表の当該日付において研究開発に関する取り決めについての重要な契約に関する条件等(ロイヤルティの取り決め、購入条件、ライセンス契約、追加資金供与に関するコミットメントを含む) －損益計算書の当該期間において契約された場合の獲得報酬と発生費用に関する金額 | SFAS 68 |

図表Ⅲ－３３ 無形資産に関連する米国財務会計基準におけるガイドライン⁵⁸

(2) 米国証券取引所の開示ガイドライン

(i) ロイヤルティ情報が掲載されている財務報告書と掲載箇所

米国企業財務諸表では、主に以下の箇所にロイヤルティ情報が掲載されている。以下の「Management Discussion & Analysis」とは、日本の有価証券報告書における「経営状況に関する説明」に該当する。

【年次報告書 (Form 10-K)】

- ・ Item7 「Management Discussion & Analysis」、 「Contractual Obligations」
- ・ Item8 「Financial Statement and Supplementary Data」、 「Segment」

【臨時報告書 (Form 8-K)】

- ・ 非財務情報 (重要な契約や和解契約の決定等の即時開示内容)

(ii) 開示に係るガイドライン

米国有価証券開示法の上記項目に関する米国証券取引法上の一般的な開示は、以下の規定に準じて行われている。

[Management Discussion and Analysis]

FR-61: Commission Statement about Management 's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations

⁵⁸ デロイト トーマツ トーシュ編『米国財務会計基準の実務』393-397 項 (第4版 中央経済社 2008年12月) を参照して編集。

FR-67: Disclosure in Management 's Discussion and Analysis about Off-Balance Sheet Arrangements and Aggregate Contractual Obligations

FR-72: Interpretation Guidance : Regarding Management 's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations

[Segment情報]

SFAS 131 : Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information

[非財務情報]

Regulation S-K, the Securities Act of 1933, Securities Exchange Act of 1934

[即時開示情報]

Form 8-K, General Instructions (特に、Item 1.01 Entry into a Material Definitive Agreement、及び Item 2.04 Triggering Events That Accelerate or Increase a Direct Financial Obligations)

上記の規定に関して、ロイヤルティ料率の開示に関する確認を行った結果は、以下のとおりである。重要な契約における条件開示は求められているものの、具体的にロイヤルティ料率を求めた記載はなかった。

| | 調査対象規則 | 確認結果 | |
|---------------------|---|---|--------------------------------------|
| | | 概要 | 関連規則 |
| Form10-K開示に係るガイドライン | FR-61, 67, 72 (MD&A Disclosure) SFAS 131 (セグメント情報) Regulation S-K (非財務情報) | ライセンス契約・ロイヤルティ情報に関して直接の記載規定はない。(1)重要な契約上で長期義務に係る期間毎の支払額、(2)傾向情報として売上・利益に重要な影響を与えると想定されるコミットメント内容・事象等の開示が求められている | FR-61, 67, 72 (Form10-K, MD&Aに関する開示) |

表Ⅲ－34 Form10-KにおけるMD&A等の開示基準⁵⁹

| | 調査対象規則 | 確認結果 | |
|--------------------|-------------------------------|--|--|
| | | 概要 | 関連規則 |
| Form8-K開示に係るガイドライン | Form 8-K General Instructions | 通常の事業活動以外に発生した個別重要契約における契約条件については開示が求められている (Item1.01:Entry into a Material Definitive Agreement)。ただし、実際はItem 8.01 Other Eventにて訴訟決定・和解等の情報が開示されている。 | Form 8-K, General Instructions Item 1.01/8.01 |

表Ⅲ－35 Form8-Kにおける即時開示基準⁶⁰

⁵⁹ デロイト トーマツ トーシュ編『米国財務会計基準の実務』701-703項(第4版 中央経済社 2008年12月)を参照して編集。

⁶⁰ 米国証券取引所発行 Form 8-K General Instructions (<<http://www.sec.gov/about/forms/form8-k.pdf>>[最終アクセス2010年2月28日])

(3) 財務諸表における無形資産の情報

研究開発・ロイヤルティ・無形資産等に関して損益計算書・貸借対照表上では、一部米国財務会計基準に則して以下のような情報を開示している。

(i) 損益計算書

(連結・単体)損益計算書における「ライセンス料・特許料収入等ロイヤルティ」は、次の規定により情報が明記されている。

SAB 101/104 Revenue Recognition in Financial Statement (ロイヤルティの収益認識方法)

FAS 45 Accounting for Franchise Fee Revenue (フランチャイズ収益の収益認識方法)

(連結・単体)損益計算書における「研究開発費」は、次の規定により情報が明記されている。

SFAS 2 Accounting for Research and Development Costs (研究・開発の定義、研究開発活動の例示、会計処理方法)

SFAS 68 Research and Development Arrangements (他の当事者のために研究開発を行う契約の会計処理方法)

(ii) 貸借対照表

(自己創設、資産取得、企業結合による)無形資産・暖簾に関する会計処理に関しては次の規定に則している。

SFAS 142 Goodwill and Other Intangibles (無形資産及び暖簾の資産認識、減損処理及び開示)

SFAS 141 Business Combinations (M&A 等の企業結合時における無形資産及び暖簾の会計処理)

(4) まとめ

米国財務会計基準 SFAS68 において、他社からの資金提供を含む研究開発成果のライセンスについては、重要なライセンス契約での購入条件について開示を要請している(ただし、料率、一時金といった具体的な規制項目はない)。また、米国証券取引所のガイドラインや

米国財務会計基準における開示基準の中で、ロイヤルティ料率等のライセンス条件を開示する規制は見当たらない。企業の判断により、ライセンス契約が売上、利益等に与えるインパクトを考慮して開示がなされていると思われる。

2. 日米欧におけるロイヤルティ情報の開示状況

(1) 日米欧企業の開示状況の調査

(i) 調査方法及び対象企業の選出

前述したロイヤルティ情報サイト”Royalty Source”の上位5業種(化学・医薬・電機・ソフトウェア・医療機器)の中から日米欧地域の売上規模上位3社を選定した合計45社について、米国企業はForm 10-K(米国証券取引所上場の米国会社年次報告書)米国外企業はForm 20-F(米国証券取引所上場の米国外企業の年次報告書)及び欧州・日本の自国内法定開示書面(日本企業の場合、知的財産報告書を開示している企業はこれら書面も合わせて確認)の2007年及び2008年の2年分の年次報告書から調査を行った。

(ii) 調査対象企業リスト

| 産業分類 | 日本 | 米国 | 欧州 | 合計 |
|--------|---|---|--|----|
| 化学 | Mitsubishi Chemical Sumitomo Chemical Asahi Kasei | P & G Dow Chemical E. I. Du Pont | Basf L'OREAL Akzo Nobel | 9 |
| 医薬 | Takeda Astellas Pharma Daiichi Sankyo | Johnson & Johnson Pfizer Merck & Co | Bayer Boche Novartis | 9 |
| 電機 | Hitachi Panasonic Sony | IBM HP Intel | Siemens Philips Alcatel-Lucent | 9 |
| ソフトウェア | NTT Data CSK Trend Micro | Microsoft Oracle Sun Microsystems | SAP Sage Dessault Systems | 9 |
| 医療機器 | Olympus Terumo Sysmex | Medtronic Baxter Boston Scientific | Fresenius Medical Care Alcon B-Braun | 9 |
| 合計 | 15 | 15 | 15 | 45 |

表Ⅲ－36

(iii) 開示内容

| | 日本 | 米国 | 欧州 |
|------------------|-------------------------------|--|--|
| ライセンス契約等における情報開示 | ロイヤルティ料率 (具体値) | 0社 | 1社 医薬: Merck |
| | ロイヤルティ料率 (範囲) | 0社 | 2社 医薬: Merck 電気: IBM |
| | 一時金 (イニシャル・マイルストーン等) | 1社 医薬: アステラス製薬 | 10社 医薬: Pfizer, Merck ソフト: Microsoft, Sun 電気: HP, Intel, IBM 医療機器: Boston, Medtronic, |
| | 個別契約の存在 (具体的な計数情報無し) | 10社 化学: 三菱, 住友 医薬: 武田, アステラス, 第一三共 電気: 日立, パナソニック, ソニー 医療機器: オリンパス, シスメック | 13社 化学: DuPont 医薬: Pfizer, Merck, J&J ソフト: Microsoft, Oracle, Sun 電気: HP, Intel, IBM 医療機器: Boston, Medtronic, |
| | 全社ライセンス収支の記載 (受取ロイヤルティ収益等) | 5社 医薬: 武田, 第一三共 電気: パナソニック 医療機器: オリンパス, シスメック | 8社 化学: Dow, DuPont 医薬: Merck ソフト: Oracle, Sun 電気: HP, IBM 医療機器: Boston |
| | | 3社 医薬: Roche (注) ソフト: Dassault 医療機器: Fresius | |
| | | 1社 医薬: Roche | |
| | | 7社 化学: Akzo Novel 医薬: Bayer, Roche, Novartis ソフト: Dassault 医療機器: Alcon, Fresius | |
| | | 9社 化学: Akzo Novel, 医薬: Bayer, Roche, Novartis ソフト: SAP, Dassault 電気: Philips 医療機器: Alcon, Fresius | |
| | | 8社 化学: BASF, Akzo Novel 医薬: Bayer, Roche, Novartis ソフト: Dassault 電気: Philips 医療機器: Fresius | |

表III-37

ライセンス契約におけるロイヤルティ料率の具体値や範囲情報については、(医療・医療機器企業を中心に重複除く) 欧米企業の5社で開示がされている一方で、日本企業で開示している企業はない。また、ライセンス契約における一時金収益・支払い情報については、欧米企業では17社で開示が進んでいるものの、日本企業で開示している企業は1社のみである。

(iv) 開示形態

| | 日本 | 米国 | 欧州 |
|-----------|--|---|---|
| 個別ライセンス契約 | 10社 化学: 三菱, 住友 医薬: 武田, アステラス, 第一三共 電気: 日立, パナソニック, ソニー 医療機器: オリンパス, シスメックス | 12社 化学: DuPont 医薬: Pfizer, Merck, J&J ソフト: Microsoft, Sun 電気: HP, Intel, IBM 医療機器: Boston, Medtronic, Baxter | 7社 化学: Akzo Novel 医薬: Bayer, Roche, Novartis ソフト: Dassault 医療機器: Alcon, Fresius |
| 共同開発契約 | 9社 化学: 三菱, 住友 医薬: 武田, アステラス 電気: 日立, パナソニック, ソニー 医療機器: オリンパス, シスメックス | 5社 医薬: Pfizer, Merck ソフト: Microsoft, Sun 電気: Intel | 3社 化学: Akzo Novel 医薬: Bayer, Roche |
| 和解 | — | 7社 医薬: Pfizer, Merck ソフト: Microsoft, Sun 電気: Intel, IBM 医療機器: Boston | 3社 医薬: Bayer, Roche 医療機器: Fresius |
| 企業収益 | 5社 医薬: 武田, 第一三共 電気: パナソニック 医療機器: オリンパス, シスメックス | 8社 化学: Dow, DuPont 医薬: Merck ソフト: Oracle, Sun 電気: HP, IBM 医療機器: Boston | 8社 化学: BASF, Akzo Novel 医薬: Bayer, Roche, Novartis ソフト: Dassault 電気: Philips 医療機器: Fresius |
| その他 | — | — | 1社 電気: Alcatel-Lucent (買収先無形資産の価値評価に際し、採用ロイヤルティ料率を記載) |

表III-38

個別ライセンス契約の存在については、日本企業も欧米と同様に開示がなされているが、日本企業の場合、有価証券報告書の「重要な契約」項目で契約先会社・時期が一覧表に記載されている。一方、欧米企業は主要な個別ライセンス契約については一時金情報等を合わせて説明的な記載がされている。

会計上で受取ロイヤルティ収入は、日本企業5社で記載がなされており、欧米企業はそれぞれ8社の企業で記載がなされている。なお、欧米企業によるロイヤルティ料率及び一時金情報の開示は、Form 10-K（または米国企業以外の上場企業の場合はForm 20-F）において、Item 7 (Management Discussion & Analysis) を中心に、Item 1 (Business Overview), 又は Item 8 (Financial Statement & Supplemental Data) 補足情報欄に記載されている。

(v) まとめ

日本企業は、個別ライセンス契約の存在自体について、有価証券報告書の「重要な契約」項目で開示しているが、契約先会社名、契約時期、ロイヤルティの種類（ランニングロイヤルティか一時金か）のみの記載にとどまっている。一方、欧米企業は主要な個別ライセンス契約については、一時金やロイヤルティ料率等、定量的な情報を加味してライセンス契約について説明的な記載がされている。

ロイヤルティ料率については、日本企業では開示がされていない一方で、欧米企業の一部（5社）では開示が進んでいる。一時金情報については、欧米企業は17社が開示しているのに対し、日本企業は1社と、日本-欧米企業間で開示企業数に大きな乖離がある。

3. 国際会計基準に関する動向

以下のように日本での国際会計基準への対応において、無形資産に関しても今後、会計処理が変更される場合があり、ロイヤルティ情報との関連も含めて調査を行った。

(1) 無形資産に係る国際会計基準動向

我が国会計基準の国際会計基準へのコンバージェンスの潮流の中で、平成20年12月16日付で企業会計基準委員会より公表された企業会計基準第21号において「受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う。」⁶¹とされ、適用時期については「平成22年4月1日以降から実施される企業結合から適用する。ただし、平成21年4月1日以後開始する事業年度

⁶¹ 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第29（平成20年12月26日改正）

において最初に実施される企業結合から適用することができる。」⁶²とされた。

| 項目 | 主要論点 | 2008年 7-9月 | 10-12月 | 2009年 1-3月 | 4-6月 | 7-9月 | 10-12月 | 2010年 | 2011年 | 備考 |
|-------------------|---------------------------------------|---------------|--------|---------------|------|-----------------|--------|---------------|-------|-------------------------|
| 企業結合 (STEP1) | ・持分プーリング法の廃止 ・企業結合時の識別可能な無形資産の資産計上 | | 最終会計基準 | → | 任意適用 | → | → | 強制適用 (4月～) | → | 第21号:企業結合に関する会計基準 |
| 無形資産 (仕掛研究開発費) | ・要件を満たす場合の開発費の無形資産の計上 | | 最終会計基準 | → | 任意適用 | → | → | 強制適用 (4月～) | → | 第23号:研究開発費等に係る会計基準の一部改正 |
| 企業結合 (STEP2) | ・のれんの会計処理(償却可否) ・識別可能資産の定義(無形資産等) | | | | | 論点整理 (7月発行済) | → | 公開草案 | → | |
| 無形資産 | ・全般 | | | | | | | 論点整理 | → | |

表Ⅲ－39⁶³

(2) 各国会計基準における無形資産の定義

前述の国際会計基準における無形資産への対応において、会計上の無形資産の定義も変更される可能性がある。以下のように現在の各国における無形資産の定義を調査した。

(i) 日本会計基準

企業結合会計基準で、以下のように識別可能な資産として無形資産が掲げられている。

- ① 「法律上の権利」の例として列挙されている項目（企業結合適用指針第58 項）
産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権）、著作権、半導体集積回路配置、商号、営業上の機密事項、植物新品種等が該当する。
- ② 分離して譲渡可能である可能性があるとして列挙されている項目（企業結合適用指針第367 項）ソフトウェア、顧客リスト、特許で保護されていない技術、データベース、研究開発活動の途中段階の成果が該当する。

⁶² 前掲 61 第 57

⁶³ 企業会計基準委員会プレスリリース「プロジェクト計画表の更新」（2008 年 9 月 19 日発行）を参考に作成。

(ii) 国際会計基準及び米国会計基準

下記の項目がIFRS第3号、及びSFAS第141号にて定義される識別可能無形資産として掲げられている。

| ①マーケティング関連無形資産 | ④契約に基づく無形資産 | |
|--|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・商標、商号、サービスマーク、団体マーク及び認証マーク ・トレードドレス(独特の色彩、形又はパッケージ・デザイン) ・新聞マストヘッド ・インターネットのドメイン名 ・非競合契約 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用許諾、ロイヤリティ及び使用禁止契約 ・広告、建設、マネージメント又は供給契約 ・リース契約(被取得企業が借手又は貸手が問わない。) ・建設許認可 ・フランチャイズ契約 ・営業及び放送権 ・住宅ローン貸付管理契約などのサービス契約 ・雇用契約 ・採掘、水道、空調、材木伐採及び通行権などの使用权 | |
| ②顧客関連無形資産 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・顧客リスト ・注文又は製品受注残高 ・顧客契約及びアムン連する顧客関係 ・契約に基づかない顧客関係 | <th>⑤技術に基づく無形資産</th> | ⑤技術に基づく無形資産 |
| ③芸術関連無形資産 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・演劇、オペラ及びバレエ ・書籍、雑誌、新聞及びその他の文学作品 ・作曲、作詞、及びCMなどの音楽作品 ・絵画及び写真 ・映画又はフィルム、音楽テープ及びテレビ番組を含むビデオ及び視聴覚データ | <ul style="list-style-type: none"> ・特許技術 ・コンピュータ・ソフトウェアおよびマスク・ワーク ・特許化されていない技術 ・タイトル・プラントを含むデータベース ・秘密製法、プロセス及びレシピなどの取引上の機密 <p>下線部は、法律や契約に基づかないものとされている。</p> | |

表Ⅲ－４０⁶⁴

(3) 国際会計基準変更によるロイヤルティ情報等の必要性

企業会計基準第21号においては「取得原価の大部分がのれん以外の無形資産に配分された場合には、のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳」⁶⁵とされた。のれん以外の無形資産の金額の開示に際しては、価値算出方法について説明が求められる場合も考えられる。例えば、無形資産価値算定の際にロイヤルティ免除法等ロイヤルティを基礎とする評価方法を採用する場合には、ロイヤルティ料率等算出パラメータの適切さについても合わせて説明が求められる可能性も考えられる。この観点から蓋然性のあるロイヤルティ料率データが必要とされる場合が想定される。

⁶⁴ 企業会計準備委員会「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」設例5(2009年7月10日発行)を参考に作成。

⁶⁵ 前掲61 第49(4)②

V. 今後の課題と提言

1. 日本企業の無形資産評価向上に資する開示の在り方

本調査研究会では、国・産業レベルのマクロ的な知的財産価値を測定するいくつかの方法について検討した上で、日本の代表的産業および企業における知的財産価値の位置づけを国際的な観点から把握することを試みた。

各企業が保有する知的財産を個別に測定して、これら個別の知的財産価値を積み上げてマクロ的に集計する評価手法は、計測作業の面で相当な困難を伴い現実的には不可能であることから、代替的なマクロ的評価手法を第 I 章にて検討した通りである。

マクロ的に計測する代替的な評価手法の一つは、「企業時価総額から有形資産を差し引いた価額を無形資産価値」とみなす無形資産時価総額法（手法 A）である。企業が保有する有形・無形資産を活用した事業の収益性、将来性、および潜在力等を、投資家が株式市場にて評価した結果と考えられる株式時価総額を無形資産価値の算定起点として算出する方法である。

無形資産時価総額法に対して、無形資産投資額法（手法 B）は、企業の研究開発や広告宣伝活動に関する支出である無形資産投資の価額を計測する方法である。無形資産を形成するために企業が投資したインプットとしての価額の推移を捉えたものである。

マクロ的な知的財産価値調査では、世界主要国の代表産業における手法 A と手法 B の価値推移とある時点での横断面的な国際比較に行った。また、手法 A と手法 B の手法間対比の中で、企業投資活動のインプットである無形資産投資総額と、株式市場により認識されたアウトプットとしての無形資産価値がどのような関係にあるのか国別産業別に各国の位置づけを分析した。

その結果、日本の「手法 A/手法 B」比率は米国や欧州諸国に比して総じて低いことが見て取れた。すなわち、日本の企業は金額としては高いレベルの無形資産投資を実行しているにもかかわらず、株式市場において認識される無形資産価値が相対的に低いことを表している。当該国のマクロ的な経済環境や、企業による株式資金調達行動の選好度合など、各国の株式市場における価格形成は国によって多少なりとも差があることには注意しなければならないものの、先進国で国際比較を試みると、日本の主要産業の多くは、無形資産価値形成のための投資は高い金額レベルで継続的に実行しているにも関わらず、株式市場においては無形資産価値として認識されている度合いが低いことを示唆しているものと考えられる。

一方、特に米国を始めとして、英国やフランスなどの欧米諸国は、日本と反対に、手法

A と手法 B 比率は高く、多くの産業にて無形資産投資効率が低い可能性が示唆される結果となっている。

本研究会で議論をした結果、上記の観察結果に対する考えられる要因として以下の二つの指摘があった。

① 無形投資効率の問題

日本企業は積極的に無形資産に係る投資をしているにも関わらず、その無形資産投資が効率的に利用されず価値として認識されるに至っていない可能性があるとの見方である。

例えば、研究開発投資金額のレベルが高いにも関わらず、研究開発自体が成功していないか、あるいはその企業の事業戦略と整合的でないために研究開発の成果が事業価値の創出に至っていない等の状況が考えられる。個別企業の無形投資の巧拙はあるにしても、結果的に収益に結びついていない研究開発投資により、研究開発が事業価値と企業価値の創出に結びついておらず、株式市場からの評価を得ていないのではないかとの考え方である。

② 無形資産に係る情報開示の問題

もう1つの考えられる要因は、例えば研究開発投資を積極的に実施し、かつそれが事業活動に整合的で効率的に活用されているにもかかわらず、無形投資の行動に係る計画や戦略などがうまく開示されておらず、投資家はその企業の将来性を判断するのに資する無形資産情報が市場関係者にうまく伝達されていないのではないかとの考え方である。

資本市場における日本企業の無形資産に対する評価が、無形資産投資総額に比して適当ではないとの指摘に対して、本研究会では無形資産価値と無形資産投資の関係において、上記指摘の要因の内、後者の要因、つまり無形資産に関わる情報開示の問題を中心に検討を行って見たところである。無形資産情報の範囲は広範かつ多岐にわたるが、今回の調査報告のもう一つの主要目的であるロイヤルティに関する情報開示にまず焦点をあてて検討を行って見た。

日米欧間でロイヤルティ情報の開示状況について調査を実施したところ、米国企業は Form 10-K 等の法定開示書類で開示している例が多いことが分かった。個別ライセンス契約の存在を開示する中で、一時金の具体的な金額やロイヤルティ料率を開示している企業が多く存在する。米国ではさらにこれら企業の開示データを集積することでロイヤルティ料率情報の提供サービスが展開されるまでに至っている状況である。

一方で、日本企業の場合、有価証券報告書等の法定開示書類では、重要な契約の開示義務があるため、主要なライセンス契約の存在や契約相手先について開示しているものの、そのライセンス契約が金額的にどのようなインパクトを持つ契約なのかの定量的な把握が難しい開示内容に現状とどまっている。国内の企業が自らのライセンス活動やその財務的、

経済的価値への貢献について、投資家にとって参考となり得る情報を開示している例は、欧米企業に比べて、極めて限定的であると考えられる。

ライセンス契約における一時金やロイヤルティ料率の情報は、その企業の研究開発の成果であって、また契約の概要に加えて一時金やロイヤルティ料率の情報は、その企業のキャッシュフロー創出能力を判断する参考情報となりうるものと考えられる。その意味で、投資家の評価に資する情報の一つといえよう。このような考え方や政策的な観点から、2009年政府の知的財産計画においては、投資家からの適切なる企業評価を促進することを目的に、「有価証券報告書において、開示すべき研究開発関連情報や知的財産関連情報(例えば、特許登録率、権利放棄率、権利活用率、ライセンス料率等)の明確化を図るため、これらの開示の在り方について検討を行う」との策定を行った通りである。

本研究では、米国企業の高い無形資産価値と、法定財務書面上におけるロイヤルティ情報の開示の進展という観察結果に基づき、双方の相関について一つの仮説を立ててみた。米国企業において「企業による無形資産情報の開示により、無形資産に関する時系列的な情報の蓄積が進み、その結果、投資家側からの無形資産への評価に繋がる」という好循環が生まれていないかとの仮説である。

ロイヤルティ料率整備という国内におけるニーズと、無形資産に係る開示促進の観点から、上述仮説に基づき、米国における開示実態等について調査を行った。日米欧のロイヤルティ情報開示の状況については、IV章に示した通り、特に米国においてロイヤルティ開示が進んでいることが伺える。

次に、研究開発投資の成果としてのロイヤルティ情報の開示ドライバーとなっているものは何か、米国における財務会計基準上の規則や開示規制について確認を行った。米国でのロイヤルティ情報開示に関して具体的な開示規制は一部除いて確認できず、ロイヤルティ情報開示は各企業の判断で行われていると考えられる。各企業のビジネスモデルを背景として、知財活動に対する投資家への理解を促進するために企業の投資家向け広報活動の一環として、各企業は開示を行っていると考えられる。実際に、米国企業の中でも、ライセンス活動が活発で、かつライセンス契約が事業戦略上もまた事業収益上も重要である代表的産業である医薬、情報通信、ソフトウェアの産業分野を中心として、これら産業に属する主要企業においてロイヤルティ情報の開示が進んでいる傾向がある。

【今後に向けての課題】

ロイヤルティ関連の情報開示と無形資産に係る評価においては、ヒアリング結果等を踏まえると、日本企業の無形資産投資に対する評価促進のための開示の在り方については、より広範に別途議論が必要であると考えられる。つまり、無形資産投資効率に関する情報

開示上の指摘事項は、ロイヤルティ料率に限ったものではなく、より広範囲な無形資産情報開示の問題でもある。今回のヒアリング調査では、特に多くの課題は事業戦略と研究開発計画との関連性・整合性に帰着するとの指摘もあり、この点についても更なる検討が必要であると考えられる。例えば、過去の類似調査における企業評価者等の情報ニーズとしては、

- ①新技術・新製品開発に関して、潜在顧客を把握、適正に市場規模を分析
- ②新技術・新製品の用途が把握でき、顧客市場の規模・成長性を分析
- ③企業戦略と研究開発・技術開発とのリンク
- ④研究開発、戦略・ドメインの一貫性
- ⑤研究開発・技術に関わるビジョンや戦略の明示
- ⑥特許権、ライセンス契約に関する期限、その影響分析等が指摘されているところである。⁶⁶

ロイヤルティ料率の情報開示に限った場合、これらの具体的な情報は企業秘密の範疇に類する情報でもあり、研究会委員からは、一律の開示規制は難しく、どの情報を開示するか、どの程度の情報開示をするべきかについては企業側の判断に委ねるべきではないかと指摘があった。ロイヤルティ料率及び一時金等のロイヤルティ情報は、投資家にとって将来キャッシュフローを予測する有用な情報であるものの、企業側にとっては重要な経営内部資源情報であるとの二面的な性格を有しているため一律の規制は難しいとの考えである。一方で、多額な一時金の支払いや受け取りがある可能性のあるライセンス契約を締結した場合には、将来キャッシュフローに大きな影響を与えることから、ある一定の基準を設けて開示を促すルール作りが必要ではないかといった指摘もあった。

また、国際会計基準へのコンバージェンスの流れの中からの指摘としては、M&A等の企業結合時に、被買収企業が保有する無形資産については、「法的・契約基準」或いは「分離可能性基準」等の識別可能性要件を充足する場合、項目ごとに個別に資産として価値評価し、減損会計を適用する必要があるが、その価値算出の背景や根拠についても投資家に適切に説明する必要がある、この観点からは、無形資産価値算定の際に採用したロイヤルティ料率等を自主的に開示する流れも考えられ、グローバル基準への対応の中で、日本企業も同様な自主開示を求められる可能性あるとの指摘もあった。

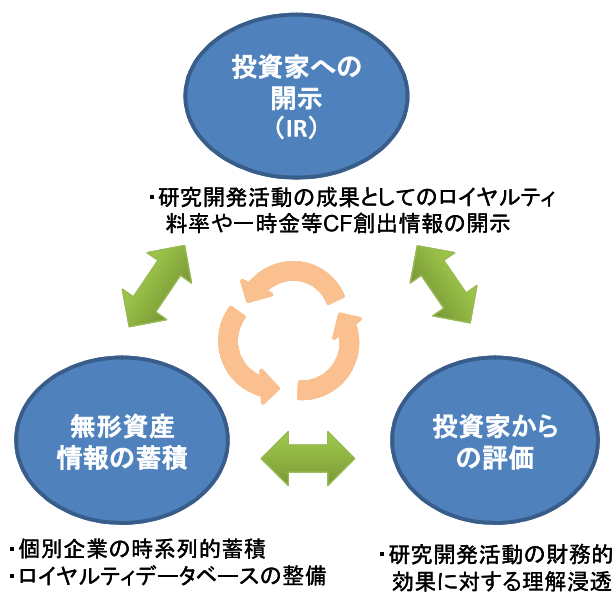
企業競争力の源泉が、知的資産能力に大きく依存する社会経済構造になる中で、国内の企業が研究開発や経営戦略の情報提供だけでなく、知的財産とその将来キャッシュフロー

⁶⁶ 経済産業省 知的財産政策室の資料を参照して編集

創出能力を積極的に開示することで、世界各国の投資家市場からより適正なる企業評価を受けることはますます重要になるとと思われる。我が国においても知的資産報告書にてロイヤルティ情報の任意開示が進められている中、例えば、国内の上場主要企業による知的財産のライセンス活動とその経済的価値への貢献（ロイヤルティ料率や一時報奨金等）に関して適切な情報開示が行われるよう、ロイヤルティ情報を含めたより広範な無形資産情報の開示について、本研究会以降も引き続き検討を進める必要があると考えられる。

2. 国内ロイヤルティ料率情報の整備に向けた提言

オープンイノベーションが進展していく中で、技術の外部供与や外部導入によるライセンス活動の機会が増えていくことが今後も予想される。この状況の中で、知的財産の流通や、知的財産価値を踏まえた中小企業融資等では、無形資産評価の要請が今後とも多くなると想定される。また、企業買収時の国際会計基準対応上の局面等でも同様に、買収先の無形資産についてはある一定の要件を満たす無形資産については個別の評価が必要とされている。



図IV－1 無形資産評価へのニーズの動向

無形資産価値評価とロイヤルティ料率の関係について今一度ここで確認をしたい。知的財産権の評価は、一般的な他の資産と同様、大きく分類してコストアプローチ、マーケットアプローチ及びインカム・アプローチの三方法が存在する。知的財産の場合、投入された費用が必ずしも資産形成に結び付かないこと、また、市場での類似知的財産の売買取引事例があるケースが極めて限られていることから、コストアプローチ・マーケットアプロ

一チによる価値評価がなされるケースは限られている状況である。

インカム・アプローチとは、資産が将来に生み出す一連の経済的便益の現在価値に注目するアプローチである。この方法は、その資産を活用することにより将来獲得される利益を評価の対象とすることから、価値概念に最も近い性格を持つため、金融や市場取引目的の実務場面で採用される場合が多い。一方、将来予測についての不確実性が伴うため、評価に際して使用した数値の信頼性や安定性の確保が重要となる。インカム・アプローチの中でも、「評価対象の特許権等の所有者が、その使用を第三者よりライセンスされているものと仮定した場合に、当該第三者へ支払うことが想定されるロイヤルティコストを、類似するライセンス契約から推定する」ロイヤルティ免除法は、実務的な運用面を考慮した簡易的方法と位置付けられ、技術や特許の価値評価だけでなく、ブランド・商標の価値評価にも応用できる有用な方法であるが、我が国においては、米国市場でなされているような継続的なデータ整備や更新がされていないために、ロイヤルティ料率の信頼性については問題があるとの指摘がある。そのために、信頼性に足る産業別・製品別のロイヤルティ料率の整備が望まれていることは本調査研究会の設立の一つの背景になっており、今回国内企業へのアンケート調査の結果、最新の動向について情報集積を行ったところである。

上述の通り、ロイヤルティ料率整備へのニーズはより高まり、今後も継続的に対応していく必要がある。定期観測による、信頼性を可能な限り担保した組織的な手段による料率整備の検討を行う必要があり、一つの検討案として、特許庁「知的財産活動調査」にて、主要なライセンス活動におけるロイヤルティ料率の情報収集を実施する方法が挙げられる。

なお、研究会でのライセンス契約実務担当者からの指摘があった通り、これら定期的なアンケート調査結果による定点観測から得られるロイヤルティ料率はあくまでも、該当産業における一般的なロイヤルティ料率であることに注意する必要がある。これら基準に対して、ライセンス契約当事者間の個別の状況や、ライセンス検討製品の特徴を踏まえた料率付加分や低減分を考慮した上で、個別ライセンス契約における妥当と考えられるロイヤルティ料率を決定することになろうかと思われる。

禁 無 断 転 載

平成 21 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知的財産の価値評価を踏まえた
特許等の活用の在り方に関する
調査研究報告書

平成 22 年 3 月

請負先 株式会社 帝国データバンク

〒107-8680 東京都港区南青山 2-5-20

電話 03-5775-3000

[http:// www.tdb.co.jp](http://www.tdb.co.jp)

本冊子は、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。